

平成22年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第1号

平成22年3月2日(火曜日)午前10時21分 開 会

出席議員

1番	古橋智樹君	11番	矢口龍人君
2番	小松崎誠君	12番	和田正美君
3番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
4番	古川誠一君	14番	矢口栄造君
6番	佐藤文雄君	15番	桂木庸雄君
7番	中根光男君	16番	関利夫君
8番	鈴木良道君	17番	圓城寺正道君
9番	石井幸雄君	18番	栗山千勝君
10番	小座野定信君	20番	廣瀬義彰君

欠席議員

5番	井坂悦司君	19番	山内庄兵衛君
----	-------	-----	--------

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長	坂本裕司君
副市長	圓城寺和則君	土木部長	松澤徳三君
教育長	大竹三千代君	会計管理者	竹村篤君
市長公室長	塚野勇君	消防長	岡崎勉君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	菅谷憲一君	農業委員会事務局長	板橋信雄君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
諸般の報告
- 日程第 3 施政方針演説

- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 5 議案第 1 号 かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 かすみがうら市国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市地域活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市多目的会館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 18 号 平成 21 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 19 号 平成 21 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 20 号 平成 21 年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 21 号 平成 21 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

- 議案第 22 号 平成 21 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 23 号 平成 21 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 24 号 平成 22 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 25 号 平成 22 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 26 号 平成 22 年度かすみがうら市老人保健特別会計予算
- 議案第 27 号 平成 22 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 28 号 平成 22 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 29 号 平成 22 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 22 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 22 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第 32 号 市道路線の認定について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
諸般の報告
- 日程第 3 施政方針演説
- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 5 議案第 1 号 かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定について
議案第 2 号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
議案第 3 号 かすみがうら市国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 号 かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 号 かすみがうら市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 10 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 11 号 かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 12 号 かすみがうら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

- 議案第13号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 かすみがうら市地域活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第17号 かすみがうら市多目的会館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第18号 平成21年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議案第21号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第23号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第24号 平成22年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第25号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第26号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計予算
- 議案第27号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第28号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第29号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第30号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第31号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第32号 市道路線の認定について

開 会 午前10時21分

○議長（桂木庸雄君）

それでは、ただいまの出席議員数は18名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、19番山内庄兵衛議員、5番井坂悦司議員より所用による欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

ただいまから、平成22年かすみがうら市議会第1回定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（桂木庸雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第81条の規定により、6番 佐藤文雄君、7番 中根光男君、8番 鈴木良道君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（桂木庸雄君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期日程案に示すとおり、本日から23日までの22日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諸般の報告を行います。

最初に、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表のとおりです。ごらんおき願います。

次に、平成21年第4回かすみがうら市議会定例会会議録を配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2、第3項の規定による平成21年11月から平成22年1月までの月例出納検査報告書の抜粋をお手元に配付しておきました。なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

次に、かすみがうら市教育委員会委員長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、平成21年度教育委員会の運営状況及び教育委員会の所管する事務事業の点検・評価報告書の写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんおき願います。

次に、本日までに受理した請願は、請願文書表に記載してありますように、請願第1号「核兵器の廃絶を求める請願書」の1件であり、所管であります総務委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

次に、本日までに陳情等3件を受理し、お手元に配付しておきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、議長、副議長が出席した会議等については、お手元に配付しました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、議員派遣の報告を行います。

2月5日、茨城県市議会議長会主催により平成21年度第2回議員研修会が、神栖市において開催され、石井幸雄君、井坂悦司君、小松崎誠君の3名が参加しましたので、代表して小松崎誠君より研修概要の報告を求めます。

2番 小松崎 誠君。

○2番（小松崎 誠君）

茨城県市議会議長会平成21年度第2回議員研修会の結果報告を申し上げます。

平成21年第4回定例会において議員派遣の決定を受けました私ほか2名の議員は、去る2月5日、神栖市の鹿島セントラルホテルにおいて、茨城県市議会議長会主催による平成21年度第2回議員研修会に出席してまいりました。

専修大学の加藤幸雄先生を招いて、「分権時代の議会の役割と議会の改革」という演題で講演がありましたので、その研修概要についてご報告申し上げます。

講演の中で、日本の地方自治体の政治制度は、米国の大統領制度を導入したことにより、二元代表制と機関対立型システムを採用しており、さらには迅速化、専門化、柔軟性を図ることを目的として、各委員会を設置しております。

米国の議会の主な役割は、議員による立法権や立法修正権であります。しかし、日本の自治体議会は、これらが非常に少ないというのが現状であり、これらを高めていくことが分権時代に求められていると述べられております。

一方、行政のチェック機能である一般質問においては、特に重複質問が多数見受けられ、非効率な議会が見受けられるとの指摘がありました。また、効率的、効果的な予算を編成するためには、決算審査でどの点を見直すべきかを審査することが、より重要な点でもあると言っておられました。

地方分権の推進により機関委任事務が廃止され、自治事務や委任事務となり、議会の責任が非常に大きくなったこと、具体的には、条例の制定に当たっては国の準則や通達が廃止されたことにより、地域的、個別的な法規範の考え方が、議会判断として重要となってきていると述べられております。

議会を改革するためには、まず議会はだれのためにあるのかという原点を再認識し、政策提言型の議会に改革することであると述べられております。そのためには、一般質問で質問のみを行う形から、政策提言を行う方向に重点を置くべきであると提言されておりました。

片や、個別の政策を論じるために全員協議会を活用し、政策討論等の議員同士の自由討議の場を設けることも必要であると述べられております。

講演の中の幾つかの言葉を取り上げましたが、議会の改革に向けて、我々議員も議会はだれのためにあるのかという原点に立ち返り、さらに前向きに取り組まなければならないと、強く感じてまいりました。

以上で、茨城県市議会議長会平成21年度第2回議員研修会の報告といたします。

○議長（桂木庸雄君）

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3 施政方針演説

○議長（桂木庸雄君）

日程第3、市長より平成22年度の施政方針演説がありますので、発言を許可いたします。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

本日、平成22年度一般会計予算を初めとする重要諸案件を提案するに際し、ここに私の市政運営の基本的な考え方を所信として申し上げ、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成17年3月に誕生した我が市は、今5年という節目に立ち、さらには私が市長に就任してから本年7月で4年の任期を迎えます。この間、市民の融合や市民目線でのまちづくりの推進、行政改革や入札制度改革への取り組み、また、まちづくり計画においては5つの重点目標を掲げ、将来像の実現に向けた施策に取り組んでまいりました。

また、行政経営の観点から行政評価システムの導入を図り、総合的な視点からの事業評価や効率的な事業運営など、行財政運営の推進に努めてきたところであります。

しかし、国主導の財政構造の変革の影響や、一昨年以来の世界的金融不安を契機とした景気低迷の影響は、地方経済の一段の冷え込みや雇用不安を引き起こし、国民の政治に対する不満や社会的不安の大きな要素となってまいりました。

これらの社会的閉塞感を払拭するねらいで、国においては数次の経済対策を実施し、景気回復を目指してまいりました。しかし、グローバル化の一層の進展など社会の大きな変革の流れの中で、地方経済はいまだ厳しい状況が続いております。最近の傾向としても、自動車や電機などを除いた非製造業の多くの分野は、今やデフレの状況にあると言われております。

このような社会背景の中で、国政においては、昨年8月の衆議院議員選挙において、歴史的な政権交代が行われました。鳩山政権においてはコンクリートから人への方針のもと、予算編成のプロセスの変更や子ども手当など、マニフェストに掲げた個人給付を重視する施策実現のため、新年度予算の財源手当てとして、国債発行額もかつてない44兆円を超えております。

今後も、少子高齢化社会の進展に伴い、社会保障費の一層の増大が見込まれる中で、現下の厳しい経済や雇用状況、円高・デフレ等の状況を踏まえますと、税収不足は予断を許さない状況にあり、消費税を初めとする新たな財源の確保策が急務となっております。

このような経済状況の中で、新政権は「あすの安心と成長のための緊急経済対策」として、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を平成21年度第2次補正予算として成立をさせました。本市におきましてもこの交付金が地域活性化の糸口になることを期待し、公共施設の修繕など、きめ細かな対策を計画したところでございます。

このように、国策の変革、制度の変革、経済状況の変革が進む中で、地方が元気を取り戻し、活力ある地域社会を形成していくためには、経済対策はもとより、市民と行政がよりよいパートナーとなり、知恵と汗を出し合いながら協働によるまちづくりを進めることが、一層重要となってきております。

市民の皆さんが夢と希望を持って、学び、働き、そして長寿社会をだれもが健やかで生きがいを持って楽しめる、人生の活躍の舞台づくりが私の目指すまちづくりであり、ことしはそのスタートにしたいと考えております。

それでは、本市の総合計画におきまして示した将来像「きらきら いきいき ふれあい育む豊かなめぐみ野」の実現に向けたまちづくりへの取り組みにつきまして、施策体系に沿って基本的

な考え方を申し上げます。

第1に、「自然と調和した快適なまちづくり」につきましては、近年地球温暖化など、地球規模で、しかも世代を超えて影響を及ぼす地球環境問題が顕在化し、将来にわたっての影響が懸念をされております。茨城県では、時限的に茨城県森林湖沼環境税を導入し、森林の保全や霞ヶ浦を初めとする湖沼、河川の水質保全に対する施策を重点的に行っております。

本市においても、国や県の政策に応じ、人が自然環境に与える負荷を減らすことを念頭に置いたまちづくりを進めてまいります。

市街化の進む住宅密集地において、わかりやすい市街地を目指し、市民の皆様のご理解を得ながら住居表示区域の拡大を図ってまいります。

また、大規模地震や自然災害に備え、住民が安心して暮らせる震災に強いまちづくりを目指し、耐震改修促進計画の策定や、木造住宅耐震診断士を派遣することで木造住宅の耐震診断を促進し、安全性の確保を図ってまいります。

次に、本市の玄関口であります神立駅を、魅力的でにぎわいのある町の顔とするために取り組むこととした神立駅西口地区土地地区画整理事業につきましては、土浦市と連携しながら進めてまいります。

市民の足としての公共交通の整備につきましては、コミュニティバスや乗り合いタクシーの運行を進めながら、地域公共交通総合連携計画に基づき、本年10月を目標にした新たな生活交通体系の構築のための実証運行をしてまいりたいと考えております。

次に、交通基盤の1つであります道路環境については、広域的な進展が期待をされます。国道355号から常磐自動車道へのアクセス道となる都市計画道路土浦新治線や、市川地内から石岡市に至る慢性的な渋滞の解消にも寄与する県道石岡・つくば線が、本年度中には開通の見込みであります。広域的なネットワーク化が進む中で、経済効果や周遊観光の面から大きな効果が期待できますが、一方では交通量の増大も予想され、さらなる交通体系の整備が必要と考えております。

国道6号千代田石岡バイパスにつきましては、この3月開港の茨城空港へのアクセス道として重要な路線であり、早期の完成に向けた働きかけを行ってまいります。

また、地域間の幹線道路である⑥6号線につきましては、平成23年度の完成を目指し工事を進めるとともに、霞ヶ浦環境科学センターへの連絡道にも位置づけられる⑦8459号線についても、早期の完成を目指し整備を進めてまいります。

さらに、地域の道路網の安全性や信頼性を確保するため、橋梁の長寿命化修繕計画を策定をし、計画的な維持管理に努めてまいります。

なお、継続的な要望活動を続けてまいりました五輪堂橋のかけかえにつきましては、恋瀬川河川改修に伴い実施されることとなりました。茨城県や石岡市と協力しながら推進してまいります。

次に、快適な住環境の整備につきましては、生活環境の改善や、公共用水域の水質保全を図るため、引き続き加茂・松崎地区において特定環境保全公共下水道整備事業を実施するとともに、一層の促進に取り組んでまいります。さらには、高度処理型浄化槽の設置促進を図ってまいります。

上水道事業につきましては、適正な施設の維持管理に努めながら、給水区域の拡大や配水管の更新を中心として、既存施設の計画的な改修や水資源の有効利用など、安全で安心な水道水を供

給してまいります。

公園や緑地につきましては、防災機能を担うとともに、地域の交流活動や高齢者等の健康増進の場などとして大きな役割を果たしておりますので、適正な維持管理を行い、だれもが安全で安心して利用できる環境づくりに努めてまいります。

広域共同事業として進めております石岡地方斎場の建設につきましては、建設予定地の埋蔵文化財の発掘調査及び用地造成工事を進め、平成24年の完成を目指してまいります。

環境の保全につきましては、本市の豊かな自然資源を守り、その恵みを将来にわたりまして引き継ぐことを重視し、新たに環境保全監視員を配置し、関係機関等との連携や監視体制の強化を図ってまいります。また、家庭でできる環境対策として、ごみの資源化を目指した分別収集を進めるとともに、ごみ減量推進のための市民の自主的な活動を支援してまいります。

防災機能の充実につきましては、消防防災の効率的な体制づくりの観点から、消防団の再編の計画づくりを進めるとともに、消防水利や消防施設の充実を図り、消防力の強化に努めてまいります。

また、災害に強いまちづくりを目指し、緊急時の連絡網体系の充実を図るため、霞ヶ浦地区と千代田地区で異なる防災無線体系を統一するための調査を行ってまいります。

防犯機能の充実につきましては、都市化や生活時間等の夜型化の進んだ昨今においては、夜間体制や初動捜査体制が重要と考えられます。このため地域の防犯パトロールの強化など、市民活動を一層促進するとともに、駐在所の統合に伴う交番の新設や、警察署、パトカー要員の増強等、県の行う再編整備に協力してまいりたいと考えております。

第2に、「健やか・安心・思いやりのあるまちづくり」につきましては、世界一の長寿社会を誇る我が国において、いかに健康で生きがいを持って生活できるかが大切であります。そのため、子どもから高齢者の方々まで、だれもが住みなれた地域の中でともに生き、安心して暮らしていけるよう、地域が一体となって広く支え合う思いやりのあるまちづくりを進めてまいります。

国民健康保険につきましては、「国民皆保険」の一角を担う制度ではありますが、高齢化社会の進行や、社会情勢の悪化等によりまして、年々財政運営が厳しくなっている状況であります。

医療給付費の伸びなどが続く中で、被保険者の保険料負担が増している状況にあり、負担の適正化などに配慮し、平成22年度においては、一部税率の割合や軽減措置の見直しを行ってまいります。

また、これらの見直しに伴う財政負担につきましては、市民の生活支援を強化するという視点に立って、一般会計からの支援を行います。なお、市民負担の公平性の確保と健全運営を図る視点から、課題であります収納率向上への取り組みを強化してまいります。

保健予防につきましては、世界的に大流行した新型インフルエンザにより、改めて安心できる保健医療体制の必要性を認識したところでございます。このため、医師会や医療機関との連携を強化するとともに、保健予防事業の充実や健康に対する意識の啓発を図ってまいります。具体的には、インフルエンザ予防接種に対する一部助成において、1歳児から中学生まで対象を拡大をいたします。

健康づくりの推進につきましては、「健康寿命」の延伸や、生活の質の向上を目指し、市民一人一人がみずからの健康づくりに意識を持って取り組んでいけるよう、新たな健康ヘルスロード

の設定や、その活用を推進してまいります。

次に、高齢者福祉につきましては、住みなれた地域の中で元気に暮らしていけるよう、各種支援をしてまいります。特にひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるよう、火災報知器の設置を進めてまいります。

障害者福祉につきましては、障害を持つ方々が住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者計画・障害福祉計画に沿った各種の支援策を進めてまいります。

次に、次世代育成の支援強化であります。さきに国から示された子ども・子育てビジョンでは、子ども手当の創設等により、子どもを社会全体で支える方針が示されております。本市においては、安心して子育てができる環境づくりとして、国の施策を一部拡充し、不妊治療や妊産婦健診における負担軽減を支援するとともに、次世代育成支援行動計画に基づき、市の独自事業であります子育て奨励金による支援等の各種施策を継続してまいります。

また、子育て世代への支援措置の拡大策として、待機児童の解消や保護者のニーズに合った保育体制を、民間事業所と連携をしながら整備してまいります。

また、家庭児童相談体制の強化を図り、新たに養育支援訪問を実施するなど、児童の健全育成の観点からも、その環境整備に努めてまいります。

さらに、子育て支援のネットワークづくりを通じて、子育て中の親同士が気楽に交流できる場や機会を提供し、地域が一体となって子どもを育てる環境づくりに取り組んでまいります。

第3に、「豊かな学びと創造のまちづくり」につきましては、若い世代の将来に対する不安感が多いと言われております。このような時代だからこそ、未来へ夢を思い描き、実現に立ち向かってゆく勇気と、汗を流せる勤労観の育成が重要であると考えております。

すべての市民が生涯を通じて豊かな学びを享受し、地域づくりに取り組む、それが限らない可能性を持った子どもたちを地域の力で育てる、そういう教育環境づくりに努めてまいります。

最初に、安全・安心な学習環境づくりの一環でもあります志筑小学校の移転整備につきましては、校舎建築に続いて体育館建設やグラウンド整備を行い、平成23年度当初の開校を目指してまいります。

また、学校施設の耐震化につきましては、診断結果等に基づき、優先して下稲吉東小学校の体育館と下稲吉中学校の校舎の耐震補強工事を行うため、平成21年度の補正予算として措置し、早期に整備を進めてまいります。今後は、統廃合問題と相まって、市民の方々や専門的知識を持った方々のご意見を伺いながら、順次、安全・安心な教育環境の確保に努めてまいります。

次に、教育内容の充実、向上につきましては、急激な社会変化にも対応できる能力と、豊かな心を持つ児童生徒を育成する視点から、ICT機器を活用した教育の充実を初め、英語指導助手による英語科授業の習熟度向上に向けた取り組みを強化してまいります。また、教育水準の向上を図るために、指導主事の増員や、学校生活の中で児童生徒の活動を支援する学校介助員の増員配置を行ってまいります。

また、教育相談につきましては、社会や学校等の環境変化を要因とするさまざまな悩みを抱える児童生徒や保護者がふえている状況から、スクールカウンセラーや教育支援センターを活用しながら、学校と行政の連携のもとで児童生徒の心のケアに努めてまいります。

国際感覚の豊かな人材の育成のため、毎年度実施しております中学生海外派遣事業「少年の

つばさ」につきましては、平成21年度は中止した経緯がありますので、新年度においては派遣されていない学年の生徒を加え、定員規模を拡大して実施してまいります。

生涯学習につきましては、その拠点となります施設の環境整備に努めてまいります。また霞ヶ浦地区の安飾及び牛渡地区の公民館につきましては、老朽化への対応のため、用途廃止した旧第2保育所、旧第3保育所の活用を進めてまいります。これらによりまして、地域コミュニティの醸成が進展をし、まちづくりが一層活性化されるものと期待をいたしております。

スポーツ振興につきましては、2つの総合型地域スポーツクラブの自立と相まって、これまで以上に多くの方が生涯を通じてスポーツに親しめるよう、協働のまちづくりの視点からも相互の協力を図ってまいります。

学術及び文化に関する各種事業に当たっては、長寿社会の進展や多様化するニーズを的確にとらえ、市民の方々へ広く提供をしてまいります。

青少年の健全育成につきましては、家庭における教育力の再生に主眼を置き、引き続きまして家庭教育学級や子育て広場等を開催してまいります。また、市の地域資源であります文化財につきましては、地域魅力を再認識する源ととらえ、それらの保護伝承に努めてまいります。

第4に、「活力ある産業を育てるまちづくり」につきましては、本市の今後の展望を切り開くためには、最も重要なことは、主要産業であります農林水産業の振興であり、収益ある農林水産業を目指した取り組みが必要であります。

また、市民の就業の場を確保する観点からの工業振興や、市民の利便性を確保する商業振興についても取り組んでまいります。

最初に、農林業の振興につきましては、本市には広大な農地があり、県内有数の農業地帯であります。農業従事者の高齢化、担い手の減少など、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。地域の特徴を踏まえた取り組みや産地間競争を勝ち抜くためには、新作物の推進や湖山の宝ブランドの育成を図りながら、消費者ニーズに対応した付加価値の高い農業振興を図ってまいります。また、関係機関、農業団体との連携を強化し、農業諸施策の推進を図りながら、地域農業の中核的な役割を持つ担い手や、集落営農組織の推進、法人化の促進、農業を体験する取り組み等を進めてまいります。

耕作放棄地防止対策につきましては、農業委員会など関係機関との連携のもと、耕作放棄地対策協議会を活用し、耕作放棄地の再生や利用、遊休農地対策に取り組んでまいります。

放置される山林につきましては、自然災害防止機能の回復や林業の振興を考慮し、身近なみどり整備推進事業を推進し、森林の適正な維持管理を促進してまいります。

次に、水産業の振興です。ワカサギ漁を初めとする水産業は、本市を代表する産業の1つであります。引き続き、外来魚の駆除や、ワカサギ孵化放流、ウナギ稚魚の放流、水産加工特産品キャンペーンや、新商品開発等、水産業の発展を促進してまいります。

次に、商工業振興につきましては、景気の低迷による消費者の購買意欲は下降傾向にある中、市内の小売店等の活性化を図るため、平成21年度に引き続き、プレミアム付き商品券の発行を支援してまいります。

また、まちづくりや就労の基盤となります企業誘致につきましては、向原工業団地において市独自の促進策適用第1号となります事業所が操業を開始いたしますので、企業立地促進の助成を

してまいります。今後も、県下一の企業誘致策をPRし、新たな誘致活動を進めてまいります。

また、霞ヶ浦地区におきましては、大和田バイパス近くに商業施設がオープンする予定であります。雇用の面のみならず、地域経済の効果、さらには市民の利便性の面からも期待をするものであります。さらに、一昨年からの急激な雇用悪化に対しましては、市みずからが積極的な雇用対策に取り組むこととし、新年度予算計上分を含めると、総勢で50人規模の雇用創出を行ったところであります。消費者行政につきましては、消費生活センターの充実など消費者相談窓口を創設し、取り組んでまいりましたが、引き続き市民が安全・安心な消費生活を営むことがきるよう、適正かつ迅速に問題解決を図ってまいります。

観光の振興につきましては、首都圏第3の空港として、この3月11日に茨城空港が開港いたします。韓国アジアナ航空やスカイマークなどの就航が決定したことで、国内外からの観光客も期待をされております。現在、関係自治体で構成します茨城空港周辺地域資源活用推進協議会において、観光情報の発信ための取り組みを行っておりますが、市の独自の情報発信策も検討してまいります。本市は自然環境の豊かな地区であります。霞ヶ浦に面した歩崎公園周辺には、さまざまな観光施設が立地していることから、管理運営や観光情報発信の一元化を図るため、歩崎公園ビジターセンターをオープンし、広域的な観光ネットワークの1つの拠点として誘客活動を図ってまいります。

また、近年、目的やテーマに沿った参加・体験型の観光ニーズが高くなっております。昨年実施した湖山の宝ツアーに引き続きまして、湖山の宝「食」普及促進事業として、特産品の調査やガイドブックの作成、特産品等の消費拡大を図るとともに、本市の魅力のPRを進めるなど、商工関係団体等と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

第5に、「みんなで作る連携と協働のまちづくり」につきましては、まちづくりの基本精神は、自助・互助・公助の三助の精神が大切だと考えております。互助の精神をとうとび、地域社会における役割を自覚をしながら、市民と行政がお互いに理解し合い、信頼し合える環境づくりに努めてまいります。

コミュニティづくりにつきましては、地域の連帯感を醸成し、文化の継承や活性化など地域づくりに欠かせないものであります。新年度地域の活動拠点として田子内コミュニティセンターの建設整備を初め、8地域の集会施設の整備を支援してまいります。

協働のまちづくりの推進につきましては、相談窓口の明確化や協働事業推進計画づくりを進めてまいります。また、幅広い行政情報の提供や市民情報の共有化に努める必要性から、市のホームページをリニューアルし、市民ニーズに合った情報の発信と市のPR促進に努めてまいります。

また、ふるさと納税による支援者を初め、市外在住の方でも本市への思いを強く抱いていただいている方々がございます。その方々を市民としてとらえ、市とのきずなを結ぶふるさと市民制度を実施してまいります。

男女共同参画の推進につきましては、社会環境が目まぐるしく変化する時代にあつて、男性も女性も積極的な参加が求められることから、男女共同参画計画に沿った事業を推進をいたします。

霞ヶ浦新庁舎につきましては、この5月6日に業務を開始する運びとなりました。議員の皆様方を初め、市民のご理解、ご協力に対し深くお礼を申し上げる次第であります。庁舎本体は、環境に配慮した太陽光発電設備を整え、庁内すべてを見通すことができるワンフロア構造になって

おりまして、格段に利用しやすくなります。今後は、行政拠点はもとより、防災、市民交流の拠点としての役割を果たすべく、市民の方々に大いに活用していただきたいと考えております。

さらに、平日の通常執務時間内に仕事などの都合で、市役所に来られなかった方々のために、千代田庁舎の窓口業務の一部を、毎週木曜日午後7時15分まで、2時間延長して行うことといたしました。

職員の育成につきましては、平成20年度から目標管理方式の人事評価制度を運用しております。平成21年度から行政評価と連動させておりました。今後も組織全体が共通認識を持った中で、職員の能力開発やその活用につなげてまいります。

総合計画につきましては、前期基本計画を市の基礎づくりとしてとらえ、社会環境の変化、住民ニーズに沿った新たな市の躍進に向けた後期計画の策定に着手をいたします。

なお、合併5周年記念事業として、子どもたちに将来の夢を語ってもらい、新総合計画の中で新たな目標として位置づけしてまいりたいと考えております。

市の行財政運営につきましては、第2次行財政改革と集中改革プランに基づき、市の目指すべき改革の柱を明確にしながら推進してまいります。

また、行政評価システムと予算決算管理との連動など、効率的かつ効果的な事業管理に基づき、スクラップ・アンド・ビルドを一層推進し、市民が真に求める事業への重点配分と健全な財政運営に努めてまいります。

さらに、財源の確保につきましては、引き続き全庁的な体制による収納率の向上に努めるとともに、企業活動の支援や雇用対策など、さまざまな視点からの地域振興策や産業活性化策を推進することによりまして、将来の税収増につなげてまいりたいと考えております。

ただいまご説明してまいりましたまちづくりを実現するための平成22年度予算の概要をご説明いたします。

一般会計は151億3000万円で、平成21年度の予算と比較しますと、11億3000万円、8.1%の増、子ども手当の影響分を差し引きますと、4.3%の増となっております。

歳入につきましては、税収が落ち込む中、地方交付税や臨時財政対策債の増により、一般財源が確保されましたが、社会保障関係経費や公債費が伸びる中、学校耐震化の推進など新たな課題に対応するため、合併特例債、基金等の活用により、地域の活力再生を目指す予算といたしました。また、切れ目のない経済対策として、国の第二次補正において決定をした地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用して、平成21年度補正予算に公共施設の整備改修事業を追加し、新年度予算とあわせて経済対策に取り組んでまいります。

特別会計につきましては、6会計合わせまして91億8200万円で、4億3026万6000円、4.5%の減となっております。一般会計、特別会計合わせまして総額243億1200万円となり、前年対比で6億9973万4000円、3%の増となっております。

企業会計であります水道事業会計の予算では、収益的収入及び支出の収入額は10億4703万2000円で、前年対比で2452万3000円、2.3%の減、支出額は10億4699万3000円で、2451万9000円、2.3%の減となります。資本的収入及び支出の収入額は1億1400万円で、前年対比で2億7210万円、70.5%の減となり、支出額は5億2379万5000円で、前年対比3億5605万8000円、40.5%の減となっております。

以上、変化の激しい今日の社会情勢の中で、行政の果たすべき役割はますます多様化し、的確な対応が求められております。このような状況のもと、職員と一丸となって努力と創意工夫を重ねるとともに、今後も引き続き地方自治の主権者であります市民の皆様との協働で、希望に満ちあふれた安全で住みよいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

新しい時代の変革期に当たり、改めて議員各位を初め市民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます、新年度の施政方針といたします。

○議長（桂木庸雄君）

以上で、市長の施政方針演説を終わります。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（桂木庸雄君）

日程第4、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第1号について、市長より報告を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました報告第1号につきましては、霞ヶ浦庁舎建設工事に伴う変更契約について、地方自治法第180号第1項の規定によりまして専決処分をしたものであります。

内容につきましては、外構工事におきます雨水排水計画を変更したことに伴い、契約金額を変更したものでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

以上で、報告第1号の報告を終了いたします。

日程第5 議案第1号ないし議案第32号

○議長（桂木庸雄君）

日程第5、議案第1号 かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定について、ないし議案第32号 市道路線の認定についてまでの32件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

次いで、提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました各議案につきまして、提案の理由を順次ご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定につきましては、公職選挙法の一部改正により、かすみがうら市長の選挙におけるビラ作成の公費負担に関する条例を制定するものであります。

次に、議案第2号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の

制定につきましては、市の歴史文化などの地域資源の情報提供の場として、かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターを設置するための条例を制定するものであります。

また、施設の設置に伴い、かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例並びにかすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を、あわせて改正するものであります。

次に、議案第3号 かすみがうら市国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、組織の一層の充実を図るため、協議会の委員定数を改正するものであります。

次に、議案第4号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、環境保全監視員を新設することに伴い、報酬額を設定するものであります。

次に、議案第5号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の人事評価において、平成22年度分の評価から、次年度の勤勉手当へ反映するために改正を行うものであります。

次に、議案第6号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の時間外手当の支給につきまして改正を行うものであります。

次に、議案第7号 かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例の制定につきましては、茨城県公害防止条例が改正されたことにより、改正を行うものであります。

次に、議案第8号 かすみがうら市防災会議条例の一部を改正する条例の制定につきましては、組織の一層の充実を図るため、委員の定数を改正するものであります。

次に、議案第9号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、身体障害者福祉法施行規則の一部改正により改正を行うものであります。

次に、議案第10号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険税の基礎税額を算出するため用いる割合を引き下げるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号 かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成22年1月20日をもって本市を含む14の漁業協同組合が合併したことにより、改正を行うものであります。

次に、議案第12号 かすみがうら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路法施行令の一部改正により、改正を行うものであります。

次に、議案第13号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正により、改正を行うものであります。

次に、議案第14号 かすみがうら市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、美並地区公民館を廃止し、霞ヶ浦公民館と併設させるための条例の改正並びに千代田公民館の会議室等の区分において、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第15号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、個室型店舗における防火安全対策推進のため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号 かすみがうら市地域活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、国の第2次補正予算において交付されました地域活性化・生活対策臨時交付金により造成をした基金について、所期の目的を達成したため、廃止をするものであります。

次に、議案第17号 かすみがうら市多目的会館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、多目的会館を廃止することにより、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号 平成21年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、11億5342万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を157億8957万3000円とするものであります。

内容といたしましては、国の第2次補正予算に計上されました経済対策及び学校施設耐震化並びに子ども手当支給の準備に要する事務費等を計上するものであります。

次に、議案第19号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億446万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億5842万8000円とするものであります。

内容といたしましては、保険給付費の不足分について、地域福祉基金を取り崩し、繰り入れを行うものであります。

次に、議案第20号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2509万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4842万9000円とするものであります。

内容といたしましては、平成20年度の決算に伴う一般会計への繰り出し並びに医療費の減額を行うものであります。

次に、議案第21号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1939万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億6403万2000円とするものであります。

内容といたしましては、平成20年度の決算に伴う一般会計への繰り出しを行うものであります。

次に、議案第22号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に492万円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億5556万3000円とするものであります。

内容といたしましては、霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金並びに建設負担金を計上するものであります。

次に、議案第23号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、資本的収入の既決予定額3億8610万円に出資金150万円を追加し、資本的収入の総額を3億8760万円とするものであります。

なお、補てんされる過年度分損益勘定留保資金の額3億9831万3000円を3億9681万3000円に改めるものであります。

次に、議案第24号 平成22年度かすみがうら市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算総額は151億3000万円で、前年度予算と比較しますと、11億3000万円、8.1%の伸びとなっております。

次に、議案第25号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額は44億5800万円で、前年度予算と比較しますと、3524万6000円、0.8%の伸びとなっております。

次に、議案第26号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計予算につきましては、歳入歳出総額は220万円で、前年度予算と比較いたしますと、1925万7000円、89.7%の減となっております。

次に、議案第27号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出総額は5億6070万円で、前年度予算と比較しますと、1729万2000円、3.2%の伸びとなっております。

次に、議案第28号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出総額12億3610万円で、前年度予算と比較しますと、4億5422万5000円、26.9%の減となっております。

次に、議案第29号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額3億5870万円で、前年度予算と比較しますと、5167万6000円、12.6%の減となっております。

次に、議案第30号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額25億6630万円で、前年度予算と比較しますと、4235万4000円、1.7%の増となっております。

次に、議案第31号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出につきましては、収入が10億4703万2000円、支出が10億4699万3000円であります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入が1億1400万円、支出が5億2379万5000円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額、4億979万5000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に、議案第32号 市道路線の認定につきましては、下稲吉字角来西地内に位置し、都市計画法の規定に基づく開発行為により新設されました道路で、市道として認定するものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、各常任委員会で担当部課長から説明をいただきますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

以上で提案説明が終了いたしました。

上程議案に対する質疑は、会期第4日の3月5日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、そのようにいたします。

○議長（桂木庸雄君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす3月3日午前10時から一般質問を行います。
本日はこれにて散会いたします。
長時間にわたりご苦勞さまでした。

散 会 午前11時22分

平成22年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第2号

平成22年3月3日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	古橋智樹君	11番	矢口龍人君
2番	小松崎誠君	12番	和田正美君
3番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
4番	古川誠一君	14番	矢口栄造君
5番	井坂悦司君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	16番	関利夫君
7番	中根光男君	17番	圓城寺正道君
8番	鈴木良道君	18番	栗山千勝君
9番	石井幸雄君	19番	山内庄兵衛君
10番	小座野定信君	20番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長	坂本裕司君
副市長	圓城寺和則君	土木部長	松澤徳三君
教育長	大竹三千代君	会計管理者	竹村篤君
市長公室長	塚野勇君	消防長	岡崎勉君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	菅谷憲一君	農業委員会事務局長	板橋信雄君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 圓城寺正道 議員
- (2) 矢口龍人 議員
- (3) 中根光男 議員

(4) 佐藤文雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 圓城寺 正道 議員
- (2) 矢口 龍人 議員
- (3) 中根 光男 議員
- (4) 佐藤 文雄 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(1)	圓城寺正道	1. 市道及び農道の拡幅工事について
		2. 果樹産地育成について
		3. 子の農業体験学習について
(2)	矢口龍人	1. 市内商工業者への経済対策について
		2. 神立駅周辺地区整備事業について
		3. 公用車の事故防止対策について
		4. 市内における飲酒運転防止策について
		5. 農業再生元年と位置づけ「新たな農業モデル」各種事業の展開について
		6. 小学校、中学校の教育環境悪化を改善するための取り組みについて
(3)	中根光男	1. 農業再生ビジョンについて
		2. 戸別所得補償制度について
		3. 子どもの読書運動について
		4. 安全な自転車通学について
		5. 各学校の耐震化について
		6. 一人暮らしの高齢者、障害者世帯に対し火災報知器無料配布について
		7. 公有財産のデータ化について
		8. 市のHP（ホームページ）で動画配信サービスについて
(4)	佐藤文雄	1. 下土田地内への残土問題について
		2. 入札制度の改善について
		3. 公共工事における発注者側の安全管理指導と請負業者の社会的責任について
		4. 公共下水道の問題について
		5. 国民健康保険税の引き下げ、保険税の軽減及び免除制度の拡充について
		6. 固定資産税課税のあり方について
		7. 交通安全対策について

開 議 午前10時00分

○議長（桂木庸雄君）

皆さん、改めましておはようございます。

会議に先立ちまして、本日議会事務局職員より登壇者の写真撮影を許可しましたので、ご連絡をしておきます。

ただいまの出席議員は20名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

会議に入る前に傍聴人に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、又は騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願い致します。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務について質す場であります。

従いまして、発言する議員自らが、法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意をする必要があります。

議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

また、答弁者に申し上げますが、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（桂木庸雄君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が、本日は4名の諸君より提出されております。

これより、通告順に順次発言を許します。

17番 圓城寺正道君。

[17番 圓城寺正道君登壇]

○17番（圓城寺正道君）

一般質問に先立つ前に、いろいろ議会のほうでも議運がありまして、いろいろ議員の皆さん勉強するところ、勉強しないところで時間制限とかいろいろありまして、執行部の方々にも今、議長のほうから、答弁に対してはめりはりの答弁と申し上げていました。議員もそれに従い、通告制でありますから時間を守り、そしてわかりやすくということで、なるべくなら時間内におさめるということで質問をしたらいかががでしょうかということも、私のほうから考える余地があるかと思っております。

では、先立ちまして平成22年度の第1回定例会の質問に移ります。

最初に、農道拡幅工事についてであります。

今般の中央における財政事情は非常に厳しいものがある中、あわせて経済事情の悪化に伴う税収の減収は危機的な状況であります。これを受けとめ、少ない予算でどれだけの効果を上げ、市

民に道路環境を整備し還元できるかが、行政の使命ではないかと思ひます。

そこで、市道及び農道の拡幅工事について伺ひます。

現在、市道の整備要綱の要件としては、5メートルまで用地は寄附、補償は有償とし、さらには同意書の添付をお願いしているようですが、これは農道整備にも該当するのでしょうか。

2番目に、子の農業体験について伺ひます。

鳩山由紀夫首相は衆議院本会議の施政方針演説で、命を守りたいと何度も訴えました。農業こそ命の源、農業再生こそが鳩山政権の命題とも言える長期滞在型の子どもの農業体験を。農村に一定の期間住むことで、地元の農産物に親しむ本当の意味の地産地消が生まれ、自然や土と触れ合うことの楽しさを5感で感じてもらえるためにではないでしょうか。

農業体験によって子どもと親の会話が弾むようになり、そこから将来農業の担い手が生まれるかもしれない。子どもの親にも交流が広がれば、農産物の産直などがふえる結果にもなると思ひます。滞在型の子どもの体験は家庭内や都市と地方のきずなを復活させる触媒であり、農山村漁村再生の原動力になると思ひます。

江戸時代の参勤交代にちなみ、現代版の教育の参勤交代として都会から地方に子どもを呼び寄せる仕組みを確立すべき地域主導の実践でもあると思ひます。農林業の6次産業化、農山村漁村の資源を再発見し、発掘することを理念としております。こういう中で長期滞在の子どもの農業体験について伺ひます。

次に、果樹産地育成について伺ひます。

農業や農業政策の見直しの中で、重要なのは専業農家の位置づけであると言われております。販売農家は181万3000戸のうち、専業農家は43万1000戸、全体の23.8%、あとは主業、準主業農家、企業的農家であり、兼業農家抜きで日本農業は語れないと思ひます。我が国では高度経済成長の三ちゃん農業以来、兼業農家は農業の近代化にとって悪とされ、将来の担い手とみなされていない。だが一方で兼業農家を生み出す施策をとりながら、地方で専業農家だけを対象とするのは矛盾していると思ひます。

今日、収益的に劣る農家の地域農業を支えているのは兼業農家であると思ひます。また、兼業農家は生産者と消費者の両方の立場に立っており、生産労働のとうとさや食の安全など、農業の理念を深めることができると思ひます。戦後農政の専業農家は善、兼業農家は悪というのは行政の縦割り思考の官僚的発想にすぎない。我が国の農業は専業と兼業農家が共存し、助け合う姿を目指すべきであると言われております。

これまでに、市農業を支えてきた兼業農家の昭和一けた世代が年金生活に入ると同時に、新たな農業参入者となるにもうかがっております。我が市としても、兼業農家における農業経営主体のスムーズな移行を進めていきたいと思ひます。

そこで、果樹産地育成であります。ここで新種苗露茜の梅の里づくり構想と打ち出しましたけれども、茨城県の作物で売り出すにはなかなか珍しいものはありません。梅にも今までは青梅を漬け物、梅干し類といった生産でやっていた農家が多数あります。そんな中で、この新種苗露茜は、変わり種としてピンクの梅のこの特性を持っており、非常に茨城県の作物に匹敵する作物と思ひます。なぜかと言いますと、茨城県は県の木、梅の木、そこで新たに出た露茜というのは、皆さん農家のためにもこの農家の低迷している折、食味嗜好が変わり、そこで飲料水、ジュ

ース、梅酒というのに幅広く使えるものが、この梅の里づくりをやりながら県の作物としたらいかかでしょうかと思うので、私はこういう新種苗露茜による梅の里づくりをいかなものでしょうかということ、発案したことでございます。

これで第1回の質問にいたします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

圓城寺議員の質問にお答えをいたします。

1点目の市道及び農道の拡幅工事につきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

2点目の果樹産地育成につきましてお答えをいたします。

圓城寺議員には、農業振興策の推進に関しまして、折々先進的な取り組みにつきましてのご提言をいただいていることに対しまして、まずもって御礼を申し上げたいと思います。私も日ごろから大変参考にさせていただいております、心から感謝を申し上げるところであります。

ただいまの梅の露茜の産地化、具体的には梅の里構想の推進につきましてご提言がありましたが、圓城寺議員には、いち早く推奨作物としてご推薦をいただいております、市といたしましても栽培の促進を行いまして、市内の梅栽培農家、J A茨城千代田の協力のもと、約2.5ヘクタールの苗木の植えつけに取り組んでいただいたところでございます。

本市は、ご案内のとおり、果樹の産地として数多くの品種が栽培されておりますけれども、この新品種、露茜は加工用としての用途など将来性も有望と考えますので、市の推奨作物として推進したいと考えております。

なお、ご提言をいただきましたように、梅の里として広く産地化するためには、生産農家の皆さんや加工業者の皆さん、あるいはまた集出荷の皆さん、J Aなどの農業関係団体が協力して取り組まないと栽培面積や品質の確保、出荷量の確保も図られませんので、今後は栽培の促進とあわせまして、加工や流通販売などの体制づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、子どもの農業体験につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまの圓城寺議員さんからのご質問にお答えをいたします。

1点目の、市道及び農道の拡幅工事につきましてでございますが、ご質問にもございました、またご承知の内容かと思いますが、生活道路の要望時における道路用地の無償提供でございますが、最大5メートルまでを寄附でお願いをしております。この5メートルにつきましては車道幅

員ではなくて全体幅員という考え方で、つまりは境界内の5メートルということでご協力をいただき、あわせて用地寄附等の同意書を添付していただいております。

なお、寄附用地であっても、立ち木、物件等についてはすべて補償対象としております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 坂本裕司君。

[環境経済部長 坂本裕司君登壇]

○環境経済部長（坂本裕司君）

圓城寺議員の質問にお答えいたします。

1点目の市道及び農道の拡幅工事についてお答えいたします。

農道として整備する場合の事業制度は、事業規模、受益面積により県単、団体営、県営などの事業があります。土地の無償提供につきましては、県単事業では原則用地買収費は事業費に含まれません。団体営、県営事業においては用地買収費は事業費に含むことができます。しかし、地権者からの無償提供の同意があれば、どの事業においても県や国への補助事業の要望がしやすい状況になります。農道整備における同意書の添付につきましては、事業要望時は受益者の同意、事業認可時は受益者を含む地権者の同意により、土地の無償提供による整備が可能です。

よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

教育長 大竹三千代君。

[教育長 大竹三千代君登壇]

○教育長（大竹三千代君）

3点目の子の農業体験学習につきまして、お答えを申し上げます。

ただいま、かすみがうら市では、まず小学生でございますけれども、学校における子どもたちの農業体験につきまして、学校農園でサツマイモ、そしてジャガイモなどを育成し、収穫、試食まで行い、学校水田があるところでは、もち米などを田植えから稲刈りまで一連の作業を通して農業体験として取り入れているところでございます。

これらの農業体験は圓城寺議員さんがおっしゃいますように、子どもたちの農業に対する理解、食料と自然環境に対する理解、収穫の喜び、そしてつくる過程の苦労、共同作業をする上での協調性、またそれらにかかわる人々との交流を通じて社会性をはぐくむなど、さまざまな教育的な要素がございまして、大変有意義な活動となっております。今後も継続していきたいところですが、ご提案の長期滞在型の導入につきましては受け入れ態勢の整備の問題もございまして、それらを含めて総合的に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

最初の市道及び農道の拡幅工事ではありますが、やはり無償提供ですのうから、1メートル多くなっても路面、いわゆる車の走れる幅、やはり4メートルちょっとぐらいではもうすれ違

のにも困難、それに対して5メートル路面にすれば駐車場、農地には駐車場は要らないということで、うちのほうでもいろいろご理解することに、このようにしたらいいでしょうかとご理解いただいて、5メートルにしたところもあります。財源がないんですから、いち早くそういう提供者があれば即刻対応すべきことで、県にも何回か言った形跡があるのか、ないか。

まずそういうことで、同意書もちろん添付でありますけれども、もめごと一切ならない道路要望に対しては、いかがなことで取り組んでいくのか。そういうことで、拡幅工事も新たに5メートルになるとそんなに道路も必要ないといいますが、今農地の荒れている遊休地、それから粗放地、ほとんど対応にも今は大型車が入るのにもトレーラー関係の重機を入れないと、それが搬入できないわけがございます。そういうわけで、将来を担う農業後継者も賃貸でできないうちは貸す。それからまた、それに農道整備をやれば、集積農地をしたときにも、非常にたやすいことになるのではないかと私は思いますので、いろいろな角度から見て、もうやらない道路と、それから拡幅地を5メートルにやる道路に対して県のほうに対してはそういうご要望をして、どうなのかといった形跡がまずあるのか、ないのか、補助金として。そういうことをまずお答え願います。

次に、果樹の産地育成でございます。これは農業も、私も農業者であります、角度を変えていろいろ単収的な収益というのがまず第一であります。これには坪井市長も農業で成功している事業家であります。農家の皆さんは単収的な収益を上げれば自然なりにその作物に魅力があり、ついてくるのが当然であります、ここ二、三年私もナシをやっていましたけれども、非常に価格の低迷、それからナシ園やっている議員さんもおるでしょうが、非常に収益的収入が上がらない。どんどん食味も変わる。ナシをむいてできない子ども、それから飲み物が好きな子どもとなれば、いろいろ嗜好が違ってきております。

ここで、坪井市長も心機一転巻き返しではないけれども、すぐには市長選も出るようですから、農家の皆さんとり入れて、こういう収益的収入があるのはやはりプロジェクトを挙げて、これといったものは県にご要望いたしまして、それで茨城県の作物とした、今さっき言いました梅の里づくりの構想をやる気があるのかないのか、1点伺います。

次に、子の農業体験でございます。今教育長から受け入れ態勢が非常にできていないと。できないのには、農家のほうも受け入れ態勢をつくるには、利潤性を伴う農家、それから迎えるには設備の投資ということで、いろいろ問題が生じます。

教育関係に予算を組むことに対しては、人間関係のことで親子の触れ合いをやる中で、いろいろ知らなかったことが都会の人間は、今やっている方はいろいろ地方でやっているところがありますけれども、いろいろな経験、例えばひきこもりの人が友達ができたとか、いろいろ知らないところで、そういう農家のところに知らないところを覚えて、都会の皆さんと交流して、できないところの農家のほうにはそういう少なくとも補てん財源、それから設備投資をするには、こういうことをやったらいかがでしょうかという要望をしながらやっていかないと、お互いに受け入れ態勢相手もできないし、教育のほうのやる方向づけも農業体験の長期滞在型というのはできないと思います。その点に対して、そういう要望というのを教育長はやる考えがあるのかないのか。

以上、第2回の質問といたします。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 坂本裕司君。

○環境経済部長（坂本裕司君）

それでは、まず1点目の農道整備の関係でお答えいたします。

県のほうへの要望はしたのかという話でございますが、地元から農道整備、県単でやってください、団体営でお願いしたいという要望があれば、それに基づいて県のほうへ要望している状況でございます。

さらに幅員の関係でございますが、ご指摘がありましたように、農業も大分機械化が進み、大型機械が今後ますます導入されるという状況もありますので、整備する際にはなるべく広い幅員、ですから、先ほどありましたように、5メートルぐらいあればすれ違いも可能でありますので、そういう際には、やはり最低でも5メートルぐらいはいそうではないでしょうかということで推進していきたいと思っております。

さらに、農道整備によりまして、耕作放棄地の解消にもつながるのではないかという話がございますが、確かに地元の方のご意見を聞きますと、機械を入れたくても機械が入る道がないんだよと。やむを得ず、耕作放棄地になっているんだという話も聞きますので、やはり、道路の整備をすることによって、耕作放棄地の解消もできるのではないかということは考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それでは、私のほうから2点目の質問であります梅の里構想、産地化を県に要望する気があるのかどうかというようなご質問でありますけれども、先ほどお話がありましたように、茨城県木は梅であります。そしてまた、偕楽園の梅、水戸の梅、非常に茨城県と梅のかかわり合いは深いわけであります。

ただ、産地として見たときに、全国的に言いますと、紀州梅が全国の半分以上を占めていると聞いておまして、そういう中では産地として決して大きくないわけでもありますけれども、県のイメージからいって非常に茨城県と梅のかかわり合いは深いわけであります。そういう中で、我が市では露苗を約2.5ヘクタール植えて、先進的な形での取り組みが始まりました。そういったものの栽培のリーダーシップをとりながら、県に対しましてもそういった加工面での需要の産地化掘り起こし、そんなことをすれば、非常におもしろい産地化ができるのではないかというように私も考えておまして、その辺も含めまして、県にぜひとも我々もリーダーシップをとった形でご要望しながら、県全体でのイメージアップに結びつけていけるように取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願したいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

教育長 大竹三千代君。

○教育長（大竹三千代君）

議員さんのご提案でございますけれども、この問題につきましては、2つの点から考えなければならぬかなというふうに思うのでございます。

一つは、ご提案のように、農業振興、そして本市のまちづくりに対して都会からの子どもたち

を受け入れて、そして農業に対する理解を深めたり、心のいやしにしたりというふうな考え方で、それから本市の教育としての取り入れというふうに考える問題かなというふうに、私は受けとめておるんですけども、先ほども申しましたように、私どもの教育といたしましては、子どもたちがそういう体験を通して成長していくというところから考えれば、非常に大切なことだと思います。

そして、農業振興、まちおこしということも含めてということになりますと、私の考えの一つだけではなく、やはり受け入れとしての市の態勢でありますとか、そういう農家の方々のご協力とか、整備とかということがあるのではないかと思います。

ただいま、自分として考えております本市の子どもたちにとということでありますと、中学生等の職業体験というのが進路学習の中であるんですけども、そういう形で、すぐにでもそれはお願いをしたりして、できることではないかなというふうには考えておりますということも含めまして、受け入れについての整備、そうしたことについては、まだ少し検討の余地があるかなということを考えております。

でも私は、おっしゃることについては非常に大切なことだと思っておりますので、つけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

3番目の質問でありますけれども、農業関係の果樹産地育成でございますけれども、いろいろなことで新種苗と書かれていますけれども、なかなかいろいろ今ではインターネットをやっても品種というのはわからないものでありますので、技術センター、つくばにはいろいろ果樹試験場、そういうところに足を運びながら、今からの取り組みというのは農業というのは移り変わりが激しい。今言ったとおりに、もって10年、もたないで5年という移り変わりの激しい農業なんです。それには前倒してやっていないと、これはできないというのが今の農業、いつまでもそこにとりついていると、自然に取り残された農業になっていく状況であります。

その中で一番大事なのは、露苗も確かにいいと言いましたけれども、新種苗でありますから非常に高価な苗であります。ことしは経済部長もいろいろご努力されまして、市販よりは本当に安い苗木として販売を生産者にしてもらったために、補助金も市のほうからつけてもらって、それで売り始めましたけれども、非常に新種苗というのは登録種苗法とあって、非常に高い値段であります。よく言えば1本1,500円もする苗木もあれば、2,000円もする苗木もあります。なかなか個人では買えないというのが新種苗であります。こういう状況でありますから、新たに植えましても、10アール植えると相当な金額になります。それに対して市の取り組みとしてその補助金、今から先もこの補助金に対して、新種苗に対しては補助金をなされていくのかということについて伺います。

次に、まだ農業関連で教育のほう参勤交代なんていいますけれども、教育長さんのほうから一応難しいと。やはりさっきも言いましたけれども、行政の縦割り、これが非常に難問題を今、教育長が言われたように実感します。やはり横の線、農業といえば農政課、一緒に取り組む、教育

のほうでも取り組むと、やはり予算というのは横のつながりをやりながらやっていかないと、いい教育方針のものにも展開できない。そういう語り合いをやりながらやはり都会から呼べる子の農業体験というのをやっていかないと、できないのであります。

それから、今、先ほど言いましたように、農家でも街から来ていただきますから、今では水洗トイレというのはほとんどないと伺いますが、やはり田舎ですから、ある程度はちょっと孤立した部屋でもつくってやらないと、これもまたちょっと難問題がある。そこにはやはり農家の人も整備する余裕でありますから、その方面のまだこれに該当する支援金というものを出していただけるかどうかということ、首長さんのほうからそれもお答えしながら、第3回の質問として、実入りのある答弁としたことがいただけるのを、私からお願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 坂本裕司君。

○環境経済部長（坂本裕司君）

果樹産地育成についてお答えいたします。

ただいま圓城寺議員さんからご指摘がありましたように、農業はなかなか難しいもので、5年先、10年先が見えないというのも事実のようでございます。実際問題、この各種苗木等の、今回露茜ということで推奨しておりますが、さらに新しい品種、新しい果物の苗がどんどん出てくる状況にあります。特に、かすみがうら市は苗木屋さんが多く、全国の苗木の半分近くを占めるとか、そういうような話も聞いておりますので、この苗木屋さんの知識、生産状況などを市にあります新作物推進協議会のほうに入ってくださいまして、そういう苗の今こういう苗が大分出ていきますよ、こういう苗がいいんじゃないでしょうか。かすみがうら市ではこういうものが合うんじゃないですか。そういう意見を取り入れながら、聞きながら、今後の農業推進に当たってまいりたいと思います。

さらに、耕作放棄地対策の上でも、やはりそういう新しい品種、新しいものに取り組んでいく必要があるのかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それでは、先ほどの農業体験施設への助成、補助ができるのかと、そういったご質問でありますけれども、お答えをしたいと思います。

ご承知のとおり、私どもかすみがうら市、特に旧千代田町は果樹のふるさとというようなことで、観光農園の草分けの地域でありました。そういう中で、現在やや消費者ニーズが変わってきておまして、もぎ取りから体験型と、そういったニーズも生まれているわけでありまして、新たな今課題の中で今後そういった事業を、あるいはまた農家の皆さんの取り組みを後押ししなくてはならないという思いでいるところでございます。

また、一面、霞ヶ浦地区のほうにも昨日お答えさせていただきましたように、観光拠点としてビジターセンター等も佐賀保育所跡地を使って施設整備を進めていく予定でありまして、そういった中で、いろいろ交流拠点づくり、あるいはまた人を呼び込めるような、そういった取り組みとして大変大事な視点だというふうに考えております。

ただ、予算等もありますし、その辺の新たな消費者ニーズ等の取り組みもありますので、その辺も含めながら、いろいろな研究調査をしながら前向きな形で進めていきたいと考えておりますので、この場ですぐ補助できるかどうかということについては、前向きな検討をさせていただきたいということでお許しをいただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

11番 矢口龍人君。

[11番 矢口龍人君登壇]

○11番（矢口龍人君）

おはようございます。

平成22年第1回かすみがうら市議会定例会に当たりまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。わかりやすく、かつ具体的なご答弁を求めます。

1、市内商工業者への経済対策についてお伺いをいたします。

昨年8月の衆議院選挙で民主党中心の政権が誕生し、コンクリートから人へを掲げ、政策の転換を図っております。現在、国会では平成22年度の予算審議が行われ、昨日衆議院を通過したということでございます。公共事業も18%削減するということでもあります。県の新年度予算では、特別会計を含めた公共事業費は使途が決まっている国庫補助事業が877億円と、今年度当初と比べて18.6%下回る大幅な減額となっております。本市においても、影響が予想されることがあると思います。どの程度の影響があるのかをお伺いいたします。

また、公共事業等発注に関しまして、これから年度終盤から年度の初めにかけて、そして秋口までという公共事業の発注が特に減る時期になります。市として、対応が可能ではないかと思われる点として、できる限り速やかな発注、可能であるならば、前倒し発注というものが挙げられると思います。そういった公共事業、物品購入等の早期前倒しの発注の促進について考えをお伺いします。

かすみがうら市商工会は昨年5月の通常総代会で、新会長に選任された真藤会長を先頭に、地域における総合経済団体として商工業の総合的な改善、発達を通じて、地域活性化の指導的な役割を果たせるよう経営改善普及事業並びに地域総合振興事業を展開しております。さらには地域経済発展のため、市行政とともに各種事業を推進していることは御存じのとおりでございます。

現在会員数810名おります。その中には経営規模が小さく、市の公共事業に参加するための指名願の申請や経営審査への登録などが簡単にできない事業者がありますが、そのような事業者にも公共事業の参加機会を与えるために、かすみがうら市商工会を窓口として各担当課で行っている随意契約見積もり合わせを一元化して、地元商工業者に発注の情報提供を行い、受注の機会の拡大ができないか、また随意契約の実施状況についてお伺いをいたします。

2番目として、神立駅周辺地区整備事業についてお伺いをいたします。

①として、92%の同意により都市計画決定の手続に入るわけですが、平成17年神立駅地区事業計画が策定されておりますが、急激に社会情勢も変化している中で、この地域の土地利用

構想の考えをお伺いいたします。

また、事業完成までのタイムスケジュールについてもお伺いいたします。

②区画整理事業と駅舎の橋上化、東西自由通路も同事業ととらえ進めるべきと思うが、考えを伺います。また、JR東日本との協議の経過と内容についてもお伺いをいたします。

③総事業費43億円、国・県補助が20億円、残りが土浦市とかすみがうら市2.2ヘクタールのうち、かすみがうら市分として0.8ヘクタール分の割合で、事業費の割り当て分として11億7000万円が市の持ち出しとのことでありますが、財源についてお伺いをいたします。

財源の一つとして、目的税である都市計画税を設置する考えがあるのか、お伺いをいたします。

3、公用車の事故防止対策についてであります。

公用車運転中の事故防止対策への取り組み状況についてでございますが、各企業、工場などでは労働災害防止、交通事故防止の徹底を図っております。

そこで、よく耳にしますKY運動やヒヤリハット報告などがあります。

KY運動は、空気が読めないではなく、危険を予知することで、ヒヤリハット報告は、ひやり、はつとにちなんで行けられたものであります。幾つかの自治体でも公用車運転中に遭遇した危険な事例を報告書という形で残しておき、今後の交通安全対策につなげているところであります。

事故報告書とは異なり、事故に至らず、ひやりとするとところで済んだという出来事についての報告書でございます。その報告書を職員が共有し、同じ出来事を繰り返さないようにするにはどのようにすればよいのかを記入しておけば、事故防止につながるはずで、事故の一手手前の出来事を認識することで、事故が起きる原因を把握することができ、それにより事故防止できるという効果がございます。

事故防止で大切なのは、原因を見つけてそれにどう対処するかだと思います。KY運動やヒヤリハット報告書などの運転管理を行っているのかをお伺いします。

また、公用車の台数、近年の事故件数等もあわせてお伺いをいたします。

4、市内における飲酒運転防止策についてでございます。

昨年6月の道路改正法で悪質運転に対する行政処分が強化されました。特に、酒酔い、酒気帯び運転は一気に免許取り消し、2年間運転免許が取得できなくなるなど、大変厳しい内容となっております。本市の飲酒運転防止の対策についてお伺いをいたします。

5、農業再生元年と位置づけ、新たな農業モデル各種事業の展開についてであります。

国は、平成20年5月に農商工連携促進法を施行し、農林漁業者と中小企業者が共同で行う新たな商品の開発、サービスの開発等に係る計画について、国が認定を行い、この計画に基づく事業に対し、補助金や低金利融資などの特例等の支援を行い、農林業と商工業等の産業間の連携を強化して、地域経済を活性化する取り組みをサポートすること、新たな地域活性化事業の取り組みとしては大変歓迎できる内容で、本市の抱える農業問題を初め、中小企業、雇用、福祉、環境問題など、解決のヒントがそこにはあるのではないのでしょうか。

常磐自動車道は、1982年3月に千代田石岡インターまでが開通、ことしで28年目となり、その間多くの人と物を運び、本市の発展にはなくてはならない陸の大動脈として貢献してきております。高速道路は都市と都市とを直接結ぶ便利な道路で、そのメリットは既存の一般道の渋滞を避け、自動車が目的地までノンストップで短期間に到達できることであります。出発地と目的地は

インターチェンジであり、まさにインターは自治体の玄関口として、地域振興の拠点として各地でインター周辺の開発を行っておりますが、本市においてはいまだに未開発のままとなっております。

本市の中佐谷地区には千代田パーキングエリア施設があります。現在、ドライバーの休憩施設とコンビニエンスストアとなっております。現在のパーキングエリアはさらに進化を遂げておりまして、スマートインターチェンジとして一般道への乗り入れが可能となっております。千代田パーキングエリアを活用した農業観光や地域活性化の拠点づくりを提案したいと思います。首都圏70キロという地域特性を生かした新しい農業観光、農業振興、地域活性化構想の考えについてお伺いいたします。

②として、市の特産ブランド化により焼き芋焼酎、ブルーベリー酒などが発売され、話題になっておりますが、費用対効果の面ではさらなる研究が必要ではないかと思っております。今後は事業の拡大を考えているのか。であるならば、どのような形態で実施しているのかをお伺いいたします。また、新作物の新たなブランド化について、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

6、小学校・中学校の教育環境悪化を改善するための取り組みについて質問をいたします。

日本の少子化社会の到来が初めて認識された、1990年の1.57ショック以来進められてきた少子化対策は、2007年12月に子どもと家庭を応援する日本、重点戦略として、働き方の見直しによる仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスです。それと地域の保育、子育て支援の充実という2つの施策に焦点が絞られ、具体化へ向け新たなステージへと進んでおります。ここで言う子育て支援とは、就労のあるなしに関係なく、すべての子育て家庭を視野に置いた地域の取り組みというものに重点が置かれております。そういった流れの中で、各市町村で策定されたのが次世代育成支援対策行動計画であります。このかすみがうら市次世代育成支援対策行動計画は、前期計画期間を21年度までとし、22年度からは5カ年の後期計画が策定される見通しの年があります。

この計画の理念、1番目に、①として、子どもを産み育てたいと思う人が安心して子どもを産むことができ、そして子どもが健やかに育つことができる社会を目指す目的で、かすみがうら市次世代育成支援対策行動計画が策定されており、前期計画の5カ年が終了しますが、その実績と評価についてお伺いをいたします。

第1の、教育力現場である学校の主役は、何といたっても子どもであると思っております。この子どもに光を当てた教育を推進するためには、現場の先生方の力が第一に必要であり、先生方が元気で、子どもに向かい合う時間をふやしていくことが大切だと思うわけでございます。しかし、現在学校は学力低下への懸念、いじめや不登校、生徒指導上の問題など、さまざまな課題を抱え、先生方はその解決のために多くの会議を開いたり、夜間に家庭訪問を行ったりと、大変多忙な状況にあると認識したところでございます。

②一部の生徒ではありますが、学校内外での非行が目立っており、家庭環境の問題を初め、子どもたちを取り巻く環境は複雑化しており、行政の細かな支援と地域のかかわりが必要であると思っておりますが、考えをお伺いいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

矢口議員の質問にお答えをいたします。

1点目の市内商工業者への経済対策につきましてお答えをいたします。

国の平成22年度一般会計予算では、総額92兆3000億円と大変大きな予算となっておりますけれども、税収がそのうち37兆4000億円と大幅に落ち込む中で、44兆3000億円の国債を発行するなど、大変厳しい財政状況でございます。そういった中、国直轄の公共事業の関係につきましてもコンクリートから人へということで、平成21年度と比較いたしまして18.3%の減となったところがあります。また、地方向け公共事業につきましては、約7000億円の縮減がされております。さらに、補助金等は原則交付金化されるという制度の大幅な見直しもありまして、希望する配分を得られるかどうか、現時点では不透明な状況であります。

本市におきましては、これまでの事業計画や県との協議などを踏まえまして、予算を計上したところでございますが、引き続きまして補助金や交付金の確保に努めるとともに、適正な執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

公共工事、物品購入等の早期前倒し、発注の促進のうち、各種工事等の発注につきましては、市内商工業を取り巻く経営環境が年々厳しさを増している状況を踏まえ、できる限り早期発注に努めてまいりたいと考えております。

なお、受注機会の拡大、随意契約の実施状況につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

2点目の神立駅周辺地区整備事業につきましてお答えをいたします。

神立駅西口地区土地区画整理事業につきましては、過去にも何度か検討されてまいりました課題の一つであります。土浦市との行政界でありますことから、相互に連携をしながら何とか整備計画を立てましたが、具体的に事業を実施するまでには、これまで至りませんでした。現状としましては、常磐線沿線の中で駅前整備のおくれ、駅舎そのものの老朽化、東西自由通路の不便さ、バリアフリーへの未対応など課題が山積している状況であります。そういう中で、平成20年8月から土浦市とともに地権者の同意取得に取りかかり、本市は100%の同意、土浦市が92%の同意と、目標とした95%には届きませんでした。土浦市と協議した中で、都市計画に向けた事務を進めるという結論に達したわけでありまして、

しかしながら、国の政権交代に伴って、公共事業の圧縮や交付金化など財政的支援措置が不透明な状況にあります。経済状況が悪化をし回復の見通しが立たない現時点において、このような大きな事業について取りかかることは、財源的にもかなり厳しい状況にあるというふうに思いますので、事業効果の検証など含めまして、慎重に対応していきたいと考えております。今後は国や県とも協議をしながら、よりよい制度の活用や財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、都市環境整備のための目的税であります都市計画税につきましては、本市の周辺市ではいずれも賦課をしております。本市においては、都市計画施設を計画的に整備促進するために、

一定の財源を確保する観点から必要と考えますが、今後の検討すべき課題の一つとしてとらえておりますので、慎重に検討してまいりたいと考えております。詳細につきましては、担当土木部長からの答弁とさせていただきます。

3点目の公用車の事故防止対策並びに4点目の市内における飲酒運転防止策につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

5点目の農業再生元年と位置づけ、新たなモデル事業、各種事業の展開につきましてお答えをいたします。

ご質問にもございましたが、本市はこれまで東京首都圏の近郊地域としての地理的な優位性から、果樹や蔬菜類の生産販売を主に農業生産が行われてきたところであります。首都東京という絶対的な消費地と生産地域との典型的な関係だと思っております。そのため、果樹、観光などの面におきましても先進的な取り組みを見せましたが、そのほかの農産物の生産販売については、付加価値をつけた加工品としての取り組みや販売ルートの開発の面で、他地域よりも一歩おくれをとることとなったというふうに考えております。

さらに、高速道路網の整備や流通ルートの整備などによりまして、物流システムが大きく変化をする中で、東京近郊としての優位性が薄れたことも事実であります。また、観光ニーズにつきましても、そのあり方が大きく変わる中で、近年は目的やテーマに沿った参加体験型の観光ニーズが高くなっておりまして、昨年は本市の取り組みであります湖山の宝ツアーも、盛況のうちに終了いたしました。今後は果樹観光や農業生産という枠を超えて、豊かな自然環境など本市の有するさまざまな資源を生かした拠点整備、いわば安らぎの得られる居場所づくりなど、都市住民との交流体験を主体とした地域振興策もその一つというふうに考えております。

次に、湖山を初めといたします特産品の販売につきまして、これまで市内に限った販売を進めてまいりましたが、販路の拡大を進めるためには原材料の確保、醸造能力の確保はもちろんでありますけれども、商品ルートや販売権の扱いなど、事業形態の見直しが必要と考えておりますので、商工会を初め市内の関係企業等に取り組みをお願いしてまいりたいというふうに考えております。

次に、新作物の新たなブランド化につきましては、本市は素材をつくるための土地や技術力はあると思っておりますので、本市で生産をされます農産物を原料とした加工品の開発を支援し、かすみがうらブランドをつけて流通に乗せたいというふうに考えております。ぜひ議員さんにもご提案、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

6点目の1番の、次世代育成支援地域行動計画前期計画におけます実績と評価の関係についてお答えをいたします。

この計画の主な実績といたしましては、保育所統廃合による民営化の実施、延長保育や一時保育、乳児保育の実施、放課後児童クラブの充実を図れたこと、また、家庭児童相談室の設置による相談体制の充実と要保護児童対策地域協議会を組織をし、関係機関との連携による支援対策の強化が図れましたことなどから、一定の成果を得られたものというふうに考えております。

しかしながら、社会環境が目まぐるしく変化をする中で、子育てに対するニーズはますます高くなるものと考えられます。今後とも後期計画に沿った施策の展開を図りながら、支援の充実に努めてまいります。今後ともご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、行政の細やかな支援と地域のかかわり方につきまして、お答えをいたします。

ご指摘のように、一部の生徒による問題でありますけれども、器物損壊、迷惑行為、喫煙など、学校や地域での問題行動が見られるところでもあります。また、3学期になりまして、市内の中学校に通う生徒が器物損壊や窃盗で逮捕されるという事案が発生をしてしまいました。子どもたちの健全育成に関係機関の皆様とともに力を入れてきた市や学校としましては、このような事態になり、残念でなりません。

子どもたちは、家庭・学校・地域という社会の中で育ちます。その中で規範意識やお互いに協力することなど、一人の人間として社会生活を営む上で大切なことを学ぶものであります。家庭・学校・地域、それぞれが果たすべき役割を果たし、手を携えて子どもたちを育てる必要があることは言うまでもありません。市といたしましても、学校教育において、家庭・学校・地域が連携協力して、心や学びを豊かにする環境の整備を図るべく、教育ネットワークづくりを進めております。

そういった中、各種団体、地域のボランティア等により、また矢口議員等の団体にもご協力いただいているところでありますが、薬物乱用、ネット事件等を防止するための活動を行っていくなど、成果を上げているところであります。今後におきましては、現在、取り組んでいる教育部門、福祉部門など、さらに各部門が密接な連携のもとに子育て支援をするとともに、地域の人の輪を一層広げながら、子どもたちをしっかりと育てる環境づくりを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

矢口議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、1点目、②番でございます。

ご指摘のありました契約の一元化、また地元の受注機会の拡大ということでございますが、市内業者の育成等の内容もあるわけでございますが、基本的には、契約については公平性、透明性、客観性及び競争性のより一層の向上に資するものでなくてはならないものであるというふうに考えております。

ただいまご提言のございました、小口の部分での地元業者への発注等の考え方でございますが、これらについては小規模の工事の登録制度というのが、県内でも幾つかの市町村で実施をしているところがございます。質問の中でもございましたが、市内業者の受注の拡大という観点から、本制度などの点についても今後、検討をしてみたいというふうに考えております。

また、随意契約の実施状況でございますが、担当各課で契約した案件でございます。賃貸借については35件、物品購入では11件、修繕工事費等で159件、業務委託が127件ということで、合計で332件となっております。これはほとんどが30万円未満ということでございます。

次に、3点目の公用車の事故防止対策への取り組みについてお答えをいたします。

職員に対しましては、県内の死亡事故の発生状況、さらには事故の原因、現状、事故回避等の

安全運転及び事故防止に関する啓発などを呼びかけております。これらについては文書、さらには庁内の回覧ということで、掲示板等により実施をしている内容でございます。

ただいまご質問の中でもございました、それらの中で、公用車の運転をするに当たっての事故防止の関係でございますが、これらについてはただいまご質問にありましたようなのは具体的には実施をしておりません。これらについては事故を起こした担当課からそれぞれ職員を管理する課に事故報告書が送られてまいりまして、それらについて部長等に報告をするということで実施をしております。

次に、公用車の台数でございますが、消防署の救助艇も含めまして、平成21年度当初では203台でございます。また、最近の事故等の件数についてでございますが、公用車に限りますとバンパーをこすった等の軽微なものはございますが、人身事故については本年度は発生はしておりません。

次に、4点目の市内における飲酒運転防止対策についてでございますが、本市における飲酒運転防止の対策につきましては、土浦警察署や各交通団体との連携、協力のもとによりまして、春と秋の全国交通安全運動、さらには夏と年末の交通事故防止県民運動等において交通キャンペーンを展開するなど、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を呼びかけております。飲酒運転の根絶、交通事故防止の徹底に努めているところでございます。今後とも、引き続き交通安全の啓発に努め、飲酒運転の撲滅に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

○土木部長（松澤徳三君）

矢口議員さんのご質問、2点目でございます。

神立駅西口地区土地区画整理事業の土地利用構想と事業完成までのタイムスケジュールにつきましてお答えをいたします。

土地利用構想につきましては、神立駅及び駅前広場を中心として、その周辺を商業、業務系の土地利用として位置づけ、周辺地区の中心拠点機能を持つ市街地の形成を図るとともに、都市計画道路及び県道牛渡・馬場山・土浦線沿道の既存宅地は、沿道条件を生かした土地の有効利用を図りたいというふうに考えております。

また、事業完成までのタイムスケジュールにつきましては、現時点では22年度に都市計画決定をし、23年度に事業計画認可を申請をいたします。認可後、各種調査等を経て区画内の工事に着手をし、平成30年度の完了を予定しております。

次に、区画整理事業と駅舎の橋上化、東西自由通路の事業の進め方でございますが、駅舎につきましては今回の区画整理事業区域内でもございますので、駅舎の橋上化や自由通路につきましても、関連事業として整備をする計画でございます。時期につきましては、事業の進捗状況を見ながら取り組む予定でおります。

それから、JR協議につきましては、平成22年度に都市計画決定をすることに伴い、過日JR東日本水戸支社、またJR貨物本社と、今後のスケジュールや事業計画案の説明と都市計画決定

区域編入についての協議をいたしております。今後は詳細に協議を重ねていく予定でございます。

次に、事業に係る財源のご質問でございますが、以前にもご説明をしたかと思えます。（仮称）社会資本整備総合交付金を充当する予定でございますが、内容等については現時点では決定されておりません。さらに、今後、早期に国・県に確認をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

ありがとうございました。

では、再質問をさせていただきます。

まず、1番目の市内商工業者への経済対策についてなんですけれども、市の公共事業費は合併当初、平成17年139件、約18億円、平成20年度は51件で16億円、合併特例債事業の霞ヶ浦庁舎建設工事が7億1000万円ということで、差し引きますと9億円でございます。50%の大幅な落ち込みになっておるわけでございます。公共事業の削減の地元経済への影響は、はかり知れないものがございます。建設業者の経営難はもとより、地元商店への影響、特に農家においては、農作物の収穫後の農閑期に建設業者に働きに行き、収入を得ることは、生活費の重要な部分を占めております。2005年から2009年までの5年間に県内の1000万円以上の負債を抱えて倒産した建設業者は約300件に上ります。今後さらに増大することが予想されております。本市の地元建設会社も大変苦しい経営を強いられております。建設業からの構造転換を図っていくと申しましても、なかなかほかにかわる産業が見当たらないのが現状ではないかというふうに思っております。市としまして、建設業者に対しての今後の見通しについてご答弁いただきたいというふうに思います。

それから、前倒しの発注についてでございますけれども、平塚市では景気対策の一環として、公共事業を前倒し発注できる特別早期発注の仕組みを導入しております。通常よりも1カ月以上早く契約を結ぶことができることが可能ということです。中小企業にとっては、年度末、年度初めに工事受注のチャンスが少しでもふえれば、夏場の仕事が少ない時期に仕事量を確保できるメリットがあるということでございます。ことし3月に補正予算として債務負担行為をまず設定し、10年度の工事予算分を前倒しで発注するというところでございまして、本市においても十分可能ではないかというふうに思いますので、ご見解をいただきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それでは、ただいまの矢口議員の市内の商工業者の経済振興、とりわけ公共工事に頼っている皆さんの支援策はないかというようなご質問でありますけれども、この現状につきましては、私も大変厳しい状況の中で、本当に公共事業を主体にやってきた皆さんのご苦勞が身にしみてわかるような状況でございます。この辺の背景につきましては、ご承知のとおり、全体的な財政が大変厳しい中で、一方で社会保障費等の国民の生活支援、そちらのほうにお金が回っておりまして、その分、どうしても公共事業を減らさざるを得ないという現状が1つございます。それからもう

一つは、以前と比べまして公共事業そのものが大分整備されてきたという、そういった現状もあります。

そういう中で、大変公共的な予算を減らさざるを得ない中で、非常に景気のおくれがあるという、そういう中で私ども認識をいたしております。そういう中で、我々ができる対策としましては、入札制度等で地元支援というようなことで、ご承知のとおり、地元には本店のある皆さん方にすべての仕事をやっていただくという、そういった制度に改正をしたり、あるいはまた、大変大きな事業等につきましても、JVで、技術的に難しい仕事についても必ず地元の業者と地域外の業者が手を組んで仕事に当たってもらう。そんな地元優先の中で、公共工事については進めているところでございます。

それから、ここに来て国は経済危機関係の交付金、それからご案内のとおり、政権が変わってきめ細かな緊急対策の交付金等がさまざま出ておまして、そういった中で、私どもそれになるべく使うような形で、たくさんの発注等をさせていただいているような状況もでございます。

それから、商工業の振興という面で、昨年度プレミアム振興券を当時取り入れましたが、ことしも引き続きまして皆様方のご理解をいただければ、予算の中にもそういったものを盛り込んで振興を図っていききたいというふうに考えています。

それと、やはり時代の変化というのは、これは我々行政だけではやはりとめ切れないことでありまして、そういう中で事業者の皆さんがどうこの時代の変化に対応していくか。その辺の自助努力も大変大事なことでありまして、一つは、この前市内の建設業者5社で農業に取り組もうというようなことで、そういった組合等に向けた認定農業者を受けて、そういった取り組みも始まったところでございまして、そういったものを含めまして、我々も支援もできるだけしていくと。そしてまた、皆さん方にも自助努力していただいて、この厳しい競争の中でニーズにこたえながら頑張っていただくという、そういう中で乗り越えていかざるを得ないのかなというふうに考えております。

そんなことで、大変十分な答えにならないかもしれませんが、地域の皆さん方が元気になることが、この地域の活性化の源でありますから、そういった視点で今後もできる限りの支援をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解と、またご指導等をお願い申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいまのご質問の中で、前倒し発注というご質問がございました。これまでも公共事業の発注につきましては、時期が遅いというようなご指摘をいただいております。それらについては各部署に設計等早目にとということで、連携をとりながらやってきたわけでございます。

ただいまのご質問のような例もあるということでございます。これらについては、指名の委員会等の中でも、そういう面も含め検討させていただきまして、調査をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

よろしくひとつお願いしたいと思います。

それでは、随意契約についてなんですけれども、再質問をさせていただきます。

市の財務規定では、工事または製造の請負については130万円までとなっており、担当課長による決裁は30万円まで、それ以上については検査管財課での決裁となっているということでございますけれども、検査管財課では、指名願提出者から3社ないし5社を選定して見積もりをとり、最低見積もり者に発注していると思います。

物品購入では、担当課長決裁は10万円未満というふうになっておりますが、130万円までは担当課長での随意契約の決裁ができるようにしてもいいのではないかなというふうに、私は思っているわけでございます。市長は入札制度については、地場産業の育成に配慮しつつ公平性、透明性を高めているとのお答弁をいただいておりますけれども、私の見る限りでは、縦割りの全く事務的な公共事業の扱いではないかなというふうに思います。もう少し市長から職員さんに対して地元の企業を育成するように、具体的指導を私はしていただきたいなというふうに思っております。

担当課であれば、仕事の内容についてもよく理解しているでしょうし、地域性や業者の能力についても把握しておるものと思います。何よりも職員の地場産業を育成しているという、そういう意識を持たせることが、私は重要ではないかなというふうに思っております。

先ほど、ちょっと答えましたが、小規模契約希望者登録制度を実施している自治体があるというふうなお話ですけれども、その中で、愛知県の新城市では、市の発注する建設工事、業務委託、物品の買入れ及び物品の製造、入札参加資格審査申請要領に基づき、資格審査を受けていない方を対象に、市が発注する建設工事等の契約の予定価格が50%未満で内容が簡易な契約を希望する方を登録して、業者選定の際に積極的に対象とすることで、小規模業者や個人経営の方の受注機会を拡大するとともに、業者の育成や経済の活性化に供することを目的として、平成20年度から実施しているとのことでございます。

本市においても実施可能だと私は思います。そういった細かい配慮といいますが、そういうふうなことが地域経済の活性化につながるものだと思いますので、その辺のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいまの契約130万円未満の随契等についてでございますが、これらについては、これまでも入札の関係の基準ということで実施をさせていただいております。その金額の面については、今後検討をさせていただきたいと思っております。

また、小口の契約の関係で愛知県のお話が出たことでございますが、県内でも8つの自治体で実施をしております。それぞれ金額については130万円未満、80万円未満、50万円未満というこ

とで、それぞれの自治体で違うわけですが、そのような例もございます。また、入札の指名願を出していない業者でも参加できるような制度にするというようなことで、対応しているところもございます。そういうことで、ただいまご質問にありましたが、今後十分調査をしまして検討をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

とにかく、地元の育成ということに対して、法的な部分は十分私も認識はしておりますけれども、もう少し細かいところに配慮が本当に必要ではないかなど。全国的にいろいろなことで地域振興を図っている市町村がございますので、もう少し職員の皆さんも研究していただいて、副市長もそういう部分の事務的なトップですから、そういうふうな面を十分に研究していただいて、とにかく地元の経済が、地元の企業がやはりしっかりしないと、かすみがうら市の税金上がりません、本当に。その辺を十分に指導、また研究していただきたいというふうに思います。

商工会の件でございますけれども、昨年、今年度もプレミアムつき商品券を実施するようなお話でございますけれども、この発行事業は実施されまして、作年度大変大きな予算でございます、商工会でも大変苦勞しておりました。商品券のデザインから印刷、のぼり、ポスター等の制作、商品券の販売まですべて商工会会員の手で実施されたことは、ご存じだと思います。まさにメイドインかすみがうらでやったわけでございます。また、あゆみ祭りとか、それからかすみがうら祭り、霞ヶ浦の帆引き船祭りなども、商工会会員が積極的に参加協力しております。先月に何度か積雪があったときも、いち早く建設業者が雪かきや塩カルまきを実施してくれておりました。

また一たび災害等が発生したときには、商工会員がおのおののノウハウを出し合い、対応してくれるはずでございます。市民の生活にはなくてはならない商工会でありますので、大小にかかわらず、市の公共事業は市内業者に発注していただけるように特段のご配慮をお願いしたいと思います。

プレミアム商品券、本年度も予定されておりますけれども、大変市民には喜ばれておりましたので、今後も定期的に販売を行う考えがあるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 坂本裕司君。

○環境経済部長（坂本裕司君）

プレミアム商品券につきましては、21年度1万7000セットで実行されました。22年度につきましては、今の予定では1万セットで実施するというので、本年補助のほうを予算化しているところでございます。次年度以降につきましては、今後の経済状況を見ながら対応すべきかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

それでは、2点目の神立周辺整備について再質問させていただきます。

現在の段階では、区画整理事業に大規模な商業施設や集合住宅等の建設計画があるのかどうか。東口の現在の土地利用状況を見ますと、駐車場と自転車置き場となっており、商業施設やテナントビル、マンションなどの集合住宅の建設計画はほとんどないように思います。西口区画整理用地が完成後、保留地の売買が進まず、現在の東口地域のような駐車場や自転車置き場、また雑草を生やした空き地ということになることは、市の玄関口としては寂しい限りであると思います。多額の税金を投入して実施するんですから、土地利用計画を作成し、公表していただきたいというふうに思います。地権者の方何人かにお話を伺いましたが、向原のように事業をし得るまでの期間が長くなつては困ると。今回の事業実施決定を受けまして、私も自分なりに現地を歩いて感じたことは、西口広場、それから県道牛渡・馬場山・土浦線とそれから神立停車場線、駅舎、自由通路、東口広場とも、すべて土浦市のエリアになっておるわけです。本市のエリアは区画整理のほんの一部、0.1ヘクタールでございまして、仕上がりで宅地が5420平米になるということでございますけれども、私はもっと地域が広いのかなというふうに、もっと駅の中ほどぐらいいまで行くのかなと思っていたんですけれども、ちょっと勘違いしておりました。

今回、43億円の事業費のうち、かすみがうら市、本市でもって11億7000万円の負担でございすけれども、今後予定される駅舎、自由通路、東口広場の建設費の負担金、これはどういうふうになっていくのか、お答えをいただきたいと思います。

それから、土浦市にとっては予算の規模からしても大した事業ではないと思いますけれども、本市にとっては大変な事業だと思います。国ではもう、公共事業の削減や事業の仕分け作業などを行っておりますが、この事業が仕分けの対象にならなければいいというふうに思っておるわけでございますけれども、県道牛渡・馬場山・土浦線の歩道設置と神立停車場線への接続ができれば、交通渋滞の緩和や歩行者の安全確保の問題は解決されるのではないかとこのように思います。

県道は県の事業でございすので、単純買収方式で建設していただければいいし、2.1ヘクタールのうちの9515平米が宅地となり、そのうちの0.8ヘクタールはかすみがうら市でございすので、これが周辺整備の計画なんですけれども、ごらんになってわかるとおり、ほんの一部がかすみがうら市で、駅中心から東口に至るまで、ほとんど土浦市のエリアとなっております。そういうことでございますので、この事業の見直しをする必要があると思いますが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

それから、都市計画決定後は土地の売買が規制されたり、建築確認に条件がつくことになると思います。また協力者の中には、高齢になられた方や、商売を続けたいが後継者がいないなど、移転により住宅や店舗の建築費を借金までして払っていけないとお話がございます。保留地減歩は20%ということでございますけれども、補償費で家や店舗ができるのかどうか、その辺を具体的に補償費のほうはどの程度まで内容として進んでいるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

それから、地権者、利権者の意向調査も実施していると思いますけれども、区画整理地内へ定着して、商売または住宅を建設する希望を持たれている方がどのくらいおるのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、先ほども申し上げましたように、現在、22年度の都市計画決定に向けた作業、あるいは23年度の実施計画に向けた認可の作業というものを進めるという状況でございます。さらに、今後の詳細についての協議が、両市あるいは県等との協議の中で検討をされていくわけでございますので、まだ現時点では詳細の内容が詰められていないという状況でございます。また、補償費につきましてもご質問がございましたけれども、現在、その調査まで行われていないという状況でもございます。さらに、負担割合というお話がございましたが、現時点では、かすみがうら市分0.8ヘクタールというような面積があるわけでございますが、そういったものも基準としました負担割合ということで進めるということになるかどうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

基本的な考え方の中で、神立駅前の区画整理事業の見直しというようなお話でございました。基本的には、これまで計画をつくり、また議会の中の特別委員会をつくって同意を取りつけをした経緯がございます。そういった中で、今回一定の同意が得られた中で都市計画を決定するというような考え方を示したわけでありましてけれども、ただ、その半面、先ほどお答えしましたように、非常に政権が変わったり、あるいはまた国・県等の財政的な支援等の状況が変わる状況があります。そういった財源的な裏づけがなければ当然できない事業でありますので、その辺につきましては、その辺を十分に考えていく必要があるというふうに考えています。

ただ、駅前でありますから、これは市の玄関口でありますし、もうどこのJR、常磐線の駅前見てもわかりますように、神立駅が一番ああいった状況になっておりまして、あのままでいいというようなことでは決してございません。財政的にお金があれば当然やるべき仕事でありますけれども、その辺のことを踏まえて、状況をしっかりと判断しながら考えていきたいというふうに考えております。

それともう一つ、土浦市の関係がございます。これは、今お話がありましたように、駅前そのものは土浦市でありますから、非常に私ども難しい判断にはなるわけでありましてけれども、両市で協議した経緯がございます。しかし、駅前、駅舎そのものが土浦市でありますので、今、土浦市長にもその辺を十分に配慮して、しかも財政的な差があるわけでありまして、その辺についても面積割というような単純な形ではなくて、その辺も含めた中で、ぜひともご協力いただけるように、実は私、非公式でありますけれども、そんなお願いもしているところであります。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

先ほどのお答えの中で一つ漏れてしまいましたので、お答えを申し上げます。

事業後の定着者というお話がございました。現時点では、事業への同意をいただいた状況で

ございますので、定着者につきましては把握をしておりませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

負担金の話でございますけれども、部長は面積割でいくというふうなお話で、市長からはよく土浦市と協議しながら、本当に全く財政規模が違うわけでございます、また、とにかくほとんどと言っていいほど、今回の割合からいっては9対1ぐらいの割合で、私は駅の東口まで入れればの割合だと思っておりますので、その負担というのは十分に協議をしていただいて、できるだけ負担が少なくなるようにひとつご協議いただきたいというふうに思います。

それから、定着に関してはやっていないというふうなことでございますけれども、補償とか何かの関係が出てくると思うんです。同意はしたけれども、だからまちづくりとして定着しないで区画整理をやっていたら、本当にだれも住まないような駅前になってしまうのではないかなというふうにちょっと危惧するわけでございます。その辺、しっかり動向を把握しておく必要があるというふうに思います。

土浦市では、土浦駅の北口開発が中断したということで、神立駅西口へスライドするような形で事業の実施になったのかなというふうに思いますけれども、昨年5月の区画整理の説明会では、8月までに95%の同意を取りつけると。それで9月半ばまでに都市計画決定の手続をするということでございましたけれども、最終リミットとして12月末を目標にしていたわけでございますけれども、70何%でなかなか難しいというふうなお話ございましたけれども、今年に入って突然92%の同意で事業に着手するとのことでございますけれども、目標に達していないわけです。目標に達していないでの事業着手ということに対して、市長はかねがね慎重に対応していくと、見切り発車なんかした場合に大変な事態に陥ることもあるので、きちんと内容をしてから対応していくというふうなお話ございましたけれども、その辺、経過とそれから決意のほどをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、土浦市では以前から都市計画税が実施されておりますので、神立駅前の開発などに使われる目的税でございますので、本市においても都市計画税が設置されていれば、財源になって非常によかったなというふうに思いますけれども、ありませんから一般財源からの繰り入れということになるでしょうけれども、費用対効果の面であられる事業でないと、なかなか市民の理解が得られないのではないかなというふうに思います。現在の経済状況では、新しくまた都市計画税を設置するといとなかなか、実施するに当たっては市街化区域の住民や企業に理解してもらわなければならないことでございますけれども、かすみがうら市の今後のまちづくりとか都市計画には、どうしても必要なものだと思います。その辺も先ほどご答弁いただきましたけれども、議論する必要があるのではないかなというふうに思っております。

それから、きょうも土浦市の議員さんお見えになっておりますけれども、かすみがうら市が金がないだったら貸してやるからなんてことのお話が前にございましたけれども、本当に厳しい財政状況でございますので、その辺の都市計画税の必要性、また設置する必要があるのかなというふうに思います。

この辺で、では3番目に移ります。

公用車の事故防止対策についてでございますけれども、事故に遭う、遭わないとかという部分は身近にあると思います。実際、公務のときもそれ以外でも、常に車の中にヒヤリハット報告書を置いておけば、全庁的にこういうふうな部分があったということで回してもらうことで、これには気をつけようとか、そうなるというふうに思うわけでございます。事故防止対策の一つだというふうに思っておりますけれども、公用車は市民の財産であり、無理な運転や不注意な運転で壊したりしたのでは、市民に申しわけがありません。そのような気持ちを常に持ち、自分の車以上に公用車を安全に、そして大事に乗っていただきたいと思っております。

そこで、ヒヤリハット報告書なるものを取り入れたらどうかというふうなことでお話ししましたけれども、取り入れていないということで、事故報告のみということでございますけれども。

あとは、最近テレビなどで、タクシーにビデオカメラを搭載されているもので、事故の瞬間を映し出すような場面をよく目にしますけれども、ドライブレコーダーというふうなものらしいですけれども、車に衝突が加わった際の前12秒と後ろ8秒を録画録音するためのもので、事故発生時の事実確認に役立てることができるということで、自治体ではつくば市の公用車にも配置されているようでございます。1台五、六万円と割と低価格で、職員の安全や事故防止を図るために救急車や公用車にドライブレコーダーを設置してはどうかというふうなことでございますけれども、ご見解をいただきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいまのご質問のドライブレコーダーの設置については、県内での状況等も調査をしております。私どもで福祉バスに1台、これまで1台でございますが、設置をしております。今後、テレビ等でもいろいろなタクシーとか、そういう業務上必要な部分ということで設置をしているということを聞いております。こちら辺については早目に協議をいたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

11番。

当市での職員の安全管理、事故防止を図るためには、救急車、今お話がありました。1台に設置してあるというふうなことでございますけれども、救急車、公用車にドライブレコーダーを設置することで、交通事故を起こしたときに、訴訟になるケースもあるかと思っておりますけれども、そういったときに、事故の状況が録画されていれば重要な証拠として採用されるし、過失の程度もはっきりすることができます。職員の過失や市の損害を極力抑えることができるのではないかと。特に心配しているのは、各地で緊急自動車が交通事故を起こしていると思っております。本市では消防関係でございますけれども、常にサイレンを鳴らして走るわけでございますけれども、十分に注意はして走っていると思っておりますが、それでも起こるのが事故でございます。実際に今の自動車は気

密性に富んでおりまして、音響効果もすぐれているので、サイレンの音が聞こえないことが結構あるというふうに聞きます。また、視覚障害者の方とか、何かのときにサイレンが聞こえなかったりとか、聞こえづらかったりする。そうすると、おのずと交差点とか何かで事故に遭う可能性もあるわけでございます。職員の安全と事故防止に整備を図っていった方がいいでしょうか。

消防長もおいでですので、ご見解をいただきたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

消防長 岡崎 勉君。

○消防長（岡崎 勉君）

ただいまの件ですが、確かに緊急自動車に対しましては、ここ消防車両とかあるいは救急車の事故が多いわけでありまして、必要であるということは十分わかっておりますが、総務部長が話しましたように、市とよく協議して設置していくようお願いしていくように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

11番。

4番目の飲酒運転防止についてでございますけれども、2009年の県内の飲酒運転取り消し者数は991人で、前年に比べて35.3%増加し、酒酔い、酒気帯び運転が過半数を占めております。たった一回の酒気帯び運転で2年間運転ができなくなり、大変厳しい処分になっているにもかかわらず、酒気帯びが510人と全体の51.4%を占め、前年の1.8倍にふえているとのこと。取り消し処分後再び免許を取得できない欠格期間は2年で、最も多く468人、次に1年で465人、改正道交法で新設された6年から10年も10人おるそうです。県内の交通事故死者数は199人で、2年ぶりに200人を下回ったものの、飲酒運転を原因とする死亡事故は16人で、全国ワースト2位というふうなことでございます。

公務員による飲酒運転も後を絶たず、警視庁のまとめでは、昨年全国で飲酒運転が原因で懲戒処分を受けた警察職員は20人で、うち免職者は16人だそうです。鹿嶋市の職員が飲酒運転で出勤し、懲戒処分を受けた後、処分取り消しを求め鹿島地方公平委員会に申し立てを行って、停職6カ月の懲戒処分に修正されて、その処分中に、また日本酒を飲んで物損事故を起こして警察に検挙された話とか、また高等学校の教師が酒気帯び運転で検挙され、懲戒処分になった事案もございました。本市の飲酒運転防止の取り組みについてお答えをいただきたいというふうに思います。本市の職員です。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

飲酒運転の関係につきましては、合併時にこれまでの霞ヶ浦町と千代田町の規定がございまして、それらを厳しく統一をした点もございます。17年では酒酔い運転のみが免職ということで、酒気帯びは停職、再発の場合だけが免職というふうなことでございました。ただいまのご質問に

もありましたように、鹿嶋市でのそういう事例、全国でのいろいろな事例がございまして、平成20年度になりましてから酒酔い、酒気帯びについては1回で免職ということで改正を行っております。また酒気帯び等でも、例えば当日ではなくて、次の日の朝のときに捕まるというふうな事例もございまして。そういう場合については、今までの事例はございませんが、停職というふうなことで改正をしております。

これまでも、私どもの市でも何件かそういう事例がございました。その都度、市長からそういう部分については徹底をするということで、内部のイントラネットで周知をしているところでございます。以前から比べまして厳しく改定をしております。そういうことも含めまして、職員には今後もそういう面では徹底をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

それでは、本当に飲酒運転等気をつけていただきたいというふうに思います。

5番目の農業再生元年と位置づけた新しい農業モデルについてでございますけれども、高速道路を利用する車の交通量は1日18万台とのことでございます。この乗車人数はこの何倍にもなるというふうに思いますけれども、高速道路の利用者と首都圏70キロというこの地の利を生かした地域活性化構想を私は練るべきであると。特に千代田パーキングエリア周辺は千代田町の時代に西部地区開発事業として計画されたり、中佐谷地区では県による農村公園計画がありましたが、中止となった経過がございまして。この地域は御存じのとおり、山本山から七会小学校方面になだらかな丘陵地で田畑が多くあり、南側に天の川が流れる自然景観に大変すぐれた地形となっております。このような恵まれた地形を利用した事業をぜひ考えてみたらどうかというふうに思います。

今、都会の人たちがどのような生き方を考え、田舎に何を望んでいるか。その思いにかなうものを提供することができれば、人を集めることは可能ではないかというふうに思います。人が集まれば消費が生まれ、製品が売れば原材料の生産、それから製品の確保が必要になります。施設の運営や工場の稼働により雇用が生まれる。もちろん自主財源であります市民税にもつながっていくわけでございます。観光客の行動として、例をとれば、従来は短期で大人数の団体でしたが、最近では少人数で体験型の旅行に変化しております。まさに産業変革の時代であって、消費者の行動ニーズにどうこたえるか。今後の産業振興、地域振興のかぎを握っていると思っておりますが、お考えをお話しいただきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいま、千代田パーキング周辺を生かしました地域開発構想なるものについてご提言をいただきました。先ほどのご質問の中にもございましたように、かつて農業公園構想、あるいはハイウェイオアシス構想を検討した経過がございまして。いろいろな事情の中で現在実現はしていません。ただいま改めましてご提言をいただいた内容かと思っております。私どもとしましては、首都圏

から近い、一応さまざまな条件、さらに市の持つ自然環境、あるいは果樹のふるさと、あるいは霞ヶ浦の有するさまざまな水面の資源とか、いろいろな本市の持つ資源を活用した魅力ある地域づくり、そういう視点で市の振興策、あるいは農業再生計画を現在検討しているところでございます。ただいまのお話等承りますと、受け入れ態勢の整備とか、さらにさまざまな活動、イベントを通じた拠点整備といえますか、そのようなあり方につきましても検討が必要かと思えます。その辺含めまして、繰り返しになりますけれども、地域振興策、あるいは本市の農業振興策の一つの手法としていろいろ検討をさせていただきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

検討だけではなくて、実際に実施できるような実施計画をぜひ立ち上げていただきたいというふうに思います。

2番目のブランド化についてでございますけれども、焼き芋焼酎の湖山、ことしで2年目でございますけれども、昨年は大変好評で品薄状態でありましたが、ことしはいまいち販売が振るわず、まだ在庫が残っているとのことでございます。ことしの生産には1.8リットルの瓶も製作するようなお話を伺っておりますけれども、原材料のサツマイモと販売だけがかすみがうら市製で100%メイドインかすみがうら市にする考えはないのですか。重要な部分が水戸です。今は明利さんでつくって醸造していると思っておりますけれども、地域振興につなげるのには、やはりすべてを市内で賄えるということが重要ではないかなというふうに思います。

現在の湖山、霞恋にいたしましても、市の後押しがなくなった場合に、自立して事業が継続できるのかどうなのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。私の知り合いで、九州に芋焼酎の製造会社を経営しておられる方がおりまして、焼き芋焼酎に関してお話を伺ったところ、普通の芋焼酎は芋を蒸気で蒸してつくっておりますが、焼き芋焼酎は芋を焼くことによって雑味がなく、味、香りが芳醇で、甘みがあるのにきれがよい焼酎になるということでもございました。しかし、焼きかげんが微妙で、なかなか同じ味をつくり出すことが難しいというふうなお話でもございました。かすみがうら市のブランドとして今後も定着させていくには、一番にやはり味がいいこと、それから常に一定の品質を保つことがブランドを維持することには非常に重要であると私は思いますけれども、ご見解をいただきたいと思えます。

それから、北海道の十勝で、タレントの田中義剛氏が花畑牧場で生キャラメルなどの製造をして大変人気を誇っておりますが、第一次産品に付加価値をつけた代表例で、流通にも配慮しております。農商工連携の新しいビジネスモデルではないでしょうか。本市においても、ブランド化を積極的に推進しておりますが、今後は農業を商業化、あるいは工業化していく取り組みが求められていると思えます。地域の資源や農作物を生産加工して新たな付加価値製品として生み出す際に、工業との連携と技術革新、商業との連携で販路拡大を実現する。そうした創意と工夫が本市の産業の活性化につながるきっかけになればいいと考えております。

市長におかれましても、もう既にマルツボ食品で実践され成功しておられるわけでもございますので、そういう実例があるのですから、ノウハウを新しいビジネススタイルに向けていただきたい

いと思います。市長のお考えをいただきたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、湖山、ご承知のように、かすみがうらブランドとして湖山の宝というネーミングを命名いたしまして、今、推奨品の認定を昨年行ったところでございます。その一つが湖山の宝、焼酎湖山でございます。一番問題なのは、やはり今回は我々市が後押しをして協議会中心になってつくった、いわば官製版のブランド商品でございます。これをやはり民間ベースで実現しないと本当のブランドになっていかないと私は思っています。そういう面で、一つモデルケースとしてつくったものでありますので、その辺については今後、商工業者と協議しながら、どう地元根づかせていくか、そういった手法が必要だというふうに考えています。

それから、今は先ほどお話もありますように、生産をするのは簡単であります。茨城県というのは、非常に県、全国でトップレベル農産物が十幾つあると言われております。しかしながら、知名度は47都道府県で下から数えたほうが早いそうでありまして、これはやはり生産県ではあるんですが、なかなか観光資源も少ない、あるいはブランド力も足りないという中で、水戸の納豆なんかが有名でありますけれども、そういった販売力が非常に弱いと言われております。その力をつけるのに、やはり生産物を加工したり流通したり、そういったものをいろいろな角度で取り組んでございます。それは、行政もそうでありますけれども、そういった意識のある業者をどう育てていくかということが大きな課題でありまして、そういったやる気のある加工業者、生産者、そういったものの育成を農工商連携の中でやはり取り組んでいくことはこれからまさに時代の要請でありますので、私どもも研究しながら、そして皆さんのお力をおかりしながら地域の中に根づかせるように、そして民間ベースで商売としていっばいもうかるような、そういった事業をつくることでありまして、形だけつくってもしょうがないので、そんな気持ちで我々としては取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

ありがとうございました。

では、6番目の小学校・中学校の教育環境の悪化の改善の再質問をさせていただきます。

次代の社会を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つ環境整備を重点的に行っていることはご答弁のとおりでございますけれども、次世代育成地域支援行動計画後期計画の策定のためのアンケート調査が公表されましたが、その内容で気になる点がありましたので、お話をさせていただきます。

アンケートの回収率ですが、就学前児童保護者が56.2%、小学校児童保護者が77%という内容でございます。ファミリー・サポート・センターの利用についてはほとんどなし、地域子育て支援センターのやまゆり館の利用についても、12.6%と極めて低い利用率になっておるんです。母子の健康や医療についての乳幼児健診で受けていないとの回答が18.1%です。行けない理由が、

仕事が忙しくてとの答えが60%に達しております。

また、児童虐待についても17%の親があると答えております。多くの事業を実施しておりますが、保護者の事業に対する理解が足りないのではないかと。行政側の指導不足というか、PR不足ではないかというふうに思います。このあたりの問題点を後期基本計画でどのようにとらえているのか、お伺いをいたします。

私が注目したのは、今回のアンケートに参加しなかった保護者の動向でございます。子育ての孤独感や育児不安、また経済的な理由によるまともな食事も与えないなどの虐待もふえているとのことです。数字にあらわれない本当の部分に、本当の支援が必要ではないかというふうに考えます。行政でやるべきは、もっともっと細かにいろいろな状況に対応する指導、サポート体制の充実が必要ではないかというふうに思いますが、ご見解をいただきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 菅谷憲一君。

○保健福祉部長（菅谷憲一君）

それでは、お答えを申し上げます。

後期計画にかかわりますアンケート調査の件でございますが、まず、ご指摘の件につきまして、私ども十分に承知をしているつもりでございます。また、アンケートの調査回収率、ちょっとご指摘の件と離れる部分もあろうかと思っておりますけれども、約70%程度の回収という状況になってございます。それで、ただいま議員さんのほうからご指摘がございましたアンケート調査をいわゆる未提出の方、参加しない方の指導等はどういう考えを持っているかということだと思っております。この件につきましては、先ほど市長のほうから前期計画の実績ということで、保育所の関係あるいは放課後児童クラブの効率的な運営、さらには家庭児童相談室の設置等々があったわけでございます。今後もこれらのことを踏まえまして、さらなる質の向上、あるいは充実を目指しまして努力をしてまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしくご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

11番。

今、ご答弁では77%ということですが、アンケートに参加しなかった人が、児童保護者は56%ですから、56%しか参加していない。半分ちょっとです。おっしゃったのは、小学校の児童、これは学校が回収しているんで、きっと77%という大きな数字が出ていると思います。私がお話したいのは、児童生徒よりもその下の就学前の保護者に対してのことでございます。各種事業を行っていることは私も十分理解しておりますけれども、今おっしゃったように声が届いていない、行政の情報が届いていないところが大変多いと。そういうところにいろいろな問題を抱えているのではないかと。情報が届いているいろいろな事業に参加している人は、十分なサービスを受けていると思います。そうではなくて、届いていない方へいかに届かせるか。それが大きな課題ではないかというふうに思います。その辺、もう一度ちょっとご答弁いただけますか。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 菅谷憲一君。

○保健福祉部長（菅谷憲一君）

それでは、お答えを申し上げます。

行政のほうから声が届いていない方についてというご質問でございますが、この件につきましては、当然行政を執行する上には、子育て関係ばかりではなく、地域住民の関係の方々のご支援、ご協力が不可欠と、このように考えているわけでございます。したがって、この役所の中に、保健福祉部の中に、先ほども申し上げましたとおり、家庭相談室という室を昨年から設けまして、今現在2名の臨時職員の方々が地域の方々と連携を図りながら、そういう児童の虐待防止等々につきましても対応をしているところでございます。したがって、地域の民生委員さん、あるいは区長さんの方々のこれからのなお一層のご支援、ご協力をいただきながら、歩調を合わせまして行政のほうを推進してまいりたいと、このように考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

それでは、学校内外での非行の問題でございますけれども、小・中学生の一部生徒による非行の問題は以前から問題になっておりますけれども、対策に向けていろいろ協議がなされていると思いますけれども、なかなか簡単に解決しない問題であります。校内暴力や学級崩壊など、子どもの非行問題はここ数年、全国の各自治体で大きな問題となっており、解決策がなかなか見つからず、苦慮しております。

昨年の7月に下稲吉中学校で、荒廃した教育環境の改善を目的とした学区内関係者との連絡協議会がありまして、私も参加してまいりましたが、この会議には、学区内の区長さんを初め民生委員児童委員の方、青少年相談員、PTA後援会、神立交番の方も参加されて、校長先生の、現在までの校内の様子、生徒の行動、先生方の取り組みについて報告がありまして、参加者からもいろいろな意見が出ておりましたけれども、家庭の教育力の低下の問題や、貧困家庭がふえていること、小学生が夜遅くコンビニの前でお弁当を食べている姿を見かけるとか、小学校で言葉づかいがひどく、死ね、殺してやるとか、ぶっ殺すとといった、そういう言葉を、ゲームや漫画の影響もあるでしょうけれども、小学校低学年や中学校の子どもでも平気で使っており、おなかを飛びげりするなどの驚くような行動をとる児童がいること、また万引きをする児童やグループで万引きや傷害事件などの中学生が関係する事件も多発していることなど、大変厳しい内容となっております。

参加者からは、もう下稲吉中学校を思い、涙ながらに改善をおっしゃっている方もおりました。参加者全員で学校と地域と家庭で、みんなで協力して子どもたちの健全育成を図っていくということを確認し合っておりましたけれども、下稲吉中学校で片親家庭が18%、下稲吉東小で15%だそうで、その中の何人かの保護者の方にお話を伺う機会がございまして、そうしたら内容として、生活するのがやっとならぬ子どもの教育まで手が回らないとか、それから夜の仕事をしているのでなかなか面倒を見られない。家庭団らんというわけにはいかないなどの、保護者の教育に対する考

えが低下している方が多いようでした。

三つ子の魂百までと申します。悪い芽を早いうちに摘み取ることができれば、小学校や中学校へと進級しても非行行動に走る子どもは少ないのではないのでしょうか。幼少期にたっぷり愛情を注いで育てていく必要があると思います。暴力団の予備群や事件を起こす被疑者など、社会悪をかすみがうら市から出さないようにしなくてはならないというふうに思います。

家庭相談体制の強化とか、ご答弁で新たに養育支援訪問を実施するとの内容でございますけれども、教育委員会、保健福祉部が連携をとって、ゆりかごから中学校卒業までをサポートするような、そんなサポートセンターのようなものをつくっていただいたらどうかというふうに思います。

それから、学校問題解決支援チームというものがございまして、これは大阪市、豊中市や京都で、子どもの実態や学校の教育実践を理解されずに、保護者から一方的な批判や道理に基づかない要求を行うモンスターペアレントに対処するのが目的とされておるもので、京都市では、それと共通して自立促進教育チームというものを発足しまして、反社会的な問題行動を起こしたり、正常な教育活動を妨害するような問題の解決にかかっているということでございますけれども、その辺の内容についておわかりでしたらご答弁いただきたいというふうに思います。

それから、下稲吉中学校の器物破損の事件でございますけれども、その中で、PTAやそれから後援会等、皆様大変心配しておりまして、防犯カメラを設置したらどうかというような要望が出ておったと思いますけれども、その辺どのように現在なっておるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

教育長 大竹三千代君。

○教育長（大竹三千代君）

子どもたちを育てる地域の力ということについては、私は本当にまことに同感でございます。そして、現在の喫緊の課題解決のためには、今ご指摘がありましたように、京都市などでもやっております問題解決チームということがございますが、その中には心理学者でありますとか、そうした方々も入っているわけでございます。

かすみがうら市においては、なかなかそういう専門の方を集めにくいということもございまして、今は県のほうで行っております青少年問題サポートチームということで、警察のOBの方、そして心理学関係の相談員の方、そういう方の力を借りてかすみがうら市のほうでも対応をしているところでございます。教育委員会からも参加をして、今子どもたちのいじめとかそういうことに対しても対応を進めているというようなことでございますので、新たにまた考えて整理をしていきたいと思っております。

そしてまた、長期的なものにつきましては、やはり地域力、地域の子どもの地域で育てることが最も大切なことでございまして、昨日、学校支援本部事業を、かすみがうら市は2年ほど立ち上げて経過いたしました。その中に集まられた地区長さん方が今何をしたらいいのか。そんな声かけのような小さなことで、それで子どもたちの心に届いていくなら、やっつけていかなければならないというふうに、本当に熱い思いで参加していただきましたので、PTAの会長さんも、この事業はぜひ続けていただきたいというほどに、きのう盛り上がったところでございます。地

域の子どもたちを地域でという、何か投げかけを教育委員会のほうでさらに続けていきたいと思うことが2つでございます。

そして、3つ目のハード面で、犯罪の抑止、防止のために、防犯カメラ等はどうなのだという事で、一連の事件がございましてから、新たに3基つけさせていただきました。本当にそういう意味ではハード面、ソフト面、これから子どもたちが健やかに育っていくための環境づくりに、本当に全力を挙げて邁進していきたいと思えます。

どうもありがとうございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

次世代育成支援地域行動計画であります。

十分に子どもたちの健全育成を図られる内容だと私も思います。しかし、アンケートの結果でもわかるように、本当に支援を望んでいる市民には届いていないのが現状ではないかなと思います。やはり子育て、教育の問題で、まだまだ困っている方がたくさんいるわけでございます。どうしたら解決できるだろうか、どうすればいいのかなと悩んでいる方がたくさんおると思えます。そういう中で、情報をキャッチできる体制でいること、そしてすぐに行動に出る態勢でいること、時と場合によって事例を参考にして対応するんだという部分を常に頭に入れていただきながら、一つ一つの問題解決に結びつけていっていただきたいというふうをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君の一般質問を終わります。

昼食休憩に入ります。

再開は午後1時半からといたします。

休 憩 午後 0時30分

再 開 午後 1時31分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

7番 中根光男君。

[7番 中根光男君登壇]

○7番（中根光男君）

7番。

平成22年第1回定例会に当たり、市民の代表として、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、農業再生ビジョンについてをお伺いをいたします。

今回の農政転換は、期待の一方で、多くの農業者から農業に対する中長期的な展望が明確でな

い。担い手対策や地域の自主性が担保されていないなどの基本的な問題点が指摘されております。しかしながら、現政権はその担い手育成、またその柱の一つである集落営農の位置づけを明確にしておりません。農業再生の柱と言える担い手像を欠いたまま、所得補償だけで農業生産は何とかかなるという状況ではありません。生産現場の不安にこたえるためにも、担い手像を含めた農業の中長期的な具体的なビジョンが重要となりますので、その観点から、①農業者に対する中長期的な展望と支援策について、②担い手育成、担い手像に対する考えについて、③遊休農地に対する具体的な改善策について、④今後の具体的な計画案についてどのような検討をするのかをお伺いをいたします。

次に、戸別所得補償制度についてをお伺いをいたします。

農水省が実施するモデル対策は2つの柱から成っており、1つは米の生産調整に協力した販売農家に対し、生産費と販売価格の差額を補てんする米戸別所得補償モデル事業で、もう一つが水田で大豆や麦、米粉、飼料用米を生産する販売農家を対象にした水田利活用自給力向上事業でございます。

しかし、米のモデル事業の問題点は、戸別所得補償という名称があたかも一戸一戸の農家の所得を補償するかのような誤解を与えております。実態は、差額の戸別配り制度にすぎません。制度の概要は、生産数量目標に従って主食用の米をつくり、水稻共済に加入している販売農家などに対し、全国一律の定額10アール当たり1万5000円を補償するものであります。全国一律にすると不利な条件で米をつくる生産者の努力が報われません。

もう一方の、米から転作作物を助成する自給率向上事業にも問題点があります。現行の産地確立交付金は、農地の団地化や担い手に対する経営支援に応じた地域独自の加算を行い、地方が主体的に転作を進めることができるようになっておりますが、これを廃止し、品目ごとに全国一律の金額を助成する事業を実施をしようとしております。生産調整に真摯に応じ、経営努力を重ねてきた生産者や地方への配慮が全く欠けております。①具体的な説明会はいつからどのように実施するのか。②理解できない場合の相談窓口についてをお伺いをいたします。

次に、子どもの読書運動についてお伺いをいたします。

ことしが国民読書年であります。2008年に衆参両院で全会一致の決議を経て制定されました。私たちが読書の重要性、特に子どもたちが本に親しむことの大切さを再認識しなくてはなりません。朝の読書が定着した学校では、読解力の向上だけではなく、子どもたちに落ちつきが出てきた。遅刻やいじめが少なくなったなどの効果が報告されております。しかし、事業仕分けの結果が反映された22年度予算案では、子どもの読書や体験活動を応援する子どもゆめ基金を廃止し、その上に子どもの読書活動を推進する事業は大幅に縮減されてしまいました。仕分け結果に寄せられた国民からの意見のうち、実に9割近くが反対であったにもかかわらず、無理に決定をしてしまいました。教育現場などでの着実な努力をどのように考えているのか、私には到底理解はできません。そのような状況の中で、①現在の進捗状況について、②子どもゆめ基金の廃止、子どもの読書を推進する事業の大幅縮減の中で、充実した読書運動にどう取り組むのかをお伺いいたします。

次に、安全な自転車通学についてお伺いをいたします。

茨木町で昨年10月、自転車で通学中の小学1年生の女子児童が、トラックにはねられて死亡い

たしました。危険な通学路に対して安全対策をどうするのか、早急な取り組みが求められています。県は昨年12月、安全対策に乗り出すよう市町村に指示を出したものの、抜本的な対策が進んでいないのが実情であります。その観点から、①自転車通学に対する安全指導の状況について、②今までに報告されている事故、けがの実態について、③今後の取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、各学校の耐震化についてをお伺いをいたします。

このたび提出された予算案では、学校施設の耐震化について予算計上されたのは2,200棟分、地方自治体から要望があった5,000棟の半分にも満たない状況であります。一方で、高校授業無料化に3900億円を計上し、結果的に子どもや地域のまさに命を守る学校の耐震化予算が大幅に縮減されました。現在の推進状況について、②財源の縮減により耐震化事業への影響について、③今後の取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、ひとり暮らしの高齢者、障害者世帯に対し、火災報知器無料配布についてお伺いをいたします。安心・安全なまちづくりの観点から、設置する考えがあるのかの答弁をお願いいたします。

次に、公有財産のデータ化についてお伺いをいたします。データ化により、行政財産、普通財産の把握がしやすくなり、また属性を入力することで権利関係や財産の流動の経緯がわかる上、財産に関する調書などの関係書類の作成も正確にできるようになります。新システムにすることで利便性がさらに向上すると思いますので、①現在の状況について、②データ化の必要について、③今後の具体的な取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、市のホームページで動画配信サービスについてをお伺いをいたします。

当市の身近な行政を進める観点から、動画による情報配信を積極的に推進することが、市の活性化につながると確信をしております。内容につきましては、観光スポットや1週間ごとの市政トピックス、坪井市長のメッセージなど魅力ある情報にしていきたいと思っております。①市政の動き、観光スポットを動画にして全国に発信するサービスについてお伺いをいたします。

以上で、第1回の質問を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

中根議員の質問にお答えをいたします。

1点目の農業再生ビジョンにつきましてお答えをいたします。

近年の農業を取り巻く環境は、後継者不足や高齢化、農産物の価格の低迷など深刻な事態となっているところであります。そういった中、農業を発展させていくためには、農業を経営していただく農業者を育てることだと考えております。本市においてもすぐれた農業を経営している方も多くおりますので、まずはそういった方々をモデルにいたしまして、認定農業者の育成と確保、また安定した農業経営と経営体を強化する観点から、法人化に取り組んでいただけるよう支援に努めてまいりたいと考えております。

また、認定農業者をめざす農業者に対しましては、経営負担を軽減できますよう、補助のあつせんから経営指導、農業の担い手となる農家の育成や規模拡大の促進と、安定した農業を継続的に実施できるよう、関係機関とともに支援をしてみたいというふうを考えております。

次に、遊休農地の改善策につきまして、昨年設立いたしました耕作放棄地対策協議会を中心にいたしまして、耕作放棄地を耕作目的で整備する際の補助金の交付などを行いながら、遊休農地の改善に努めてまいりたいと考えております。また、耕作放棄地のモデル的な解決策といたしまして、地権者の協力を得ながら、耕作放棄地の集積、整地を行いまして、景観作物や新作物等の作付に取り組んでまいりたいというふうを考えております。

次に、今後の具体的な計画案につきましては、農業再生においても農業者としての志も大切でありますけれども、生活基盤が強くないと継続をした農業経営はできませんので、収益につながるような農業を目指す必要があります。生産から加工、販売とそれぞれの段階で付加価値をつける経営に、あるいは総合的に6次産業的な考え方も重要な内容でありますので、農業者、加工団体、生産組合、農協などと連携をしながら取り組み、農業は楽しい、農業で生活が楽になったと言われるような雰囲気づくりも大切ではないかというふうを考えておりますので、農業のPRに努めてまいりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

2点目の戸別所得補償制度につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

3点目の子どもの読書運動につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

4点目の安全な自転車通学、さらには5点目の各学校の耐震化につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

6点目のひとり暮らしの高齢者、障害者世帯に対する火災報知器の無料配布につきましてお答えをいたします。

新年度予算の中で、高齢者の生活支援を強化する視点に立って、65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者世帯に対しまして、火災報知器の無料配布を予定をいたしております。そのほか、詳細につきましては、保健福祉部長から答弁させていただきます。

7点目の公有財産のデータ化、さらには8点目の市のホームページにおけます動画配信サービスにつきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

教育長 大竹三千代君。

[教育長 大竹三千代君登壇]

○教育長（大竹三千代君）

中根議員の質問にお答えいたします。

3点目の子どもの読書運動につきまして、ご説明させていただきます。

現在、学校における読書活動の取り組みでございますが、朝の読書活動を定期的に全校17校で取り入れております。そして、さらに県の事業である、みんなに、すすめたい一冊の本事業についても、各学校で積極的に活用して読書冊数の目安、そして目標を設定して子どもたちの読書意欲を向上させるように務めているところでございます。各学校においては、PTAやそれから地域の読み聞かせのボランティアさんの協力を得ながら、読み聞かせ活動、そして母親文庫の展開、

学校独自に読書冊数の目標設定などさまざまな取り組みを実施して、読書活動の充実を図っているところがございます。

また、平成20年度から中学校に学校司書を配置し、運用を図っているところで、小学校への派遣も作年度取り入れまして、学校図書館環境の充実が図られまして、読書に関する相談体制も整いましたことから、図書室を訪れる子どもたちが大変ふえてきております。今後も、これらの取り組みの継続、そしてさらに拡充を図りながら、子どもたちが本に親しむ、そして言葉を大切にすることを推進できますように、推進を図ってまいりたいと思っております。

2点目のゆめ基金の廃止、それから読書推進事業の大幅削減のことにつきましては、本年度はこれが継続になっていたようございまして、本年度の子どもたちのほうには影響がございませんでした。それにつきましても、子どもの読書環境をよくしようという観点から、さらに読書活動を充実させてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 坂本裕司君。

[環境経済部長 坂本裕司君登壇]

○環境経済部長（坂本裕司君）

中根議員の質問にお答えします。

2点目の戸別補償制度につきましてお答えいたします。

平成21年12月22日、赤松農林水産大臣より、22年度に実施する戸別所得補償モデル対策の骨格の発表がありました。この制度は、先ほど中根議員の質問にもありましたように、転作に参加する農家に対して農作物の販売価格が生産コストを下回った場合に、その差額を補てんする等の制度であります。これまで転作は耕作放棄地をふやし、深刻な担い手不足を招いてきた状況がありますが、転作をしなければ、米が余り、価格が下がり、農家の経営は苦しくなるため、転作と所得補償をセットで実施するというものです。今後の国の動向を見定め、制度の推進をしたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

なお、説明会につきましては、19日から逐次説明会を行ってまいりたいと思っております。

また、相談窓口の設置につきましては、国や県の関係機関との連携により、相談窓口を設置したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

[教育部長 横瀬典生君登壇]

○教育部長（横瀬典生君）

4点目の、安全な自転車通学につきましてお答えを申し上げます。

自転車の通学を実施をしております学校は、小学校で1校、中学校は全校の4校となっております。自転車通学における安全指導についてでございますが、各学校で交通安全教室などを定期的、いわゆる毎年1回でございますが、1回以上実施をいたしまして、警察署や交通安全協会役員の方々などから安全な自転車の乗り方、交通のルールなどをご指導をいただいております。

一方、通学路上の危険箇所の把握や周知は、学校が直接実施をしているところがございます。

また、より安全意識を高めるという観点から、学級単位でも安全指導、とりわけヘルメットの着用徹底の指導に努めているところでございます。しかしながら、ちょっとした不注意から事故が起こり、残念ながら子どもたちがけがを負う報告を受けておる現況にございます。子どもたちそのものの不注意もございませけれども、車側の瑕疵が原因の事故もございませ。

事故は子どもたちへの指導だけで防げるものではありませんが、今後もこの取り組み指導を継続し、子どもたちの安全を確保し、危険の潜む通学路につきましては、関係機関への改善の働きかけを行ってまいりたいと考えております。

なお、具体的にございませた事故、けがの内容につきましては、21年度の実態を申し上げますと、8件ございませた。うち転倒をし、そして入院加療したのが10日間というのが一番重い状況でございませ。そのほか、7件は車の相手でないものの軽いけが、あるいは接触によるものというふうになってございませ。合計で8件でございませた。

以上のような状況でございませるので、今後もこの取り組みは続けていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 菅谷憲一君。

[保健福祉部長 菅谷憲一君登壇]

○保健福祉部長（菅谷憲一君）

それでは、中根議員の火災報知器の無料配布につきましてお答えを申し上げます。

最初に、ひとり暮らしの高齢者世帯に関してお答えをいたします。

急病や災害時等の対応と日常の不安の解消を図るため、65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者等に対しまして、緊急通報システムを給付及び対応をしている世帯が、現在126世帯ございませ。これらの世帯等を対象にいたしまして、22年度より緊急事態において、機敏に行動することが困難な非課税世帯及び生活保護世帯に無料で設置をいたしまして、火災の発生を未然に防止し、または早期に報告する環境を整備しまして、安心・安全な生活を支援するよう取り組んでまいります。

次に、障害者世帯に関してお答えを申し上げます。

障害者世帯の火災警報器の助成等につきましては、12月定例会におきまして答弁を申し上げましたが、かすみがうら市障害者等日常生活用具給付事業なる制度がございませ。この制度の中に自立支援生活補助用具といたしまして、火災警報器が該当となり、費用の1割が原則として自己負担となります。ただし、所得税非課税世帯及び生活保護受給世帯につきましては、自己負担額はございませ。このかすみがうら市障害者等日常生活用具給付事業の制度の活用を図るために、市広報紙の4月号に掲載する予定で現在準備を進めているところでございませるので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上でございませ。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

[教育部長 横瀬典生君登壇]

○教育部長（横瀬典生君）

大変申しわけございません。

一つ答弁が脱落してしまいましたので、追加して説明させていただきます。

学校の耐震化につきまして、お話を申し上げます。

各学校の耐震化につきましてでございますが、初めに耐震化の進捗状況でございますが、ご案内のとおり、昨年度と本年度21年度、この2年間にわたりまして、市内の全小・中学校の該当施設の耐震診断を実施をいたしました。その結果が出そろいましたので、過日お示しをいたしたとおりでございます。

なお、この耐震診断の結果と、学区審議会からの小中学校の適正規模、そして適正配置の答申を踏まえまして、平成21年度は国の補正予算、これを活用いたしまして下稲吉東小学校の体育館及び下稲吉中学校の校舎の耐震補強工事設計業務を実施をいたしております。間もなく設計が出そろうということになりますので、これらの補強工事につきましては、今議会の補正予算に計上させていただいております。平成22年度に繰り越しをいたしまして、工事を行う予定であります。

次に、国の22年度の予算における耐震化事業の状況につきましては、前年度比較では縮減になる見込みではございますが、国・県に対しより一層継続して必要性を要請し、財源の確保に努めてまいりたいと思っております。

今後の取り組みにつきましては、耐震診断調査の結果を踏まえまして、先ほど申しました小・中学校の適正規模、適正配置の検討を行い、そして国からの補助等の状況を見きわめた上で、各学校の施設の耐震化事業を進めてまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。大変失礼をいたしました。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

中根議員のご質問にお答えをいたします。

7点目の公有財産のデータ化についてであります。現在の公有財産管理につきましては、財産の管理調書を担当課においてパソコンに入力し、データにおいて管理をしている状況でございます。データ化の必要についてでございますが、電子データで管理し、システム化することにより、売却可能資産の抽出、さらには各種図面の照会、財産データの更新等の事務手続を簡素化できると考えられますので、有効な管理方法であると考えております。

今後の具体的な取り組みにつきましては、将来的ではございますが、公有財産管理台帳のシステム化が必要であるというふうと考えております。関係各課と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

[市長公室長 塚野 勇君登壇]

○市長公室長（塚野 勇君）

中根議員のご質問の中で、8点目の市のホームページからの動画配信サービスにつきましてお答えいたします。

市のホームページにつきましては、必要な情報を、時間を問わず必要なときにわかりやすく提供することができる行政情報伝達の手法の一つとして考えておりました。市の観光資源を初めとする地域特性、あるいは市の魅力をPRする手段としても大変大きな役割を果たすものと考えております。また、市民協働のまちづくりを進める上で、市民のご意見等を直接拝聴できること、あるいは市民意見公募等、双方向に情報をやりとりできることから、大変有意義なシステムであると考えております。

ご提案の動画配信につきましては、現在のホームページにおいても帆引き船物語等テーマ性を持ったものにつきまして、一部配信をしております。アクセス件数等が多いことから、利用者にとりましても魅力あるものになっているものと考えております。

なお、現在のホームページにつきましては、基本的には合併当初に開設したものでございまして、利用者側からの視点に立った使いやすさ等への対応が必要と考えております。このため、新年度におきまして、市民ニーズ等踏まえましてホームページをリニューアルすることを考えておりますので、この中で、ご提案の動画配信等も含めまして対応について検討していきたい。このように考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君。

○7番（中根光男君）

農業再生ビジョンについて、2回目の質問をさせていただきます。

現在、私個人的に農業のアンケート調査を実施しております。そのような中で、いろいろと市に対する、また国に対する要望等数多くありました。そういう中で、特に多かった内容について若干お話しさせていただきたいと思うのですが、やはり今回の国の施策として具体的なビジョンがないと。また担い手育成支援体制が具体的にない。また、この後再質問させていただきますが、戸別補償制度についても、これは単なる一時的な目先のばらまきであって、何ら施策ではない。将来希望の持てる施策ではないという、そういうアンケートも数多くありました。

今回、農業再生といっても、一言で私個人に問われたとしても、こうすればよくなる、こうすれば担い手が育つということを今一言で申し上げてみると問われたとしても、非常に難しい部分がございます。しかしながら、今世界的に実際に起きていることは、温暖化現象により砂漠化が進んだり、集中豪雨が発生したり、去年はオーストラリアで干ばつが続き、日本で輸入している小麦、本当に6割、7割という輸入している小麦がほとんど輸入できなかったという、そういう干ばつが起きたりとかいう、そういう障害も起きました。

そういう中で、やはりこれから国の施策としても自給自足という一つの観点から、耕作放棄地をなくしていくという施策を国のレベルでもやはり具体的にしていかなければ、これは地方と国と農協と本当に連携した中での施策でなければ、本来の意味での遊休農地にしても、担い手にしても、私は届かないと思っております。こういうふうなアンケートの中身を通して私が感じることは、やはり国会議員にしても、現場の大変さ、厳しさ、苦しさというものが本当に命で感じら

れないと私は思うんです。そういう中で、本当に苦勞した国会議員が本当に農業の痛み、苦しみ、それを本当に命で感じられる、そういう議員に立ち上がってもらいたいと、個人的にはそういう要望をしているわけですが、残念ながら今の段階では全く見当たらない状況であります。

そういう中で、このアンケートの中にもございましたように、将来の中長期的なビジョンも、国も市も本当に真剣になって取り組んでいかないと、ただ机上論だけで終わってしまう。私はそのような懸念を抱いております。そういう観点から、市長も農業再生元年としての位置づけ、そしてこれから、具体的にかすみがうら市としての地域性を生かした、こういう農業の再生ということに私は期待をしておりますし、また坪井市長もいろいろな面で農業法人を立ち上げていく中でいろいろな苦勞をしてきた、そういうものも生かしていただきたいと私は期待を寄せているところでありますので、どこかこの農業再生ビジョンについては私たち議員も本当に惜しみない協力、そしてまた現場に行って現場の状況も把握していく、そういうこともしていかなないと私は進まないと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、戸別補償制度についてでありますけれども、先ほど部長から説明があったとおりで理解はできましたけれども、今回の戸別補償というのは非常に複雑な点がございます。先日も推進協議会の中で、総会の中で、私も県のほうの担当者に質問させていただきましたけれども、やはり今回はあくまでも共済に加入して、そして減反の面積をクリアしていなければ、この対象にならないわけです。

そういう中で、現場でどのようなことが起きておりますかといいますと、今自分の土地をほとんど貸して、そして耕作していない農家も非常に最近多くなっています。中には、集約農業として10町歩、15町歩、20町歩という形で土地を借り受けて生産をしている方もおります。そういう中で、今回非常に懸念される問題といたしまして、例えば地権者が共済に加入していて貸してあると。当初、私が去年の12月20日に国会議事堂の近くにある憲政記念会館で国のほうの方の説明の勉強会に行ったときには、私が質問したときには、共済掛金に加入している人が給付を受ける権利があるというようなグレーゾーンのような言い方をしていましたけれども、そういう面で先日も質問したわけですが、そうしたら担当者の方は、これはあくまでも耕作している人がもらうべき中身だという話があったんですが、そういう面で、地権者と耕作者の間にトラブルが発生する可能性は私はあると思います。共済を払っているんだから私がもらうべきだと。いや、私が耕作しているんだから、反当1万5000円は私がもらう分だという中で、うっかりしたら、中には地権者と耕作者が両方で申請してしまうという、そういうトラブルも発生する可能性があります。

そういう中で、仕分け作業が非常に複雑になってまいります。だからその辺も踏まえて、やはり説明会の中ではきちんと説明、いろいろと説明し質疑応答はしていくと思うんですが、非常に年配の方は理解できない人がたくさんいらっしゃると思うんです。

今回の制度というのは、例えば5反歩の面積、50アール耕作してまして、そして減反面積をクリアして5反歩耕作していると仮定をいたしましたら、その中の10アールは、これは食用とか縁故米という形の該当になりますので、1反歩、10アールはマイナスしなければならないんです。すると40アールに対しての給付ですから、6万円国のほうから、これは市とか県が中へ入らない、国から直接本人の口座のほうに振り込まれるという、そういう体系になるわけです。

だから、中にはいろいろ誤解をしております、休耕した面積に対して1万5000円もらえるのかとか、いろいろな現場へ行ってアンケートをとった中で私も聞かれるわけですが、非常に認識がいろいろまちまちなどころがあります。だからその辺もやはり親切丁寧に説明していただきたいと思うんです。

今回の中身については、例えば麦とかソバをつくった場合に、今まではつくり捨て、とりあえずまいて実が発生したものを確認すれば、それは認められるという状況ですけれども、今回の制度というのは、あくまでも収穫をしなければ対象にならないということですから、ただつくればいいという――、あくまでも作物をつくって収穫するというのが前提での内容になりますので、その辺もやはり具体的に説明をしていただきたいと思うんです。

戸別所得補償制度については、やはりこれから地域で、そして年配者の方は申請するのに非常に複雑でわかりにくいという話もあります、現場で。だから、その辺も丁寧によく申請の方法、そしてわからない人には時には、市の職員が出向いていって説明してやるとか、相談窓口に来てもらうとかという、そういう体制を整えていただきたいと思います。

3点目の子どもの読書運動については、先ほど教育長さんのほうから話があった内容で私も理解できましたので、さらなる充実をしていただきたいと思います。

それから、4番目の安全な自転車通学について再質問させていただきます。

非常に皆様御存じのように、非常に自転車事故が全国的に日常茶飯事のようにマスコミで報道されていますけれども、やはり本人が気をつけても車に飛び込まれるという事故も多発しております。本人が注意しても注意し切れないという事故、また、通学路が狭くて大きいダンプとかタンクローリーとか通った場合に、ほとんど通学路がふさがれて、風にあおられて倒れたら、もう死亡事故につながってしまうという、そういう道路もかすみがうら市にたくさんございます。そういう道路の危険な箇所の総点検をやはりしていく。そして特に危険な通学路であって、改善、整備できるところは優先して何らかの方法で整備をしていくという、そういうこともやはり視野に入れながら検討していただきたいと思うんですが、その辺のまた総点検も含めて、整備についての考えはどのように考えているのか、再度質問させていただきます。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

ただいまご指摘のございました総点検をどのようにというふうなお話でございますが、実態的には総点検を実施しております。したがって、その中で発生してまいりました箇所につきましては、関係機関へ要請したり等々の措置をさせていただきます。実際にそういう措置を、改良していただいた、直していただいたという結果でございますので、これについては引き続きお願いしていくこととなりますし、また、この点検を実施していただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君。

○7番（中根光男君）

私が特に危険だと感じる時がしばしばあります。というのは、狭い道路を一列に登下校する

んではなくして、横に広がって登下校している姿をよく見かけます。私は気がついたときには危険だからということ丁寧な話をしておりますが、車が非常なスピードでもって走ってきて、もしも横に広がった場合に、カーブで本当に視界が悪い箇所がありますけれども、そういうところを平気で道路を横になって話をしながら通学、下校しているという姿もたびたび見かけますので、その辺の指導も、よく学校で指導はしていると思うんですが、実際にそれを実践しているかどうかという部分だと思いますので、その辺もやはり再度確認をしていただきたいと思います。

それから、今はまだ問題ないんですけれども、冬場の寒い時期になりますと、非常に日が沈むのが早くなります。すると、ちょっと遅くなりますと、下校時に真っ暗になる可能性があります。そのときに無灯でもって自転車を走らせている風景をよく私は目にいたしますけれども、それも非常に危険な行為だと思うんです。冬というのは黒い服を着ておりますし、中には反射板をつけていない方もおりますので、非常に危険度を増しますので、その辺もやはり再確認の意味で注意を促していただきたいと思います。

次に、各学校の耐震化については先ほど部長から答弁ありましたように、きちんとした形で進めておりますけれども、やはりかなり縮減されておりますので、その辺も今後、やはり国のほうでも補正という形で多分いくかと思うんですが、こちらの要望を強めながらきちんとした形で、市で計画したとおりスムーズに耐震化ができるように働きかけをお願いをしたいと思います。

最近も大きな地震が発生して、やはり予測しない、そういう地震が発生しておりますので、かすみがうら市もいつ大きい地震が発生するかわからない。そのときにとうとい命を失うということになりかねませんので、万全の体制が大事かと思っておりますので、その辺も踏まえて対応をお願いしたいと思います。

それから、ひとり暮らしの高齢者のお宅に火災報知器、障害者も含めて無料配布ということで、私は今回質問3回目になります。しつこいように3回やってきましたけれども、私は現場はかなり歩きます。特に高齢者のお宅、障害者のお宅、本当に私は一軒でも多く歩いております。そういう中で、私は現場を見たときに、一日も早くこの悲惨な火災事故から守ってあげなくてはならないという、そういうのを、ニュース等でも必ず火事が発生すると焼死者が出るという最近の火災傾向を見ましても、障害者の、最近痛ましいそういう火災が発生しても出られなくて、1人でいてそして焼死してしまったという事故が3件ほど続きました。こういう痛ましい事故をなくすためにも、来年度から火災報知器は義務づけられますけれども、それに先駆けてこういう人たち、弱者に対して設置できるということは何よりもうれしいことでもありますし、本当に現場の方にも私は報告させてもらいたいと思います。本当にありがとうございました。

次に、公有財産のデータ化についても先ほど部長から話がありましたけれども、やはりこれも最近、この近隣でもデータ化しておりますので、どうかその辺も踏まえて一日も早くこういう簡素化をして、そして効率的な財政運営というのができるように、すべての面でデータ化していくということが大事かと思っておりますので、一日も早いデータ化をお願いいたします。

最後に、ホームページの動画配信について。

今現在配信されているのは、たしかビデオライブラリー、かなり古い内容ですよ。そうではなくして、やはり常に魅力あるホームページを作成していただきたいと思います。徳島のある

市では1週間ごとにいろいろなそういう市のトピックスとか、季節ごとにそういう観光スポットを発信したりとかということで、物すごいアクセスがあるという話を伺って、また電話での問い合わせが殺到しているという話も伺っておりますので、やはり魅力あるかすみがうら市をつくるためには、魅力あるホームページづくり、そしてこれは一番説得力がある配信でありますので、常に魅力あるホームページの作成に心がけていただいて、先ほど塚野さんから話があったように、魅力ある動画配信をリニューアルしたいという、そういう決意もいただきましたので、ぜひとも魅力あるホームページづくりに努力していただいて、かすみがうら市をアピールしていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時20分

再 開 午後 2時36分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄でございます。

今、政治に何よりも求められていることは、安心した雇用と仕事の確保、社会保障の立て直しではないでしょうか。完全失業者は過去最悪、日本経済の土台を支える中小企業の倒産で、毎月1万人規模の雇用が奪われています。経済成長率も先進7カ国で最も落ち込んでいます。日本共産党は人間を使い捨てにする労働者派遣法を抜本的に改正すること、中小企業を支援することなど、ルールある経済社会を求めて国会内外で奮闘しております。

私は、市民アンケートを作成し、2月に新聞折り込みや手配りで市民の皆さんにアンケートへの協力をお願いしてまいりました。現在300通を超える回答が寄せられましたが、その結果、市民の皆さんの暮らしが以前と比べ苦しくなったとする回答は39.3%、やや苦しくなったとする回答は35.8%で、合計すると75%を超えております。以前と比べ苦しくなったとの回答をした方の多くは、税金、公共料金の値上げが34%で一番多く、次に続くのが収入、給与の減少が30.8%で、いかに税金や公共料金の引き上げが市民の暮らしを脅かしているかを、はっきり示しています。

私は、今後とも皆さんの声、現場の声を行政に直接届け、自治体本来の役割である住民福祉の増進、すなわち市民の暮らしと命を守る市政の転換を求めて頑張る決意を表明して、通告に従って一般質問を行います。

1、下土田地内への残土問題についてお伺いをいたします。

下土田地内の休耕田に残土を入れ畑にするという問題で、下志筑、幕ノ内区長さんらが許可申

請された場所、土浦市手野町からだけではなく、埼玉県和光市のストックヤードから残土が持ち込まれていたことを追跡調査で突きとめ、一たんは残土を阻止することができました。しかし、市長は1月5日、土砂持ち込み先を和光市も追加するとして変更手続を了承し、事業再開を許可する暴挙を行い、1月12日から土砂搬入が強行されました。副市長と環境経済部長は1月8日、幕ノ内区長さん宅を訪れ、このことを通知しましたが、区長さんはこれまでの経過から、許可取り消しのため市長が尽力しているものと信じ期待していた。これでは逆に裏切られた思いだと述べ、柏市からの土の発生元証明書は偽造されていたことがわかったのではないかと。和光市を追加したとしているが、発生元はどこなのかとたどりましたが、副市長は運用だとして、まともに答えませんでした。区長さんは、その日、隣接地主の同意書が偽造されていたという新たな事実を突きつけ、土砂搬入の再開をやめるよう要請しました。しかし、許しがたいのは、市当局が翌日9日に同隣接地主にかかわりの深い方を同席させ、説得まがいの確認行為を行い、この事実を消し去ろうとしたことでもあります。その後、翌10日には、同地主は同意したとして手続に問題なしと追認、許可相当としたわけでもあります。

私は、区長さんらとともに問題の解決のために行動をしてまいりました。農地法第5条の農地転用許可は県の許可となるので、県農政企画課や県南農林事務所にも出向き、実情を訴え、不正なやり方による残土持ち込みは取り消ししてほしいと要請しました。県は区長さんらの訴えにこたえ、施工業者に対して、許可以外の場所からの土砂搬入しているの、直ちに工事を停止し、その違反を是正するために必要な措置を講じるとともに、これに応じないときは、農地法第51条による命令を行うという趣旨の指導文書を行いました。県側がこのような行政指導を行っており、業者は指導勧告には法的拘束力がないとして従おうとしない状況にもかかわらず、市側、すなわち市長が業者に対して残土搬入先を追加変更許可することは、まさに区長さんが言うように市民を裏切る行為ではないでしょうか。当然区長さんらは市長に対して13日、怒りを込めた抗議文を手渡したわけでもあります。

このような事態の中でも、区長さんらは地元協力者と力を合わせ粘り強い監視活動を続けていく中で、2月3日、業者がまたまた許可以外の場所、今度は石岡市柏原工業団地内にある東洋製罐株式会社石岡工場から発生した残土を搬入していた事実を突きとめたわけでもあります。

農地法第5条にかかわる市農業委員会の意見書についてお伺いをいたします。

市の農業委員会は当初、茨城県の農地法第5条の規定による許可申請送付意見書では、土の発生元は柏市の柏の葉キャンパスのものと前提していたのではないのでしょうか。また、農業委員会はことし1月26日の臨時総会を開き、変更承認申請の意見書を県に提出したと聞きますが、その内容はどのようなものですか。以上2点答弁を求めます。

市の残土条例にかかわる許可条件についてお伺いします。

市長は、残土条例による本申請では、残土は柏市からではなく土浦市手野町のストックヤードだとして、条例の命とも言える土の発生元がわからない土を、運用と称して許可しましたが、条例のどこにそのことが書かれているのでありましょうか。条例第8条の事業の許可に事業に用いる土砂等の発生の場所と明確に規定しています。施行規則にも第6条の許可の申請条件に、土砂等の発生から処分までのフローシートと、はっきり書かれてあります。残土のストックヤードは発生元と言えるのでしょうか。土砂の発生元をどう証明するのでしょうか。市長から明確な答弁

を求めます。

また、残土の持ち込み先が許可以外の場所、和光市であることを突きとめたのは、幕ノ内区長さんらの追跡調査によるものであります。和光市も残土のストックヤードであり、土砂の発生元は不明です。にもかかわらず、市長は追認、許可しました。市長は持ち込み先は追加変更さえすれば問題ないという立場なのでしょうか。和光市を許可した理由の説明を求めます。

地元幕ノ内地域やその他周辺住民の生活と営業を守ることにについてお伺いをいたします。

このような違法な残土持ち込みの経過を見れば明らかなように、土砂の発生元は全く不明であり、表面的な形だけの一部分の検査で土砂の安全性は担保されません。私たち、幕ノ内地域住民は、飯田川や中根川及び地下水等で生活や営業を営んでおり、環境保全と生活を守るには、持ち込まれる残土が安心・安全なものとして担保されない限りは、絶対に同意することはできないとして、昨年10月20日、幕ノ内区長ら23名及び中根区長の賛同をもってした中止要請書について、市長はどう説明するのでしょうか。現況を踏まえた真摯な答弁を求めます。

議員の聞き取り調査と情報公開についてお伺いをいたします。

地方自治体は、執行機関である首長と議事機関である議会という、ともに住民の直接選挙で選ばれた2つの機関で構成されています。首長と議会がそれぞれの独自の権限と役割を持ち、相互にチェック・アンド・バランス、抑制と均衡、この関係を保ちつつ、全体として住民から選ばれた地方自治機関としての役割を果たすというのが、地方自治制度の仕組みであります。ですから、地方議会は地域の住民の意思を代表する機能、そして自治立法権に基づく立法機能、執行機関に対する批判、監視機能を持っております。それに加えて、その自治体としての意思決定を行うという権限を議会に与えております。議会がその機能、権限を生かして住民の利益を守る役割を果たすように活動するのが、住民代表としての議員の任務であると考えます。

したがって、議員個々人の活動においては、住民のさまざまな声にこたえて素早く対応するため、議会の機能と権限に準じて、執行機関に説明を求め、十分な資料の提出等は欠かせません。執行部はこれにこたえてできる限り協力を惜しまないことは当然だと考えます。そして、必要であれば議員といえども情報公開に基づく資料の請求をすることも当然だと思いますが、市当局の見解を求めます。

2、入札制度の改善についてお伺いをいたします。

神栖市が発注した小学校改築工事の設計業務委託の入札で、予定価格に近い価格を業者に漏らし、特定業者が落札できるよう便宜を図ったとして、2月11日、競争入札妨害の疑いで、神栖市の産業経済部長ら計4人が逮捕されるという事件が起きました。ほかに逮捕されたのは業者側の2人ですが、その1人に同業務を落札した由波設計社長、由波容疑者がおります。同容疑者は、かすみがうら市下稲吉在住の方で、土浦市やかすみがうら市発注の工事も数多くこなしていた。本業ばかりでなく、行政の審議会委員なども経験、昨年8月かすみがうら市のまちづくり委員会委員長として市長に提言書を提出するなど、地元でも名士的な存在感を示していたとの報道があります。

問題なのは、落札した由波設計とともに入札に参加した指名業者4社が、県警に対して、事前に知ってやっていたなどと談合をうかがわせる証言をしていることが、14日、捜査関係者の取材でわかったということであります。

私には、たびたび当市での談合入札を知らせる情報が寄せられてきておりますが、1月21日の一般競争入札で落札業者が決まっているとした談合情報が、はがきで郵送されてまいりました。結果は情報どおりとなりました。相変わらず千代田と霞ヶ浦地区の業者すみ分けによる入札と高い落札率となっております。

予定価格と指名業者の事後公表の必要についてお伺いをいたします。

談合入札を防止するには、予定価格は事後公表することだと主張してまいりました。公正取引委員会も、予定価格の事前公表については談合が容易に行われる可能性があるとはっきり指摘しております。私は、これに加えて、指名業者についても事後公表とし、受け付け台帳の記載もやめるべきだと前回ただしました。総務部長は、いずれも入札制度検討委員会に内容を諮り、検討を進めると答弁しましたが、来年度はどうするのでしょうか、答弁を求めます。

入札談合と落札率の関係関連についてお伺いをいたします。

談合情報が寄せられた場合、ほとんどが落札率は高どまりの結果となっております。落札率が95%を超えると談合の疑いがあると言われております。市民の税金を原資とする公共工事はできる限り安く、無駄なく執行させることは当然であります。談合入札は重大な犯罪あることは間違いないことです。公正取引委員会でも落札価格の推移から、入札談合の可能性を注視するとしております。今年度の当市の平均落札率はどのようになっておりますか。前年度と比べてどのような結果となっておりますか。また、その結果から、入札談合について市長はどのように見ているか答弁を求めます。

公契約条例の制定についてお伺いをいたします。

地方自治体は行政サービスを行うため、民間事業者と契約し、公共工事の発注や業務委託、物品購入などをしております。これが公契約であります。今、自治体が発注する事業で働く労働者に対して、その自治体が定めた一定額以上の賃金を保障する公契約条例が注目されております。昨年9月には千葉県野田市で初めて条例が制定されるなど、全国で運動が広がっております。市長は、公契約条例等は国や県の動向を注視しながら慎重に対応すると答弁、総務部長も、公契約条例の制定も視野に入れて検討すると答えました。その検討結果は出たのですか、答弁を求めます。

3、公共工事、公共事業における発注者側の安全管理指導と請負業者の社会的責任についてお伺いをいたします。

昨年議会で取り上げた労働災害問題で、私が指摘した市内の業者が労働安全衛生法違反の処分を受け、市は2月2日から3月1日までの1カ月間指名停止処分を行ったと聞きます。労働災害を未然に防ぐために、発注者側における安全管理指導のあり方についてお伺いをいたします。

市長は、指名停止処分の通知の中で遺憾を表明し、今後はかかる事態が生ずることのないように十分注意されたいとしておりますが、指名停止処分を受けた業者に対してどのような指導を行ったのでしょうか。また、指名停止の理由や、2月という市の工事発注が少ない時期を指名停止期間として選んだ理由について報告を求めます。加えて、市内を含む業者に対する安全管理に対する指導等の文書は出しているのか、答弁を求めます。

労災と業者の社会的責任について、その後の市当局の指導についてお伺いをいたします。

公共工事を請け負う事業者にとって、従業員の社会保険加入は最大限の責務です。総務部長の

報告では、市内全体業者45社のうち、未加入業者が17社、38%に及んでいることがわかりました。労災事故を起こした指名停止処分を受けた業者も未加入と聞きますが、その後の加入指導でどれだけ改善されたのか、答弁を求めます。

4、公共下水道の問題について。

県生活排水ベストプランにかかわる市の生活排水処理施設の整備計画についてお伺いします。

ベストプラン総括図や市からもらった地図を見ますと、排水未整備区域はすべて下水道整備で計画されているように思われます。今後は人口密集地ではない区域の整備となります。現在国では事業仕分けを進め、国は人口が少ない区域は浄化槽で対応するよう政府が見解を出しております。本市についてなぜ財政的に負担にもならない上乘せ補助など、県が推奨している高度処理型合併槽での整備見直しを進めていないのか、答弁を求めます。

下水道加入率向上に向けた目標設定についてお伺いをいたします。

さきの議会で土木部長の答弁では、整備戸数に対する接続戸数の年度ごとの目標数値を述べませんでした。漠然とした努力目標だけあります。毎年、年度ごとの目標数値について具体的な答弁を求めます。

特環公共下水道加茂処分区の管口径600ミリ問題についてお伺いをいたします。

来年度も、1世帯当たり1000万円の建設費がかかる加茂地域の下水道事業を継続するとしていますが、私は、この事業推進は、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという地方自治法第2条14号に違反しているのではないかと考えます。土木部長は管路施設として整備したと言いますが、まず、同意書もない、下水道の要望があるかどうかわからない工業団地内企業の排水整備を勝手にできるのか。第2に、対象となる企業の接続確約を担保したのかという質問に、前回も答えておりません。先行投資と答えていたが、接続が担保されないまま、今後の整備について明確な計画もなく、なぜ急いだのですか。明快な答弁を求めます。

5、国民健康保険税の引き下げ、保険税の軽減及び減免制度の拡充について。

保険税の引き下げの必要についてお伺いをいたします。

後期高齢者医療制度の施行に便乗して、市は一昨年の平成20年度国民健康保険税を、1世帯当たり年間平均4万円、24%以上も引き上げました。茨城県下一高くなった当市の国保税は、まさに市民の暮らしと命、健康を脅かすもので、被保険者ばかりではなく、多くの市民から批判が上がっております。市民アンケートでも、引き下げるべきだと答えた方が61.9%と圧倒的に多くなっております。市長及び市民部長は、国保税の引き下げは困難な状況だとたびたび答弁してまいりましたが、平成22年度から医療分における所得割を0.2%、資産割を5%引き下げるという条例改正案を、この3月定例議会に提出してきました。このことは市民の声に一定程度こたえたものと評価できますが、私はもとに戻すことが必要だとの立場であります。

市当局の値下げ案によって県下一高い国保税は解消されたのでしょうか。一方、保険税の最高限度の引き上げ案も同時に出ておりますが、その対象世帯数と負担額はどれぐらい試算されているのでしょうか。答弁を求めます。

不納欠損処理と保険証の交付の市の対応について、その実態とその問題についてお伺いをいたします。

5年時効分による不納欠損処理は平成19年度と20年度合わせて582件、金額にして1億700万円

であります。5年間も接触しないのは業務の怠慢というだけではなく、被保険者の健康にかかわることではないでしょうか。その方たちは無保険状況となっていると思われまます。納税相談に来ないとか納税意欲がないと言う前に、市民との接触を図り実情を把握すべきではないでしょうか。

短期保険証についてですが、今年度から1カ月の短期保険証を発行しました。余りに高い保険税のため滞納額を十分に納めることができなく、まさにイタチごっこの状況にある方も少なくありません。被保険者の暮らし向きを考え、1カ月の短期保険証発行はやめるべきではないでしょうか。県内で1カ月の短期保険証を発行している自治体はどれだけあるのか。

以上、2点、答弁を求めます。

税の権限及び減免制度の拡充について、減免要綱の作成と市民への周知について伺います。

国の平成22年度の税改正で、低所得者への法定減免が拡充されるようであります。政府は窓口負担の減免を行った自治体に対して財政支援を行うという方針を出したと聞きます。この件も踏まえて、減免制度について広報や被保険者に周知徹底するべきではないでしょうか。市民アンケートでも、低所得者層への減免措置を求める回答が28.4%にも達しております。さらに、減免要綱があればたやすく活用が図れると思いますが、重ねて答弁を求めます。

6、固定資産税のあり方について伺いをいたします。

非課税としていた公衆用道路を雑種地に変更して課税した問題について、もとに戻すべきではないかということでもあります。隣の土浦市でも石岡市でも、2戸以上の住宅の用に供している行きどまりの私道で何ら交通制限を行っていないもの、いわゆるこれが公衆用道路ですが、固定資産税を全額非課税扱いにしていることは、前回紹介をいたしました。昨年まで非課税としていたのですから、近隣市と合わせるべきではないでしょうか。答弁を求めます。

7、交通安全対策について伺いをいたします。

子どもたちの自転車通学の安全対策については、中根議員が既に質問しておりますが、今、県内で自転車通学する児童は18市町村で約1,400人おるといふ、こういう記事が出ております。当市でも小学校児童の自転車通学が1校あるようであります。これは、今どの学校なのか。そして何人なのか。中学校はすべての中学校が自転車通学を認めているということですが、その人数は何人なのでしょう。その実態と、そして安全対策について改めて答弁を求めます。

以上、第1回の質問といたします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

1点目、1番の下土田地内の残土問題につきましては、農業委員会事務局長、4番の情報公開につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

1点目、2番、市の残土条例にかかわる許可条件につきましてお答えをいたします。

市では、建設残土の発生から、残土条例、土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例に基づく許可まで相当の期間がかかることから、ストックヤードからの搬入を認めているところ

であります。本申請につきましては、土浦市のストックヤードからの申請となり、土壌調査を行った結果、条例の基準値を超えるものが認められなかったため、許可をしたものであります。

和光市からの件につきましては、違反の事実を確認をし、行政処分である停止命令を下しました。業務停止命令期間中に変更申請が提出されまして、土砂の仮置き場は和光市の許可を取得していることや、土壌調査を行った結果、条例の基準値を超えるものが認められなかったことから、許可したものでございます。

1点目の3番の幕ノ内地域住民の生活と営農を守ることにつきましてお答えをいたします。

町では、環境汚染防止の対策といたしまして、条例において土壌の分析を義務づけております。土浦市及び和光市につきましては、それぞれにおいて土壌の調査を行い、条例の基準値を超えるものは認められませんでした。また、搬入される土砂につきましても条例に基づきまして、市立ち会いの者と土壌の調査を行ってまいります。さらに、条例にはありませんけれども、市独自に事業所周辺の水質調査を実施をいたしまして、これらの結果につきましても問題はありませんでした。

今後につきましても、地域の安全・安心な環境を確保するために監視と指導をしてまいりますので、皆様方におかれましてもご理解のほどをお願い申し上げます。

2点目の、入札制度の改善の2番の、入札談合と落札の関連につきましてお答えをいたします。

平成21年度につきましては、工事関係での指名、一般競争入札の発注件数は、全体で71件の入札を実施いたしました。平均落札率は93.97%となっております。平成20年度の入札実施件数は51件で、平均落札率は90.97%でありまして、今年度は前年度に比べて3%落札率が上がっている結果となっております。談合は絶対に許されるものではないことは言うまでもありませんけれども、今後も入札につきましては入札制度検討委員会等で協議を重ねてまいりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

事後公表、公契約条例につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

3点目の公共事業におけます発注者側の安全管理指導と請負業者の社会的責任、4点目の公共下水道事業の問題につきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

5点目の1番、国民健康保険税の引き下げ、保険税の軽減及び免除制度の拡充につきましてお答えをいたします。

国保特別会計は一般会計と違いまして、収入に応じまして支出を抑制することができないことから、支出に合わせて予算を組まなければなりません。医療費が増加していく場合には、並行して保険税の増額を行うこととなりますけれども、昨今の国保特別会計財政状況を分析をいたしますと、被保険者への直接の負担増のみに頼ることは極めて難しい状況にあると考えております。また、高齢者の構成割合が高く低所得者の多い状況から、税負担の軽減策を講じる地方税法の改正が行われることを踏まえ、当市におきましてもその運用を開始することとしました。このことから、平成22年度予算においては、これまでの医療費の自然増加に加えまして、昨年を経済状況による所得割の減少、さらには低所得者への負担軽減の拡大等を考慮しながら予算編成を行い、新たな被保険者に求める負担増額分を一般会計から支援措置することとしたものであります。

しかしながら、一般会計からの繰り出しは一般財源の減少につながるという課題も抱えているところであります。高齢社会が進展する中で、社会保障費の伸びは下げることができない傾向に

ありますけれども、今後とも収納率の向上策、医療費の抑制策を講じることで、市民の皆様のご理解を得てまいりたいと考えております。

詳細につきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

6点目の固定資産税課税のあり方、7点目の交通安全対策につきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 板橋信雄君。

[農業委員会事務局長 板橋信雄君登壇]

○農業委員会事務局長（板橋信雄君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の1の農地法第5条に係る市農業委員会の意見書についてお答えいたします。

ご質問のありました当該申請書に対する意見書ではありますが、許可権者である茨城県に申請書を送付する際、必ず農業委員会の申請に対する可否相当の判断を示すため、添付することとなっております。

土の発生場所のご質問がございましたが、現地調査した結果、土の発生場所と記載されております千葉県柏市の、柏の葉キャンパスには必要量が確保されていなかったことから、申請代理人から残土の場所2カ所を確認し、それぞれ残土証明書、土壌分析結果を添付させております。搬入残土につきましては一連の手続を経て農業委員会総会に諮問し、委員会の合議のもと許可相当の意見の決定をいただいております。

続きまして、②の質問でございますが、初めに、1月26日の総会を臨時総会ということでご発言がありましたが、当日は通常の総会でありますので、ご承知おきいただきたいと思います。

また、この変更許可申請書の内容でございますが、期間の延長と残土発生場所の変更であります。いずれも委員と事務局で提出書類等の審査を行い、総会に諮問し、許可相当の意見をいただきまして、県のほうに書類を送付してございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の④でございます。

情報公開の関係につきましては、ご案内のとおり、議会の場合につきましては、地方自治法に基づく検査権、調査権がございます。議会の調査権、検査権の行使であれば、議会として意思決定を行い、正式に資料の提出要求、関係者の出席要求を求めることができますのでございます。

ご質問のございました議員個人で市職員から聞き取り調査を行うこと、さらには資料の閲覧、交付などの情報公開を求めることにつきましては、議会の検査権、調査権の行使とは言えませんので、個別の議員からの要求に応じて調査に応じることや資料等の情報提供をすることは、事案

ごとに各部署の判断になろうかと思えます。必要に応じて、個人情報等の保護に十分に配慮しつつ、情報公開条例等に準じた対応になるというふうに考えております。

なお、議員個人にも情報公開条例に基づく開示請求権がございますので、各部署から情報提供が受けられなかった場合につきましては、情報公開請求を行っていただくこととなります。いずれにいたしましても、公開する情報につきましては、個人情報、法人情報などの非開示情報を除く情報となりますので、よろしく願いをいたします。

次に、2点目の入札制度の改善についてお答えをいたします。

①番で、予定価格と指名業者の事後公表についてでございますが、これまでも何回かご質問をいただいた経過がございます。前回のときも、入札検討委員会に諮り検討するという事で答弁をいたしました。その後も検討委員会を開催しております。また入札の監視委員会からも議員さんからのご指摘、改善がございますが、同様の部分でご提言をいただいております。本年度中に決定する方向で、現在協議を進めております。

また、③番の公契約条例の制定につきましては、前回にも申し上げております。現在は、最低制限価格の設定によりまして、賃金や工事品質について、公共工事等の品質等の確保を行っているものでございます。検討結果は出たのかというご質問でございますが、ご質問にありましたように、野田市の例が条例制定の例がございます。国や県、さらには周辺市町村の状況も調査をいたしまして検討を進めてまいります。

次に、3点目の公共工事における発注者側の安全管理指導と請負業者の社会的責任についての質問にお答えをいたします。

①番の関係でございますが、ご質問のありましたように、2月2日から3月1日までの1カ月間、指名停止処分を行った件がございます。指名停止の理由につきましては、安全管理の不適切により工事関係者の死亡事故を起こしたことによりまして、市の建設工事請負業者指名停止等措置要綱に該当するためでございます。時期につきましてのご質問もございましたが、これらについては茨城県からも指名停止の通知があったわけでございます。その同時期、県と同じ時期ということで決定をしたものでございます。

また、市内を含む業者に対する安全管理に関する指導等は、文書で出しているかというご質問でございます。文書での指導は行っておりませんが、契約の際にその都度、請負業者に対して安全管理の徹底を指導しているものでございます。

②番の労災と業者の社会的責任についてのその後の指導についてにつきましては、前回も申し上げました45社のうち、社会保険の未加入者が17社ということでございました。促進の結果、労災保険につきましては全社加入をいただいております。社会保険につきましては1社減りまして、16社が未加入という状況でございます。

なお、それぞれの事業者に個別に状況確認を行いまして、加入促進を行っているところでございますが、それぞれ前向きに検討しているという業者もおることから、今後もさらに指導を重ねてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

○土木部長（松澤徳三君）

佐藤議員さんの質問、2番目の公共下水道事業の問題についてお答えをいたします。

最初に、県の生活排水ベストプランにかかわる市の生活排水処理施設の整備計画でございますが、当市の下水道事業計画書では、議員さんご指摘のように、市全体を下水道整備計画に掲げております。しかし、現実的には事業を行うには認可を取得しなければならず、その認可もすべての地域で取得されているわけではございません。現在は、市の総合計画の定めによって、加茂処理分区を整備をしているところでございます。一方、浄化槽整備については地域の実情に沿った普及促進を図ると、同じ市の総合計画に定められております。このことから、現在、認可を取得していない地域に関しては、積極的に合併浄化槽の整備を進めておるところでございます。

昨年からは、森林湖沼環境税を活用した県の上乗せ補助をPRしながら、事業展開をしましたところ、昨年以前の倍となる設置補助を実施しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目の下水道加入率向上に向けた目標設定についてでございますが、現在の下水道加入率については、20年度末における市全体の数値は87%であると、昨年12月議会でお答えを申し上げました。一方、現在整備を継続している特環の加茂・牛渡地域では、合併時点の23.6%から18.6ポイントふえてはおりますが、いまだ42.2%と、その伸びが低迷している状況にあります。これについては、対象戸数が合併時の754戸から126戸ふえて880戸となっていることに起因をするものであります。

このような中で、個別の数字を設定することは大変厳しいものと考えているところでございます。前回もお答えをしましたが、この5年間でふえた対象戸数は126戸、対する接続戸数は193戸でありました。当面はこのように、対象戸数を上回る接続戸数を目指すこと、さらには大きな目標として、早い段階で90%台に乗せることが重要であろうと考えているところでございます。

次に、3点目、特環公共下水道事業の管口径600ミリ問題についてでございますが、同意書及び接続確約の件に関しては、平成16年度に該当企業に対してアンケートを実施をしております。その内容についてご説明を申し上げますと、回答は42社ございましたが、実質32社から回答がございました。約76%ということになります。この中で、下水道の整備を希望しますと回答された事業者が22社、約69%になります、がございまして、うち直ちにつなぎたいという申し出のあったものが14社ございました。さらに、数年以内につなぎたいという事業者が7社ございました。市といたしましては、これらのアンケート結果を踏まえ、将来の整備計画に反映をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

佐藤議員の質問にお答えを申し上げます。

5点目の1番、税率引き下げ案によって高いと言われる税額は解消されるのかについてであり

ますが、22年度の県内市町村の状況については、6月あるいは7月の本算定、すなわち、所得の課税額が確定し、税率改正の検討結果が出るまではわからないところでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、税条例改正案の最高限度額の引き上げによる対象世帯数と負担額はどれぐらいかについてであります。21年11月の課税データをもとに算出しますと、対象世帯数は医療給付分で所得割が423世帯、資産割が383世帯となり、後期高齢者支援金分で所得割が291世帯、資産割が271世帯、介護保険分で所得割が99世帯、資産割が95世帯となり、負担額は総額でおよそ1556万円となります。

次に、2番目の不納欠損処理と保険証の交付の市の対応についてお答えいたします。

納税相談は、それぞれの状況に応じた納付方法を相談するためのものであり、こちらから納付額を押しつけるものではないと考えております。

次に、1カ月の短期保険者証の発行状況についてお答え申し上げます。

1カ月の短期保険者証の交付は、納税相談を行った際の納付制約を確実に履行していただくために行っているものであります。県内の状況については、平成20年6月現在、27保険者で実施しております。

次に、3番目の税の権限及び免除制度の拡充について、減免要綱の改正と市民への周知についてお答えいたします。

現在、国において地方税の改正について議論されております。この改正が成立いたしますと、現在の6割軽減世帯が7割軽減世帯に、4割軽減世帯が5割軽減世帯になり、新たに2割軽減世帯が設けられることとなり、対象世帯数は21年11月の状況で申し上げますと、810世帯増加し、全世帯の約35%が軽減世帯となり、軽減幅の拡充となるものであります。

次に、国保税に係る減免要綱の制定についてであります。公平性が確保されることを前提とし、所得把握の方法なども含め、今後検討してまいりたいと存じます。

6点目の固定資産税課税のあり方につきまして、お答えいたします。

私どもは何らの制約がなく、しかも不特定多数の方の通行の用に供されていることが、公共の用に供する道路としての非課税要件と判断しております。したがって、土浦市においては2戸以上に接続をしている場合の私道については減免を行い、一方、石岡市においては複数人で所有する私道については非課税の扱いを行っているとのことですが、本市においては行きどまりの私道につきましては、公共の用に供する道路としての取り扱いはできないと判断し、雑種地課税をしたものであります。ご理解をいただきたいと存じます。

以上であります。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

[教育部長 横瀬典生君登壇]

○教育部長（横瀬典生君）

お答えいたします。

交通安全対策についてでございますが、先ほど中根議員さんにお答えをいたしました。この点が安全対策の基本とするところでございます。各学校において、交通安全教室などを定期的に

実施をいたします。それとともに、通学路の危険箇所の把握や周知も安全確保の一助との、そういう視点から、学校の実態に即して実行をしているところでございます。また、学級活動においては、安全活動や安全指導やヘルメットの着用などを徹底した指導を行って、子どもたち自身の意識を高めることに努めております。事故は子どもたちだけで防げるものではございませんが、今後も指導を継続し、子どもたちの安全を確保し、危険な要素のある通学路につきましては、安全な通学路の確保のため関係機関へ改善の働きを行うなど、対策に努めてまいりたいと考えております。

なお、自転車通学児童・生徒数は小学校は志筑小学校だけでございまして、3名の児童がおります。中学校は4校で711名の生徒が自転車通学となっております。通学路につきましては、歩行通学と同様に指定を行っており、危険箇所を表示した安全マップを作成をいたしております。残念なことに事故が発生をしております。先ほど、中根議員さんに申し上げましたように、中学校においては、下稲吉中学校を除く3校で8件発生している結果となっております。このような状況がございしますが、今後も安全指導を継続しまして、事故発生の減少に努めてまいりたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

農業委員会の問題ですけれども、いずれにしても、幕ノ内区長の戸田さんが2月26日、県知事と市長に対して、残土搬入の停止と許可の取り消しを求めて水戸地裁に行政訴訟を起こしたと。これは翌日の新聞にすべて出ておりますから、御存じのことかと思っております。これは、県や市も業者への対応が全く及び腰だと。それぞれが法令の規定に基づいて同業者に対する行使し得るはずの規制権限を十分に行使していない。このままの状態を放置していたら、周辺地域の住民の利益を損ねかねない、そういう事態になると。これを心配して、戸田さんはやむにやまれない決意で訴訟を起こしたというふうに聞いております。

農地法第5条の許可が出されたのは8月20日、その日を前後して残土が搬入されておりました。幕ノ内区長さんの戸田さんが8月31日に下土田、上土田、飯田の3人の区長さんとともに農業委員会事務局を訪問して、そのとき板橋局長は、残土は道路面から4メートルほど高く盛り土すると言って、残土の持ち込み先は柏市の宅地造成した土だと、そういうふうに語っているわけでしょう。そこで戸田さんが、わざわざ遠い柏からかすみがうら市にまで持ってくる。採算がとれないのではないかと。そのような発言をした委員はいないかというふうに聞いたら、そのような方はいたと言うんで、議事録を見せてくれないかと要求したら、公開できないというようなことを言ったそうです。これは、まず第一に議事録は公開が原則ではないですか。

また、9月14日、環境保全課の田崎係長が業者を連れて戸田さん宅を訪問して、当初、残土は柏市の宅地造成の土だと語っていたが、柏市のゴルフ場の残土だというふうなことだった。いずれにしても、市の残土条例許可前に入れた土は、柏市の柏の葉キャンパスからという認識ではなかったんですか。ですからあくまで最初の申請にかかわる意見書は柏の葉のキャンパス、こうい

うふうになっているわけでしょう。今の答弁はおかしいです。しかし、その後、柏の葉キャンパスで宅地造成を請け負っていた鴻池組の現場の所長が10月30日に、かすみがうら市に来たわけでしょう。そして、そこで残土等発生元証明書が偽造されていたことがわかったわけです。だから、11月9日に局長も環境経済部長もわざわざ柏まで行って、偽造文書であることを証明してくれと。これを鴻池組の所長に依頼したのではないですか。これは間違いのないことでしょう。そう確認しましたよね、前回の答弁で。それでは、残土条例許可前の土はどこから搬入されたんですか。これをきちんと答えてください。どこからですか。

そして、変更申請にかかわる意見書では、柏市もオーケーだと。期間も延ばす。柏市も土の発生元ではないです。ストックヤードです。発生元をどうやって証明するんですか。

以上3点、答えてください。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 板橋信雄君。

○農業委員会事務局長（板橋信雄君）

まず、最初の議事録の話でございますが、議事録は原則公開でございます。議事録ではなくて、申請書を見せてほしいというふうなお話がありましたので、それは情報公開に基づいて手続きを行っていただきたいというふうな形でお話をしました。

2点目でございますが、時系列的に申しますと、6月3日に農業委員会に申請が上がっております。6月15日に千葉県柏市に現地調査をいたしました。その時点で、その発生元であります柏の葉キャンパスにおいて、先ほど申し上げましたように、必要量の土がありませんでしたので、その月の6月26日の総会では保留になってございます。7月の総会までにその土の確認をいたしました。土の確認をいたしましたところ、先ほど申し上げたように、2カ所の場所から土を搬入するというふうな話でありましたので、それに基づく残土証明書、それから土壌分析の結果をいただきまして、先ほども、これも何回も申し上げますけれども、農業委員会総会に諮りまして許可相当の意見書をいただいております。その上で県のほうに書類のほうを送付いたしまして、県のほうもその内容に基づきまして審査をいたしまして、8月20日に許可になったということでございます。

以上でございます。

〔佐藤議員「まだだよ、和光市、変更許可の問題があるでしょう。」と呼ぶ〕

○農業委員会事務局長（板橋信雄君）

変更許可に当たりましては、まず……

〔佐藤議員「発生元をどう証明するんですか。」と呼ぶ〕

○農業委員会事務局長（板橋信雄君）

まず、農地法ではストックヤードの土はだめだという規定がございません。したがって、埼玉県和光市の土、これに関しましては、市のほうの残土条例の許可をいただきまして、農業委員会の申請に添付して県のほうに送付しております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

いずれにしても、どこの土かわからないでしょう。答えられなかったね、今。農地法の許可は受けた20日に。ところが、前後して土入れられてあるでしょう。それで気がついて、戸田さんが農業委員会に行ったんですよ、事務局に行ったんですよ。そのとき柏の土だと言ったんですよ、あなたが。ちゃんと記録が残っているというふうに言っているんですよ。そうではないですか。ずっと柏だったんですよ。私が10月2日に戸田さんから相談を受けて聞き取りに行ったときに、ちゃんと残土の発生のフローチャートですね、その中にきちんと書いてあったでしょう、柏だと。ただそのときに、坂東とそれから手野、順繰りに回ってどうのこうのというような話があったわけですよ。それでは、これでは柏市からの土かどうか証明できないんじゃないかということが事の発端になったんですよ。柏市だと言ったのは間違いないんですよ。だから、どう証明するんですかということなんです。

変更申請は、県南の農林事務所が受け付けるわけでしょう。2月10日に許可されていませんか。許可されましたね。これ、聞いたんですよ、私。そうしたら、その担当の職員が、残土条例と同じ内容だから許可したんだと。承認できないという理由がないと言ったんですよ。でも、私は、業者は県の是正措置を求める勧告、この最中だと、和光市から持ってきていないと業者が言っているんですけど、そういうふうに突っ張っていたと。立派な理由があるんじゃないかと、行政指導に従っていないでしょうと。是正勧告に業者からの回答はあったのかと聞いたら、ないと言ったんですよ。まだ出ていない。そのような問題が残ったまま、市の農業委員からの変更承認に対する意見が出たら、はいオーケーです、県は何の役割かわからないんじゃないかというふうに言ったんです。そうしたら、おもしろいですよ。許可申請前に察知して、申請させないことが重要だと。周辺住民の反対が一番強い。申請が出てしまうと、書類が整っていればある程度認めなければならない状況がある。こう言ったんです。私の情報収集能力が何か低いと。アンテナが低いと、こんな言い方なんです。

だから、我々は、戸田さんも含めて、周辺住民が反対する前に土入れられてしまったんじゃないですか。それで初めてわかったんです。情報収集力がないとかいう、こういう言いわけは、まさに官僚的な発想です。そして一回許可されたら、これは県は誤りを認めない。是正勧告をやっても従わなくてもそのまま追認してしまう。まさにこれでは何を頼ったらいいかというのがわからなくなってしまおうでしょう。

問題は、臨時総会ではなくて、定期総会だと、1月26日、和光市の残土も認めたと。そのときに私、会長に呼ばれて、のこのこ出ていったんですよ。そうしたら、もう私の発行している後援会ニュースについて、ある委員が非難を受けたんです。まさにそのときは、その場は私の査問委員会というような状況でした。その中にあっても、ほかで本当にすばらしい委員の方がいました。書類が偽造されたのは違反ではないか、違反した土を入れている、農業委員会として毅然とした態度をとって告訴してやらせないようにすべきだというふうに言った方もいるんですよ。

事の本質は、偽造された書類で土が入れられているということなんです。もう一人の地権者から、申請書を出されているでしょう。今、ではなくてもう一人。2人ですよ。その2人のうち、もう一人のところの申請書の中の土砂発生元証明書は同じものですか。これ情報公開したけれども、これは出ていませんよね。最終処分業者は同じ名前ですか。これについて明らかにしてくだ

さい。

(写真掲示)

そしてもう一つ、これが戸田さんが撮った写真です。これ皆さんわからないかもしれませんが、こちら側が高速道路なんです。こちらは1号線と言ったか、千代田から志筑に行くところ、あれは1号線でしたか、そちらのほうから来たんだよ、これはトラックが。おかしいなど。それで追跡をしたんです。追跡した後が、これが石岡の柏原工業団地、東洋製罐だったんです。おかしいですね。ここで積み込み作業をやっているんです。これも全部戸田さんが撮ったんです、きちんと。だから認めたんでしょう。

そして見てください、土。この土。上土田か下土田かわかりませんが、産廃まじりの土でしょう、これ。産廃なんていうのは農地に適していますか。こんなもの入れられませんよ。東洋製罐というのはさまざまな重金属を使っているところですよ。ですから、そういう重金属を使っているところを掘り起こしたものが発生元だったら大変です。こういうことがあるんです。ですから、今回、和光市からではなくて東洋製罐から入れられたわけでしょう。農業委員会としてはこの事実をどのように受けとめているんですか。まず第2点です。

そして、地権者と業者は残土埋立工事契約書を結んでいるんです。これも多額のお金ですよ、見ましたら、情報公開したら。ここで言えませんが、余りにも金額が大き過ぎて。それでサツマイモ畑で営農が成り立つのか。こんなことは成り立たないと言っていますよ。その点については、農業委員会は全然検証しないんですか。

以上3点、説明、答弁求めます。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 板橋信雄君。

○農業委員会事務局長（板橋信雄君）

それでは、お答え申し上げます。

まず、1点目でございますが、8月20日、県が許可するまでの間、この佐藤議員がおっしゃっている発生元証明につきましては、申請が申請ということで農業委員会も総会で許可相当の意見をいただいていますし、また県のほうも許可しているというふうな経過がございます。

また、2点目の……

〔佐藤議員「もう一人の地権者の証明書は同じものですかということですよ。」と呼ぶ〕

○農業委員会事務局長（板橋信雄君）

そちらのほうにつきましては、情報公開で非開示扱いになってございますので、ここで答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

また、2点目の和光市の関係でございますが、こちらのほうにつきましてもですね……

〔佐藤議員「東洋製罐です。和光市ではなくて、今度は」と呼ぶ〕

○農業委員会事務局長（板橋信雄君）

東洋製罐につきましては、まだ申請が農業委員会に上がってきた時点で、まだ中身を確認しているところでございます。

佐藤議員がおっしゃったような状況は把握してございます。いずれにいたしましても、こちらとの関係につきましては、市の残土条例との絡みがございまして、そちらのほうとの連携をとり

ながら進めさせていただきたいと思います。

3点目の地権者の契約の内容、またサツマイモをつくるということにつきましては、これは耕作者個人の問題でございますので、私のほうからどうのこうのという……

〔佐藤議員「委員会としてです、あなたではなくて」と呼ぶ〕

○農業委員会事務局長（板橋信雄君）

委員会というふうなお話になりますと、私は事務局長でございますので、委員会としての意見を代弁するということではできませんので、差し控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

公開ができないくらいに偽りが多いということだと思いますよ。これがまず問題なんです。

それと、残土条例のほうに移ります。

残土条例については、土砂等による土地の埋立等について必要な規制を定めることにより、市民の生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。第1条に書かれています。そのため、土地の埋立事業の施工者にさまざまな責務を課しているんですよね、部長。その申請書の中には、事業に用いる土砂等を発生させるものの記載がないんですよ。そして事業に用いる土砂等の発生の場所も記載がないんですよ、ストックヤードですから。許可を出したのは土浦市の手野のストックヤードでしょう。これ一時仮置き場所ではないですか、ストックヤードですから。条件を満たしていないではないですか、まず残土条例の条件。そして和光市の土砂のストックヤード、これ産廃業者の看板があったんです。後で確認に行ったそうです、もう一回。そうしたら看板は外したそうですよ。素早い対応ですね。

和光市の土砂の検査結果は今、市長がまさにでたらめを言ったんです。1月5日に許可出したんですよ。そうしたら土壌検査に問題ないと言ったんですよ、今。おかしいですよ。13日に結果が出ると言ったんだよ、副市長が。何で13日に結果が出るのに5日に了解できるんですか。12日に搬入できるんですか。普通だったら、13日の結果を待って、よくよく見て、せめて1日、2日置いてから入れるのが普通ではないですか。まずここで矛盾しているんですよ、どうですか。

原稿書いた人が問題なんです、市長に対する答弁の。これは副市長ですか、原稿書いた人。副市長もわかっているんですよ、私に答えたんだから、13日に検査結果が出ると。ちゃんとテープとっていますから大丈夫です。ちゃんとテープをとっていますから、了解して。ですから、これがまずおかしいということです。だから業者の味方なのか、市民の味方なのか。見方によってはちょっと態度を硬化しなくてはいけないというふうに思いますよ、市民の皆さんは。現在まで、どれだけの土が、土量が、土砂が持ち込まれたんですか。3カ月1回に報告を受けると言っていますよね。そして、東洋製罐の石岡工場の土砂はどれぐらいの量が搬入されたんですか。これ3つ答えてください。条例の条件満たしていますか。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 坂本裕司君。

○環境経済部長（坂本裕司君）

それでは、佐藤議員さんにお答えいたします。

最初の条例を満たしているかという問題につきましては、先ほども佐藤さんの質問からもありましたように、既に現場に……

〔佐藤議員「満たしていますか。満たしていますかというのの答えなんだ」と呼ぶ〕

○環境経済部長（坂本裕司君）

ですから、現場にある土ということで、今回事務指導の運用により許可している状況でございます。

〔佐藤議員「運用と書いてあるんですかと言っているでしょう」と呼ぶ〕

○環境経済部長（坂本裕司君）

さらに、産廃の資格という話がありましたけれども、この和光市の業者につきましては、和光市からの仮置き場の資格を取っている業者さんでもありますので、ご理解いただきたいと思えます。

さらに、土壌検査の結果につきましては、申請の段階で業者のほうでやっている検査証がついていたという状況があり、その検査証では問題ない。さらに、佐藤さんからありましたように、許可の後であります。市のほうで立ち会った検査が後日になりましたけれども、これについても検査については問題なかったという状況です。

さらに、現在、現場のほうに運ばれている土量につきましては、環境保全課の職員が毎日のように現場へ行って、現場の方に、その日に入る量、前日に入った量等聞き取り調査の結果、おおむね1万立米ほどが現在入っている状況でございます。

〔佐藤議員「東洋製罐」と呼ぶ〕

○環境経済部長（坂本裕司君）

それから、東洋製罐の土につきましては、現場のほうから約20立米が入ったということで、これは前にも5日の日ですか、佐藤議員さん見えたときに話したように、私も現場で電話がかかってきまして行って見て、さらに次の日、環境保全課の職員が行ったときにはその残土については運び出されていたという状況でありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

ちゃんと質問に答えてないですよ。残土条例に基づくちゃんと規制があるのに、それに何で発生元、それから発生させる業者名が出てないと言っているでしょう。答えていないでしょうよ。だから、でたらめだと言うことですよ。残土条例違反ですよ、あなたたち。

それと、今20立米だと言いましたね、東洋製罐から持ってきたのが。何台なんですか、車は。これもあなたたちでやりとりしたでしょう。そうしたら、みんな業者から言われたままだったでしょう。いつから入ったのかも言っていないでしょう。それで何で20立米となるんですか。日報にはどういうふう書いてあったんですか。日報を見たんですか。日報は見えていないと言ったでしょう、そのときに。どうして20立米と言うんですか。だから、うそをついているとなってしまう、わかりますか。ちゃんと、そういうふうになっているんですよ。

それから、副市長は11月17日、許可する前に土砂の発生元、書類が偽造されていた。このこと

が判明したんです。そうしたら、県は許可取り消しするものと思っていた。これは環境保全課長も言っていました。県が取り消しになれば、うちも苦しまなくて済んだ。でも11月17日には業者も来て、許可を早く出せと、こういうふうに迫られたというふうに私に語りましたよね。そういうふうに言ったでしょう。私は、問題は、県がやらないからといって市が許可した、ここに問題があるんだと。ボタンのかけ違いだというふうに言ったんですよ。何よりも、土砂の発生場所を明らかにすることの意味は、市民の生活環境を保全するという条例の目的で一番大きいものなんですよ、そうでしょう。したがって、これらの記載が実質的になされていないということは重大な条例の逸脱行為なわけですよ。何のために条例があるのかということでもあります。

東洋製罐から持ち込まれた残土の件についても、翌日に撤去されたことを確認したと言っても、これはただ目で見ただけ、業者から言われただけ。しかし、今度はある程度厳しい措置かなと思われる指導をやりましたね。2月8日でしたか。2月5日付で事業者が許可以外の場所から残土を搬入した行為が重ねて地元住民に不安を与えたことを踏まえて、2月5日付で搬入停止の行政指導を文書にして行いました。しかし、業者は一向に搬入をとめない。業者は行政指導に応じていないでしょう。県に対しても行政指導に応じていないんですよ。こういう業者ですよ。

申請の許可条件の中に、ちゃんと事業に関する誓約書を出しているでしょう。これ、見ているでしょう、誓約書。ここに、条例に違反した場合は市長の指示に服することを誓約いたしますと誓約書を結んでいるんですよ。一体何ですか、これは。まさに条例違反ではないですか。

なかなか搬入がとまらないので、2月8日に区長さんと一緒に生活安全課、土浦警察署。そうしたら対応した担当官は、市がしっかりしてもらうことではないか。業者が行政指導に従わないのであれば、市が告発することがベストだと語っていたんですよ。それでも市は何ら強制的な行動を起こさない。そういうんで、私たちは施工業者が偽造した文書は刑法第159条第1項、前段の有印私文書偽造罪及び同161条第1項偽造有印私文書行使罪に該当するというふうにして、刑事告発をやることを決意したんです。そして、相談に行ったんだけど、刑事2課の担当官の方は、この偽造文書を見て、明らかだと、これは偽造が。何で県や市が刑事告発をしないのか。ある農業委員の方も言っていましたね。私がつくってまいりました市議会報告の中でも電話がありまして、何でこれ告発しないんだ。

そういうことで、刑事2課の方ですよ、公務員には告発する義務がある。そういうふうに言ったんですよ。その点について県と市に事実関係を確認したい。そういうふうに語ったんで、弁護士さんと相談して告発はとりあえず見送ったんですよ。何で、市当局は業者を告発しないんですか。

以上、2点、答弁求めます。

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

○副市長（圓城寺和則君）

何点かお答えをいたします。

書類の偽造の問題で、県のほうの許可に関して、私の発言が取り上げられました。当時、去年の11月だと思いましたが、その話を聞きまして、既に県のほうは去年の8月20日に農地法上の許可がおりているということではございましたけれども、その後、偽造の書類があったとい

うお話を聞きましたので、その許可に影響があるのではないかという認識が現にございました。結果は許可には影響しないという結論でございましたので、市のほうは11月17日に許可を出したということでございます。

それから、石岡からお持ちになった搬入した件で、2月5日付で行政指導を文書で行いました。それについて、搬入を自粛するよということについて従っていないと、市長の指示に従うという誓約上問題があるだろうというお話でございますが、行政指導という形をとりましたので、行政指導には残念ながら強制力がないということで、業者は市の言うことを聞かなかったという状況でございます。

それから、告発の問題がございましたけれども、告発の問題については市のほうではまだ整理ができておりません。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

行政指導にはね、強制力がないなんて、誓約書はね、そんなこと書いてないですよ、誓約書に。だから、業者言いなりかと言っているわけですよ。

それと、これはまた別な質問に入りますけれども、検査の問題ですよ、これは幕ノ内の営農の問題ですから大事なんですよ。市長はね、検査に問題ない。何でも検査に問題ないと言っている。1月13日にわかるのに1月5日に許可して、これで問題ないんだと。問題あるでしょう、普通常識に考えて。皆さんそう思わないか。証明書を、わからないんだよ。でも5日には許可してしまっているんですよ。いつからかなんて言ったら5日だったんだ。とんでもないことですよ。

だから、問題は許可申請に添付されている土壌調査試料採取報告及び地質分析結果証明書、これは今年の6月12日に土浦市の手野のストックヤード、これは表面から50センチのところですよ、やったのは。それもちょっとですよ。深部から、深いところから、採取検査しているということはないんです。だから、土砂の発生場所において土の性質を検査したものではないんです。土浦市手野というのは、単なる土砂の経由地でしょう。これは同時に別の複数の発生場所から性質の異なる土砂が運搬されて一時仮置きされて、そして最終的には今回の当該現場のほうに埋め立てられると。こういうことも考えられるわけですね。

現に、このストックヤードを知っている方が言いましたよ。毎日のように土の量が変わっている。こういうふう聞き及んでいるわけです。したがって、ある一時期に経由地の土砂の検査をした場合であっても、その後、全く別の土砂発生場所から土砂等が経由地に持ちこまれれば、経由地の土砂等の性質は全く変わってしまう。そうではないですか。このような経由地における特定日の土砂採取では、汚染の状態が規則で定める基準に適合しているかどうかという判断はできないのではないですか。これで市長、地元住民に安心しろというふうに言えるんですか。

市長、答えてください。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

検査につきましては、例えば埋め立てられる場所につきましても、相当数複数、しかも何カ所か掘り出しまして、そういったものをやるような形での指示で、異常は発生していない状況でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

質問に答えてないでしょうよ。一時ストックはストックだと、あくまでも。動いているんだ、土が。土が動いているんですよ。そこでちょっと検査したからといって担保されませんかでしょうという質問なんですよ。答えていないでしょうよ。だから、みんな真剣になって怒っているわけですよ。

周辺住民の人たちは、谷津田のほうから流れている用水で飯田川と中根川、水をかんがい用水として農業を営んでいるわけでしょう。現場の水で、または地下水で生活をしているわけでしょう。仮にこの土地に埋められた残土に大量の有害物質が存在するようなきが あつたら、地域住民の命と健康に重大な被害が及ぶ可能性があるわけですよ。だから心配しているわけですよ。区長さんが命がけで私は頑張るといふうに言っているのは、そういう意味なんですよ。

市長はこの問題について逃げないと言っているでしょう。でも逃げているではないですか。告訴はしない。そして行政指導に従わないからとそのままにして、誓約書を守るように言わない。これで住民の立場に立ったといふうに言えるんですか。河川管理者は市長ですよ。取り消しのやはり措置をするべきだといふうに私は思いますよ。業者への毅然とした態度よりも、今度は戸田さんが起こした行政訴訟には受けて立つといふ立場なんですか。明快に答弁してください。受けて立つ立場ですか。

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

○副市長（圓城寺和則君）

何点かお答えをいたします。

まず最初に、土壌検査の問題で和光市からのお話でしたが、先ほど部長からお答えを申し上げましたように、業者、いわゆる申請者は定められた土壌検査書を提出しまして、それは基準値をクリアしておりました。ただ、市としても独自に調査する必要があるという判断のもとに検査をしました。その結果が13日になったといふうでございます。ですから、市としては、当然業者に任せるだけではなくて独自の検査をやっていると。

それから、川の水質検査につきましても、先月、市の責任において検査をしております。その時点で異常な数値は認められておりません。それらのご質問にございましたように、地域の不安を少しでも解消するといふうなことで、市の責任といひますか、市の判断でやっております。

それから、訴訟に対して受けて立つのかといふうなお話がございました。これについては、市にも顧問弁護士がおりますので、その先生と相談をさせていただきたいといふうに考えております。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

情報公開の問題ですけれども、実にこれを情報公開したら、私が説明を求めたときに、この中は真っ黒ではなかったんですよ。真っ黒です、これ。ですから、どこが、これはここが三井ですね。そしてここが鴻池、ちゃんと見せたのに、今度はこれでは、黒塗りでは全然わからないでしょうよ。調べようがないでしょう、私たちは。そして発生元証明書、これだって、もう真っ黒ですよ、これ。全然わからない。隠すということと同じですよ、これ。これを逆に議会で議決して調査をしろ、こんな話をしていたら日が暮れてしまいますよ。そういう問題ですよ。ですから、この問題について私は不服申し立てを行いました。まず、こういうことを平気でやるということ自体が問題なんではないですか、総務部長。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

情報公開の関係についてお答えをいたします。

今回の情報公開につきましても、申請の受け付けを総務のほうでいたします。今回の申請につきましては、各担当部署で申請書による内容を審査をしたものが総務のほうに提出をされます。それを議員さんにお渡しをしたということでございます。それぞれの実施をする機関において審査をしていただいて、そのような結果になったということでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

これは、私が鴻池からもらったものですよ。ちゃんと書いていますよ。こういう形を出すこと自体はやらないと。パソコンだよ、ここはうつの。パソコンで打つんです。見てください、こういうふうに訂正印まで押して2万2000立米になっているんですよ。そして一番上の判こも三文判ですよ。こんなことやらないと言っていましたよ。前回言いましたよね。ですから問題だと。これが前の書類、もう一方の方のと同じなのかどうかということも、もう一回検証するべきなんではないですか、どうですか。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 坂本裕司君。

○環境経済部長（坂本裕司君）

その内容についてはちょっと手元に資料がないので、即答はできませんので、後日よく調べてみたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

あと時間何分ですか、7分ですか。

では、入札制度の問題についてお伺いします。

前回の質問で、500万円以下の公共工事は地元優先で指名するというふうに言ったにもかかわ

らず、市外業者を指名、その業者が落札するという物件が2件あったでしょう。そのときに、私が、申し入れやったのは、指名競争入札にかわる業者選定についての申し入れどおりになったと。契約の相手となるべき者をあらかじめ指名すること、その他特定の者を契約の相手側とするべき者を希望する旨の意向をあらかじめ教唆し、また示唆することは官製談合防止法に抵触する。こういうふうに分ったら、何と答えたと思いますか。覚えているでしょう。市外の事業協同組合の工事受注の機会を確保したと言ったんですよ。それで指名したと。とってしまったんですよ、それで談合とは考えていないと。これ、毎年のように繰り返していると言っているでしょう。来年もこの業者を指名するんですか。では、改めて談合の問題について市長答弁願います。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

指名の委員会において、ただいまご質問のような関係については決定をさせていただいております。来年なのかどうかについては、ここで答えは差し控えさせていただきます。

わからないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

いずれにしても、予定価格の問題については、これは検討すると言っていましたから、予定価格は最低制限価格と連動している場合は、事後公表が望ましい。これが見解ですよ。最低制限価格と連動していると。だからでしょう、最低制限価格ぴったりのがごろごろ出て、くじ引きになっているということもあるでしょう。それは上がわかるから、それなりに計算するとわかってしまうという人もいますよ。漏えいしているという人もいますけれども。いずれにしてもそういう意味では、予定価格が最低制限価格と連動している場合は事後公表が望ましいというのが見解ですよ。このことを、これについて確認願います。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

ただいまの件につきましては、県の中でもいろいろなことで進めております。今回の入札の検討委員会の中でも、それらを含めまして幾つかの点について協議をさせていただいているところでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

それでは、落札率の問題で見てください。落札率、大体95%にだんだん集中してきますよね。一般競争入札ですよ、これは。応札業者が平均4社ですよ。矢口議員が仕事が少なくて困っていると言っていますけれども、応札業者が平均4社ですよ。おかしいですよ。何かこれは問題な

んではないですか。やはり応札業者をふやすことが必要なんですよ。だって2社の場合なんかは大体98%になってしまうんですよ。こういう実態があるんですよ。これについてどうですか。

もう時間がないから、もう一つ。実はきのうファクスが来たんですよ。私のところにはいろいろファクスが来るんで、ちょっともう既にお渡ししていますけれども、昨年11月18日の入札の水道配水布設工事にかかわる下請に関してなんですけれども、応札者の2社のみだと。落札した業者がもう一方の入札に参加した業者に下請させていると。2社だけで入札し、落札できなかった会社が施工していることはおかしいと思いませんかという内容なんですよ。私調べたら、本当に2社だけなんですよ。落札率1社は98%、もう1社は98.4%、この2人の業者の関係と、これは、私確認していませんから。ファクスが来ただけですから確認していませんよ。でもこの方は具体的に記していますから、細かくこういうことだと。ここまでは出しましたよね、ファクスを。これが事実なら、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、いわゆる公適法に抵触している。

ある方は建設業法違反でもあるというふうなことを言っていますけれども、どうですか、この2点、お答え願います。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

ただいまの件につきましてお答えをいたします。

本工事につきましては、既にご案内のとおりでございますが、合併特例債による管路統合事業でございます。工事場所につきましては上稲吉の工業団地内でございます。その中で今回工事を発注したわけでございます。下請云々に関するご質問でございますが、今回のこの施工につきまして、一部分の施工過程におきまして他の業者から人夫の応援を受けて施工したということで、下請業者として施工をしたということではございません。ただ、今回のご指摘を受けましたように、今後は誤解を招かないよう、業者のスタイルにつきましても十分指導していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

では、国保税の問題に。下水道はまた先送りになりましたね、よかったですね。

国民健康保険、今度のきちんとしたものがわからなければ、県下一高くなったどうかかわらないと言いますよ。そうではないんですよ。モデルケースで見ればわかるんですよ。これが平成20年の医療と、それから支援金分ですよ。これ一番高いでしょう、かすみがうら市。そして22年も高いんですよ。ところがちょっとだけ低くなったのがありました。つくばが100円ほど高かった。階層は年収190万円、この方がちょっと下がりました。でも圧倒的に年収360万円の方は、この棒グラフを見てください、高いでしょう。だからわからないのではないんです。ちゃんと試算すればわかるんです。それについて、私、モデルケースで今固定資産5万円、加入世帯平均2人ですから2人、そうすると、モデルケース150万円で平成20年度と22年の差額は2,500円、4.5%、190

万円は3,300円、2.4%、240万円は4,900円、2.3%、360万円は6,600円、2.3%ということです。

私は、まだまだ財源はある。これは議員報酬の引き下げ、あったでしょう、これ4000万円ぐらい。そして今回市の職員の給与引き下げが6000万円ぐらいありました。そういう意味で、市民の命と健康を守るというためにも財源を確保したほうがいいんじゃないかと思います。

以上、答弁を求めて終わります。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

確かに、今佐藤議員がおっしゃいましたように、平成21年度の課税状況の中で、税率とあるいは限度額、そういうものを置きかえたときにおおむねの予測は出るのは確かです。私もそれなりに11月のデータをもとにやってみましたらば、先日委員会でお渡ししましたように、全市の中で多少かすみがうら市が筆頭ではなくなりましたが、それから4カ所か5カ所の市の1人当たり、あるいは1世帯当たりの金額を下回ってくるのかなという結果は得られましたけれども、何分にも一昨年から始まった所得のかなり減収等考えられますので、ことしも既に幾つかの市で税率改正、結果的には引き上げになるみたいですが、そういう見込みをしている市もありますし、現実的にはやはり先ほど申し上げましたように、六、七月の状況を踏まえるのが一番かなというふうにとらえたものですから、そういう答弁をさせていただきました。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす3月4日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後4時22分

平成22年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第3号

平成22年3月4日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	古橋智樹君	11番	矢口龍人君
2番	小松崎誠君	12番	和田正美君
3番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
4番	古川誠一君	14番	矢口栄造君
5番	井坂悦司君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	16番	関利夫君
7番	中根光男君	17番	圓城寺正道君
8番	鈴木良道君	18番	栗山千勝君
9番	石井幸雄君	19番	山内庄兵衛君
10番	小座野定信君	20番	廣瀬義彰君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長	坂本裕司君
副市長	圓城寺和則君	土木部長	松澤徳三君
教育長	大竹三千代君	会計管理者	竹村篤君
市長公室長	塚野勇君	消防長	岡崎勉君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	菅谷憲一君	農業委員会事務局長	板橋信雄君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第3号

日程第1 一般質問

(5) 栗山千勝議員

(6) 古橋智樹議員

(7) 山内庄兵衛 議員

(8) 和田正美 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(5) 栗山千勝 議員

(6) 古橋智樹 議員

(7) 山内庄兵衛 議員

(8) 和田正美 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(5)	栗山千勝	1. 第2次かすみがうら市行政改革大綱(案)について
		2. 市の条例は、誰もが理解出来るものにすべき
(6)	古橋智樹	1. 生徒一部の常軌を逸した行動から見た過去10年の子育て及び教育施策の不行届きと今後の方策について
		2. 皆保険の公平性における国保税の資産割と固定資産税路線価単価の格差及び当市国保加入者働き世代数の推移について
		3. 再検証する神立駅周辺整備計画の総事業費と事業規模における費用対効果分岐点について
		4. 財政事情から思案する神立駅西口区画整理事業の年次計画について
		5. 市役所内の施策ボトムアップの実情と市外からの評価評判について
(7)	山内庄兵衛	1. 下稲吉小学校体育館改築計画について
		2. 土木行政について
		3. 高倉、五輪堂橋について
		4. 漁業関係について
		5. 国定公園の見直しについて
		6. J A茨城千代田と J A土浦との合併について、その後の働き掛けについて
		7. 雪入砂防ダムについて
(8)	和田正美	1. かすみがうら市活性化事業の推進について
		2. かすみがうら市安全・安心な生活環境づくりへの取り組みについて

開 議 午前10時00分

○議長(桂木庸雄君)

皆さん、おはようございます。

会議に先立ち、本日議会事務局職員より登壇者の写真撮影を許可しましたので、ご連絡いたし

ます。

ただいまの出席議員数は20名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

会議に入る前に傍聴人に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、又は騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願い致します。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務について質す場であります。

従いまして、発言する議員自らが、法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意をする必要があります。

議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

また、答弁者に申し上げますが、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（桂木庸雄君）

日程第1、第2日目に引き続き一般質問を行います。

質問の通告は、本日は4名の諸君により提出されております。

これより、通告順に順次発言を許します。

18番 栗山千勝君。

[18番 栗山千勝君登壇]

○18番（栗山千勝君）

通告しておりますので、一般質問します。

質問に入る前に、議長、執行部にお願ひがあります。

議長から今るる注意事項を授かったわけでございますが、議長にお願ひというのは、さきの議会でも休憩時間等で大分議会でどなり合いがあったというようなことで、この議会も初日にそういう問題があったわけでございまして、当然この議場内は議長に整理権を持っているわけでございます。議長が率先してそういうものについては整理するのが当たり前だというふうに私は思うわけでございまして、議長の権威でもってそういうものはきちんと整理していただきたい。

次に、執行部にお願ひというのは、議長にはこれはわからないわけでございますが、質問に対する答弁です。答弁がどうも事実に沿わない答弁をしているわけでございます。特に例を挙げますと、12月定例会に市長の建物について私はお伺いしたわけでございますが、大分前になるんですが、電柱で農機具置き場、堆肥舎、そういうものをつくってきた経緯の中で使ってきました。それで、以前から私が議員になった当初ですね、以前は電柱ですので建築等に対する基準も非常にあいまいでありましたので、そういう中でつくってきた施設であります。公職になってそれを是正したいということで県と協議して、現在、是正に向けて進めていると。さらに、電柱の建物ですので、実は転用そのものは農業委員会の皆さんにご承認なんですが、結局は電柱ですので、

建築基準的に非常に構造的に難しいというような答弁をしておるわけでございますよね。

この問題については、私がとったわけではないですが、平成8年12月22日に、ある方がこの地の謄本をおろして、昨年9月ごろだったと思います、市長、これ何とか是正したほうがいいのではないですかと、老婆心ながら忠告したことがございます。さらには農業委員局長にもその旨伝えてあります。そういう中で、この地は平成12年、これは市長が町会議員になって6年になるかと思えます。_____ですか、そのときに鉄骨1階建てで建築確認申請しているんですね。農用地ではないですが、市街化調整区域なので、建物を建てる時には確認申請は何が何でも出さなくてはならない。建築確認は、消防署から土木事務所、消防署の届け出も同意をもらわなくてはならないので、8月25日に同意をもらいまして、土木事務所に8月31日に提出いたしまして、この許可が12年10月3日においております。

この建物について、完了検査がない。実際に鉄骨1階建てのものを建てたかは、私は現物は見えていないからわからないけれども、市長の答弁見ますれば、電柱で建てたというふうに答弁しているわけでございます。市街化調整区域だから、電柱でこれは絶対許可にならない。町会議員も8年やっているんですから、その辺は十分理解しているわけです。

さらには、加工センターの前5筆が農振農用地である。これも農振区域除外の申請をしているやに聞いているわけでございます。さらに、この入り口2筆あるんですが、工場の出入り口、これが市の予算で出入り口が舗装されているんですよ。やはりこれもどういう経緯でそういうふうにしたかわかりませんが、農用地を市でそういう舗装をしたということも、非常に問題であるのかなと。さきの新聞で、桜川市長の懇親会も、ある意味で裁量権乱用ではないかなんていう記事も出ているわけでございますが、答弁についてはきちんと、うそ偽りのない答弁をしていただきたい。

ただ、地元の農地転用にしても県の許可でありますので、農業会議へ行っても直接是正措置はできません。しかしながら、市には農業委員会というのがありますから、農業委員会も重視していただきたい。みずからが農業委員会へ行って、間違っているものは是正しなくてはならないんですから。これは市長初め間違った答弁はしてもらいたくないということから、質問に入りたいと思います。

非常に簡単にお伺いします。

第2次かすみがうら市行政改革大綱（案）について。

背景、このいろいろ中身がございまして、その中身について、当然案として議会に出されたわけでございますから、詳細に説明願いたいと思います。3点ほどあります。この3点とも、詳細にまず説明をお願いしたいと思います。

次に、市の条例はだれもが理解できるものにすべきと。

きのうも佐藤議員のほうからるご質問ありましたが、やはり条例がしっかりしていなければ判断に苦しむ。勝手な考えで運用なんていう言葉を使って、ごまかしと言ったらちょっと言い過ぎかもしれないけど、そうとらえても仕方がない。自分らがつくった条例なんですから、自分らがこれ一番判断できるわけですから、わからないものに対してすぐに弁護士、弁護士と弁護士のところに聞いていくわけです。自分でつくったものを自分でわからなかったら、これどうにもならないわけですよ。

私言いますが、残土条例についても、残土に対する法律ではないんです。これ独自に県条例、市条例というようなことで、これ設けているわけですが、いざこの残土条例でもって裁判になったときにどうなるのか。これ非常に難しいです。有害物質が入ったときは廃掃法にひっかかるわけですが、汚染された水が流れたときには河川法にひっかかるわけです。当然この条例というのは、上乘せ条例になるわけですが、私の理解していることでは、上乘せ条例というのは、一般的には廃掃法は上乘せ条例を設けることができるというような条文が入っておりますが、この残土条例に対して法律的な根拠、これははっきりしていないわけですね。だから、ここらをきちんと整理して、やはり市民にも知らせるべきだし、業者にも認識してもらうことが必要だというふうに私は思うわけですが。

次に、公共工事のいわゆる瑕疵の関係。条例あるいは規則に瑕疵という、法律にも瑕疵という問題がありますが、この瑕疵の認定の仕方。果たして業者が手抜きして、工事を進めてそういう問題が発生したのか、設計上のミスなのか。そこらもはっきりしていない。今行われているのが、ただ業者が責任でもって手直ししているというのがまあある。新治橋にしても業者に負担させている部分がある。果たしてこれが業者の責任なのか、設計上の責任なのか、これ非常に難しい。業者がそうだと認めればそれはそれでいいでしょうけれども。各条例もきちんとだれもがわかるような、判断に苦しむような条例ではなくて、そういう条例にしていきたいというような考えから、その条例案についてどういう考えを持っているか伺います。

とりあえずはざっくばらんにお伺いしますから、よろしくどうぞ。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

栗山議員の質問にお答えをいたします。

1点目の第2次かすみがうら市行政改革大綱（案）につきまして、お答えをいたします。

行政改革大綱（案）につきましては、先日、全員協議会の中でご報告しておりますけれども、平成22年度以降の市の行政改革への取り組み計画として、意見公募のの実施や、外部委員から構成されます行政改革懇談会のご提言もいただきながら、今後、最終調整を行った上で計画決定する予定でございます。

景気の低迷などに伴いまして、歳入は減少傾向にありますけれども、一方では、さまざまな市民ニーズや行政課題は増加傾向にあります。これまでも現行の行政改革大綱、あるいは集中改革プランに基づきまして、効率的な行財政の運営を目指しまして行政改革に取り組んでまいってきたところであります。今後も基礎自治体の経営環境は悪化する見通しでありますので、引き続きまして行政改革に取り組んでいく必要があると考えております。

また、取り組み方針につきましては、基礎自治体として自立した財政基盤の構築は必須条件として考えています。市民サービスの提供や行政課題に取り組んでいく。そのためには、事務事業の評価や選択、計画、実施、検証、見直し等を継続的に繰り返しながら、さらにレベルアップを目指していくと考えてございます。

次に、基本方針といたしまして、より効果や実効性が見えやすい改革を進めるということであり、効率性重視の視点、市民との協働の視点、あるいはまた市民サービスの提供、実証を重視する視点の3つの整理をしながら取り組み、その効果につきましても、より具体的な方向ができますよう進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

2点目の市の条例の関係で、だれもが理解できるものにすべきとのご提言であります、これにつきましては、担当総務部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君 登壇]

○総務部長（山中修一君）

栗山議員のご質問にお答えをいたします。

2点目の条例がわかりづらいので、だれもがわかるものに見直してはというふうなご質問でございますが、ご指摘のとおり、条例につきましては専門的な用語、さらには環境法令の引用などにより、わかりづらいところがあるというふうに思っております。市の条例に限らず、だれもがすぐに判断できないとならないというふうに思っております。これについては、これまでの中では、条例制定が上位法の制定及び改正によるものが多く、策定に当たっては、国及び県などからの準則により制定された経緯によるものと考えております。

なお、条例の見直しということでご指摘がありました、市の例規の改廃及び制定作業につきましては、職員で構成をしております法令審査委員会によりまして、予備審査、さらには本審査ということで、その2つの審査会を経まして、議会等に提案をしているものでございます。

この2つの審査会の中で、文言の整合性、矛盾、さらには誤字、脱字等がないか、表現が適正かなどの審査をしているところでございます。

条例の性質上、どうしてもわかりづらいところがあるかと思いますが、国・県を初め、近隣市町村や先進自治体のものを参考にしながら、この2つの審査会において、できるだけわかりやすい条例の制定に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

2回目の質問に入る前に、行政改革大綱についての案、これ議会に提出されたわけですが、より詳細に説明してくれと言うけれども、余り雑なので、今、市長の話だとね、最終調整しているということなんです。議会に出すのに最終調整してどうのこうのという問題ではないと思うんです。ある程度の素案はできているはずですから、具体的に説明してからにしてくださいよ。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それでは、担当部長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいまのご質問の内容につきましては、先日の全員協議会の中で概略を申し上げております。また、資料につきましても、事前にお配りをしたところでございます。

今回の項目につきましては、第1次では51項目掲げておりまして、本年度版での取り組み状況等を踏まえまして、今後5年間ということ、議員の皆様にお示しをしたところでございます。

ただいまご質問にありましたように、文章での表現をしております、それぞれの各部署からの聞き取り等によりまして作成をしているわけでございますが、これまでの会議の中でもございましたが、数字等について明確に提示できない点がございます。その辺については、ただいま市長からもありましたが、最終調整を進めているところでございます。

これからの5年間の進む方向については、それらの中で提示をさせていただいております。よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

すると、答弁できないということですね。できていないから、それでいいんだね。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

個別の部分といいますか、全体的な部分では申し上げましたが、詳細といいますか、それらについては、それぞれの項目に分けてご提示をさせていただいておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

わかる範囲で説明したらいいでしょう。おたくらがつくったんだもの。できている範囲で、議長、説明させてください。これは大事なことですよ。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

ただいまのご質問では、各項目それぞれの部分についての詳細な説明ということかと思っております。

先ほど、市長からも概略、大枠でのご説明を申し上げております。今回の関係の提出をいたしましたご説明を申し上げました項目等については、それぞれ5年間の中での進む方向について、大綱

が1つ、また詳細の行革のプランということでご提示をさせていただいているところでございます。全体的な部分でのご説明はできると思いますが、詳細については項目が多くございますので、どこということ細かい点については、この前の概略の説明ということでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

議長、いやしくも議会に提出するんですから、ある程度の素案はできているはずなんです。法律にも、計画的に行政を運営しろということになっているんです。それにはこれが必要なんですよね。

当然、各部署でもってこれ検討してこういうものを作成したと思うの、いやしくも議会が出すんだから。きちんとしてくださいよ。

○議長（桂木庸雄君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時31分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

大変失礼をいたしました。

それでは、ただいまのご質問の内容でございますが、行政改革大綱の詳細というふうなことでのご質問でございます。

この大綱につきましては、4つの大きな項目によってできております。

最初に、初めにとということで全体的な税収等の確保等が困難な時代というふうなことで、それに対応した行政改革、さらには、地域の独自性を生かしたまちづくりを進めるというふうなことで第2次の行政改革大綱を作成したところでございます。

もう一つが背景と、3つ目が取り組み方針、4つ目が基本方針というふうな大きな項目に分かれております。

背景につきましては、先ほどもちょっと触れました、これまでの行政改革の取り組み。これらについては、平成18年3月に第1次の改革の大綱を作成しております。その時点では、全51項目の取り組みということで進めてきたところでございます。

2つ目が、社会経済情勢の変化ということで、これにつきましては、景気の低迷が長期化しているというふうなことがございまして、一方では、質の高い行政サービスを多様に提供することが求められているというふうなことがございます。

3つ目としましては、市を取り巻く環境ということで、霞ヶ浦町と千代田町が合併してから5

年が経過をいたしております。これまでの各地区とか地域が均衡となるような施設や基盤の整備、あるいは住民福祉の向上のための教育、福祉等、多岐にわたり広範な行政サービスの提供を行ってきたところでございます。既存の制度を維持していくためには、経常的な経費の割合が増大し、市の財政を圧迫しているという状況にあります。これらの状況を踏まえながら、歳入等の確保を図る必要があるというふうなことでございます。

4つ目としましては、さらなる行政改革の必要性ということで、公共施設については、サービス内容の代替を設定した統廃合を含む管理形態の見直しをする。さらには、収入の維持や向上を図る施策も必要となってまいります。

これらのことから、今後も従来の行政運営を脱却した行政経営の視点でのさらなる行政改革を行うことが求められているというふうなことでございます。

大きな3つ目になりますが、取り組み方針ということを掲げております。

これについては、厳しい財政状況がございまして。それらの中で、健全な財政状況を保ちながら市民本意の行政運営を維持していくために、行政経営の発想で、柔軟かつ多様な手段を積極的に取り入れていくということを考えているものでございます。

推進期間については、第1次が5年、第2次につきましても、平成22年から26年の5年間というところでございます。

また、推進方法についてでございますが、これらにつきましては、具体的な取り組みを実施いたすために、引き続き推進計画、集中改革プランを策定いたしております。これらの策定に当たりましては、市民にわかりやすい数値目標や指標の設定に努めていくということでございます。

また、推進計画の内容につきましては、毎年度の推進状況、社会情勢状況の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行うということにしております。

もう一つ、推進体制についてでございますが、これらについては、市長を本部長とする市の行政改革本部を中心といたしまして、全庁的に取り組んでいくということになります。

毎年度の推進状況につきましては、かすみがうら市の行政改革懇談会に報告をいたしまして、意見、提言等をいただき、また市の広報紙、ホームページ等により市民に公表をする予定でございます。

さらには、行政改革大綱に基づく改革の着実な実行に向けまして、計画、検証、見直しということで、PDCAサイクルにより継続的な取り組みを行うということと考えております。

続きまして、大きな4番でございます。

大綱の基本方針ということでございます。これまでの行政改革大綱における推進内容を継承するとともに、その内容をより明確にするためということで、今回、ABCということで、Aが効率性重視の視点、Bとしまして市民協働の視点、Cとしまして市民サービス重視の視点という大きな考え方での基本方針を打ち出しております。

1つ目のAの効率性重視の重点の内容でございますが、1つ目が事務事業の見直し。これらにつきましては、行政評価により事務事業の選択と集中も視野に入れた再編整理を進めまして、重点配分と政策目標の実現に向けた予算編成に努めるとしております。

また、各種補助金につきましては、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方につきまして、補助金等審議会において検証し、市民等に対する説明責任を果たしながら、

整理合理化に努めるということでございます。

2つ目としましては、受益者負担のあり方の見直しでございます。各種使用料、手数料について、利用する方としない方の負担公平の観点から受益者負担の適正化を図ってまいります。

3つ目としまして、歳入の確保の点でございます。未利用財産につきましては、売り払い等の利用方針を策定いたしまして、有効利用を図ることとしております。また、広告料収入につきましては、各種職態の範囲拡大に努めまして、新たな自主財源の確保を図ります。また、さらなる収納体制の強化を図りまして、市税等の収納率向上に努めるということとしております。

もう一つが公共施設の有効利用、運営合理化ということで、これらにつきましては、公共の施設につきましては、効率的な維持管理を進める。また、効果的な利活用や統廃合も含めて、総合的な有効な手段を見出しまして、施設のあり方を見直すということとしております。

もう一つが民間委託等の推進でございます。これについては、市が直接行っております管理、事務等につきまして、民間能力の活用との比較検討を行いまして、必要性や費用対効果等を検証しながら、有効性が認められているものは民間委託等を推進いたします。既に民間委託をしているものにつきましては、その内容の見直しを行い、より効果的な手法の導入に努めるとしております。

3つ目は、定員管理、給与の適正化についてでございます。組織の簡素化、フラット化等によりまして、事務処理や意思決定の迅速化を図るなど、効率的な組織体制の構築と適正な人員管理の配置に努めるとしております。

また、能力や実績を給与、さらには昇給・昇格へ反映することによりまして、給与の適正化、職員の士気高揚に努めるとしております。

もう一つは、市民と行政の協働のまちづくりということで、市民の方々への行政参画への意識向上、また市民活動団体の育成支援を図りまして、市民と連携した協働事業の拡充に努めるとしております。

もう一つ大きな項目Cということで、市民サービスの重視の視点という観点から、市民サービスの充実ということで、各部門における事務改善、事務効率化を積極的に進めまして、市民ニーズを踏まえた利便性の高い行政サービスの提供に努めるとしております。

もう一つが公正の確保と透明性の向上ということで、公正、透明性のある行政運営を推進しまして、関係情報の公表とあわせまして、入札、契約の方法の改善など、適正化に取り組みます。

もう一つが人材育成の推進ということで、職員研修、また人事の評価制度の拡充、活用などにより、職員の資質を高め、市民サービスの向上を図るとしております。

また、水道、下水道事業の……

[「議長、答弁は簡潔にって最初言ったんじゃないの。何分かかるんだよ、これ」と呼ぶ者あり]

○総務部長（山中修一君）

事業の健全化でございますが……。

[「詳細な説明を求めるということですので」と議長呼ぶ]

○総務部長（山中修一君）

経営基盤の強化等に積極的に取り組むということとともに、計画性、透明性の高い企業経営等

の推進に努め、経営健全化を図るとしております。

また、時代に対応した行政運営ということで、複雑多様化する社会情勢に対応した行政運営を図るということを目途に大綱の策定をしております。

さらに、行政改革実施計画、この集中改革プランにつきましては、ただいま申し上げました大きな項目を5年間の中で実施するというので、別紙別添でそれらについてはお示しをしております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

これ市長のほうで提案したのね、私これ通告しているんだからね、・・・では困るんだよね。市長の答弁でも、今から最終調整するんだと。総務部長の話では、行政改革懇談会に提案して、これ実施していくんだというふうな話ですよ。これ見れば、先ほど言ったように計画的な行政運営をするのに、こういうふうなのが必要なわけです。

これを見ますれば、平成22年から26年と、これ書類にあるんですよ。当然、私どもはね4月1日からこれ実施というふうに思うわけですよ。ここできちんとしたものができていなければ、22年からこれできないです。ものによっては23年、あるいは24年というような、これは私がつくったのではないですからね、これは執行部でつくったものですから、当然これ市長も知っているでしょうから。さきの初日の全員協議会の中でも、企画の金田課長にいろいろ聞きました。きのう金田課長が私に説明不足で申しわけないというふうに謝罪めいた話されましたが、やはりこういうものを説明するのは、理論構成をきちんと整えて説明するべきなんですよ。これ22年から26年と、5年計画で、これ5年間の実施計画です。それが最終調整・・・行政改革懇談会で提案するなんて、どういうふうになっているんですか。市長、答弁お願いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

基本的には、先ほど総務部長が説明したとおりでありますし、先日の全協の中でご説明をしたとおりでございます。ただ、最終的に懇談会をもう一回やるんですが、その中で最終調整があればというようなことで確認をしているわけでありまして、その前に今回のこの議会の中で皆様方に全協の中でご説明させていただいたところでございます。基本的には、そういったことで4月から開始をしたいというふうに考えております。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

幾ら質問しても明確な答弁ができないと思います。議長は簡明な答弁をお願いしますと、こう言っているわけですが、何点かだけお伺いします。

この人事の関係でございますが、人材の育成。職員の教育の問題については、何回も私は質問をしております、12月の議会においても。窓口の職員が、お客さんが来て、目で合図して出てく

るような始末。最近になって、私は霞ヶ浦庁舎窓口に行きました。出てこないんですね。きょうは休みですかと大きい声で言っても出てこない。あそこの責任者も、おれの顔を見ても出てこない。つまらない支度していったから、議員だからとすぐ出てこいとは私は言いませんけれども、毛糸の帽子をかぶってつまらない作業着着ていったから出てこないのだから何だか知らないけれども、市民サービスどうなっているのかと。副市長だって、全部この職員の教育については注意しているはずでしょう、これは。さらに悪いのが、その日に私は総務部長のところへ電話しました、職員課長に電話しました。担当職員と霞ヶ浦の庁舎へ行って指導しているそうです。そうしたら、その日の夕方になって、私のところへ来ると。私はいないから来てもしようがないと、私のところへ来てもしようがないだろうと言ったけれども、私のところへ来たらしい。たまたまうちの娘がいたから対応したけれども、はっきりしたどんなふうかわからないと。そうしたら、次の朝に市民部長、課長、それから霞ヶ浦庁舎の責任者、3人でおれのところへ謝罪に来た。おれのところへ謝罪に来たってしようがないんだと、こんな問題は。それよりも市民にきちんとサービスするのが一番大事なんだと、そういうふうには話してやりました。

たまたま次の日もまた用があったから、そこへ行った。また同じ、だれも出てこない。どんな教育をしているんだと、これは。余りにもひどい、市民をばかにしているでしょう。

そこで、市長、憲法の15条というのがどういうことを書いてあるのか、そこにしかるべき本もあるけれども、あんたが何も見ないでここで答えることができるかできないか。

それに、霞ヶ浦の飯田下水道課長、これ千代田地区の下水道の宅内ます、市の負担でもって宅内ますつけてるんです。しかし、負担金をもらっていない。旧霞ヶ浦にそんな問題全然ないんです。担当課長に聞いた。そうしたら、そういうものはないと思う、場所を言ってもらえば調査すると言うんです。だけれども、業者の方は下水道課行って、ここは負担金をもらっていないから負担金を納めてもらわなくてはならないよと指導しているんです。それが担当課長が知らないのであれば、では、担当課内はどうなっているんだと。局長は何をやっているんだ。飯田課長、現に知らないというんです。飯田課長が知らないのなら、部下が業者に言ったんだか知らない。今もって知っているか知らないかわからない。そういう一覧表も恐らくないのかと思う。何回も飯田はいろいろな問題で私に指摘されている。

次に、秘書課長。坪井市長は私は話し合いしたいと言っているんですが、一向に会ってくれない。小松崎課長にいかなる理由でもって会ってくれないのだから、聞いておいてくれと言ったら、この前の朝言ったの、夕方聞いた。まだ聞いていないと。そうしたら、小松崎課長は多分忙しいからではないかと、自分の判断で主観で答えているわけです。そういう職員をだれがどのような教育をしているのか。こういうものはみんな私は執行部に事前に話しての話ですからね。教育、全然なっていないでしょうよ。こんなものをつくったって、ただ形にただけでしょう。

副市長だって、もっと責任ある仕事をしてもらわなくてはならないです、ギャラも高いんですから。やっぱりこれトップの考えなんです。何だかんだ言ったって。トップがしっかりすれば何ら問題はないの。憲法15条の関係からどういう指導をしておったのか、これからどういう指導をするのか。1つの私の提案ですけれども、そういう問題を起こしたところには、監視用カメラでもって、そういう職員は監視すればいいんです。真実を追究する。15条の関係から、職員教育、今後どうしていくのか、今まででどういう教育をしてきたのか。これ何回も私聞いているわけです

から。問題を起こしたら、わざわざこちらから霞ヶ浦の庁舎へ行って、現場へ行って指導しているんです。ふざけたことをやっているのではないというの。その職員を呼びつけるんだというの。

市長、最高責任者なんだから答弁してください。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

お答えをいたします。

栗山議員ご指摘のように、職員がそういった事実があったとするならば、本当にその辺につきましても、私どもも十分責任を感じて指導に当たってまいりたいとふうに考えています。

それから、職員の指導につきましても、さまざまな制度等の研修もありますけれども、やっぱり意識改革が一番だというふうに考えています。そのために今回職員の評価制度等も導入しながら、そういったものを通して意識づくりをしていくと。1つは、やっぱり厳しい指導もそうありますけれども、職員みずからが自覚を持ってやれる、逆に言えば、そういった伸びられるような環境づくりも大事でありますので、そういった厳しさと、ある意味で自主性と、そういったものを考えながら、職員の指導に当たっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

忘れてることあるでしょう。届いたでしょう。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

憲法15条につきましては、私も理解をしておりますけれども、職員のほうから書類が届いております。公務員というのは、国民が特有の権利としてそれを罷免したり、行使することができる、そういった憲法だというふうにここに記載をされているようでございます。

以上でございます。

[「もう一つあるでしょう」と呼ぶ者あり]

○市長（坪井 透君）

それと、公務員というのは全体の奉仕者という、市民の奉仕者という、そういった国民の奉仕者という、そういったことが規定をされております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

今、市長の答弁の中で、そういう問題があったとするならばというふうな答弁をしているね。揚げ足とるようで大変申しわけないけれども、これ市長のところまでそういう問題が届いているのか届いていないのか。窓口業務、いやしくも私が言ったんですよ。12月に注意しているんです

よ。全体の奉仕者として、そういう職員は通用するのかもしれないのか、こういう問題を市長に報告しないのであれば、担当部署でこれはえらい問題ですよ、これ。市長の言葉をかりれば、これは知らない、そういうふうにとられても仕方がないですよ。特に窓口業務なんか、テレビで話題になっている平林 都さんでも来てもらっていろいろ教育してもらうのも一つの手かと。

そこで、あったとするならばと言うけれども、実際そういう話があるのか来ていないのか、私は来ていないというふうに見ますから。これ、人材の育成なんです、前から私は公共工事の建設課、農林水産部、教育委員会とかいろいろな部に分かれて発注しているようですが、要するに人材、職員そのものが知識もない、認識もない。能力ないとは言わない。だからいろいろな問題、例えば下水道課で1年くらいやってきて、通用するわけじゃないですよ、これ絶対に、どんなことを言ったって。そういう人材をどのように教育していくか。

市長はかねがね職員の研修研修と言うけれども、何が研修なんだか、私は何もわからない。まず、現場を知らない。現場知らなくて事務できないです。建設課の監督や何かは、まずそれなりの資格、同等以上の資格を持っていなければ対応できないんです。環境課にしたって、廃掃法をみっちり勉強してもらって。だって、そういう講習する場は幾らでもあるんですから。私がかねがね工事は1つにしると。そうすれば、内部だけでいろいろやりくりして、担当職決めてもわからないということについては、だれだれさんに来てもらうと。そういうことができるわけです。ただ、絵にかいたもちでこういうものをつくったとしても百もしない。この人材の育成について、もう少しそういう現場関係のどうしていくのか、お答え願いたい。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

人材の育成というご質問でありますけれども、ただいまご提案がありましたように、今、一つは1面では、行革で大変職員の数を減らしております。そういった中で、今、例えば建設部門を1つにするというご提案もありましたが、そういったことも含めまして、より共通した課題に、縦割りではなくて横のつながりをもって対応していけるような、そういった仕組みも必要だと思っておりますし、そういったことも今検討しているところでございます。

それから、大変専門的な知識という意味では、確かに民間の事業者に比べれば、職員は非常に幅広いところをカバーしている関係もございまして、しかも限られた人数の中でやっている。一面では、また法律的な制約もあるという中で大変厳しい状況がありますけれども、皆さんそれぞれ持てる力で一生懸命頑張っているのも事実でありまして、そういったことについては、十分ではないかもしれませんが、ご理解をいただきながら私どもも頑張らせていただいております。

具体的には、研修等につきましては、担当部長のほうから答弁をいたさせますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいまのご質問の中で、職員の研修、これについてはご指摘がありましたように、何回かご答弁をしております。職員の研修につきましては年間の中で、それぞれの階層別に研修を行っております。管理職等も含めましての研修も行っておるわけでございます。

また、工事等の関係の部署につきましては、これも県とか民間で行っております専門的な部分での研修、それらにも参加をしております。さらに以前、ご提案をいただきました、県等のOBの方々の職員をお願いしてはというふうなことがございまして、それらについても県に打診をしているところでございます。まだ土木関係の職員についての回答は来ておりませんが、これらについても、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

これ余談であります、曹洞宗の住職の説教の中で、同事という言葉が出てきました。ともに生きよと、分け隔てなく。人を敬うことが必要なんだと。自分の都合を重んじると非常にいけないんだと、この言葉をかりて自分の都合、すなわち私心を重んじると市民サービスがおろそかになると。これはすばらしい言葉だなというふうに、私は思いました。そういう中で行政運営してもらうのが一番いいわけなんです、なかなかままならないのが世の中というふうに思いますけれども、やっぱりトップにしっかりしてもらわなくてはならない。

そこで、人事評価したわけなんです、その結果、どういう結果が出ているのかお伺いします。

次に、入札制度の関係なんです、今ABCというふうにランクづけしているわけなんです、AはCまで入れると。ABCまで入れると、BCまで。だけれども、CはAに入れないというのが現実かと思えます。

やはり、ただこれランクづけしているんだから、AはA、BはB、CはCでやったらいいのではないのかなと私は思うんだけど、どういう考えを持っているか。長くやっていると、またみんな疲れるでしょうから、一応、私はこの辺で終わります。

今後、答弁はきちんと、これ市長にお願いします。議長もそういうものはきちんと注意するように。局長もしっかりして。

以上。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

最初に人事評価の関係でございますが、これにつきましては、平成20年、21年にかけて、それぞれの人事の評価を受ける側と評価する側の両方の研修会を、2年連続で実施をしております。また、個人的な評価ということで、それぞれの職員から書類を上げていただきまして、それらを課長、部長、副市長ということで、確認をしながら評価をしているところでございます。

22年にはそれらの総決算になるわけでございますが、それらをもとにしまして、23年からは試行的ではございますが、それぞれの職員の評価をしていくということで予定をしております。

また、工事の関係でございますが、これらについては、何回かいろいろな角度からご指摘をいただきまして、改正を行っているところでございます。これらは職員によります入札の検討委員会の中で、いろいろと協議をしているところでございます。ただいまご指摘のございました件につきましては、ランクの関係で申し上げますと、ABCでございます。Aの業者がBCの金額の部分もとれるというふうなことで、現在は行っております。そのような点につきましてもご指摘がございましたので、これからのほかの市町村の関係、調査をするとともに、検討委員会の中で協議をさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

1番 古橋智樹君。

[1番 古橋智樹君登壇]

○1番（古橋智樹君）

質問に入ります前に、一言申し添えさせていただきます。

先般、2月28日で閉幕となりましたバンクーバー冬季オリンピックにおきまして、世界各国の力の入れようは多くの感動とともにメダルの獲得の数にあらわれており、その数はまさしく国力に比例するものであります。我が日本の国力をつけるためには、国内すべての地方自治体も、地方分権をもとに地方の力を増さなければなりません。

そして、このかすみがうら市においては、その地方の力を増すために、現状の経済情勢下で税源移譲されたみずからの財政力と地方交付税によって、標準財政規模とされる恩恵をもって、今後どのような効率を上げて成長すべきか、我々市議会として、2期目へ臨む坪井市長を初め、執行部による市政5周年の采配に注視するところでございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

第1点目に、生徒一部の常軌を逸した行動から見た過去10年の子育て及び教育施策の不行き届きと、今後の方策について質問いたします。

下稲吉中学校の評判回復、さらには、校内授業の正常化までにはいずれの効果的な方法もあろうとも、時間の経過が解決してくれるのを待つばかりという率直な現場の苦勞を察するところでもあります。そのためにも、大竹教育長を初めとした教育委員会の対応には、現場に不安を感じさせない態度や信念が必要であり、その対応のあらわれとしてこれまでの問題事項を分析し、市民の代表として信託されたこの議会において、その分析に基づいたプラン・ドゥ・チェック・アクション、PDCAサイクルをお示しいただくべきかと存じます。

これまで、文教厚生委員会としても、閉会中の委員会開催として、下稲吉中学校を初めとした市内4つの中学校の視察を行いたいという旨をお伝えいたしましたが、教育委員会の消極的な拒絶には、非常に落胆するものでございました。我々も都合のいい場面だけで無責任な叱咤激励をするつもりは毛頭ございませんが、市民の代表として、客観的に状況を把握すべきところをご理解いただきたいものでございます。

本来ならば、この諸問題に対する分析に基づく当初予算措置の上程前に、文教厚生委員会へご

相談いただくべきではないでしょうか。さらには、保健福祉部における児童相談員の貢献については、教育長や現場からの感謝の念も見られますが、現状のスタッフの人数だけで、これまでの問題のボリュームに対し、人員が足りているのか否か、この当初予算の上程前に文教厚生委員会としても他山の石となるべく、状況を把握したかったところでございます。

下稲吉中学校に見受けられる常軌を逸した一部の生徒の行動に、10年前の当市の子どもの情操教育や子育て計画に不行き届きがあったことも、不況のみならず、行政も一因として省みたい結果でございます。今後、これらを反省し、地域の実情を把握して策定した子育て計画等が、5年後、10年後、当市の子どもたちへ健全な成長を保てる子育て環境づくりや情操、自浄意志をも育める教育環境づくりとして反映できるか否か、具体的な方策をお伺いいたします。

続きまして、第2点目に、皆保険の公平性における国保税の資産割と固定資産税路線価単価の格差及び当市国保加入者働き世代数の推移について質問いたします。

1点目、国保税の負担の多さには、国民皆保険の理念により多くの市民が累進課税に不満を耐えながらも、義務を果たしております。しかし、その社会の義務をあざ笑うかのごとく、不景気に雲隠れする滞納実態や、少子高齢化による働き世代の負担増の変化に、ますますって健康保険の公平性確保を実現しなければならないものでございます。今後、当市国保税の公平性の確保を、現況に応じてどのような方策を講じるのかお伺いいたします。

2点目、固定資産税の路線価に基づく当市の地域格差の最大倍率と、ほか県内市町村の格差倍率との比較についてお伺いいたします。

3点目、10年前、20年前等、過去における働く世代の負担比率との比較についてお伺いいたします。

4点目、働き世代の国保加入者を確保するために、市の施策としてどのような方策が考えとしてあるのかお伺いいたします。

続きまして、第3点目に、再検証する神立駅周辺整備計画の総事業費と事業規模における費用対効果分岐点について質問いたします。

各地方の大型ショッピングセンターの実例により、神立駅前2.2ヘクタール規模の区画整理だけでは、費用対効果に大きな期待は寄せがたいものでございます。

かねてよりの周辺県道整備や東口まで含めた計画の総事業について、どの程度の規模まで計画が実現できれば、どの程度の効果の見込みがあるのか、総計画の総事業費とともにお伺いいたします。

続きまして、第4点目に、財政事情から思案する神立駅西口区画整理事業の年次計画について質問いたします。

1点目、かすみがうら市、土浦市共同事業ながら多額の事業費に当市の財政力として、この不況のさなか、財政力に大きな差がある土浦市と、どのように追随して事業を実行できるのかお伺いいたします。

2点目、国及び県の事業補助の事前協議及び申請の計画について、お考えを再度お伺いいたします。

最後に、第5点目として、市役所内の施策ボトムアップ、底上げの実情と、市外からの評価評判について質問いたします。

ほか市町村に比べ、かすみがうら市役所内のボトムアップが、底力が足りないのではないかとの評判を、上級庁、行政関係者よりいただいたことがございます。市役所職員の事業に対する気持ちを表現できず、無機質なまま流れている事業もあると見受けられることもございます。市役所内の人材教育や、市民協働のシステム構築とのバランスなど、課題は掲げられておりますものの、執行部はこれらの評価や評判、進捗を手ごたえとしてどのようにとらえられているのかお伺いいたします。

以上、私からの1回目の質問といたします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

古橋議員の質問にお答えをいたします。

1点目の教育施策の今後の方策につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

2点目の皆保険の公平性における国保税の資産割と固定資産税路線価単価の格差及び当市国保加入者の共働き世帯数の推移につきましては、市民部長から答弁をいたさせます。

3点目の再検証する神立駅周辺整備計画の総事業費と事業規模におけます費用対効果、その分岐点につきましては、お答えいたします。

今回の整備計画は、街区整備計画対象地区16.6ヘクタールの拠点となります神立駅前西口地区の約2.2ヘクタールを、優先的に整備するものであります。

費用対効果につきましては、議員ご指摘のように、約2.2ヘクタールの小規模な区画整理だけでは、西口駅前の渋滞緩和や乗降客の利便性は図れますが、この事業だけで費用対効果を判断した場合、その効果は低いものと思われまます。

今回の区画整理事業をベースに、関連事業であります神立停車場線の整備や神立駅東口の整備、さらには、周辺道路を段階的に整備することによりまして、より有効な土地利用が図られまして、大きな費用対効果が得られるものと考えております。

しかしながら、事業規模の拡大はかなり大きな財政負担を伴いますので、将来に向けまして、関係者の協力、補助制度の導入など、財政面を十分に考慮しながら、合意形成によりまして長期的なスパンで進めていく必要があるというふうに考えているところであります。

計画の総事業費、詳細につきましては、担当土木部長から答弁をいたさせます。

4点目の1番の、2市共同事業ながら多額の事業費に当市の財政力につきまして、お答えをいたします。

神立駅西口区画整理事業につきましては、昨日、矢口議員にもお答えしたところでございますが、財政事情面でのご質問にお答えいたします。

ご指摘のように、本市は土浦市と人口規模、産業構造が異なりまして、財政規模に大きな違いがあります。

したがって、事業負担の比重につきましては、本市の方が重いであろうということは推察いたしますが、最小限の経費で最大限の効果を求めるよう、そういった姿勢は共通のものである

というふうに考えております。

2市共同事業ということになりますので、2市が一丸となって、国・県・JR等関係機関の協力を得ながら、効率的で効果的な事業実施に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

本市といたしましては、各種財源の確保に努めながら、学校耐震化を初めとするほかの事業との十分な調整を図りながら、歩調を合わせてまいりたいと考えております。

4点目の2番、国及び県の事業補助の事前協議及び申請計画につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

5点目の市役所内の施策ボトムアップの実情、市外からの評価評判等につきましては、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

教育長 大竹三千代君。

[教育長 大竹三千代君登壇]

○教育長（大竹三千代君）

古橋議員のご質問にお答え申し上げます。

文部科学省公表の問題行動調査によりますと、児童生徒の暴力行為発生件数、過去最多更新の6万件、そして、それ以降2年間で1500万件にもふえているということです。それで、生徒間暴力が過半数、そして器物損壊、対教師暴力、見知らぬ人への暴力というふうに大変高くなっている。全国的な傾向として皆様もご承知のことと思います。

茨城県においても、同様に増加をしております、1,800件も報告されていて、全国で14位というような発生率の状況がございます。

そういう中で、これは本当に下稲吉中学校において起きている常軌を逸した行動ということでございますけれども、私は逆に言うと、こうして皆様に関心を持っていただいている、そういうことが非常に大切なことだと思っております。

そういう中において、やはりこの増加の背景は何なのか、そういうこともやっぱり根底から考えていかなければならない問題が1つございます。それは、古橋議員さんご指摘のように、これからの子どもたちということも含めていくと、まず1つはそのことを考えていかなければならないというふうに思っております。

多くの問題を抱えた子どもたちに共通していることというのは、つながりの薄さがあるということです。子どもの成長に欠かせない家族とのつながり、それから多くの人々とのつながり、その希薄さを本当に感じるところでございます。そうした視点から、社会のあり方というものも考えていかなければ、これからの子どもたちの未来につなげていけないのではないかと、私は思っているところでございます。

まず、そういう点から考えてみたいと思うんですけれども、家庭の教育力の低下が今指摘されております。幼児虐待も、けさ本当にせつない、5歳児で6キロしかないようなネグレクトに遭っている子どもの問題、そういう事件を見ているわけですが、そういう問題を発生させてきた社会をつくったのはだれなんだろうかということを考えると、もちろんその上の世代の私たちもそうでありまして、もっと上の世代もそう負わなければならない責任を持っているのでは

ないかというふうにも考えております。

戦後、日本の家族制度とか、それから農村的な共同体は、封建的だからといって、非常に捨てられてきたというか、そういうことを払いのけられてきて、近代的な自我とか、それから個人主義、自分さえよければいいというような、そういう状況が重視されてきているのではないかなということを思います。

そういうことを考えますと、逆に言うと、それは大きな落とし穴であり、人とのつながりというものを忘れ去ってきた、失ってきたというようなことを考えなければならないと思います。

ところが、子どもたちにとって、成長に欠かせないのは、多くの人の目があって、子どもたちは育てられる。家族の支え、地域の支えがあって、初めて親としても成長する。だから今子どもたちを上手に育てられない親が悪いのではなくて、もっと支えるべきであった家族や地域の方々の目というものが足りなかったのではないかということを、私は本当にしみじみと感じているところでございます。そのことをやはり避けて通るわけにはいかないというふうに思います。

本市では、これからにかけて、そうした問題の解決のために、地域の底力というものをいま一度生かしていかなければならないというふうに考え、お母さんを応援する。そして学校を支える共育ネットワークづくりというのを、2年前から行っているわけでございます。そして、社会総がかりで子育てや教育を考えていかなければならないという視点を、一層推進していきたいというふうに考えております。

子どもたちは、やっぱり愛され、褒められ、役に立ち、必要とされるということを通して成長することを踏まえて、家庭、または学校、地域がそれぞれのその役割をしっかりと果たしていくということが大事であり、その上での連携であると、私は考えております。そうした意味で、かすみがうら市における共育ネットワークづくりというのを本当に真剣に進めていきたいと思っているところでございます。

そして、学校の役割といたしましては、やはり先ほどのように、子どもたちが役に立ったり、必要とされたり、褒められたり、そういうことが満たされていくように、自然体験やボランティア活動、地域の方々とのふれあい、交流、そして道徳教育を通して、また、授業においては、学び合いを通して教え合い、支え合いながらわかる喜びを味わわせていくような授業づくりを、学校は本当に進めていかなければならないということを学校にも指示もし、指導もしているところでございます。

そうしたことを踏まえまして、家庭の問題とか子育ての問題をこの部分部分だけではなくて、福祉行政、そして市政、教育行政の密接な連携のもとにこの家庭として、本当に大変な家庭の支えになる、そうしたことができればと考えているところでございます。

そして、今、喫緊の課題として、子どもたちの学校生活の落ち着きのなさを取り戻すためには、あいている先生方がまず子どもたちに声をかけ、それから話を聞き、待ったり、そして、わからないことを教えたりという地道な努力を続けているところでございますので、教育委員会の職員も、毎日ですれそちらに行き、子どもたちとのかかわりを深めたりしているところでございます。

そして、保護者の方たちも大変頑張ってください、地域のボランティアの方とともに子どもたちにかかわり、そして投げかけているところでございます。

そして、問題に対しては、やはり問題解決のサポートチームを今つくってございまして、いじめ

でありますとか、問題行動でありますとかということについては、対応をしているところでございます。その2つの立場から今学校として取り組んでいるところでございますので、どうぞこれからも関心を持っていただき、ご支援をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

古橋議員の質問中、2点目、国保税の資産割と固定資産税路線価単価の格差及び国保加入者共働き世代数の推移につきましてお答えいたします。

当市の国保会計は、被保険者の方々に、それらの給付に見合う税負担をお願いしてまいりましたが、社会環境の悪化等による収納率の低下等もあり、大変厳しい運営状況となっております。公平性を確保する上では、所得割・資産割などの応能割と均等割・平等割の応益割のそれぞれの税負担割合について随時検討を加えるとともに、積極的な滞納整理のもと、税収の確保に努めてまいります。

次に、固定資産税の路線価による土地の評価につきましては、現在3カ年継続で土地評価資料整備事業を実施しており、平成24年基準年度の固定資産評価替え時から運用することとしております。

したがって、現時点では、路線価評価の価格が決定しておりませんので、路線価評価を行う市街化区域の千代田地区、そして霞ヶ浦地区の地域格差は現時点では明らかではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、他市町村の格差倍率につきましては、近隣の土浦市及び石岡市では、路線価格の最高額と最低額で比べますと、およそ9倍から10倍の格差があるとのことでございます。

なお、以上のような状況を考慮すれば、資産割課税は不公平感を否めないものであり、国保税の課税方式にある中小都市型の3方式も、今後検討すべき当市の状況であると考えます。

次に、働き世代の負担率については、働き世代を高所得者ととらえた場合、国保税の課税上限額が平成11年度で53万円、平成元年で42万円となっており、このたびの改正案73万円に比べますと、約1.3倍、同じく1.74倍となっております。世代間の負担格差を埋めることはできませんが、受診機会に応じた負担である応益割を適正な水準にすることは必要なことであると考えております。

次に、国保加入者の確保施策につきましては、現在の国民健康保険の被保険者について、他の健康保険等に加入していない方が被保険者となりますので、自営業者の経済自立の支援や厳しい農業情勢に対応した営農相談・指導に努めるなど、就労対策としての職業指導・紹介、適切な職業相談・訓練などの充実が図られた結果、自営業者、農業者などとして国民健康保険の被保険者となってくるのかなと考えております。

以上であります。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

○土木部長 松澤徳三君

古橋議員さん3点目の、神立駅西口地区土地区画整理事業の費用対効果及び周辺整備の効果、計画の総事業費についてお答えをいたします。

最初に、費用対効果につきましては、先ほど市長答弁の中にもございました。今後、平成22年度の中で委託の予定をしておりますBバイCの調査をもって検証ができるものと考えておるところでございます。

ご質問の計画の総事業費についてでございますが、現時点での試算による資金計画では、区画整理事業、約43億円、関連事業でございます橋上駅舎、さらに自由通路、神立停車場線、東口暫定広場整備まで含めると、約117億円という数字になってございます。

その他の周辺道路の整備や東口の広場整備についての事業費は、まだ試算をしていない状況でございます。

次に、4点目の2番、国及び県の事業補助の事前協議及び申請の計画についてお答えをいたします。

県との事前協議につきましては、これまで実施をしてきております。矢口議員さんのご質問の中でもご答弁申しましたように、国の補助制度がまだ決定をしておりませんので、決まり次第、早期に確認をしたいと考えております。

その中で、申請時期につきましては、都市計画決定後に補助申請をする予定で事務を進めてございますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

[市長公室長 塚野 勇君登壇]

○市長公室長（塚野 勇君）

古橋議員のご質問の中で、5点目の市役所内の施策ボトムアップの実情と市外からの評価評判につきまして、お答えいたします。

ボトムアップ、ディシジョン・メーカーという言葉がございますけれども、下部組織の意見や希望を積極的に取り入れた意思決定のあり方でございます。行政でいえば事務運営のあり方でございます。これらにつきましては、若い職員が断片的な事務事業の一部を担当するだけでなく、仕事の全体像をよく理解して事務執行に当たること。また、上司が積極的に若い職員と議論などを通じまして、施策に対するスキルアップを高めていく姿勢が重要と考えております。このような視点に立ちまして、現在、事務事業の執行、推進に当たっては、行政評価システムを導入いたしまして、この運用の中で必要性や効率性、公平性、社会性など、さまざまな視点から考察を行い、それぞれの事業ごとに何が課題か、今の社会的ニーズに合っているかどうか、今後どうすべきか、これにつきまして、先ほど別な質問事項でお話しがございましたいわゆるプラン・ドゥー・チェック・アクションの一連の作業を通じまして、職員の事務事業に対する取り組む姿勢のレベルアップを図っているところでございます。

これらの作業を通じまして、事務事業遂行に対するスキルアップを図りまして、ご指摘の施策

のボトムアップに連動させていきたいと、このような考え方でございます。

取り組みの評価、あるいは進捗ということですが、行政評価システムや事業型予算の編成など、新しい仕組みに沿った事業展開が定着しつつあること、また、事務事業の展開に当たっても湖山の宝発掘事業の展開とか、企業誘導策とか、あるいは地域振興策の幾つかの事業推進の中で、将来に目を向けた施策などが芽生えつつあるのではないかと、このように考えております。

ただ、最終的にはいろいろ先ほどから出ておりますように、職員の意識の持ち方、意識の改革であり、専門職としてのレベルアップが必要と考えております。

いわゆる職員教育であり、職員研修が重要でありますので、そのような視点で今後とも取り組み強化が必要と考えております。

ただいま申し上げましたようないろいろな取り組みを通じまして、底力と申しますか、行政能力の向上、レベルアップを図っていきたいと考えておりますので、今後とも外部から見た視点でのご助言等をいただければ幸いと考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

それでは、教育の問題のほうから2回目のコメントをさせていただきます。

中学生のほう逮捕されてしまうという、フレーズだけからすると非常に悲しいことでございますけれども、いろいろな実情を聞きますと、それもいたし方ないのかなという考え方もございます。

今、現状として、少年院関連の施設に入ったりというような状況かもしれませんが、今後、そこに今いらしている方が出られた後、どのような地域の安心・安全なまちづくりのために対応されるのかという、これが非常にこれから市民にとっては恐ろしいところでもございます。警察のほうにご厄介になって、改心して戻ってくるという確率は余り考えがたいので、場合によっては、心の奥底に恨みのほう募っているかもしれません。そのような逮捕された中学生たちが戻られた後、どのように対処されるのか。それから教育の現場のほうでは、クラスをそういう子どもたちだけを特別に集めてクラスを設けるということは、義務教育の原則からはなかなか難しいことかもしれませんが、それを一時的な特別措置として、別クラスに行って勉強していただくという方法は可能かと思えます。

しかし、これは先例を他県のほうで学校の先生がおっしゃっていたんですが、そういう方策をとったがうまくいかなかったという例がありますけれども、それはどこにうまくいかなかったのかということまで、文教厚生委員会の私としての立場では把握しておりませんが、教育委員会の中で把握していることがございましたら、ご答弁をいただきたいと思えます。

保健福祉部長と教育委員会のほうに答弁をお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

教育長 大竹三千代君。

○教育長（大竹三千代君）

1点目の少年院ないし警察のほうで逮捕されたという子どもたちが帰ってきた場合、どうい

ふうに出るかということでございますけれども、これは基本的には、全く変わらずに温かく迎えるということ以外にないと、私は思います。

そしてまた、更生して帰ってくるということを願うからこそ、やはりそのように措置をしていたんだと思いますので、その中で子どもたちが本当に更生を図って帰ってくる、しかし、戻ってきてもなかなかそういう目で見られたり、受け入れられなかったりすると、先ほど申しましたようなこの人間のつながりに不信感とかがあると思いますので、そういう意味で関係を切らないように温かく、また地域でもそのように声をかけていただく等やっていかなければと思っております。

それから、1クラスに集めてということですが、強制的に入れて勉強させるというのは、なかなか難しいことがあると思います。そしてまた、そこに入れても、それがうまくいかなかったという例があったということもございますけれども、そこにはやはり困った子どもたちをこうしようというのではなくて、やはりその子どもたちがやる気になるような気持ちにして、じゃ、ここへ勉強においでよということやっていくことが理想かと思っておりますので、そのつなぎを、今、先生方に頑張ってもらっているところだと思います。そして、地域の方たちもそのようにかかわってくださる相談員の方もいらっしゃると思っております。そういうふうには時間はかかるかもしれないけれども、やはり子どもたちの心に寄り添いながらいくというふうな方向でいきたいと思っております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 菅谷憲一君。

○保健福祉部長（菅谷憲一君）

それでは、お答えを申し上げます。

戻られた場合の対応ということでございますけれども、その件に関しましては、ただいま教育長のほうからありましたように、地域の方々、いわゆる地域住民の温かい目で迎えてやるということも、本当に大切なことだと思います。

また、先ほど議員さんのほうからご指摘がございました、児童相談室の関係でございますが、保健福祉部サイドにおきましては、戻った場合ではなく、戻る前ですか、いわゆるきのうも矢口議員のほうからご質問ありましたように、子育て関係が非常に大事になってくるのかなと、このように考えているところでございます。

したがって、先ほども議員さんからありましたように、今現在、保健福祉部の中へ児童相談室等を昨年度から設けまして、現在2名の職員でいろいろなDV等の被害等によります多種多様な相談があるわけでございます。そういうことを受けまして、実際に本年度は下中学校、学校のほうからも何度かご相談がありまして、学校を含めた中でそういう相談業務に対応しているところでもございます。また、そういうことで相談業務が多くなってございますので、新年度からは職員のほうを1名増をしまして、内容の充実を図って、そういう相談業務に対応をしていきたいと考えているところでございます。よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

私としては、現実路線の対応を聞きたかったんです。

まず、子どもが少年院関連から戻られた後は、保護観察がつくのか否か、保護司の方に大分負担がかかるのかもしれませんが、それであっても、いろいろ周りの地域住民は不安が募ることかと思しますので、その不安を除去できるようにお努めいただきたいと思います。

それから、大竹教育長のご答弁のほう、大変深い理念を感じるころではございますけれども、対応が包括的な形、面で、大分関係者の人手が必要な形でございますので、市としてはいろいろな事業があるわけがございますから、なるべく効率性のよい対応をやる必要があると思いますので、なるべく包括ではなくて、スポット的に対処できるものは対処することによって、余計な人手を使わなくても済むのかなというふうに考えております。

具体的に申し上げれば、下中の中で、どこどこの家庭がそういう状況であるから、そこに綿密に連絡をとって、あとは広く浅く民生委員などのご協力をいただいて、区長の協力をいただいて、情報収集をして監視をするというような、そういう無駄のない形を構築していただければと思います。

それから、きのう矢口龍人議員のほうからもご質問もあった未就学児童の家庭で、子どもの子育ての教育環境に比較的恵まれていないというような実態調査を、矢口龍人議員のほうからは、広報とかそういうものでちゃんと伝わっているのかということと質問がありましたけれども、私もそこをなるべく経費をかけないで、いろいろな区長、民生委員から情報をいただいて、情報を簡潔に、簡明にお伝えする。書類を5枚も10枚も送るのではなくて、シンプルに二、三枚でとどめて、その状況を返信いただけるようなシステムをつくっていただければと思います。

それから、続きまして、国民健康保険のほうについてコメントさせていただきますが、今いろいろ佐藤議員なんかは県下一高い国保税とお怒りのようでございますけれども、県下一高い国民健康保険税ということは、逆説的に考えれば、これだけ当市の社会保障が充実している証でもあるんです。

職員の皆さんも、中には若干気の抜けた仕事になってしまう方が時折いるかもしれませんがけれども、一生懸命国保税率、国保の運用をされていますから、この言葉を私も結構厳しいことを言うてしまうんですけども、言い続けるほど、かすみがうら市のチームのためにとっては、マイナスのほうが多いかと思しますので、県下一高い国保税、置きかえるならば、女房に県下一まずい料理を出すなど言っているのと同じだと思うんです。だから、もっとちょっとでもうまい料理を出せと外に吠えているようなものですから、ほどほどにご容赦いただければと思います。

それから、3点目、4点目の神立駅周辺の関係についてお伺いいたしますけれども、43億中神立駅前2.2ヘクタールだけの事業で13億とか5億とかというような事業費でございますけれども、これを単に初年度に実行した場合、年間1000万とかそれに対して返済していかなければならないような形も生まれてくるかと思うんです。そうすると、2.2ヘクタールの中で、最終的に税として1000万円の還元があるのかどうかということになると、先ほど市長の答弁にあったとおり非常に難しいと思います。

どこで公共事業だから利便性を優先して費用対効果はここまでしか採算としてとれませんよというような考え方を、今後、市民のほかの皆さんにもお伝えしていかないと、2.2ヘクタールの

部分だけが利益を得るような解釈にされてしまいますので、そのような形で土木部のみならず、市長公室としてもサポートできるような考え方を発していただきたいというふうをお願いいたします。

最後に、市役所内の施策のボトムアップ底上げについてコメントさせていただきますが、バンクーバーオリンピックですばらしい浅田真央選手とかがですね、フィギュアスケートでご活躍されて銀メダルとったわけですが、その中に採点項目が、いろいろ技術とか振りつけとか曲の解釈とかあるんですけども、その中に実行力、遂行力という査定項目があるんです。本当にこの実行力、遂行力という言葉、これが最終的には市長の決断力というだけではなくて、職員皆様の一人一人のやはり実行力、遂行力があってこそ、ボトムアップにつながるのかと思いますので、いろいろな職員教育の中でご努力しているのは重々承知でございますけれども、時に少し角度を変えて職員の皆さんと研修をしていただければということをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

これより昼食休憩に入ります。再開は午後1時30分といたします。

休 憩 午後 0時00分

再 開 午後 1時32分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

19番 山内庄兵衛君。

[19番 山内庄兵衛君登壇]

(拍手する者あり)

○19番（山内庄兵衛君）

22年の第1回目の議会に当たりまして、一般質問をするものであります。

まず最初に、先ほど栗山議員さんからもありましたように、窓口の問題についてちょっと触れたいと思います。

霞ヶ浦庁舎に行きますと、いろいろ私も何遍か行ったんですけども、議員によっても支度や顔で差別があるのか、私はもう9期もやっているのに、なめられているのではないかと思うところがあります。ということは、今、やじもありましたけれども、現実に議員が質問するのにいろいろ頼みに行くのに、受け付け番号をもらわなければならない。それも隠してしまうような課があります。どんな指導をしているのか。しかも、この間は、ある課で、この職員らは全部私が言っていることにノートとれ、今度は一々録音機を持ってこななければならないと。

きょうはたまたま県立の高等学校の試験であります。中学校を卒業の人たちは48%も就職ができない。役場の職員さんたちは公僕でありながら、みんな全体の模範でなければならないし、あこがれの的であります。すばらしい職員さんでありますけれども、そういうことがあってはならない。ここいらはいつも監査のときも言っているんですけども、職員の指導だけは徹底してほ

しいと言っているんですけれども、私が監査官なんだか監査委員だということも知らないのか知れるのか、そういうところがあります。

栗山さんが言われたように、帽子をかぶって私も野良支度で行くときもありますから、ここいらがいったい議員だからではなくて、一市民として議員もやっている人でもこういう扱いされるんだから、一般の市民はもっとひどい扱いをされているのではないかなと思うんです。ここいらのところは一体どうなのか、市長から最初答弁をいただきたいと思います。

下稲吉小学校の体育館から質問したいと思います。

先般の議会でもやりましたけれども、大体市長は財政の見通しがついたということなんですけれども、耐震調査が発表になってから下稲吉東小学校、それから下中の問題、それから下稲吉小学校では、もう耐震では通らないところもあります。

したがって、予算については、来年度から12億円をつけておりますけれども、今年についてはどのような方法で体育館をやるのか。もう卒業式と入学式が間近ですけれども、下稲吉小学校は全校生徒が入れない。そういう状態の中で、いつも言うようにトイレはリースで借りたトイレが外にあるんです。そういう体育館はない。いち早くこれは改築をしなければならないと思うんです。ここらについてこの前は計画が立ったというんですけれども、どのような計画で見通しがついたのかお伺いをいたします。

次に、土木行政でありますけれども、上稲吉で馬立に通じる道路が、今も凍結されて3年から4年くらいになりますか、あそこ上稲吉の集団基地のところまでで終わってしまった。その先については一向に進まない。しかも上稲吉の君山さんのところですか。あそこの狭いところからやっているんですけれども、あれもきちんとすればこっちの6国の信号のところまで。建築屋さんが1件あるんですけども、話に聞くと、大体移動してもいいというようなことを言っているんですけれども、ここいらの交渉をして、あそこの何が国道からずっと、今停車場道路というのをやっていますけれども、あれからずっと都市計画道路からつながって、馬立から栗野まで抜けられるように計画していくのがやっぱり本当だと思うんですけれども、これらの見通しについてお伺いをするものであります。

五輪堂橋については、おかげさまでやっとその見通しがついて、ことしから予算計上が5700万されましたけれども、来年から1300万ですけれども、どのような手順でやっていくのか、進捗状態とあわせて計画と見通しについてお願いをいたします。これは土木課でも結構です。

それから、漁業関係についてでありますけれども、ことしは最初からワカサギが豊漁だったということで、非常に漁民の方も喜んでおりましたけれども、最終的には豊作貧乏ということで、豊漁だったら問屋が買ってくれない。中国との前からの契約があるからだという話も聞いていますけれども、せっかく人工孵化をし、そして豊漁になったら喜ぶのは本当だけれども、喜べない点もあります。

そこで、市としてはどのような対策を立てるのか、また補助等もありますけれども、これらについての対策についてお伺いをいたします。

それから、水郷国定公園の問題でありますけれども、今から6年前、市長が県会議員のときですけれども、雪入ふれあいの里の部分は、国定公園から抜かれていたんです。これは梁田村長さんという人がやっているときに抜いたところで、採石場だったものですから、それでああいう建

物がつくれるようになったんですけども、今から6年前、市長さんが県会議員のときに、今度は全部国定公園にしてしまった、そのときは市長やろうと思っていなかったんでしょうけれども。

では、今度は業者に渡すんですけども、あそこはそれから何もできなくなってしまいました。こういう考え方は、どういう考え方で、そのときは市長をやろうと思わなかったと、私は勝手にするんですけども、こういう問題があります。

それから、上佐谷の丘陵地には、例えば伊保田様のところの前あたりは行屋、五領なんていうところがありまして、非常に住宅地にもいいような土地があるんですけども、残念ながら、みんな国定公園。にっちもさっちも動かないような状態になっているわけでありますので、これらのところはやはり見直しをする必要がある。この国定公園にするときには、どの課がどういうふうにしてやるのか。大体意見を述べた人はここではないかなということはおわかっているんですけども、山本山の先のほうは国定公園から抜いてしまったんですけども、高倉まで山のすそ野近くまで国定公園が入っているようで、五反田の後ろ上佐谷のクリーンセンターのあたりも市街化区域になるようなところがあるんですけども、あれらの下のほうまで来てしまっているということですので、これらを見直していったらいいのではないかと。

八郷町では、100メートルくらいはすそ野から国定公園に入れないというようなことでやったんだそうですけども、それを見直しする必要があるのではないかなと思うので、それらについてお考えを伺います。

次に、農協の問題でありますけれども、2つの農協はご存じのとおりでありますけれども、今、農協も行政と同じような仕事を、特に米の問題は、これは行政でやっていたことが今農協でやっているようになりました。

非常に行政とタイアップしなければならない問題がたくさんあります。2つ、土浦とJA茨城千代田という形でやっておりますので、これらを一本化する。前にもおとしですか、質問したんですが、その方向で市長もいくということですけども、ある程度の補助というものもあるでしょうけれども、それらについては、行政と農協が一体となって進めなければできないかと思いますので、そこらについての考え方の答えをいただきたいと思います。

雪入砂防ダムには、再三これは申し上げておりますけれども、県との話し合いです。これらについては、名前までこの前も言っていましたけれども、災害が起きないところには砂防ダムが2つあるんです。危ないところ、前に起きたところと今から起きようとするところ、そこには2つが必要だと私は言っているんです。雪入で最初のころ、碎石場が始まったころに私も消防団員でありましたから、半鐘が鳴って飛んでいきました。そうしたら、一番前は石塚さんと、馬場というところなんですけれども、泥が山のように流れてくるんです。たまげて自動車を畑の中に入れて、それから駆けつけたんですけども。まあすごいものです、1トンや2トンの石が浮いてくるんです、すうっと。そういうことがあります。

これはいつかも言ったけれども、あの当時で、建設省が実験をしたところによると、雪入山を想定して神奈川県で実験をしたところが、汽車や何かがここらまで崩れたときにはということで出たら、そこまで流れてしまって、12人が亡くなったことがあります。これは雪入山を想定して実験をしたんです。これは災害地第1級なんです、雪入山は。蛇かごが腐るのが大体70年と言っていますけれども、もう蛇かごも50年、60年近くなりますから、そろそろ腐ってくるのではない

かなど。そのときには、あそこの2カ所危ないということで、それはどっちが崩れても8軒くらいずつこれはなってしまうので、県との話し合いはもっと進めていかなければならない。これは命を守る、鳩山さんは命と暮らしが大事だ、命が大事だ。雪入の人たちの命は、これは守ってやらなければならないのではないかと思います。

もう一つ、最初に戻りまして、命の問題でありますから、耐震度の落ちた校舎では下稲吉小学校の一部、4教室ありますけれども、そこ的人是は震度5が来たとき崩れてしまいます。これらについては、そのままに置いて、もしもきょうかあした震度6出るときには、下稲吉小の子どもたちは死んでしまいますけれども、こういう対策は緊急対策として取り組まなくてはならない問題もありますので、あわせてお伺いをいたします。

第1回目の質問を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

山内議員の質問にお答えをいたします。

1点目の下稲吉小学校体育館の改築計画につきましては、教育部長から答弁をいたさせます。

2点目の土木行政につきましては、土木部長から答弁をさせていただきます。

3点目の高倉、五輪堂橋につきましてはお答えをいたします。

本事業は、茨城県土木部が行う河川改修事業に伴うものでありまして、事業主体は茨城県となります。

進捗状況といたしましては、茨城県、石岡市を含めました3者で各事項を協議中でありまして、既に地元説明会を行いまして、調査設計、事業計画、橋梁の形状、位置、事業費の案が決定したところであります。

今後の事業計画といたしましては、平成22年度に石岡市側からの取り付け道路の工事及び橋梁下部工事に着手する予定でございます。

なお、現在、石岡市と別途確認事項や負担割合等につきまして協議を重ねているところでありまして、決定には至っておりませんが、今般の予算には暫定的な茨城県への負担額を計上しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目の漁業関係、5点目の国定公園の見直し等につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

6点目のJA茨城千代田とJA土浦との合併について、その後の働きかけにつきましてお答えをいたします。

市町村の合併によりまして、かすみがうら市が誕生し、同じ行政区内に2つの農協が存在をすることとなりました。

行政運営上は1農協が望ましいことから、これまでも合併を打診した経緯がございますが、県の農協中央会の再編に対する考え方として、県南地区は石岡地域、江龍地域、土浦学園地域の3農協に再編する方向での広域合併案が提案、決議をされたところであります。

本市といたしましては、農協中央会におきまして広域合併が提案されておりますので、今後の動向を見ながら対応してまいりたいというふうに考えております。

7点目の雪入砂防ダムにつきましては、副市長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

[副市長 圓城寺和則君登壇]

○副市長（圓城寺和則君）

山内議員のご質問のうち、7点目の雪入砂防ダムにつきましてお答えをいたします。

急傾斜地の崩壊、あるいは土石流、地すべりといった土砂災害の防止対策につきましては、宅地開発等によりまして危険箇所が年々増加する中、対策施設の整備等のハード面の対策が追いつかない状況でございます。

こうした背景を受けまして、平成13年4月の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法の施行を契機にしまして、土砂災害が発生するおそれのある土地の区域を明らかにし、その区域の警戒避難体制の整備等を図るなどとするソフト面の対策の充実が推進されているところでございます。

ご質問にございました雪入砂防ダムにつきましては、これまでも山内議員から何回かご質問をいただいております。県の土浦土木事務所、さらには県の土木部への要望に努めているところでございますが、砂防事業に対する要望に対して、予算の確保等が大変厳しい状況にあるようでございます。

先般も県の土浦土木事務所、あるいは県の河川課の中にありますダム砂防室へ地域の実情を訴えまして、要望をしてきたところでございます。さらには、今日1日、県の土木事務所のほうへお話をしましたところ、私どもの防災担当と一緒に現地を確認していただきました。このような経緯を踏まえまして、引き続き粘り強く事業採択に向けた要望に努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

[教育部長 横瀬典生君登壇]

○教育部長（横瀬典生君）

1点目の下稲吉小学校体育館の改築計画につきまして、ご答弁を申し上げたいと思います。

ご案内のとおり同体育館につきましては、下稲吉小学校全体の施設整備計画の中に網羅をしているところでございまして、9月の定例会におきまして、施設整備の基本計画業務委託の補正予算の議決をいただき、計画づくりに取り組んでいるところでございます。議員の皆様初め、市民の方々からいただきましたご指摘、あるいはご要望及び耐震診断の結果、これを踏まえまして、協議、検討を行い、作業を進めているところでございます。

ご質問いただきました体育館につきましては、耐震性能がやや低いということから、また面積が狭隘だという問題点を抱えておりますので、整備計画の中で検討を重ねている状況でございます。

財政の見通しにつきましては、計画の内容が固まり次第、市長部局とも調整を図って進めていきたいと思っております。

なお、平成22年度の国の学校施設整備の予算、これが平成21年度より縮減されるという情報等がございますが、今後につきましては、国・県の動向を見据えた計画づくりを進めていく考えでございますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

○土木部長 松澤徳三君

山内議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

2点目の土木行政についてでございますが、上稲吉馬立地内の道路整備については、ご指摘のとおり、現在共同墓地付近までの整備をしております。

これまで地元区長さんとの協議の中で、現道を拡張して、馬立集落内を通過するのは避けてほしいというような旨のご意見がございました。それにかわりまして、バイパス案の路線を示した経緯もございます。

しかしながら、平成19年度に、それまで2つの建設事務所があったわけでございますが、この統合をした際、完成整備計画の抜本的な再検討を行いまして、事業計画概要の精査を行いました結果、事業計画を見送って現在に至っているという状況でございます。

市としては、現道が4メートル以上の道路幅員が確保されていることや、通過車両にとっては、最短路線であるということなどを踏まえまして、現道の道路改良事業案も1つの選択肢として、視野に入れているところでございます。

今後につきましては、さらに地元との協議、協力をいただきながら、状況を再調査しまして、関連道路も含めて最良の法線を見定めまして進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

山内議員に申し上げます。

職員教育の問題については通告外ですので、ご理解いただきたいと思います。

19番 山内庄兵衛君。

[発言する者あり]

○議長（桂木庸雄君）

失礼しました。

環境経済部長 坂本裕司君。

[環境経済部長 坂本裕司君登壇]

○環境経済部長（坂本裕司君）

大変失礼しました。

山内議員の質問にお答えします。

4点目の漁業関係につきましてお答えいたします。

山内議員のご指摘のように、ワカサギの水揚げ量は、前年度に比べ、かなり豊漁でありました。平成20年度と21年度を比較しますと、漁獲量は約4倍強にふえたようであり、このため、取引数量も7月中旬ごろは制限がなかったようではありますが、11月上旬には20キロまでに制限されたようでございます。

今後の漁獲量等の推移を見守りながら、漁業組合とも対応策について協議してまいりたいと思います。また、水産加工特産品のキャンペーン事業の活用により、消費の拡大を図りたいと考えております。

次に、5点目の国定公園の見直しにつきましてお答えいたします。

水郷筑波国定公園の区域につきましては、現時点においては、自然保護の観点から区域の変更につきましては考えておりません。なお、具体的な事業につきましては、自然公園法に基づき許可手続制限がございますので、事案ごとに協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

耐震の問題は緊急を要するから聞いたんであります。チリ地震が発生してまだ4日か5日目です。ありますから、したがって、そのくらいの地震が起きたら、耐震度の落ちたところは子どもたちは生き埋めになってしまいますので、それらの対策はどうするんだということもあわせて聞いたわけであり、通告外になりますけれども、緊急を要するものは、議長でちゃんと取り計らってほしい。

それから、この漁業者が一生懸命ふやしてとったら売るところがない。これは困っちゃったんだよね、そういうことで、これらについては水産加工や何かにするということですが、それももちろん大事なことですけれども、やはりある程度の補償もしてやらなくてはならないんじゃないかなと思っております。

そのうち回復すれば輸入品を少なくするというような形をとってもらったり何かしなくてはならないかと思うんですけれども、ここらの考え方、担当課でいいですから。せっかく市長は湖山の宝、湖山の宝。今度は湖山ではなくて湖水の宝やらなければだめなんだよね。だから、湖の宝、湖の宝をちゃんと売れるように考え方を強力にしないと、これは漁業者の海産物は伸びないかなと思うので、そこらの考え方をお願いしたいと思っております。

それから、市長が砂防ダムについては大変いい答弁をしてくれまして、なかなかこれもやれと言っても進まないんですけれども、蛇かごが腐らないまでに、これは必ずやらなければ、2カ所とも崩れるおそれがあります。

最近はこちらは危ないなと思っているところがありますので、その蛇かごをやったわき、土浦の前で、市会議員、県会議員さんですか、やった人が持っているところは、大きく崩れてしまって通行止めやったでしょう。それでやっと2年ぐらい前から通れるようになったけれども、ああいうところまで崩れてくるんですから、あのすぐわきからは蛇かごですからずっと、ふれあいの里まで崩れてしまいます。ですから、そうすると、あの下にあるのは、吉藤茂輝さんのうちが一

番上なんだけれども、あそこらから8軒か9軒はだんと崩れます。半鐘が鳴ったときとか、サイレンが鳴ったとき私どもが駆けつけたって、あの泥の下ですから、もう命はほとんどないかなと思うんです。だから、よく雪入で、香典先にやっておくかなんて笑っているときがあるんですけどもね、これらは強力に進めてもらいたいと思うんです。

それから、教育長にもお伺いしたいんですけども、やっぱり卒業式、入学式には全校生徒がちゃんと講堂に入って、それで入学式、卒業式はちゃんと迎えるべきだと私は思うんです。今、やっこ立っていて入ってるのを、ぎゅうぎゅう詰めに入っているかと思うんですけども、早く体育館をやってやらないと、これ大変だと思います。

それから、先ほども言ったように、耐震度の落ちたところ、私も東小学校の体育館が耐力度で落ちるとは思わなかったんですけども、私が議員になってからなんですけれども、工事やっていくときもやっぱり基礎をやったときに、私も朝飛んでいったんですけども、そのときは少し雑だなと思ったんですけども、その後の建物が耐震度で割ってしまったということですから、相当悪い工事をしたのかなと思うんですけども、業者もだれがやったかちょっと知っていますけれども。随分私も細かくは見たんですけども、目が届かないところが、目玉が大きいばかりでだめだったのかなと思って、反省をする点もあります。

こういうものは、補強はすぐに、来年からということですけども、今年だって大きな地震が来たら危ないものですから、即急に予算を早くつけて、入札を早くしてやってもらいたいなど、こう思っております。これは要望ですけども。その点、今再質問したところについては、答弁をお願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

山内議員に申し上げます。

先ほどの通告外の件は、窓口の職員の対応についての職員教育の問題であります。

答弁を求めます。

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

それでは、お答えを申し上げます。

下稲吉小学校の整備計画の中、特に山内議員さんをご指摘になっておりますのは体育館でございますが、先ほど申し上げましたように、体育館は狭隘だということは、一つの課題として教育委員会もとらえております。これらについては、整備計画の中では必要面積を確保したいというふうに考えて、今、作業を進めているものでございます。

一方、東小の問題につきましては、ご案内のとおり、本年度補正をお願いして、来年度の繰越事業で実行しようという考え方で進んでおります。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 坂本裕司君。

○環境経済部長（坂本裕司君）

それでは、ワカサギの問題についてお答えいたします。

山内議員さんからありましたように、ワカサギの新たな加工品の推進、さらには消費拡大を進

めることが、やはり必要かというふうに思っておりますので、それら両方をあわせて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

緊急の問題がありますよね、耐震度が落ちたところで。だから、今チリ地震が起きて、津波が起きて騒ぎはしていますけれども、そういう大きな地震が来たら、耐震度が予定より低下した、崩れたときには大変だと思うので、それらの対策はどうかということを一いつ聞きたいです。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

学校、教育委員会の自衛措置といたしまして、通常そういった事態を想定したいわゆる訓練といますか、そういうことを子どもたちに植えつけるという言い方はちょっと変ですが、周知をし、さらに状況に応じてそういう消防関係の皆様等をお招きして、実際にお話等も伺っている状況でございます。そして、先生方が迅速に対応することで、いわゆる防災に対しての誘導を行うということになろうかと思えます。当面は、小学校の体育館のいち早い実現に向けて努力を重ねていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

緊急について、これらの対策については十分に対処できるように心構えをしておかないと、大変だと思います。

次は、五輪堂橋ですけれども、これは何回もずっとやってきて、やっとなったんですけれども、これは県とそれから我が市、かすみがうら市、そして石岡市の割合、最終的には何億ぐらいかかるのか、見通しについてお願いしたいと思えます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長 松澤徳三君

ただいまのご質問の五輪堂橋の経過でございますが、現在、22年度から25年度までの期間というところで、先ほど市長のほうからもご答弁を申し上げたところでございます。

現在は、先ほどのご答弁の中にもございましたように、石岡市との負担割合の協議を進めているところでございます。暫定的な予算を組ませていただいたという経過もございますが、全体的には約1億2000万の、失礼しました。全体の計画の中では……。

○議長（桂木庸雄君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時11分

再 開 午後 2時16分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長 松澤徳三君

大変失礼を申し上げました。

別の資料を見ておりましたので、申しわけございません。

五輪堂橋の全体計画の事業費でございますが、8億3900万という数字をいただいています。そのうち、県の負担割合が4億8200万円、それ以外の2市の負担額が3億5700万という状況になっております。

この負担割合について、現在協議をしているという状況でございますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

ありがとうございました。

国定公園について、一部見直ししてほしいと思うんですけれども、環境部長は絶対やらないと。やっぱり少しは見直さない。しかも、残土屋さんなんかはすぐにこの間、上佐谷でも大問題になったのは、国定公園の中です。果樹園をつくるとなると、こんな傾斜度30度というのは立てませんけれども、60度になってたら直角に見えますから。25度から30度くらいの傾斜地で畑つくってもつけれないわけです。そういうのを簡単に県では許可してしまう。あれは国定公園の中なんです。だから、もう少しその下のあたりのところは、やっぱりあそこの丘陵地はなだらかですから、もう少し緩和してほしいと思うんです。そうすれば、住宅や何かも建つんですから。ひとつそこらは2カ所くらいは見直ししてもいいところがあるのではないかなと思うんです。

それから、もう一つはふれあいの里の中の全部国定公園になってしまいましたけれども、今後工事をやったり何かするとき、どのような対策をするのかお伺いをします。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 坂本裕司君。

○環境経済部長（坂本裕司君）

先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、必ずといいますか、絶対にだめだということではなくて、許可の手続をとればうちが建ったり何かすることはできます。山内議員さんもお承知のように、十五、六年前ですか、旧千代田のときに、上佐谷小学校対策ということで、あそこの雪入山とか何山といいますか、ちょっと山の名前は忘れちゃったけれども、山の一部、公園の中を開発しようということで計画したのはご存じかと思います。そのように、ある程度、県と協議しながら許可という形で家も建つこともありますので、例えばそのような家を建てたいという状況があれば、それらについては協議して、その中で県に協議を上げて許可をもらうという形で対応もできるということですので、よろしくお願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

それ以上聞いても進展がないようですので、今までご答弁をいただいた建設的などころもありますので、それらについてはきちんとやっていただくことにしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時21分

再 開 午後 2時33分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

12番 和田正美君。

[12番 和田正美君登壇]

○12番（和田正美君）

平成22年第1回定例議会一般質問に当たり、通告に基づき質問を行います。

1、活性化事業の推進について。

1、まちおこし事業湖山の宝発掘プロジェクトの施策効果について伺います。

平成20年度から、かすみがうら市ブランド化推進会議を設置し、地元農水産物の高付加価値化や特産品の開発などを通じて、かすみがうらブランドの確立とかすみがうらブランド品の需要増進を目指し、湖山の宝発掘プロジェクトにより生み出されたかすみがうらブランド品により、地元農水産業の活性化、商品販売の増進、果樹観光事業を含む各種事業推進によるかすみがうら市への来客者数の増進を図り、かすみがうら市の活性化を推進しているものと理解しております。

プロジェクトは複数部会が組織され、個々にそれぞれの目標と課題達成に向けて鋭意取り組まれているものと考えます。ついては、この湖山の宝発掘プロジェクトの実施後の成果として、どのような達成目標と今後の効果をどのように考えられているのか伺います。

また、この湖山の宝発掘プロジェクトでは、将来的に本格的に事業展開を進めるための事業展開希望者の希望を募り、実際に、その応募事業者が主体となってプロジェクトの事業推進が図られているのか否か伺います。

2、かすみがうら市観光事業の推進について。

まちおこし事業湖山の宝発掘プロジェクトの中での取り組みとは別に、市の本来部門での基本的、所管部門としての積極的な取り組みについて、その推進状況を伺います。

3、休耕農地の有効活用の推進について。

休耕農地の有効活用の推進については、全国的各地で積極的に取り組まれているようですが、当市における取り組み状況について、現在までの成果及び今後の成果目標を伺います。

4、その他、新規事業への取り組みについて、新たに伺います。

項目2、かすみがうら市安全・安心な生活環境づくりへの取り組みについて。

1、教育現場の近況と対策について。

今までにもあったかと思いますが、最近、国内各所の小中学校においてうれしくないことが起こっており、なかなかその問題について、決定的な解決策が特定できない状況にあるように、テレビなどでも知ることができますが、当かすみがうら市においてはどのような状況にあり、具体的にどのような具体的対策を検討されているのか。また、実際の具体的対策の行動はどのように実施されているのかお伺いします。

問題視する具体的な事例としては、授業時間中に教室を抜け出し、授業に出席しない生徒がいることに対する対応について。それから、学校内の窓ガラス破損などをしてしまう生徒に対する対応についてお伺いするものであります。

先日の議会開会日の全員協議会のときに、教育長さんから下稲吉中学校での状況の報告がありました。また、先日の矢口議員の一般質問でも、かなり細部にわたる内容での紹介もありました。また、きょうも古橋議員からも関連の指摘がありましたが、せっかくですので通告どおり質問させていただきます。

2、公共道路の安全確保について。

市内を通過し、さらには市内を縫いめぐる多くの産業活性化に重要な道路、市民生活の利便性確保に重要な道路、学童・子どもたちの安全・安心な通学に重要な道路など、国道・県道・市道がありますが、近年は、これらの道路の機能レベルを上げるためとはいえ、追加の新規事業はなかなか予算計上・新規事業として推進されにくい状況にありますが、そうはいうものの、各道路の持つ機能維持は必要不可欠であると考えております。

そこで、最近は少し改善されたものの、いまだに多くの箇所において公共道路の上に、または内側に樹木の枝葉が張り出し、覆いかぶさり、道路の通行の妨げになっているところが見受けられます。昨年の8月の広報で、張り出した樹木の枝払いをお願いしますとの記事が載せられていましたが、その効果はどのくらいあったのでしょうか。

また、広報での記事では、問い合わせ先が茨城県土浦土木事務所・市道路管理課となっていましたが、茨城県土浦土木事務所・市道路管理課は広域の管轄地域の統括部門であり、実際の現場においては、その道路の位置する市町村の道路担当部門が担当すべきではないでしょうか。どのように考えているのか、道路担当部門の意識をお伺いします。

また、今後の公共道路の安全確保のための張り出した樹木の枝払いについての推進、実施計画をお伺いします。

以上で、第1回目の質問とします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

和田議員の質問にお答えいたします。

かすみがうら市活性化事業の推進につきましてお答えをいたします。

まちおこし事業湖山の宝発掘プロジェクトの施策効果についてのご質問でございますが、まちおこしのためには、行政や団体だけではなくて、さまざまな分野の方々のご協力、ご支援がなければ、成功はいたしません。

本市の有するさまざまな資源を生かしながら、地場産業の振興に大きな成果が上げられるよう、努力してまいりたいというふうに考えています。

なお、昨年には湖山の宝発掘プロジェクトの一環として、本市産のベニアズマを使用しました本格やきいも焼酎「湖山」、市産の果実を使用したかすみがうら式「フレッシュアップジュース」、志士庫園芸農業協同組合で生産しております志士庫栗太陽のめぐみ「サンマロン」、霞ヶ浦帆引き船まつり実行委員会で商品化しております工芸品の「霞ヶ浦帆引き船模型」の4品目を、かすみがうら市推奨品認定商品として認定をいたしまして、マスコミにも取り上げられまして、さらには、12月18日にはブルーベリーリキュール「霞恋」を発売いたしまして、再度マスコミに取り上げられましたことは、話題性としてかなり効果があったのではないかとというふうに考えているところであります。

ただし、湖山の宝発掘プロジェクト施策効果については、事業の実施によりまして即効果があらわれるのではなくて、各種の施策を幾度となく積み重ねていくことによりまして、徐々にあらわれるものだと考えております。

今後も、根強く推進してまいりたいと考えております。

観光事業の推進、休耕農地の有効活用、その他新規事業につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

2点目の1番、教育現場の近況と対策につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

2点目の2番、公共道路の安全確保につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

教育長 大竹三千代君。

[教育長 大竹三千代君登壇]

○教育長（大竹三千代君）

和田議員さんの教育現場の近況と対策についてのご質問にお答えいたします。

2点の対応策につきましては、昨日来のご質問にお答えしているとおりでございますが、学校の中で、とにかく最優先に授業を進める。そして、教室から出てしまう子どもたちに対しては、管理職を初め空き時間の先生方、見回りのボランティアの方、教育委員会の職員等、声かけをしていく中で気をつけておりますことは、問題行動を起こす子どもたちの心の部分に寄り添うかわりを大切にしていこうということの確認でございます。監視ではなく、先生方にはそうした寄り添い、そして受けとめ、そしてさらによい方向への促し、これは根気強くなかかわっていくしかないことでございますけれども、そうしたことを続けているところでございます。

それから、最近大変うれしいことであるなと思いましたが、問題解決サポートチームの中に、スポ少でいじめをしたといわれている子にかかわっていた方が、協力をしてくださいまして、

絶対にいじめはしていないと言っていたその子とかかわって、促し、聞きとめ、そして寄り添って行く中で、僕がやりましたというふうに打ち明けたというような事例がございました。それが、やはり上からの監視とか指導とかということではなく、寄り添いながらの指導の大切さを示してくれているのかなというふうに思っております。

学校において手に負えない部分もございます。そういう場合においては関係機関の協力を仰ぎ、そしてさらなる行為が増幅しないような方向で連携をお願いをしているところでございます。そして、昨日も申し上げましたけれども、夜間等における問題行動とか、ガラスの損壊とかということがないような監視カメラ等も、また設置をさせていただいているところでございます。

何分にも、子どもたちの不満な心とか、それからやりきれない心とか、そうした事柄に寄り添いながら、よい方向に向けていくという方向で、子どもたちにかかわっている先生方を応援していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 坂本裕司君。

[環境経済部長 坂本裕司君登壇]

○環境経済部長（坂本裕司君）

和田議員さんの質問にお答えいたします。

観光事業の取り組みとしましては、観光施設はお客様に喜んで来てもらえるように、施設の維持管理や修繕を行っています。

歩崎の志戸崎漁港にホワイトアイリス号などの観光船がスムーズに着岸し、安全に大型船の乗りおりができるよう防波堤改修工事を行い、湖上観光の拠点として活用します。3月の茨城空港の開港を目前に控え、海外に向けた観光のPRを行うため、市観光協会や帆引き船物語のサイトの改修や市ガイドマップの韓国語・中国語・英語版を作成し、4月にホームページの公開と、ガイドマップの配布を行います。

茨城空港開港の記念イベントとして3月11日、13日、14日に行方市と合同で七色帆引き船を霞ヶ浦高浜入湖上で操業いたします。さらに、4月18日に実施されるかすみがうらマラソンにおいて、帆引き船2そうを、霞ヶ浦志戸崎から沖宿までの区間で操業いたします。

休耕農地の有効活用の推進につきましては、今年度に耕作放棄地対策協議会が設立されており、協議会を中心に活動し、耕作放棄地を借り入れて農地として整備し、作付により耕作者に補助金を交付しております。また、協議会として一部地域をモデル的に放棄地の集積を行い、耕作放棄地解消に向け推進してまいりましたが、地権者の同意がまとまらない状況もありますので、今後引き続き推進し、モデル的団地をつくりたいと考えております。

その他新規事業への取り組みにつきましては、観光部門での湖山の宝、農林部門でのブランド支援事業において、活性化に向けた新規の事業を行っていく予定です。

湖山の宝につきましては、食の普及促進として、特産品の調査委託及びガイドブックの作成を行います。

また、ブランド支援事業におきましては、ブランド化推進会議において、新商品の開発等を実施していく予定であります。

いずれも調査等がメインとなっておりますが、調査の結果を吟味し、今後の推進方法を決定していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

○土木部長（松澤徳三君）

和田議員さんの2点目の2番、公共道路の安全確保につきましてお答えを申し上げます。

道路や歩道に張り出しております枝葉につきましては、歩行者や車両の通行の大変な支障になり、交通安全の面への影響が多大であるというふうに考えております。

万が一、枝葉等が落下した場合、事故等の危険性も十分あるわけですが、万が一、事故が発生した場合、樹木の所有者の責任を問われることもあることや、道路を良好な状況に管理する観点から、道路管理者として、広報紙を通じて枝払いについての周知を毎年しているところでございます。

ご質問の周知による効果という点でございますが、特に把握をしているものではありませんが、所有者、あるいは地権者の皆さんが管理に心がけていただければ効果につながるものと考えております。また、広報紙等への担当部署の表記につきましては、もう少しわかりやすい方法を考えたいというふうに思います。

次に、道路の位置する市町村の道路担当部門が担当すべきではないかのご質問でございますが、本市には高速道路、国道、県道、市道などの道路交通網が整備をされております。それぞれに管理区分が決められております。当然、市道以外の道路についても市民からの要望がございます。このような場合、市からそれぞれの道路管理者に対して要請をし、対応をいただいているところでございます。

次に、張り出した樹木の枝払いについての推進計画につきましては、広報紙による周知をさらに継続をしていき、所有者、あるいは地権者の皆さんに管理意識の向上を図っていききたいというふうに考えております。

また、実施計画についてでございますが、難しい部分もありますが、特にパトロールの強化等を図りながら対応をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

12番 和田正美君。

○12番（和田正美君）

かなりご丁寧にご答弁いただき、ありがとうございます。

まず、その中でも活性化事業の推進についてのまちおこし事業の対策効果について。

かすみがうら市まちおこし事業湖山の宝発掘プロジェクトの活動については、一般市民の皆さんとまちおこし事業を推進している皆さんとが、事業推進の共有化とまちおこし効果期待の共有化が図られることにより、かすみがうら市全体の活性化が効率的に実現されることと考えております。日ごろより推進している具体的な活動についてのPR、かすみがうら市内及び市外へのPRも含めて、特にこれからは市外への拡大、拡販を考慮したPRをより積極的に行っていただく

ことを望んでおります。

それから、かすみがうら市の観光事業の推進についてですが、観光事業として、かすみがうら市史跡めぐり観光事業などは、当市の取り組み姿勢はどのようになっているのかなど。また、当かすみがうら市での主力観光事業として、果樹観光事業があると思いますが、近年の事業の活性化状況と今後のさらなる活性化に向けた取り組みについて、また、そのほか、観光各事業体と行政との取り組み、協力体制の強化についてどのように実質的な連携をとられているのかお伺いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 坂本裕司君。

○環境経済部長（坂本裕司君）

最初に、活性化事業の推進でお答えいたします。

先ほど市長のほうから答弁ありましたように、何例か実施したその中で、やきいも焼酎「湖山」につきましては、お客様からのさまざまな声があがりました。これらを参考にしながら、今後、焼酎づくり推進協議会の中で、図ってまいりたいと思っております。

また、販売する区域につきましても、これまで市内限定ということで販売しておりましたが、新年度からは県内で販売するような方向も検討したいと思えます。あわせてボトルのサイズも、これまでのサイズとあわせて1.8リットル、一升瓶のサイズ、それらについても販売するような方向を協議、検討してまいりたいと思っております。

次に、観光面での質問でございますが、かすみがうら市史跡めぐり観光事業についての内容でお答えします。

本市においては、歴史的な文化財も多くあることから、観光マップにおいてモデルコースを設定し、果樹・自然満喫コース、歴史散策コース、山・湖欲張りコースなど、案内しているところであります。果樹観光の活性化に向けた取り組みにつきましては、去る2月13日及び14日に開催しましたバレンタイン・スペシャル・イブニングとしてイチゴ狩りを実施しました。県内外から数多くの参加者が訪れ、盛況のうちに終了いたしました。これらにつきましては、記憶に新しいところであります。

また、昭和30年代から続く本市を代表する果樹観光につきましては、このような新しい視点に立った行事等を検討、研究してまいりたいと考えております。

観光事業体と行政の取り組み等につきましては、3月11日に茨城空港が開港をいたします。この空港の開港を機に、周辺市町村において、茨城空港周辺地域資源活用推進連絡会を設立し、観光情報の発信のための取り組みを行ってまいります。また、筑波山を中心とした広域観光協議会等や漫遊いばらきなど広域的な観光ネットワークの形成を図り、誘致活動を行ってまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

12番 和田正美君。

○12番（和田正美君）

観光ルネサンス事業の補助制度を活用した事業の推進による地域観光振興、かすみがうら市の活性化に向けた積極的な観光事業の推進を要望します。

できれば、茨城県、千葉県地区の外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画の、外客来訪促進計画の作成テーマ、世界から一番近い日本の歴史と未来をもとにより一層のより積極的な観光事業推進、観光事業推進の糧となる基本要素である果樹観光事業、また世界に類を見ない、そして過去にこの霞ヶ浦地域の漁村の生活を支えた帆引き船漁法などについて、観光事業の充実に努力をしていただきたいと思います。

特に、帆引き船漁法発祥の地かすみがうら市が誇る、また日本で第2番目の広さを持つ湖霞ヶ浦湖畔全域が誇る霞ヶ浦帆引き船漁法の無形文化財としての評価、位置づけについて、確固たる位置づけの推進を希望しております。

そこで、霞ヶ浦帆引き船漁法の無形文化財としての評価、位置づけについての取り組み意識があるのかなのか。縦割り行政の現状では、文化財関係は教育委員会の担当かとは思いますが、将来的な観光事業への貢献度の大きさを想定して、教育委員会の意識、環境経済部長の意識、行政トップの市長さんの意識をお伺いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

帆引き船関係での文化財の問題であります。これにつきましては、既に御案内のとおりでございますように、有形の部分で業務の指定をしてございます。そして、その後は無形のほうへと進むわけでございますが、技術的な難解な問題が何点か課題が出ておりますので、いずれそういう問題を解消しながら、有無形の民俗文化財としての指定を考えているところでございます。

おっしゃるように、文化財ということになりますと教育委員会でございますけれども、全体的な市の姿勢とすれば、当然大きな事業としてのとらえ方、その一端を担う文化財だというふうに理解をするものですから、そういう意味からも、これは力を入れてやらなければいけない内容だというふうに理解をしております。担当職員もそのような意識でおります。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 坂本裕司君。

○環境経済部長（坂本裕司君）

ただいま横瀬部長からの答弁もありましたように、さらに観光客の誘致という観点からも教育委員会にあわせまして、商工観光部門でも協力していきたいというふうに思っております。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

帆引き船の制度的な面については、ただいま両部長から説明があったとおりでございます。

私のほうから帆引き船の役割といいますか、我々の決意といいますか、そこについて少しお話ししたいと思います。

まずもって和田議員には、非常に帆引き船のかすみがうら市の応援団長のような、そういった役割を担っていただき、大変いろいろな意味で、フォトコンテスト、それから模型づくりの支援、それからマラソン等においても、今回初めて帆引き船を操業することになりました。これも和田

議員のまさしくご支援、ご協力のおかげであります。感謝申し上げたいと思います。

我々は祖先折本氏の考案したこの帆引き船、我が地域出身者でありますし、かすみがうら市にとりまして本当に有形、無形の非常に素晴らしい遺産でありまして、これは教育的な見地、あるいはまた地域振興という見地からも非常に大事なものでありまして、私どももそういった中で、昨年指導推奨品に認定させていただいたところでございます。

こういったものをさらに広めながら、地域に元気を与えたいと思います。そういったまちづくりに大いに活用していきたいという思いでありますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

12番 和田正美君。

○12番（和田正美君）

取り組みよろしくお願ひします。

帆引き船漁法は、霞ヶ浦全域の歴史遺産といえますか、そこをきちっと理解して、かすみがうら市だけのものではないので、そこら辺をきちっと理解した上で、一生懸命頑張っていってほしいと思うんです。

去年、文科省の茨城担当のほうからもいろいろ調べてもらったんですが、県としては、地元のほうでの位置づけに関しては、特に県のほうからは言わないような感じです。

この地域は、かすみがうら市が発祥の地ということで、土浦市さんも行方市さんも、いろいろなそういう取り組みについては、かすみがうら市さんが取り組まれるのが順当でしょうということで、多分気を使われているんだと思うんです。

やはりそういう中で、かすみがうら市が積極的にきちっと一つの核をつくらないと、周りもなかなか動けないというところが、もしかしたらあると思うんです。価値については、みんな同じように共有、同じ価値観を持っていると思うんです。そういったところで、全体のためにもこの地域のため、それから茨城県のため、日本のため、世界のために、まず一つの核をきちっと確立していただきたいと思います。

先ほど難解な問題がありそうな話がちらっとありましたけれども、これは問題があることに関しては、早目にきちっとオープンにして、それに対する対策をみんなで検討していくということをとればいいと思いますので、そういう問題点についての洗い出しも早目をお願いしたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、休耕農地の有効活用の推進について、これは要望です。

農業は基本的に自然環境、年間のお天気状況に大きな影響を受ける業種であり、また生産物の多くは、生産コストの割に販売価格が低いということが言われ、なかなか本業として後を継いでいる後継者が少ないとも言われている中、全国的に休耕農地が年々ふえ続けている状況が問題視されております。

休耕農地の有効利用については、利用する側が利用しやすい。それから、利用してもらう側が心配なく貸し出しすることができる、または売却できるというように望まれています。なかなか休耕農地の有効利用が進んでいない状況も感じているところであります。休耕農地の有効利用

について、先進地域の手法を参考にしながら、または独自の斬新な手法での有効利用システムの構築について、行政が十分な取り組みが必要であると考えます。

休耕農地の有効利用の推進について、引き続きの取り組みを強く望みます。

先日、テレビで見たのは、長野県の宮田村、宮田方式と言っていましたか、そういうのもあるようですので、ご参考にしたらいかがかなと思っております。

それから、新規事業の取り組みについてですが、これも提案ということで、新規事業への取り組みが効率的、効果的に推進されるには、何といても、企画力にたけた精鋭により組織された、例えば事業推進特別プロジェクトなどを設置して、取り組むことがよいと考えます。事業推進特別プロジェクトなどの設置による、かすみがうら市のさらなる活性化を目指した取り組みを提案したいと思います。

それから、教育現場の近況と対策についての、これも市民の方のご意見も含めてご提案したいと思います。ご紹介します。

全国的に繰り返し発生している、小中学校での児童による事件により、多くの学校職員の方々、PTA役員の方々、そして在校児童の父兄の皆さん、地域の一般の方々が、それぞれの立場で心を痛めております。これらの問題に対して、なかなか改善の跡が感じられない状況に、問題に直面していない多くの人からは、ややもすると、学校関係者の対応に何かと批判的な言葉が寄せられている場面を感じます。

問題の状況を知っている多くの関係者は、問題の原因調査、解決策をどうしようかななどの話し合いなど、大変な努力をされていることを見聞します。教育長さん初め、関係者の方々には、大変御苦労さまでございます。

問題の状況の改善解決策検討に当たっては、家庭への養育支援、本人への指導・教育・注意・監視などあるようではすけれども、真の問題の解決には、本人が起こしてしまっている現状を踏まえての適切な対応が必要であるということであると考えます。本人にとっては、自分の思い、自分の感性との食い違いが周りから理解されずに、また、自分が存在している現実で何かしらに不合理性を感じているために、周りから見ると不自然な行動、また、内容によっては、悪いことをしてしまっているのではないかと考えることができると思います。

私は、本人が、教育・指導・注意・監視などの外圧を感じることをないように、または、本人が自分自身で学びを意識し、自主的に素直に、自然に理解できるチャンスをつくってあげる努力が必要であるのではないかと感じております。

人の意識、行動などの基本を見詰め直し、問題を起こしてしまう児童とのコミュニケーションのとり方を研究し、いろいろな考え方、感じ方を考慮してあげた意識、物事に対する価値評価などの共有化を図って、共有点を見つけてあげることにより、お互いに何らかの改善の糸口が見つけられるものと考えております。少なくとも、一つの物事に対して、問題を起こしてしまう児童と問題を指摘する周りの人との間に、意識や価値評価を共有化できることにより、問題行動の改善・発生を防ぐことができるものとも考えます。

最近の学校問題を心配する市民の意見、ご指導も参考にしながら、申し上げさせていただいておりますが、おそくない改善策の実現を期待しております。教育長さん初め、関係者の皆さんの引き続きのご尽力を望みます。

それから、道路の安全確保について、枝葉のところです。これについても一言。

市内をめぐる多くの道路は、昨今の市内の交通事情から考慮すると、公共道路の上に、または内側に樹木の枝が張り出し、覆いかぶさり、道路の通行の妨げになっている状態は、そこを通行する多くの車両の妨げとなり、特に運送業にとっては被害甚大といったところであると考えます。覆いかぶさった枝、張り出した枝などにより作業効率が悪く、企業にとっては事業収益に大きな損失となっていることが考えられます。

それは、同時に我がかすみがうら市の税収にも大きな損失になっており、まちの活性化を大きく阻害している可能性を感じざるを得ません。また、一般走行車や自転車または一般歩行者にとっては、これらの枝葉をよけて対向車線にはみ出してくる対向車両には、大変恐ろしい思いをさせられます。万が一でも事故が起こってしまった場合は、取り返しのつかない物損及び人身事故などの損失が発生してしまいます。

以上のようなことを考慮の上、いち早く行政の積極的な指導のもと、問題解決されていくことを強く求めます。

最後に、市長を初め、市行政を担う執行部各位におかれましては、当かすみがうら市の活性化、市民サービス提供、教育福祉など、行政全般について、意識と知識と行動力の重要性をしっかりと認識し、行政運営の充実に、より一層努力を求めて私の一般質問を終わります。

(拍手する者あり)

○議長（桂木庸雄君）

12番 和田正美君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす3月5日午前10時から本会議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後3時18分

平成22年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第4号

平成22年3月5日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	古橋智樹君	11番	矢口龍人君
2番	小松崎誠君	12番	和田正美君
3番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
4番	古川誠一君	14番	矢口栄造君
5番	井坂悦司君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	17番	圓城寺正道君
7番	中根光男君	18番	栗山千勝君
8番	鈴木良道君	19番	山内庄兵衛君
9番	石井幸雄君	20番	廣瀬義彰君
10番	小座野定信君		

欠席議員

16番 関利夫君

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長	坂本裕司君
副市長	圓城寺和則君	土木部長	松澤徳三君
教育長	大竹三千代君	会計管理者	竹村篤君
市長公室長	塚野勇君	消防長	岡崎勉君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	菅谷憲一君	農業委員会事務局長	板橋信雄君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第4号

日程第1 施政方針に対する質問

6番	佐藤文雄	議員
18番	栗山千勝	議員

19番 山内庄兵衛 議員

日程第 2 議案質疑

- 議案第 1 号 かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 かすみがうら市国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市地域活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市多目的会館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 18 号 平成 21 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 19 号 平成 21 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 20 号 平成 21 年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 21 号 平成 21 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第

3号)

議案第22号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第23号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第2号)

議案第24号 平成22年度かすみがうら市一般会計予算

議案第25号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算

議案第26号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計予算

議案第27号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算

議案第28号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算

議案第29号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算

議案第30号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計予算

議案第31号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計予算

議案第32号 市道路線の認定について

日程第 3 休会について

本日の会議に付した事件

日程第 1 施政方針に対する質問

6番 佐藤文雄 議員

18番 栗山千勝 議員

19番 山内庄兵衛 議員

日程第 2 議案質疑

議案第 1号 かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定について

議案第 2号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

議案第 3号 かすみがうら市国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 かすみがうら市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に

- ついて
- 議案第11号 かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 かすみがうら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 かすみがうら市地域活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第17号 かすみがうら市多目的会館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第18号 平成21年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議案第21号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第23号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第24号 平成22年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第25号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第26号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計予算
- 議案第27号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第28号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第29号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第30号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第31号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第32号 市道路線の認定について

日程第 3 休会について

開 議 午前10時00分

○議長（桂木庸雄君）

ただいまの出席議員数は18名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、16番 関 利夫議員より、所用による欠席の届出がありましたので報告いたします。また、10番 小座野議員より、所用によるおくれるとのことですので報告いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 施政方針に対する質疑

○議長（桂木庸雄君）

日程第1、市長の施政方針に対する質問を行います。

質問の通告が3名の諸君より提出されております。

これより、通告順に順次発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

登壇願います。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

それでは、平成22年第一回定例会の市長の施政方針についての質問を行います。

坪井市長は、5項目にわたって施政方針を述べました。私は、そのうちの冒頭発言、いわゆる初めと申しますか、それと5項目のうちの3項目にある内容について質問をいたします。

「はじめに」の冒頭発言に関してであります。まず第1に、市民目線でのまちづくりの、いわゆる市民目線についてお伺いをいたします。

市長は、就任以来、市民の融合や市民目線でのまちづくり推進、行政改革や入札制度改革など5つの重点目標を掲げ、将来の実現に向けた施策に取り組んできたと述べました。平成20年かすみがうら市議会第3回定例会における霞ヶ浦庁舎建設問題での私の一般質問に対して、市民の権利には直接請求権に基づく住民投票もあると、幅広く住民自治という観点から、本当の市民の目線から意見を聞くべきだ。賛成が多ければ堂々と建設すればいいのではないかとただしたときに、市長は、住民投票はこれまでの議会での審議、結果を踏まえると混乱を招くとして、住民の目線と議会の議決は別なものではないと述べ、私が言っている市民の目線という言葉に対して、いつも誤解があると、こう語り、その本旨は、最終的には議会の判断によって事業を進めると説明いたしました。結局は、住民の目線とは議会の議決が市民の目線だというようなことでありますが、市長の言う市民目線とは何か、改めてお伺いをいたします。

第2番目に、消費税を初めとする新たな財源の確保策が急務とは、消費税の増税を期待しての発言であるかということでもあります。

市長は、少子高齢社会の進展に伴い、社会保障の一層の増大が見込まれる中、税収不足は予断を許さない状況にあり、消費税を初めとする新たな財源の確保策が急務だと述べました。市長は、社会保障費の財源を消費税増税に求める考えでありますか、お伺いをいたします。

3つ目に、市長は、長寿社会をだれもが健やかで生きがいを持って楽しめる人生の活躍の舞台づくりであるというふうにおっしゃいました。この点にかかわって、後期高齢者医療制度について市長の見解を伺いたい。

この制度は、75歳という年齢だけで国保や健保から追い出され、安上りの差別医療を押しつけられる、まさにうば捨て山保険だとして国民から非難と怒りの声上がり、さきの衆議院で制

度の即時廃止を掲げた民主党が圧勝し、自民・公明政権を退場に追い込む大きな要因の一つになりました。しかし、鳩山政権は即時廃止の公約を破り、後期高齢者医療制度にかわる新たな制度ができるまでとして、廃止を5年後に先送りいたしました。私は、お年寄りに冷たい政治の象徴のような制度はすぐに廃止をすべきだと考えていますが、答弁を求めます。

項目の中の第1番目の、「自然と調和した快適なまちづくり」についてお伺いをいたします。

まず第1に、大規模地震や自然災害に備えて住民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指し、耐震改修促進計画の策定や木造住宅耐震診断士を派遣することで木造住宅の耐震診断を促進し安全性の確保を図るとありますが、住宅リフォーム制度、いわゆるこの助成に準ずるような補助制度を考えているのか、お伺いをいたします。

第2に、広範なネットワーク化が進む中、さらなる交通体系の整備が必要とありますが、どのような内容でしょうか。事業費20億円を見込む合併特例債事業である跨線橋建設は、事実上凍結をいたしました。市長が考えている構想はどんな構想なのでしょう、お伺いをいたします。

第3番目に、上水道事業で給水区域の拡大とは千代田工業団地内の企業の給水だけを対象にしているのか、お伺いします。これは前回も同じ質問をしておりますが、簡単でよろしいので答弁をお願いします。

第4番目に、石岡地方斎場の建設について、地方自治法と地方財政法の関連についてお伺いをいたします。

斎場の移転地先である染谷中島山は、現斎場地面積の9倍の広さではありますが、斎場組合の事業は斎場業務に限定されます。このような広大な土地を組合はどう活用するか、組合事務局はいろいろと現在地の問題点を羅列するだけで、9倍になる数値的な根拠、具体的な全貌も明らかにしておりません。私も含む石岡市、小美玉市、かすみがうら市の23人が原告となって、斎場組合の管理者を相手に、昨年8月25日、水戸地裁に平成21年度歳出予算中の斎場建設費を支出してはならないとする石岡地方斎場組合斎場建設費支出差し止め請求住民訴訟を行いました。その請求の理由は、地方自治体はその事務を処理するに当たっては、地方自治法第2条14号に規定している、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとともに、地方財政法第4条の1項に規定する、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えてこれを支出してはならないものである。しかし、斎場組合管理者が平成21年度予算中の斎場建設を支出することは、この2つの法令に違反する結果になるというものであります。坪井市長は副管理者であります。この2つの法律に対する見解を求めます。

5番目に、市長は、家庭でできる環境対策として、ごみの資源化を目指した分別収集と減量化について、市民の自主的活動の支援を述べておりますが、行政による組織的で具体的な支援策、取り組み策が必要だと思っておりますが、それについて伺います。

第6番目に、防災無線体系を統一するための調査というものがありますが、その方向性は出ているのか、お伺いをいたします。

第2項目目の「健やか・安心・思いやりのまちづくり」についてお伺いをいたします。

第1に、子育て世代への支援措置の拡大策で、待機児童の解消とあります。厚生労働省は、認可保育所の国の最低基準を緩和し、待機児童が多い都市部で保育室の面積基準を自治体にゆだねるなどの方針をまとめました。子どもの詰め込みを深刻化し保育環境を悪化させるもので、父母、

そして保育者関係から厳しい批判が上がっていますが、当市の実態とその具体策についてお伺いをいたします。

第2に、また、家庭児童相談体制の強化を図り、新たに養育支援訪問を実施するとあります。この養育支援訪問の具体的内容についてお伺いをいたします。

第4項目めの、「活力ある産業を育てるまちづくり」についてお伺いをいたします。

第1に、商工業の振興について、市内の小売店等の成果を図るために、平成21年度に引き続きプレミアムつき商品券の発行を継続支援するとしていますが、どれだけの経済効果があったのかお伺いをいたします。

第2に、一昨年から急激な雇用悪化に対して、市の雇用対策で新年度予算上分も含めて総勢50人規模の雇用を創出したとありますが、その雇用形態も含め、その具体的内容についてお伺いをいたします。

3つ目に、観光情報の発信について、市の独自の情報発信策とは一体何なのか、今検討している案はあるのかお伺いいたします。

以上、施政方針に対する質問といたします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の施政方針に対する質問にお答えをいたします。

初めに、市民目線でのまちづくりにつきましてお答えいたします。

市民目線に立った市民のための市政を進めることにつきましては、行政や職員の都合、あるいはまた事業所の都合、私自身の都合を優先するのではなくて、広く市民の目線での判断、公の利益を求めるという考え方でございます。

次に、消費税につきましてお答えいたします。

鳩山政権におけます平成22年度予算案は、税収が大きく落ち込む反面、社会保障費が増大いたしまして、大変厳しい財政運営となっているところであります。財務大臣が消費税を含めた税制の抜本改革議論を3月から始める方針を示した発言もありまして、国においては財源確保が重要課題であるとの現状を申し述べたものでございます。

次に、後期高齢者医療制度についてお答えをいたします。

この制度につきましては、制度開始以来さまざまなご意見をいただいているものでありまして、国におきましては、新政権のもと、新たな見直しが検討されていると伺っておりますので、さまざまな議論のもと適正な制度構築を図っていただきたい、そういう思いで考えているところであります。

次に、耐震診断におけます安全性の確保につきましてお答えいたします。

木造住宅耐震診断は、既存建築物の耐震性能を確保し、耐震改修を促進することを目的に実施をするものであります。診断の結果によりまして補強工事等の改修も想定されることから、県内におきましても、その費用に対する一部助成を実施している自治体が見られます。

当市におきましては、平成22年度から木造住宅耐震診断士の派遣業務を計画しておりますが、

改修費用に対する助成につきましては、耐震診断を実施した方の意向、あるいはまた、近隣市町村の動向を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次に、交通体系の整備につきましてお答えいたします。

国道6号線千代田石岡バイパスや県道石岡筑波線バイパスにつきましては整備が進んでまいりましたが、広域的な幹線道路として整備をお願いしております国道や県道の整備でございますので、引き続き、広域的な交通体系の確立を進めるという視点から要望してまいりたいという考え方であります。また、広域的な幹線道路の整備とあわせまして、市の幹線道路の整備を進めるという考え方でございます。

次に、上水道事業の給水区域の拡大につきましてお答えいたします。

土浦・千代田工業団地内の企業は、ご案内のとおり、現在、土浦市から上水の供給を受けている現状でございます。市といたしましては、この区域の給水管の布設を平成23年度までに完成をし、平成24年度からの給水を計画しております、これによりまして給水エリアの拡大及び給水収益の増につながるものというふうに考えております。

次に、石岡地方斎場の建設につきましてお答えをいたします。

石岡斎場の建設につきましては、ご案内のとおり、昨年度に行いました合併特例債事業等の主要事業調査特別委員会における検討を踏まえ、新市建設計画に位置づけられたものであります。この関連の解釈につきましては、その際にもご説明しているところでございますが、厳しい財政状況下において、有利な支援措置のある制度を活用し、最少の支出で最大の効果を上げられるように、関係自治体と連携を図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、ごみの資源化を目指した分別収集と減量化につきましてお答えいたします。

現在、ごみの減量化と資源循環型社会の形成のために、資源化に向けました分別回収を行っているところであります。また、家庭から排出をされます可燃ごみの約3割が、台所から発生をいたします生ごみと言われておりまして、生ごみの発生を抑制し、堆肥等にリサイクルするために生ごみ処理機購入者に対する助成支援を行っているところでございます。さらに、ごみの発生の抑制、リサイクルの推進を図りながら、循環型社会の構築に向けまして市民、事業者、市、茨城県との協働によるレジ袋の無料配布の中止の取り組みを開始しているところであります。

これは、ごみ排出量から見ますと少量ではありますが、市民の皆様のごみ減量に対する意識を変えていく上で、そのきっかけづくりになったのではないかと考えております。これからも、個人でできるもの、家庭でできる取り組みや、事業者や行政を含めまして、再び資源として利用するという意識のもと啓発活動を行いながら、さらなるごみ減量化に向けまして取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、防災無線体系を統一する調査で、方向性は出ているのかとの質問にお答えをいたします。

ご質問の防災無線につきましての具体的な整備計画等は、千代田地区の電波測定の結果に基づきまして進めていくこととなりますが、基本的な考え方といたしましては、千代田地区のデジタル化によりまして整備を進める一方、現在、アナログ周波数によりまして運用しております霞ヶ浦地区を、現行施設の更新時期とあわせましてデジタル化へ移行を図り、将来的には市域全体のデジタル化による防災無線体系の実現を目指すものであります。

次に、保育所待機児童の実態と待機児童解消のための具体策につきましてお答えをいたします。

待機児童解消のための具体策といたしましては、保健師または看護師の資格のある職員を増員することで、ゼロ歳児の受け入れ枠の拡大を図ることと、民間保育所の協力を得ながら低年齢児保育体制整備事業を実施することによりまして、1、2歳児の受け入れ態勢の拡大に努めるというところでございます。

なお、今後につきましては、将来の入所見込み児童の推移を見据えながら、必要に応じまして保育所の増築、さらには空きスペースを活用した分園による保育の実施、家庭的保育事業の実施等について検討していきたいというふうに考えております。

次に、養育支援訪問事業の具体的内容につきましてお答えをいたします。

この事業は、健康増進課で取り組んでおります「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の実施内容を参考に、訪問した保健師と連携を図りながら、支援が特に必要な家庭に児童相談員を派遣して、育児に関する不安や悩みからくる育児ストレス及び産後うつ状態の解消、育児ノイローゼ等の緩和、子育てに強い不安感や孤立感を抱える家庭への支援を行うとともに、児童への虐待などを未然に防止するための事業でございます。

次に、プレミアム付き商品券につきましてお答えをいたします。

平成21年度の事業実施につきましては、市内175軒の加盟店1万7000セット、プレミアム分を含めると1億8700万円分が発行されまして、回収率99.6%、1億8630万円が換金をされました。実績の数字からも消費活動が市内で循環されるという効果が期待できるものでありまして、市内の小売店の活性化を図るためにも、引き続き支援を行うものであります。

次に、市の雇用創出につきましてお答えをいたします。

国の平成20年度第2次補正予算によりまして、ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業が措置をされまして、いずれの事業も茨城県において基金が造成をされております。

市におきましては、これらの事業を活用しながら、平成21年度は16人、22年度は41人の雇用創出を見込んでおりまして、かかる費用につきましては、全額県から国の交付金を原資とした基金により補助金として市に交付されるものであります。

事業内容といたしましては、平成21年度におきましては、小学校英語指導助手や学校介助員の設置など教育関連事業や、旅券事業などを実施いたしました。

平成22年度からは、これらの教育関連事業に上積みをするとともに、子育て、産業、環境、消防、窓口、管理、さらには議会事務局など各部門で事業を計画し、雇用の確保を目指しているところであります。

雇用の形態といたしましては、市の直接雇用は臨時職員等として、委託事業の場合は委託先企業が求職者等を雇用することになっております。雇用期間は、緊急雇用創出事業におきまして半年未満で、1回の更新が可能としております。

次に、観光情報の発信策につきましてお答えいたします。

本市ならではの地域のイメージを創出するために、地域で育ち、市の顔となる農産物や観光などの多様な資源を湖山の宝と位置づけ、情報発信の強化に努めております。

今後、茨城空港の開港を踏まえ、国際的なPRの視点から、新たに英語、韓国語、中国語で表現されましたガイドマップ等を作成し、果樹振興地域への誘客を図ってまいります。さらには、湖山をめぐる周遊、ホームページの改修、モニターツアーの実施等を推進していきたいというふ

うに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

市民の目線ということで質問して、具体的に私が言ったのが、市長が誤解があるよと、前の、20年の3回の定例会のときに。つまり、議会の議決が優先だというようなことを言っていたわけです。ですから、私はその点でやっぱりいろいろ疑問があるというところを述べたいと思うんですけれども、かすみがうら市を元気にする会という団体から、11月20日に要望書が出ております。この要望書の中に、いわゆる間接民主制において、選良の方々と住民多数の考えが必ず一致するとは限らないと。このずれを補完するのが直接民主制であって、リコール制度とか自治法上の直接請求以外に、今常設型の住民投票条例の制定というのがあるよということについて、ぜひこの常設型の条例を制定してほしいというような要望が出ていると思うのです。

全国的には、やっぱり重要な市政の選択に市民の意思を的確に反映させるために、市民生活の基本に重大な影響を与える事項に関しては、直接市民の意思を問う制度として、30ぐらいの自治体で条例化されていると。前に福嶋さんという我孫子市の市長の講演を聞いたことがあります。そこでは、有権者の8分の1の方が直接請求みたいな形でやれば、これについては住民投票を行うということを決めたそうであります。

それについて市長はどのようなお考えなのか、こういう形で条例を制定しているところがあるので、それについてお伺いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

市民の目線と議会の判断の関係でありますけれども、私は市民の目線というのは、やっぱり先ほど言ったように、それぞれの将来的に市民が最も利益になるという、そういった判断の中での判断を用いるということでありまして、まちづくりを進めるルール上、やはり議会というのは市民の皆さんの代表で構成されている間接民主主義の代表でありますから、そこが最終的な決定の場というふうに、これはそういったルールの中で進めていきたいと思っております。

ただ、直接民主制とか、そういった考え方も当然あるわけでありまして、先ほど言われたような条例につきましては、やっぱりそういった条例で規定するというよりも、例えば合併なんかですね、大きな判断があった場合には、その都度、そういった住民の意向を聞いたりなんかしながら判断の方向を見定めるといって、そういうことは必要だと思いますけれども、日常的な業務の中で、そういった条例の中で、現段階でそれを制定してやることについては、私としては今の段階では考えておりません。しかしながら、政策決定する上で、ご承知のようにさまざまな市民の皆さんの意見を聞けるような審議会、あるいは意見、公募等も含めまして、そういったことも含めて判断をしていくと、そういった考え方で進めていきたいと考えています。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

今の自治制度というか、間接民主主義というか、そのことを否定しているわけではないのです。ただ、重要な決定を行う場合にこういう常設型が必要だということを、私話をしているわけです。今、市長は、合併ということについては意向を聞くということも必要だと言いましたけれども、実際には、合併のときも住民投票は行われなかったんです。ですから、やはり本当に重要だと思われる問題については、こういう常設型の、いわゆる直接民主的な条例というのが必要だというふうに、私は考えております。同じことになると思いますので、それについてはよろしいかと思えます。

それと、消費税の問題なんですけれども、いわゆる財務大臣が消費税のあり方について議論する、つまり今まで、鳩山政権は4年間は消費税を上げないというふうに言ったけれども、徹底的な縮減を図ったらどうなのかという質問に答えて、今の消費税のあり方についても議論はするというふうに言ったと。だから、これを書いたんだということだと思えますね、今の答弁は。

私は、質問の中身は、ここに書いてあるように、社会保障費の財源として、消費税に市長は期待しているのかというふうな質問なんです。だって施政方針ですからね。この中にみずからの意思が入っているのかどうかということで私は聞いているんですよ。

そもそも消費税というのは、収入が少ない人ほど負担が重いという最悪の不公正税制であります。ですから、社会保障費、こういう福祉費、これには最もふさわしくない財源だと私は思うんです。

実は2010年の、ことしですけれども、日本のいわゆる国内総生産、この見通しは約475兆円だそうです。そして、1985年と比べると1.4倍になっているんです。ところが、税収はほとんど変わらないんです。その中でも、85年に12兆円あった法人税収が、20年ではその半分、6兆円なんです。消費税が導入されてからことしの10年度までに累計額が224兆円、そして法人3税の減収額が208兆円だそうです。ですから、法人3税の落ち込みの穴埋めのために消費税が使われたということは明らかなんです。だから、歳入面では、やはりこういう行き過ぎた大企業や大資産家の優遇税制を改めると、そして歳出面では5兆円規模のいわゆる軍事費、これを縮減すると。こういう2つの聖域にメスを入れるというのが必要だと。そうすれば消費税に頼らなくても国民の暮らしは守ることができるというのは考えているわけです。

ですから、税金は負担能力に応じて納めるのが原則。収入が少ない人ほど重くなる消費税、こういういじめは、消費税の導入というのは問題なのではないか。市長はそういう立場に立つべきなのではないかということを、私は訴えたいわけです。

ですから、ただ財務大臣が言ったからそれを書いたのではなくて、市長はどう考えるのかということですので、ちょっと市長、ご答弁お願いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、消費税のあり方でありまして、食料なんかは別にいたしましても、消費税というのはそれぞれ利用する方がですね薄く広く負担する税金でありますから、私はある意味では、これからの時代に合っている税金だというふうに考えています。また、社会保障費を含めて、これ

以上サービスをするのであれば、やはり一定増税も私はやむを得ないのではないかなと、そういったのが現状でないかなというふうに、その負担とサービスの関係、そんなふうに私個人としては考えているところでございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

長寿社会の件についても、私、市長の見解を求めているんです。それを書いているから。だから、私はそのことについて言っているわけで、特にこの後期高齢者医療制度というのは——第3番目のほうの長寿社会のほうの件です、質問は。関連質問です。

これは、民主党がそもそも野党のときに廃止だということで、もとの老人保健制度に戻すという立場だったんです。そのときに、法案の提出の代表となった民主党の議員が、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられる内容になっていないと、後期高齢者医療制度は。だから、老人保健制度に戻すだけでいいんだというふうに言ったのが、政権についたら、今度は老人保健制度に戻すだけでも2年かかるということがわかった。混乱を生じさせてはいけないというので、今度は逆に先送りになったんですけれども、やっぱり、お年寄り皆さんが安心して医療を受けられる、健康でいられるという点では、特に健康の問題は非常に保健、健診では物すごく差別されてしまったんです。ですから、健診率が非常に落ちているんです。後期高齢者医療制度の広域連合でも調査しましたら、保健事業費が大幅に減ってしまったんです。25%を目標にしたんですけれども、実際に17%か19%ぐらいにしか。かすみがうらは24%か25%でしたか、健診受けていますからいいですけれども、そういう点では非常に落ち込んでいるんです。

それは何でかということ、自分が医者にかかっている場合は健康診断要らないみたいな、そういうような指導が入ってしまっているのです。やはりそれではいけないということで、やはりもっとも健康診査を受けられるような制度というものにもう一回戻すと。これには老人健康保険制度に戻して、逆に75歳以上になったら医療費の窓口負担はなくすというくらいにしたほうがいいのではないかなというふうに思うんです。

やはり、その財源は国の国庫負担、これを増額させる。そして、国保税の負担を軽減させるということだと思いますけれども、この後期高齢者医療制度の健康の問題についてどう考えるか、市長、ご答弁をお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

詳細につきましては私もわかりませんが、基本的には、その後期高齢者制度というのは批判的な見方をすれば差別というようなことも言えますけれども、逆に見れば、そういった保健制度を維持しながら長寿社会を支える制度としてそれを支援する、そういった大枠の中での制度だと私は考えておまして、種々の課題につきましては改善をしながら、よりよい制度に進めていけばいいのではないかなというふうに考えております。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

それでは、自然と調和した快適なまちづくりの中での第4番目、斎場建設のことで——その前にちょっと確認だけさせていただきます。

第2番目の新たな交通ネットワークということについてですけれども、これは特別何か新しい路線をつくるとかということではないと、今の現況を改良とか改善とか、そういうふうな形で考えているんだということですか。そのことをちょっと確認します。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほどお話ししましたように、現在計画されている国県道路等の促進を含めまして、市内の連携を十分進めながら、そういったものをよりよく、より早く進めていくという、そういった考え方でまとめたものでございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

それと、3番目のところのこれは、千代田工業団地のほうの企業に対する拡大だと。平成24年にはこれが実現するということですよ。ちょっと金額的に、私は3000万円ぐらいの収益が予想されるというふうに前に聞いたと思うんですけども、その金額について、市長でなくてもいいですけども、金額は幾らぐらいに収益が上がるか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

年間約4000万円強の給水収益が上がるものというふうに試算をしております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

かなり大きな収益かなというふうに思いますけれども。

4番目の石岡地方斎場の建設の問題について、私は合併特例債を使って新市建設にかえたと。これは質疑のところでもた質問をいたしますけれども、私の聞いているのは、いわゆる自治法の第2条の14項、それと地方財政法の第4条の1項に違反しているのではないかと聞いたわけです。それはどういうことかということ、中身が問題だということなんです。まず、今の現在地よりも9倍でしょう。それから、火葬炉が4基から8基です。プラスそのうちの1基は予備だと言っていますけれども。私は斎場議会でかなり質問をしましたがけれども、非常に数字的なことではあいまいなんです。どういうことかということ、1基当たりの火葬件数を2.5回にするか3回にするかで基数は大幅に変わってくるんです。つまり、焼く手間が3時間なのか、2時間なのかで全然違って来るわけでしょう。斎場組合のほうの事務局は3時間で考えているんです。とこ

ろが、霞ヶ浦聖苑は2時間ぐらいです。ですから、5基で十分なんです。そういうところにも問題があるんです。

中身を聞いているんです。だから、最少の経費で最大の効果を上げなければいけないというところに違反しているのではないかということを知っているんです。

それと、土地の価格も1反当たり、1,000平米当たり360万円でしょう。これ高いわけですよ。そうしたら、よくよくわかったのが宅地見込み地なんですって、染谷中島山は。どうして宅地見込み地になるのか、ちょっと見込み違いではないのかというふうに思うんです。だって、そこに宅地できないというふうに、だからグリーンベルトつくると言っているんです。ここにも矛盾がある。

それと、もっと私たちのかすみがうら市民にとって困るのが、負担金の問題なんです。負担が多いんです、人口比と比べると。総額が23億円のうち負担が、かすみがうら5億4000万円でしょう、小美玉が7億6000万円、石岡が10億なんです。負担割合は石岡が43.5%で、小美玉が33.1%、かすみがうら市が24.4%なんです。ところが、人口比を見ますと、石岡は半分の50.2%なんです。そして小美玉は32.9%、かすみがうらは何と16.8%なんです。それなのに24.4%も負担をしているんです。そんなにお金があるのかと何回も言ったんです。こういうバランスが悪いから、やはり一番、今、旧霞ヶ浦町と千代田町ですから、旧霞ヶ浦のほうについては十分に対応しているわけですから、ここでなぜこれだけの負担をするのかということなんです。これで、こんなバランスの悪い中身、それと、今言った9倍も広い、価格も高い、さらには基数だって本当に計算上のマジックです。こういうものでいいのかということなんです。その中身についてどうなんですかということを知っているんです。どうぞ。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

何点かのご質問の中でお答えをしたいと思います。

まず、利用計画につきましては、将来の人口、あるいは死亡率等を勘案して、実務的に計算をされた中での計画だというふうに理解しております。

それから、土地の価格の問題。これは当然不動産の鑑定評価、客観的な評価、数社だと思えます。そういった中で評価された価格であります。

それと、土地の面積が大きいのではないかと課題でありますけれども、その件につきましては、ご承知のようにどちらかというと迷惑施設といわれる施設の中で、これまで移転計画が何回も出ては頓挫し、そういった中でようやく実現にこぎつけてきたわけでありまして、1つは、あそこが共有地というようなことで、非常に買収しやすい環境にあったというようなこともある中でのことが1つ。それから、もう一つは、やはりそういった施設なものですから、周辺に迷惑をしないような形で適正な規模をとって環境に配慮したという、そういう中での面積の確保かなというふうに考えております。

それから、出資金といえますか、負担割合の関係でありますけれども、これについても、当初つくる段階におきましては、新治広域なんかもそうなんです、一定基礎的な割合負担の関係で、当初建設する際にはやや人口比よりも負担が多くなってしまうと、そういった、これまでの実績

等も考えながらやってきたわけでありまして、私どもとしてもできるだけ下げてもらいたいというような中で調整はしてきた経緯はありますけれども、結果としてああいった数字になってきたものであります。ただ、今後の管理運営につきましても、当然人口比が主体に運営されると、そんなふうを考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

人口比、それから死亡率、これについても坪井さん、斎場議会にいたでしょう。私がちゃんと説明をしたでしょう。今、死亡率平均1日当たりの件数が5.6から5.4件だったんです。ずっと数字を挙げて、最大の1日当たりの火葬件数は2.2係数を掛けるんだと言ったんです。2.2係数を掛けても、これを2時間で火葬するのか、3時間で火葬するのかによって大幅に違ってくるわけです。だから霞ヶ浦聖苑では2時間程度、ですから十分なんです。今は火葬炉そのものも非常に高度化しておりますから、ですからそこに無駄があるということなんです。無駄遣いなんだということなんです。

それと、今鑑定したからいいだろうと言うけれども、たった2社ですよ。それで、今迷惑施設だと言ったでしょう。迷惑施設なのに、何で宅地見込み地なんですか。ですから見込み違いだと言ったんです。

全部根拠が崩れるんです。そして、自分は頑張ったけれども負担が多くなった人口比、もっと頑張らなければいけないのではないですか。管理運営は決まっているんですよ、もうずっと。管理運営の場合は大体バランスとれています。ですから、そこに問題があるということなんです。それについてはどういうふうを考えていますか。今の点についてどうですか。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

基本的には先ほどお答えしたとおりでございます。規模等につきましても、当初の規模よりも大分縮減をいたしまして、再度練り直した経緯もございます。

それから、土地等につきましても、そういった中で客観的に決めたわけございまして、決して行政側が地主に対して条件を出したということはございません。逆に言えば、そういった中で買収ができたということも、私は言えると思います。

それから、負担割合につきましても、当初示された額よりは一定、こちらの条件の中で引き下げた経緯がございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

ごみの減量化というか、資源化についてなんですけれども、今EM菌ですか、この生ごみ処理の取り組みというのが全国に広がっているようであります。私もそのEM処理をしたやつを自分

のところ埋めて、小さい畑に利用しているんですけども、これは行政が後押しして農協、いわゆるJAと一体となって組織的に堆肥化をして活用をすると、そして作物や生産に生かすというこの実践例がかなりあるらしいんです。全国的な成功例なんかを積極的に視察して、具体化して、実践に移すというのが大事なのではないかなと思うんです。

我孫子市、私はまだ行っていませんけども、我孫子市ではそれをきちっと行政が後押しをしているということをやっているそうなんです。ですから、そういうふうに、やはり民間の努力だけではなくて、本当に組織的に行政が応援をしてやっていくというふうになれば、今の新治広域のごみ処理施設も、生ごみが少なくなったら大変助かると思うし、その生ごみが有効に生かされたら、もっとすばらしいものになるのではないかなというふうに思うんです。

そういう考え方というか、それが具体的なものとして実践、その方向性を、やっぱり検証していくためには、その取り組みがすぐにでも必要だというふうに思うんですけども、あゆみ祭りでもそんな発表をしていた団体がありましたよね。私もあのときEMのペットボトルみたいのをもらいましたから、そういうことについてはどうでしょうか、市長。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

EM菌につきましては、私の郷土で琉球大の比嘉先生が開発された菌だと思っていて、これは全国的にこういった形で、民間ベースで大分土づくりなどを含めて利用が進んでいる実態は、私も聞いております。私も、かすみがうら市でもそういった生活改善グループですか、そういった中でおいを消したり、あるいはまた下水道なんかを清掃したり、そんなことに使っているというふうに聞いておまして、まだ民間ベースでありますけれども一定の効果があるということをお聞きしておまして、行政としても少し研究をして、こういったものについては少し取り組んでいかどうかを調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

ぜひ、やはり一年一年先送りしないで、具体的に実践をするというふうにしていただきたいなというふうにして、私の質問を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君の質問を終わります。

続いて、発言を許します。

18番 栗山千勝君。

[18番 栗山千勝君登壇]

○18番（栗山千勝君）

大分議会の運営の仕方も変わってきました、暫時休憩も少なくなりましたが、1時間ぐらいで休憩に入るというのが今までの例だったんですけども、その休憩もなしで連続というとなかなか疲れるというようなこともあるので、少し休ませてもらうのも頭の働きにはいいのではないかなと。職員にすれば、頭の働きが悪いほうがいいんでしょうけれども、そういう観点からちょっとお伺

いします。

財源のこの確保について、県・国へ要望どのようにされているか。

以前に坪井市長と、国のほうの元国交省の事務次官が私ちょっと知り合いだったもので、要望に行った経緯があります。要望に行った結果は出ております。しかしながら、行く前の日だったか、副市長さんが栗山議員と行くと、ほかの議員から反発食らうから行かないほうがいがつべという話が聞こえてきたんです。ばかなことを言っているなど。これ問題ですよ、だれが要望に行き、予算を獲得するならだれが行ったって私いいと思うんです、とれるのならば。

そういう観点から、国への要望をどのようにされているか、あと県への要望。県へは私ちょいちょい行っているもので、市の職員がどのぐらい要望に最近行っているかということ調べたら、ほとんど来ていないよというような話も聞いているわけで、この件について積極的に要望には行ったほうがいいのかと私は思うんですが、いかがにされているかお伺いします。

次に、投資的工事による歳入は見込まれないかと。昨日もちょっと話しましたが、投資的工事というようなことで入れましたが、旧千代田町では下水道の宅内ますですか、町の予算でもって相当な数の宅内ますが入っていると思われま。現に、はっきり私が知っているだけでも4戸ございます。そういうものを、結局家が建たなければ活用できない。家が建つことに対して初めて負担金もらおう。これ非常に問題なんです。それより問題なのが、その宅内ますを町の予算でつけて、その整理簿もないということ。この件について速やかに調査して、やはりこの負担金はもらったほうがいいのかと私は思いますが、いかがでしょうか。

次に、職員の育成について。人事評価についてはきのうちちょっと聞きましたんですが、人事評価しても、片方評価すれば片方が反発するというようなこともあるでしょうし、私は余りこの件についてはいいことではないのかなと思うんですが、きのうこれ聞いたので、答弁は結構です。

組織全体の共通認識と能力開発。これについてどういうことをされるのか、お伺いしたいと思います。

次に、環境問題ですが、ごみの資源化とごみ減量推進についてということで、佐藤議員のほうからいろいろ質問されましたが、EM菌についても、自治体によっては成功しているところもある。取手市なんかは結構積極的に取り組んでいるやにも聞いているわけですが、逆な立場で、福岡県の、ちょっと町忘れましたが、これ大失敗してしまったんです。それで、比嘉教授の講演、私聞きましたが、まず、ラップ大きいんですね。霞ヶ浦あしたにでも浄化されるような話をするんですよ。これは事実の話ですから、私がラップ吹いているわけではないですから。

私ども、霞ヶ浦町ときに愛媛県に視察に行ったんです。そのときに、圓城寺議員が行ったか、行かないか、ちょっと定かではないんですが、愛媛県の工業技術院というのがありまして、そこに愛媛あい何とかという、今ここに資料持っていないんですが、非常にこの菌の培養に安全なものを使っている。イースト菌とか納豆菌とか。それが東洋レーヨンの大きい工場で下水道の浄化に利用されているというような話もお伺いしてまいりました。

この培養菌によってそういう取り組みもいいんですが、安全性が確認されていないんです。だから、単純に使ったからいい場合もあるし、逆な場合もあるし、これも非常に市でもって真剣に取り組んで、いろいろ考えてもらいたいと思うんですが、このごみの減量化の問題で、私もこれ何回も聞いているわけです。新治広域でも一昨年に徳島県の上勝町へ視察に行つてまいりました。

ごみウェイストというようなことで、100%ごみゼロです、あそこは。これは井坂議員も圓城寺議員も参加しているので、大分行った結果についてはよかったというふうに聞いているわけでございます。

その町の反映を受けて、東京の町田市が今取り組んでおります。町田市はごみゼロ、特に生ごみゼロにしようというようなことで取り組みをしているそうです。当市でも、こういう提案は何回もここで私しておるんですが、特にこの場合には農業が主なんで、家庭ごみは畑地に持って行って埋めれば自然に分解するんです。そういう取り組みを積極的に推進したらいいのではないかなというふうに私思うんですが、なかなか腰上げない。仕事すれば骨折れますから、職員というのは、やらないでサラリーもらったほうがよっぽどいいんです、これは。これは人間、全部そうですから。しかし、人によっては、農業の人は結構いるんだよ、ここに。これ働かなければ結果出ないんです。冬のあの寒いのに、4時、5時には起きて、ハス田へ行ってエンジンかけて、氷を割りながらハスを掘っている。それは金になるから掘るんです。

だから、やっぱりね、それはわきの話ですが、職員がやる気にならなかつたら絶対にこれできない。そういうものをどのように積極的に進めていくのか。昨日、所用があって千代田庁舎の近くまで行きました。マルツボ食品の加工センターではないんですが、あそこにちょっと、私も質問した以上視きに行ったら、焼却炉で火を燃していたんです。けさほど聞いたら、梨の剪定枝を燃したんだと。燃す、燃さないは本人の自由だけれども、やはり資源化というものをうたってあるのであれば、市長みずからが梨の剪定枝なんかはチップにすれば幾らでも再利用できるんです。今、チップそのものが足りないんです。燃すことだけが能ではなくて、やはりそういう再利用も大事なので、この件について町が積極的にどのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

農業問題について、付加価値の高い農業振興というようなことです。これ施政方針の中で、「広大な農地があり、県内有数の農業地帯であります。農業従事者の高齢化、担い手の減少など、農業を取り巻く環境は年々厳しさがましてあります。地域の特徴を踏まえた取り組みや、産地間競争を勝ち抜くために、新作物の推進や湖山の宝ブランドの育成を図り、消費者ニーズに対応した付加価値の高い農業振興」と。これが付加価値の高い農業振興というのはちょっと理解できない部分があるんです。普通、農産物に付加価値をつけて販売するというのはわかります。マルツボ食品なんか安い農産物を買ってきて、付加価値つけて高く売る、それが一番いいんです。この付加価値の高い農業振興というのはどういうものなのか。

農業振興そのものが、今の農業振興を図るといっても非常に難しい。例えば、農業法人つくって土地をまとめるといってもなかなかまとまらない。PL法でもって融資を受けるにしても、融資対象が農業振興地でなければだめだよと、そういう制約がある。そういうところを、やはり市が積極的になって進めなければ、何とも対応できない。どんどん荒廃地がふえていく。現状維持をしていくのが精いっぱい、現状維持できなくなります、後継者がいないんですから。

そういう観点から、付加価値の高い農業振興についてどのようにされるのか、まずお伺いします。

○議長（桂木庸雄君）

もう一点、最後の行政運営も。

○18番（栗山千勝君）

どうもすみません。もう一つありました。

行政評価システムと予算・決算管理との連動など、効率的かつ効果的な事業管理とはいかにと。市長の考えをお伺いします。

○議長（桂木庸雄君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時09分

再 開 午前11時21分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

栗山議員の質問にお答えいたします。

まず、冒頭、昨日来私の私的なことも含めまして、大変私の心遣いが足りなかったことについてご指導賜りまして、御礼を申し上げたいと思います。

初めに、財源確保につきましての国・県への要望につきましてお答えいたします。

事業の実施に当たりましては、それぞれ国や県の補助金、交付金制度があれば要望活動を行っているところでありますけれども、先ほどのご指摘のように不十分であるのご意見でありますので、今後とも議員さんのご協力をいただきながら対応してまいりたいと思いますので、どうぞひとつその辺のご教示についてもよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それから、2番目の投資的關係につきましては下水道関係のご質問でありますので、後ほど担当部長から答弁をいたさせます。

それから、組織全体の共通認識と能力開発についてでありますけれども、各職員の長所、育成すべき点などを上司が見つめる努力をしながら、職員同士お互いに刺激をし合って、相互啓発的な業務遂行を心がけることによりまして、組織全体としてよいところを伸ばす、そして改善すべきところを育成していくことが必要だというふうに考えているところであります。来年度からの主任、係長、課長補佐等の昇任試験を実施するというようになっておりまして、これまで経験年数等によりまして昇任をさせることとしておりましたが、今後は向上心の高い職員を支援して、その結果、組織全体のレベルアップが図ればよいというふうに考えております。これにつきましては、大変職員の育成、あるいはまた組織の共通認識という面でも何点か、昨日来ご指摘、ご指導等もいただいておりますので、その辺につきましても今後ともいろいろとアドバイスをお願ひしたいと考えています。

それから、ごみ資源化と減量の推進につきましては、先ほど佐藤議員にお答えしたようなことでありますけれども、この件につきましても、新治広域の議員として、いろんな意味でご指導、ご協力いただいておりますとともに、先進地の視察等も昨年度は上勝町、私も一緒に行かせていただきまして大変教訓になったところでありますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、付加価値の高い農業振興であります。この件についてお答えいたします。

付加価値というのは、農産物そのものが大変いろんな農産物があるわけですが、その中で品質であるとか、つくり方とか、また販売力とか、そういったものを強化しながらやっていくというようなことかなというふうに考えておまして、また、きのうの新聞に載っておりましたが、民主党政権の中で6次産業法案、そういった方向もいろいろ検討されているようであります。生産と加工とマーケティング、そんなものを通しながらこの地域全体の産地のレベルアップ、あるいはまた付加価値をつけていく、そんな方向で取り組んでいきたいと考えています。

我が市におきましても、ご承知のとおり湖山の宝というブランド名を命名いたしまして、幾つかの商品開発もしているところであります。今後ともそういったものを実質的に生産者、あるいはまた加工業者の民間レベルでそういった取り組みがさらに進むよう、後押しをしていきたいというふうに考えておりますので、ご指導等をお願い申し上げたいと考えています。

それから、効率的かつ効果的な事業管理につきましてお答えをいたします。

平成19年度から行政評価システムの構築に取り組み、平成21年度からは事業型予算の導入、人事評価との連携を行ったところであります。そんなことによりまして、事務事業の評価、行政評価の結果が、予算や決算に積極的な形で反映されるようになったわけであります。この件につきましても、よりよい運用を目指して改善していきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

先ほどの栗山議員さんのご質問の中で、下水道の公共ますの設置者に対する負担金の徴収というお話だったかと思えます。議員さんご指摘のように、公共ます、宅地内に1つ、工事に伴って設置をしてきたという通常の経過がございます。

今回のお話の公共ますにつきましては、工事のときに設置をされたものとは思いますが、負担金につきましては、徴収猶予という制度を利用した土地ではないかというふうに考えます。その負担金の徴収猶予という内容につきましては、市の下水道事業の受益者負担に関する条例の9条と、それから施行規則の第10条に定められ、その制度を活用しての土地の件ではないかと思えます。これにつきましては、公共下水道事業の中での徴収猶予の軒数、現在2,100軒ほどございます。なお、この規則の中で、宅地になるまでという基準がございます。そういった中で、現在も徴収猶予の土地から宅地にされる方がおるわけですが、その際に負担金をちょうだいしているというような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

財源の確保について、国・県の要望の関係なんですが、この要望にはいろいろ内容的にはあるわけですね。なぜ私は要望に行ったほうがいいかと言うのは、非常に有利な補助金等があるわ

けです。合併前のことをいろいろ調査してみれば、旧千代田町では補助金等は余り活用していない。旧霞ヶ浦は補助金に頼っているというようなことなんです。交付金に頼ったほうがいいのか、補助金に頼ったらいいか、それはちょっと私はわかりませんが、いい例が、岩坪から柏崎へ行くところが補助金、国補事業です。市長から、旧議長のところの根当の街道は、あれ一般財源なんです。ちなみに、あそこは約1億円。うちのほうは1億2000万円。一般財源のうちどのぐらいの金が戻ってくるかはわかりませんが、補助金のほうが平均して有利だというふうに職員からは聞いているわけで、やはりどンドン県・国に要望に行ったほうがいいのではないのかなど。ちなみに、たまたま行ったら、坪井市長さんは何をされていますかという話も聞き及んでおります。

そうされないためにも、桜川市ではないけれども、区長会とかいろんなどころへあいさつに行くのではなくて、どンドン県でも、国でも、そっちを率先して行ったほうがいいのではないのかなど私は思うわけで、県職員にも、市長さん何やっていますかなんて言われぬように頑張りたい。これは答弁結構ですからね。

あと、投資的工事の歳入見込み、これ宅内ます、条例はそうなっているかもしれないけれども、非常にこれ不公平が生じる。今聞いてみると2,100軒ある。この件については、議会事務局を通してどのくらいあるのかと、調査してくれと言ったのに、いまだに私のところに返ってこない。けさも言ったけれども返ってこない。別に私は軒数がどうのこうののではなくて、この宅内ますを歳入として入れることができないのかと、それだけの話なんです。

今、答弁したから悪いんだけれども、2,100軒の中には1戸に1つだというような答弁をされたけれども、4反5畝に4つというのがあるんです。分譲するんだか、私は何だかわかりませんよ。4反5畝に4つということは、例えばそれ分譲にした場合には、今度はどうつないでいくのか。新たに戸一戸取り出してとるのか。これ非常に問題なんです。2,100戸というのが出てきたので、ひとつ部長、言いますけれども、おたくの部下の下水道課長、わからないと言うんだから。2,100戸というのは、これはもうすっかりできている話でしょう。課長がわからない話ではないんです。二、三日で2,100戸なんて調べようがないんですから。

条例改正しても、市長、これは歳入に入れるべきだと。いろんな問題発生していますからね、これにおいて。この間も発生しているんですよ。宅内ます1つ入れました。平米300円でもって、面積はわからないけれども、多分1反歩ぐらいかと思えます、300坪、1,000平米。1,000平米が1つで、だけれども分譲にするから細かく切るわけです。だけれども、1,000平米の分の金を払っているのだから、ここのを引いてくる人はそれできないと。そういう問題が事実発生してきているんです。ここの議員の中にも、それ知っている人がいるんです。だから、ちゃんとこれ条例改正しても、この問題について私きちんとすべきと思うが、市長、いかがでしょうか。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

私自身、よく実態認識しておりませんが、少し研究をさせていただきまして検討してまいりますと考えております。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

最高責任者だから、これきちんとしてもらいたいんですが、議会对策答弁にも非常に困る話で、事務局長にもひとつこれお願いなんだけれども、私はお願いしておったんだから、その前にそういうものは私のところに資料として出してくれてもいいのではないのかと。だめならだめでいいんですよ。議長、きちんと事務局長指導してやってください。

次に入ります。

この能力開発の関係なんですが、いつもこれ、施政方針というのは同じような内容なんですよ。これはかわりばえない。できるか、できないか、やるか、やらないかの話なの。これ、職員の中には、組織だから当然管理職がいるわけです。地方公務員法の中か自治法か私はわかりませんが、やはり上司の命令には従わなくてはならないという文言があると思います。これ、上司の命令に従っていれば、いろんな問題発生してこない。部下が上司をなめているのか、上司の指導力が悪いのか、これどちらかなんです。だから、指揮命令系統がきちんとしていけば一番いい話。昨日も聞きましたけれども、窓口の対応の悪さ、副市長は市長に報告していないと言うんです。2日続けての話だから、当然こういう問題はね。さらに担当課長は、他の職員に聞けば、1カ月に1回ぐらい回ってくるというんです。それでは内容わからないですよ。そういう中にも、職員にちゃんとやる方もいる。宍倉出張所の男の職員だけれども、これ前も私は議会でよくやってほめてやったんですが、口数は少ない、愛想も決してよくない、対応がいい。そういう職員もいるんです。ここの認識があつての話なんでしょうけれども。だけれども、地方公務員は、きのう言ったけれども、憲法15条に従わなくてはならない。管理職は管理職としてきちんとやらなくてはならない。ただ、毎回毎回、私二十何年議員やっていますが、施政方針のたびに、職員の教育関係については私はいつも聞いておりました。一向によくならない。ますます悪くなってくる。個々の認識も大事でしょうけれども、やっぱり管理職の指導力。怒ることも大事でしょう、褒めることも大事。きのうは大竹教育長に、栗山議員さんいいネクタイですって。実は2,500円のネクタイなんですよ。やっぱり褒められて悪い気持しないですよ。褒めることも大事、しかることも大事。しかつた後は褒めてやる。私、70歳になっても褒められれば悪い気しないんですよ。よく、そのことは圓城寺議員が言葉にしていますけれども、やっぱりそこらになるとトップの指導力なんですよ。毎回毎回、こういう施政方針で職員の育成についてなんてやったって、百もしない。

今後、どういうふうにきちんとやるか、やらないか。ここできちんと答弁してください。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

職員の指導という、大変高い見地からのご助言を賜りまして、御礼申し上げたいと思います。

非常に、職員それぞれ、私は能力持っている職員がこの市役所を支えているというふうに、そこが私は基本でありまして、そういう中で、やはり今言われたように、しかること、褒めること。そして、やはり職員そのものが自信を持ってやっていただくという、上から管理するだけではどうしてもだめでありますけれども、そこを主体的に、自発的にやれるような、やる気といいますか、そういったものが一番職員の力を発揮できる基本ではないかなというふうに考えておりました。

て、そういったものを具体的にどうこうということではございませんけれども、そういった意識づけをするためにさまざまな形で取り組む決意でありますし、またそれにつきましては今後とも栗山議員さんの高い見地からのご助言とご指導をお願い申し上げたいと、そんなふうを考えております。

どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

高い見地からご助言なんて言われたって、私は職員指導する立場にもないし、幾らできの悪い職員怒ったって、一つもよくなりませんよ。だからこうやって聞いているんだから。その都度、返ってくることは皆同じなんです。市長の前に副市長がいるんですから。その前に総務部長がいるの。私、副市長にさきの議会で言ったでしょう。副市長は全部の施設を回ったことがあるのかと。何も用がなくて、ふらっと各課回って歩くのも一つの仕事なんです。これ、市長もしかりだと思ふ。そんなことを言っただけなんです、前の市長さんはふらっと、たまに、突発的に全部回っていました。ああいう方だから、冗談言いながら回っていたけれども、何も言葉かけなくてもいいと思ふ。それで、だめなところは監視カメラきちんとつけておいてやるんですよ、後で精査できるんですから。私、施政方針でこういうものをうたっているから聞いているんですから。幾ら言っても直らないから。そういうできの悪いのほどかわいいと言うけれども、やはりそういう人材を育成するのもこれ一つ。

きのう、私憲法15条のところであつたけれども、あれ、衆議院になられたエイズ患者の方の新聞記事、平成12年にあつたのをたまたま私がぼっと持ってきて話したわけなんです、職員はほとんど知らないと言うんです、突発的に聞いても。そういう記事が載っていたからしまつておいたの。許されるのであれば、一番担当部署を人事する総務部長あたりにきちんと整理してもらえればいいなと思ふんです。許されるなら、答弁が。どうでしょうか。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいまの栗山議員から、職員の管理面等いろいろご指摘をいただいているところでございます。これらについては毎年の研修等、またいろいろな市民からの声をできるだけ職員に連絡をいたしまして、そのような点については改善をしていくということでやっているわけでございますが、これらについてはこれからも、それぞれの職員の能力の関係もございまして、私のほうからも十分連絡等によりまして、そういうご指摘がないように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

こういう質問は何回も何回もされないように、市長、やってもらいたいですよね。こんなもの、

質問したくないんです。仕事まじめに働くのは職員の任務だから。サラリーもらっているんだから、先ほどではないけれども。沖縄県の平均のサラリーというのは205万円だそうです。東京が450万円だそうです。それからすれば公務員は非常に高額な給料をもらっているんですから。給料をもらっているということは、それだけ働いてもらわなくては困る。これ当然のことですよ。我々議員だって一生懸命やれば、もっともっと上げたって市民何の文句も言いませんから。やらなければまた文句を言われる。

そういうことで、今後頭に入れて、職員を指導していただければ幸いかなというふうに思います。

次に、この農業関係なんですが、皆さんくたびれているようなので、あとは質問なしにしたいと思います。

以上。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君の質問を終わります。

続いて、発言を許します。

19番 山内庄兵衛君。

[19番 山内庄兵衛君登壇]

○19番（山内庄兵衛君）

施政方針について質問いたします。

大変施政方針も素晴らしい内容でありましたけれども、その中で4点ほどお伺いをしたいと思います。

1つは、健康保険の問題でありますけれども、市長もため息をつくほど本市の健康保険は高いわけでありまして、不納欠損処分もさることながら、施設が余りにも多いのではないかなと思うんです。今、その生まれたところから籍を持ってこなくてもその市町村で出すようになっていましてけれども、施設の中では五十数名も健康保険から出している人もいるわけだし、何社かありますけれども、17施設を持ったかすみがうら市。これらの中には、直接健康保険から出していなくても、福祉の会計からは一般財源です、それらについてもみんな建築をする場合には相当の補助金を出しているわけでありまして、1つの施設に5000万円としたって大変でありまして、中には1億を超える施設もありますけれども、どんどんふえてきます。

平成35年には、最大の老人数が多くなるんですけれども、それからはだんだん落ちるわけですが、今、ある程度の規制をしていかなかったならば、この町は本当に健康保険払い切れなくなるほど、こういうものもあるのではないかなど。他の町村と比べて施設が余りにも多過ぎるのではないか。床数があるからといってそれらを許可するのでありましようけれども、ほかの市町村を見てみると、このかすみがうら市ほどはない。ここいらの規制をしていかないと大変ではないかと思うので、健康保険の軽減についてこういうこともあるので、市長の考え方についてお伺いをするわけでありまして。

次に、「少年のつばさ」についていろいろありますけれども、大変見た目は素晴らしいんです。グローバル化時代に国際感覚を身につけようというわけで、オーストラリアに行っています。これは、霞ヶ浦の町から始まったことで、かすみがうら市になっても継続でやっているんですけれ

ども、最初、合併のときには40名だったんですけれども、今は30名になりました。予算が850万円とってやっている。去年は新型インフルエンザで中止をされて、こしは今の中学3年生と2年生と合わせて1700万円計上されているわけでありまして、私は、国際感覚を身につけるということだけであつたらば、今、きょうの新聞にも載っていますけれども、今度は茨城空港から韓国に遠足に行くところもありますね。そういうことでも身につけられることができると思うんです。750万円も補助金出すのならば、そういうことだって国際感覚を身につけられる。もっといい方法が、しれとるならグアムだってできるかと思うんです。30人という制限の中には、行きたくても行けない、父兄から随分聞かされているんです。私のところでは兄弟があつたけれども、あの家は兄弟で行ったんだけど、うちは2人の子どもがあつたけれども行けないから、あきらめたから希望しない。これはえこひいきであります。

私どもの税金から賄っているわけでありまして、ここいらはもう少し考えて、850万円で招致青年を対応しても2人の指導員は頼めるわけでありまして。そして、お互いに英語の勉強をさせるということも、30人が一歩進むより、全校生徒が一歩進むことのほうが、私はこの市では大事ではないかなと思うんです。

ここいらの考え方、何回か私も監査等でも言ったことがありますけれども、ここいらの考え方をもう少し考えたほうがいいのではないかなと思うので、市長の考え方を聞かせていただきたい。ただいいところだけを見ているのではなくて、残された生徒たちのことも考えてお願いしたいと思います。

その次、3番目、山林の育成についてでありますけれども、私も山持ちでありますけれども、山の木は一つも売れません。税金だけはばつちりと取られますけれども、山の木は一本も売れません。山は荒れ放題になってまいります。雪入で都賀さんといううちが一番多く持っているんですけれども、今までは一生懸命やった、みんな子どもたちも勤めになってしまいました。本当に、昔は材木がどんどん出ていったのに、今は材木なんか出ないです。私の隣にも木材屋さんがありますけれども、たくさん材木が重なっています。この材木はみんな処分してきたんだと言うんです。それで処分料をもらっている。昔は大変な金額で買ったんですけれども、そのようなパルプが安い時代になってはきましたけれども、民主党の政権になったら、山の間伐や何かの補助金は中止するというようなことで仕切りをされたようであります。さらには農道も、これは予定にはありませんけれども、農道の舗装も切るということでありまして、農道はちゃんと舗装しなければシノが出ちゃって、もうそれから入れなくなります。そうすれば、荒廃地がさらに再生しようとしたってできなくなるわけですから、こういう民主党の考え方、農業を知らない仕切り者がいたことには、私は憤慨しております。

この市でも、山のそういう間伐や、そういうものについてのなには、上からの指示でどのようになっているかをお聞かせいただきたいと思います。その中で、整備事業推進施策があるようでありますけれども、これらについてもご答弁をいただければと思います。

歩崎のビジターセンターの活用の問題でありますけれども、我がかすみがうらの町でも千代田町は「果樹のふるさと千代田町、果樹のふるさと千代田町」、代々の村長・市長が「果樹のふるさと千代田町」、これで宣伝をしてまいりました。これは大きな宣伝です。坪井さんになってから「果樹のふるさとかすみがうら市」なんて声は1回も聞けなくなって、客もどんどん減ってき

ました。

今度は、この歩崎に観光拠点を向こうに設ける。果樹のなにはこのかすみがうらの庁舎だと私は思うんです。ここいらの取り組み方で、だんだん果樹のことは向こうに行って、水産事業だけがメインになるみたいな考え方ではなくて、やっぱり果樹がこれだけあるんですから、多いときは果樹観光をやった人も75名ぐらいいましたけれども、今、2つに分かれても、それでも五十五、六名はいます。そのほか、観光としてやっている庭先販売をしている人が100軒以上あります。

そういうことで、果樹に対する考え方がちょっと弱いのではないかなということ、長の考え方と取り組みについてのお考えをお聞かせいただきたいと。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

これより、昼食休憩に入ります。

再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時31分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

〔市長 坪井 透君登壇〕

○市長（坪井 透君）

山内議員の質問にお答えをいたします。

初めに、国民健康保険制度の中で、医療費給付の抑制策として具体的にどのような対策を図るのかという質問に対しまして、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、国保会計の運営につきましては年々厳しい状況になっております。内部的には、医療給付費抑制の取り組みといたしましては、ジェネリック医薬品の利用の推奨の観点から、ジェネリック医薬品希望カードの各戸配布や、保健師と担当職員によります多受診・乱受診者宅への訪問指導等を実施しているところでございます。

さらに、特別養護老人ホーム等の施設入所に伴う国保会計の影響等につきましてご指摘がございましたが、さまざまなケースがありまして一概には判断できない内容かと思っております。実態と制度的な内容等につきましては、担当部長から説明をいたさせます。

次に、少年のつばさについてお答えをいたします。

中学生海外派遣事業の「少年のつばさ」につきましては、将来を担う中学生を海外に派遣をし、国際感覚を養うとともに、広い視野から郷土や国家、国際社会に対する理解を深めることを目的に、平成4年度から実施をしているものであります。昨年度は、ご承知のとおり、新型インフルエンザ感染を防止するために事業を中止いたしましたので、平成22年度は2年生と3年生の各学年30名、合わせまして60名を派遣する計画であります。

なお、ただいまご意見としていただきました内容については、教育委員会の考え方として教育

部長からお答えをいたします。

次に、山林の育成についてお答えいたします。

身近なみどり整備推進事業につきましては、平成20年度に茨城県で森林湖沼環境税として森林と湖沼の環境保全を図るため県民から徴収し、これを事業として実施するものであります。事業期間は、平成24年度までの5カ年として計画をされておりまして、県の補助事業となっているところであります。事業の内容は、山林の除草刈り、枝打ち、間伐等を実施するものであります。

本市でも、平成20年度から身近なみどり整備推進事業として取り組み、30ヘクタールの荒廃した山林の整備を行ってきました。平成22年度につきましては、昨年度の2倍の20ヘクタールの事業を予定しているところでございます。

ただいま、環境保全の立場などから間伐への取り組みについてご意見がございましたが、これらの制度を積極的に活用し、自然環境豊かなこの緑の大地を次世代に引き継いでいけたらというふうに考えております。

なお、今回、国の事業仕分け等の議論を踏まえまして、農道整備事業が原則廃止する方向で示されました。これらの概要、影響等につきましては、担当環境経済部長からお答えをいたします。

次に、歩崎ビジターセンターの活用施策等につきましてお答えをいたします。

かすみがうら市には、旧霞ヶ浦町、旧千代田町の時代から築いてきた歴史や地域資源がございます。このたび計画を進めております歩崎公園地域は、郷土資料館を初めとするさまざまな公共施設が集中しております歩崎地区の魅力ある拠点づくりとして計画した内容でございます。観光を初め地域の活性化、地域の元気づくりの起爆剤としての役割を担う施設として、旧佐賀保育所の跡地を利用して設置を進めるものであります。

具体的な活用策といたしましては、かすみがうら市が東西に長い地形となっていることから、霞ヶ浦地区の観光交流活動の中核的な役割を担う施設でありますけれども、あわせまして、本市全体の観光情報の発信やイベント等についても担当する予定でございます。

なお、かつて果樹のふるさととしてにぎわいを見せておりました果樹観光の振興策につきましては、新しくなる霞ヶ浦庁舎にも入る観光商工課が主体で担当しますが、観光振興や地域振興、さらには本市のイメージアップを図るために、各施策につきまして広報部門や農林水産部門、地域振興担当部門など関係部門が一体となって取り組む方針でありますので、さらなるご助言、ご指導をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 菅谷憲一君。

〔保健福祉部長 菅谷憲一君登壇〕

○保健福祉部長（菅谷憲一君）

大変失礼をしました。

それでは、私のほうからは国民健康保険制度の中の社会福祉施設と、それに伴います保険料についてお答えを申し上げます。

当市におきます福祉施設等につきましては、議員ご指摘のとおり、特別養護老人ホーム等を初めとする数多くの施設がございますが、現在は、これらの施設の増設は介護保険事業計画の中で

認められないことになっております。また、施設と介護保険料の関係でございますが、当市以外の方が当市にございます施設等への入所をする場合には、住所を移す前の市町村が引き続き保健所となる住所地特例措置がございます。この制度によりまして、当市においての負担増は伴ってきませんので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

〔教育部長 横瀬典生君登壇〕

○教育部長（横瀬典生君）

少年のつばさについてお答え申し上げます。

先ほど市長が申しあげましたように、昨年度はご承知の事故から中止としたものでございまして、この判断は市としましても賢明なものであったろうというふうに考えているところでございます。そしてまた、幾分なりとも事故の縮小に貢献したものであろうとも重ねて考えているところでございます。非常に残念でございましたのは、子どもたちのことでございました。

このことを教育的な視点から重く受けとめまして、本年度は、昨年度21年度よりも、30人から60人へと拡大をし、実行をするものでございます。広く子どもたちにチャンスへのチャレンジを期待するものでございます。

そして、将来、社会を支える子どもたちの健全な育成に寄与しようという考え方でございまして、いろいろご指摘をいただいておりますけれども、何分ご理解をいただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 坂本裕司君。

〔環境経済部長 坂本裕司君登壇〕

○環境経済部長（坂本裕司君）

山内議員さんの質問にお答えします。

3点目の山林の育成についての関連での農道整備の件であります。先ほど市長のほうからも答弁があったように、国のほうの事業仕分けは出ているのですが、県のほうの方向づけについては、明確な方向づけは出されていないという状況もありまして、新年度県単土地改良事業ということで、高倉地内の農道整備を予定しているところでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

市長の取り組み方についてはおおよそわかってきているんですけども、施設が余りに多い。35年までにはどんどんまた老人がふえるわけですから、まだまだ枠が出てくると思うんですけども、その後は、今度は逆に少なくなってくるわけなんですけれども。けれども、それらの施設に対する負担が、今部長から言っていて、個人的な負担はなくても、施設に対する負担は税収一般財源から出さなくてはならないというのがあるので、ある程度の規制をしないと、かすみ

うら市内に17もあるんですから、これ以上ふえていったら大変ではないかと思うわけでありますので、そこらの考えを、今後もどんどん認めるのか、絶対やらせないのかということで、イエスカノーでも結構ですからご判断をいただきたいと。

それから、少年のつばさについては、グローバル化の時代に国際感覚を身につけるなんていうのは、言わなくたって、だれが言ったってわかるんです。ただ、それを選んでいる、我々は、中学校まではちゃんとした義務教育ですから、高等学校と違う。義務教育の中では全部の生徒が利益を得なくてはならないということを私は常日ごろ言っているんです。だから、30人、10分の1ですよ、これは。10分の1の生徒が10歩進むのか、全体の生徒が半歩進むのか、1歩進むのか、このほうが問題だろうと、義務教育では思っているんです。だから、英語の先生を2人頼んでも、850万円あれば2人頼めるんですから、ことしは1700万円なら4人頼めるわけだ。国際感覚をそんなに無理して、ひねくれちゃっている子どももあるんですよ。私、何人か親に聞いたら、うちの子どもらなんか、長女のときもだめで、今度は次女のときもだめで、長男は行ったんだけど、あっちの家は2人も行っている。だから申し込まないなんて、これはえこひいきがあると決まっているんです。PTAの役員とか学校の先生の子どものとか、いろいろ役を持っていると、それらを選ばなくてはならないということも、ないとは言うけれども、試験でやっているわけではありませんから、こういうのもある。元気つけたり何かするための試験や何かは、成績のいいのとかでとりますよというのはいいけれども、全体的にはやっぱり、義務教育の中ではどこの子どもも平等だと思っただけです。1年間に30人、10分の1だけ教育するのではないと思っただけです。高等学校ならしょうがないですよ。中学校は義務教育なんだから、そこらの観点を忘れたなら、私の学校には非常に差別があった。私らの子どもまで差別があった。だから、私は差別のことについては厳しい。これは絶対差別があると思うんだ。これだけは、私は全体の考え方で先生方を頼んで英語を勉強させる。だったらば、全校生徒をグアムあたりまで旅行に行かせるとか。遠足だってそのくらいで、2泊3日でできますから。それから、きょうの新聞でも出たでしょう、茨城空港からある学校がソウルに遠足に行くと、2泊3日で行くというようなのがきょう出ていますよね。だから、そういうふうに、茨城空港を利用するには1年先でないといけないそうですけれども、それだって国際感覚を身につけることは全体の生徒の中でできると思っただけですね。

だから、850万円かけるのならば、私はそのほうが大事なのではないかなと思うので、そこらの考え方をもう少し、義務教育の中だということ忘れてはならないかと思うんです。みんな子どもの家では、子どもというのは学校の先生に人質にとられているのと同じなんですから、PTAの、学校の先生が話がわからないなんていうのは、先生が言うことは何でも通ってしまうから。だから、世の中に出てくると大変なんだよね、会議や何かで。だから、そこらのところで、もっと父兄の声が聞こえる範囲で耳を傾けて、本当の父兄の目線、市長が言うには市民の目線になる、父兄の目線で教育委員会は考えてもらいたいなと考えておりますので、これらについての考え方をもう一回お願いします。

それから、緑の整備、これはCO₂の問題から、今はもうラワン材というのはとれなくなってしまったんですね。それでも1分間に2町8反歩ずつ、今世界から森林が消えているんです。やがて、ブラジルの原始林もなくなってしまうだろうという騒ぎをしているときですから、やがて、今は日本の用材というのは北方からほとんど入っているんです。でも、これらもシベリアあたり

行って見てみると、100年育つのに直径10センチメートルですから。だから、そういう木を切ったら終わりですから、これはだんだん森林材というののなには狭まってくると思うんです。まだそれでも切れるうちにはただみたいに入ってきますから、安く入ってきますから、これは日本の用材は安くなっていますけれども、やがて日本の用材が必要なきがあるわけです。それまでこれを確保しなければならない。そのためには、今こそ森林がだめだというときにきちんと下刈りや何かをさせなくてはならないかと思うんです。今、私のところなんか山荒らし放題で、本当に手がなからやっぺいられないんですけども、それらのきちんとした施策を立てていかないと。先ほどの答弁でわかりましたけれども、それらをきちんと考えないと。「山高くとも貴からず」という言葉があります。「樹をもって貴ぶべし」ということわざがあるんですから、山は木がなければだめだと。中には花粉症になってしまっただめだというが、何も森林材でなくたって、針葉樹ばかりでなくたっていいわけですから、そういう点もきちんと、下刈りもできるような施策をきちんとしてもらいたいなと思っております。それらの施策についてのこと。

それから、歩崎の何で観光の拠点、先ほども私言いましたけれども、「果樹のふるさと千代田町」。昔は言った言葉が、今は「果樹のふるさとかすみがうら」なんて言葉は一つも聞こえませんか。だから、執行部のあいさつの中で、私のところは果樹があるんですよ、魚もあるんですよということで、そういう言葉があいさつの中で先端に出ることが非常に宣伝だと言われております。それが、最近の一つもなくなってしまった。

やっぱり、今不景気になってきたから、なかなか子どもの数も少なくなったから、今、果物とって食べるなんていうのは少なくなってきたんだけど、もう少し考え方を変えて、この千代田地区は果樹のふるさとです。七会農協でも千四、五百の組合員がいる中で800戸は果物つくっているんです。この間、兵藤先生が言いましたけれども、団地に行っても360度回転すると、どこかに果物があるのが千代田地区だと。日本国じゅう歩いたって、360度ぐるっと回って、どこへ行っても果物が見えるなんていうところは、ここの旧千代田地区以外にはないと言っているんです。それほど果物が盛んなところには、やっぱり果物中心に、坪井さんは芋に力を入れていますが、芋も大事です。だけれども果物も、坪井さんも梨もつくっていますけれども、大事だと思えます。

ここで誇りに思うのは、矢口栄造さんは日本一の栗畑を持っている人なんです。16町歩というのは誇りです。こういう人もあるんですから、やっぱり果物に対する考え方は、それは坪井さんのそばですよ、坪井さんのうちの周りにあるんですから、こういうすばらしいもの。しかも、昔から草一本出ない矢口農園と言ったほどきれいな農園なんです。それほどの人も議員やっているんですから、そこらでひとつ、果物に対する考え方。最初はそれでは伸びないと言うけれども、今度はタケノコを、タケノコで伸びるように矢口さんも考え方が変わりましたけれども、やっぱり果物のふるさと、果樹のふるさと、これをひとつ宣伝できるように、拠点をひとつ、サブ拠点でもいいから、この庁舎の中にも設けていただきたいと思うわけです。

今、観光で来ると、おれはわからない、あっちに回せ、こっちに回せと受け付けができない状態です。そこらもきちんとやっていただきたいなと思っておりますので、長の考え方、市長だなやっぱり。トップがやらなければ絶対だめ。だてに親指があるんじゃない。

その点でまず1回お願いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それでは、何点かご質問いただきましたので、私の考え方を少し申し上げたいと思います。

まず、福祉施設の数でありますけれども、我が市は人口当たりになると大変多い施設数でありました。それは逆に言えば大変充実しているということになりますけれども、財政負担も懸念されているところがございます。現在は規制されていると思っておりますけれども、今後そういった中で、市長等へ意見書が出てきた場合には慎重に対応するような形で対応をとらせていただきたいと思いますというふうに考えているところでございます。

それから、子どもたちの国際感覚を養う、現在の少年のつばさがどうなのかというご質問でありますけれども、大変国際感覚を養う上では、本当に事業対評価という面ではさまざまな角度から検証しながら進めていく必要があるというふうに私も考えておまして、そういったものにつきましても参加者、あるいはまた市民、学校等のご意見を聞きながら、国際感覚を養うためのその事業効果、そういうものについてもいろいろ検討をさせていただきたいと考えています。

それから、緑の整備、森林の保全でありますけれども、山内議員もご理解のとおり、大変かつては産業としての森林でありましたけれども、現在はどちらかというと多面的な機能という形で、CO₂の削減であるとか、それから自然環境、水資源の涵養であるとか、さまざまな形で森林の効果を考えているわけであります。

そういう中で、やっぱりこれからの時代、さらに先ほどご指摘ありましたように、森林が減っていく時代でありますので、貴重な地域資源というような形で、制度を活用しながら保全に努めていきたいというふうに考えています。

それから、果樹のふるさと千代田町、それからレンコン、ワカサギを中心とした旧霞ヶ浦町と、そういったものを私どももトップセールスを含めまして、常に外に向けましてあいさつや、あるいはまた話の中で伝えていきたいと思っておりますし、実は、私自身の名刺にもそういった特産品は常に入れて、写真つきで入れておまして、外部の方には必ず渡すような形でやらせていただいておりますので、ぜひその辺については一緒に、ご指導いただきながら、ともに広めていくようにご協力を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

市長の最後の前向きな姿で、ありがとうございました。

少年のつばさで、グローバル化の問題で、今、日本の捕鯨調査船が襲われております。この間も、催涙弾や変な液体をぶん投げられて、ひどい目して、1つの船がやりました。これみんなオーストラリアだというんです。オーストラリアに行ったら危険ではありませんか。ここらはどう考えていますか。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

確かに、今山内議員さんがおっしゃるような事件はあるというふうに私も承知をしております。ただ、一方で、事件、紛争等は大変たくさんところで起きておりますが、我々の判断では、これまでの経過からやっぱりオーストラリアあたりが適切だということで実行をしてきているところでございます。ただ、今おっしゃったような事実につきましては、その辺の状況等は再確認をした上で対応をしていくということに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

捕鯨船ばかりではなくて、日本に対する感覚というのは、白人と称する人たちは黄色人種がえぼるということで、例えばスキーのジャンプがトップだったら、日本人に合わないようにルール変えるんです。だから、今度の捕鯨船だって、ただ捕鯨がだめだ、だめだというだけで調査もやらせないということですから、日本人のことは見ると憎らしいところもあるんです。戦争のこともありますがけれども。これは完全に危険がないなんていうことは言えません。あると私は思う。ケアンズあたりに行ったって、ケアンズあたりにいるのは日本人がみんなアルバイトに使われて、日本の子どもたちがやっていますよね。だけれども、あれだって何が危険があるかわからないんですけれども、そういう点もやっぱり考えて、よくやらないと。

先生方4人も行くのでしょうか。それは校長はどこの校長だって外国旅行できるんだから楽しいですよ。だから、この前、前の部長は、校長が張り込んでいるんだって、子どもではなくて。校長が張り込んでいるんだって私に言ったんです。校長が張り込んで行っているんでしょう、これ。校長さん方は子どもたちを各家庭に送った後、何をやっているんですか。答弁してください。

○議長（桂木庸雄君）

ただいまの質問は4回目になりますので、ご理解いただきたいと思います。

○19番（山内庄兵衛君）

言っちゃったんだから、答えるほかあんめえ。

○議長（桂木庸雄君）

申しわけないんですが、次の質問に移ってください。

○19番（山内庄兵衛君）

次の質問ありません。

○議長（桂木庸雄君）

それでは、申しわけないんですが、19番 山内庄兵衛君の質問を終わります。

これにて、施政方針に対する質問を終了いたします。

日程第 2 議案第 1 号ないし議案第 3 2 号

○議長（桂木庸雄君）

日程第 2、議案第 1 号 かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定についてないし議案第 32 号 市道路線の認定についてまでの 32 件を、かすみがうら市議会会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。

これより質疑を行います。

6番 佐藤文雄君から質疑通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

お手元に質疑の一覧があるからわかると思いますけれども、議案第1号では、選挙用のビラ作成まで公費負担ということについては妥当なのかどうかということが、私の考え方でありまして。いずれにしても、全員協議会では資料が渡されておりますが、概要と上限額等の概要説明を求めます。

議案第2号では、かすみがうら市の歩崎ビジターセンターの問題ですけれども、もう既に仮称歩崎公園ビジターセンターとして改修工事等が発注されております。これは、総額でどのぐらいの改修工事になっているのか。それと、このこと自体は当初予算に計上されていたのかどうか。それについての理由、説明を求めたいと思います。

それから、議案第16号です。市の地域活性化推進基金の設置の件ですけれども、これ一般会計に帰属するものということですが、この廃止の理由についてご答弁願いたいと思います。

それから、18号です。21年度の市の一般会計補正予算（第4号）で、それぞれ繰越明許費の補正の理由、これについて、文教厚生以外ですけれども、詳細な説明をしていただきたいと思っております。

それと、歳入については、まず1つ目が市債の減額補正の内容についてお伺いしますけれども、これは落札の差額なのかどうか。

それから、雑入の自然エネルギー発電設備導入事業助成金400万円、これはどういうものなのか、霞ヶ浦庁舎の問題かなと思いますけれども、ご説明をお願いします。

歳出についてですけれども、財産管理における積立金のそれぞれの目的についてお伺いをいたします。

議案第22号、21年度のかすみがうら市下水道事業の補正です。第2表の繰越明許費の説明、それから、歳出で、流域下水道整備事業において霞ヶ浦湖北流域下水道負担金が177万円、これについてのご説明をお願いします。

それから、平成22年度のかすみがうら市一般会計予算についてですが、この中にあるものについて、資料が既にお手元に配付されておりますので、この配付について確認いたしましたので、これはよろしいです。

歳入についてお尋ねをいたします。

歳入については、個人市民税の所得割が1億2000万円ほど減になっております。前年度の予算と比較してどうなのかということと同時に、平成20年度の決算比ではどのぐらい減になっているのか。実はこの個人市民税の所得割については、決算のところではわからなかったんです、調べたら。内訳が入っていないものですから。そういう意味で、20年度の決算比ではどのぐらいの減なのか、それも含めて説明を求めます。

同じように、法人市民税についても同様の説明を求めます。それと固定資産税で、土地が減収で家屋が増収となっておりますが、今のこの市の家屋の実態というか、これがあらわれているのかなと思いますので、それについて説明を求めます。

地方債です。地方債において臨時財政対策債が大幅にふえております。その理由を述べていただきたい。実を言いますと、この平成20年度の決算で見ますと、平成20年度の決算は4億3000万円なんです。そうしますと約2.2倍にふえておりますので、これに対するご説明をお願いします。

歳出、まず議会費です。市議会運営事業費の増の主な要因。減と増の主な要因についてお尋ねをいたします。2款の総務費、一般管理費で6795万円の増の主な理由、増員の理由です。これに関して、もう既に公室長のほうにはお話ししておりますが、実は、3月2日に水戸地裁で桜川市長に400万円の返還命令、いわゆる懇親会や結婚式に公用車が使用されるということについて返還命令が出ました。これにかかわって、やっぱり公用車の活用についてこういう事態があるのかどうか、これを確認した上で交際費についてお尋ねをいたします。市長の交際費が平成17年から22年まで経年度で調べてみましたら、平成17年が350万円、18年が300万円、19年が270万円、20年が250万円、21年が230万円、22年が230万円。実績については、17年が257万6000円、18年が208万円、19年が142万円、20年が140万円なんです。そういう意味では、実績はかなり減額となっております。そういう意味で22年度と21年度、据え置いておりますね。これはやはり大胆に切り込むべきだというふうに思いますが、これについて説明を求めたいと思います。

市民オンブズマンいばらきで、市長交際費等の調査をしましたら、非常に思わしくない結果が出ているので、これについてお尋ねをしたいと思います。

それと、広聴広報費で320万円増の理由、財産管理費で1870万円の減、企画で456万円の増、自治振興費で1187万円の増、出張、これは文教厚生委員会だから書いていません。賦課費で483万円の減、徴収費で727万円の増、それぞれの説明を求めます。

4款の衛生費です。石岡地方斎場組合の建設事業における合併特例債の活用の裏づけ、いわゆる根拠ですが、斎場建設資金については3市とも合併特例債を活用し、負担するというふうにしておりますが、前の管理者が、これは横田凱夫前石岡市長ですけれども、合併特例債は一般起債より有利だと。これは前回私が質問したときにも、このかすみがうらの市議会でそういうふうに出ておりました。正副管理者会議でそれを確認したということでもあります。一部事務組合である斎場組合の負担金に合併特例債を充てることができるかどうかということが問題なんです。本来は、斎場組合が独自に起債して、その返還計画の中で負担金を支払っていくというのが通常であります。これはなぜこのような方法をやらないのか。特例債を充てれば地方交付税の交付金について、元利償還金の70%が交付税のいわゆる算定の基準財政需要額に算入はされます。しかし、現況は交付されることなく、臨時財政対策債、前に質問しましたけれども、この臨時財政対策債として借換債の措置がなされております。平成21年度の臨時財政対策債は、石岡市が10.5億円、小美玉市は8.8億円、かすみがうら市は6.7億円で、当市が22年度の臨時財政対策債は約10億円に膨れ上がっております。そういう意味では、やっぱり借金ですね。この利子分は、いわゆる債務が膨張するという状況になるのではないのでしょうか。この斎場建設費の合併特例債の活用について、市長の見解をお伺いいたします。

それから、6款の農林水産費です。農業振興費が271万円の減、水田農業対策費で1327万円の減です。農地費で2089万円の減、いずれも減であります。これについてのご説明をお願いします。

7款の商工費、商工総務費が1738万円の増、商工振興費が537万円の減、観光費が400万円の増、それぞれの理由説明をお願いします。

8 款の土木費については、道路橋梁費で718万円の減になっていますが、その主な要因。

9 款の消防費、消防施設整備費で4236万円の増、これについては具体的に教えていただきたいと思います。

議案の第31号の平成22年度水道事業会計予算、県西広域水道用水料金が基本料金で100円値下げされました。その当市の影響額はどのぐらいなのか。また、今回の予算に反映されているのかどうか。全協で言ったと思いますけれども、されていないとすれば、今後の補正で料金改正について考えているかどうか。

以上、漏れていませんか。以上です。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

大変質問項目が多い内容でございますので、ちょっと前後いたしますかもしれませんが、ご了解をいただきたいと思います。

まず、2点目の質問になります。議案第2号、かすみがうら市歩崎公園デジタルセンターの設管条例の内容に関しまして、既に改修工事が実施されているがというようなことでございます。

この施設の内容につきましては、全員協議会の中でご説明した経過がございます。この事業の取り組みとしましては、平成21年第2回定例会で旧佐賀保育所の活用のための用途変更手続を含む改築に要する費用を、委託経費を計上いたしました。補正予算として計上し、ご承認をいただいた内容でございます。さらに、第4回定例会の中で、旧佐賀保育所工事管理委託費のほか、改修工事費あるいは備品購入費を計上し、これも議決をいただいております。この第4回定例会で補正計上した金額が3883万5000円の内容でございます。

このような手続を踏まえまして、平成21年度限りの臨時交付金を一部財源に充てている関係もありますので、既に工事を進めておりまして、4月オープンに向けまして、今回公共用施設としての、いわゆる設管条例の制定をお願いする内容でございます。

続きまして、質問の3点目になります。

議案第16号、市地域活性化推進基金の廃止の関係でございます。この基金条例につきましては、国の平成20年度第2次補正予算により交付されました地域活性化・生活対策臨時交付金を原資としまして、平成20年3月補正予算で計上、設置をした基金条例でございます。

この生活対策臨時交付金の執行金額につきましては、繰り越しも認められまして、本年、平成21年度末が期限でございます。そういうことで、市としましては、21年度当初予算、あるいは補正予算に原資を計上しまして、これまでプレミアム振興券、あるいは郷土資料館の改修工事等の財源に充ててきたところでございます。このように、もともと使用期限のある交付金を効果的に使うために設置した臨時的な基金条例でございますので、今回廃止をする内容でございます。

なお、附則に定める、一般会計に帰属するにつきましては、基金廃止後の経過措置で、廃止後に利子が発生した場合を想定して、このような事務処理手続を定めたものでございます。

続きまして、議案第18号、平成21年度一般会計補正予算での繰越明許の内容でございます。

44ページに第2表繰越明許費補正がございます。この中で、公共施設整備事業、これにつきま

しては以前にもご説明申し上げましたが、今回の国の平成21年度第2次補正予算で制度化されました地域活性化・きめ細かな臨時交付金が交付されることに伴いまして設定した補正予算で、各公共施設の修繕等に充当する予定でございます。当然、これからの執行でございますので、繰越明許ということでお願いをしたいと考えております。

なお、この関連の歳出につきましては、51ページ、総務費総務管理費の中の公共施設整備事業費ということで、先般の全協の中でも一部説明をしたかと思えます。各公共施設の補修等を予定している内容でございます。

続きまして、同じ18号での歳入で、市債の減額補正の理由でございます。

50ページに明細がございますけれども、自然再生・地球温暖化対策事業、いわゆる低公害車の購入事業につきましては、購入額の事業費の減に伴いまして、起債額が低額となったために一般財源に振り替えた内容でございます。さらに、まちづくり交付金事業につきましては、当初見込み額より交付金充当額が増額になる予定でございます。そういうことで、交付金プラス一般財源により事業費を確保できるということで、後年度負担の抑制を考えまして減額をした内容でございます。

それから、志筑小学校移転整備事業につきましては、公共投資臨時交付金を7550万円ほど充当したことによりまして、起債額7180万円を減額し、財源振替をしたところでございます。これらの財源調整によりまして、6520万円減額という内容でございます。

続きまして、財産管理費の積立金のそれぞれの目的でございます。

51ページになろうかと思えます。まず、1つ目としまして、財政調整基金積立金1億3700万円ほどがございます。今回の補正予算等ごらんいただきますと、各種の臨時交付金等を活用している事業がございます。そういう中で、将来の財源確保として財源調整ということで今回財政調整基金として積み立てを予定してございます。ちなみに、平成22年度財政調整基金、当初に3億円を充当する形になってございます。

それから、もう一つ、地域づくり基金の積み立て1億3100万円ほどがございます。これにつきましては、平成21年度地域雇用創出推進費が創設されまして、地方交付税の算定を通じまして配分をされたところでございます。これらによりまして、市の雇用創出を推進する一つの形としまして、企業立地促進事業等に充てるために、今回1億3000万円の積み立てを行う内容でございます。なお、一部平成21年度にふるさと応援寄附金として寄附のあった116万4000円も合わせて積み立てる内容でございます。

それから、先ほどございました新年度一般会計の財務関係の資料につきまして、3月2日、さらに本日、それぞれお手元に参考資料としてお配りいたしましたので、予算審議のご参考にしていただきたいと思います。

続いて、議案第24号の中での臨時財政対策債の大幅増の理由ということでございます。

ご案内のように、昨今の景気低迷の影響を受けまして、交付税原資等の税込、収入が落ち込む中で、国の地方財政計画で臨時財政対策債につきましては、前年度比49.7%と大幅な増を見込んでございます。さらに、今回、予算編成、いろいろ考え方で一部変更がございまして、発行可能額算出方法が本年度、平成22年度に大きく見直されまして、市町村地方の財政調整機能を強化し、より財政力の弱い市町村に対し、多く発行ができるような改正がされてございます。これらを受

けまして、本市につきましても、今回大きく臨時財政対策債、財源として見込んだ内容でございます。

続きまして、歳出の関連でございます。

増減の関係でございますが、まず総務費の広聴広報費320万円増の内容でございます。この主な内容につきましては、市のホームページの全面的な改修を予定しております。359万円ほど計上したことによる増の内容でございます。

先ほどの交際費関係につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

それから、財産管理費で187万円減の内容でございます。これにつきましては、平成21年度基金運用事業に予算計上しました、いわゆる再編交付金を原資とします公共交通対策事業に充てる積立金相当額が当初計上してございません。これにつきましては、再編交付金の関連の事業がまだ未定のため、これらが決定次第、現在の予定で補正予算として予定をしている内容でございます。この関係でございます。

続きまして、企画費の456万円の増の内容でございます。企画調整事務というようなことで、平成22年度総合計画の策定委託220万円ほどを予定しております。さらに、新しい事業として、ふるさと市民事業113万円、さらには合併5周年事業200万円ほどの事業を予定しております。これらの増の内容でございます。

それから、自治振興費で1187万円増の内容でございます。これにつきましては、行政区が行うお祭り等の関係の備品等の整備、あるいは地域集会施設の改修希望が大変多い状況でございます。これらに対応するため、昨年度より増額計上した内容でございます。

私の最後になります衛生費での石岡地方斎場組合での合併特例債活用の裏づけでございます。これにつきましては前々からいろいろご意見をいただいております。先ほどのご質問の中でも受けましたように、合併特例債事業、あるいは主要事業の見直しの中でもいろいろご説明をした経過がございます。そういう中で、私どもとしましては、関係市町村、あるいは県のほうとの協議の中で、いわゆる合併市町村の中で新市建設計画に位置づけた中で、地方財政法第5条、いわゆるこれの特例として合併特例債が許可されます。この項目を活用してといいますか、適用して、合併特例債事業として財源確保はしたいと、このような考え方でございます。

なお、一部事務組合が合併特例債を活用して実施する、そういう考え方もあるのではないかとというようなご指摘でございますが、これにつきましては、組合議会でのいろいろな議論もありますので、私のほうからは直接的な言及は避けたいと思います。

〔佐藤議員「違うよ、それは。起債をするというのは特例債ではないよ、一部事務組合で合併特例債の起債はできないから。独自の起債という意味です。はい、いいです。」と呼ぶ〕

○市長公室長（塚野 勇君）

そういう考えで対応しておりますので、よろしく願いいたします。

私のほうは以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

初めに、1点目の議案第1号で、市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定という中で、選挙用のビラ作成までの公費負担の妥当かということと、上限なく等の概要ということでございますが、これにつきましては、本条例の関係につきましては、公職選挙法の一部改正に伴い、その趣旨を踏まえまして、市長の選挙において候補者がビラを公費負担することにより作成できる、そのような環境を整えるために条例の整備を行うものでございます。

過日の全員協議会の中でもご説明申し上げましたが、上位法の規定に準じまして条例の制定をするものでありまして、公費負担の対象につきましては、選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ1万6000枚以内、また、基準限度額につきましては1枚7円30銭ということで、公費負担の上限を11万6800円とする条例の制定を上程しているものでございます。

続きまして、4点目の議案第18号、平成21年度の一般会計補正予算についての中で、先ほど公室長から繰越明許費補正の理由の中でございましたが、歳出の2款総務費、総務管理費、公共施設整備事業費、きめ細かな公共施設整備事業という中で、総務部に関係する内容についてご説明を申し上げます。11節に修繕費1648万1000円がございます。そのうち、千代田庁舎地デジ修繕に30万円、13節委託料に千代田庁舎ホール照明改修工事の設計委託18万円、千代田庁舎空調設備改修工事設計委託が12万円、15節で工事請負費に千代田庁舎の正面玄関ホール天井の既存蛍光灯につきまして、LEDタイプの蛍光灯に交換するという照明工事が353万7000円、千代田庁舎の1階にパッケージ型エアコンを2台設置するというので、その工事費202万6000円が計上されております。それが総務部の関係でございます。

また、歳入の関係で、②になると思いますが、雑入の自然エネルギー発電設備導入事業助成金400万円についてでございますが、これらにつきましては、先ほどございましたが、霞ヶ浦新庁舎の屋根に設置をいたしました太陽光発電設備に係る助成金ということで、財団法人広域関東圏産業活性化センターから、これにつきましては環境省から一部補助を受けておりまして、この財団からも400万円ということで受けております。それにつきましては、1キロワット当たり20万円ということで、20キロワットを設置いたしましたので400万円という内容でございます。

続きまして、6点目の議案第24号、平成22年の一般会計予算の関係でございます。

歳出2款の一般管理費で6795万円の増という内容でございます。これについては職員等の人件費というのが主なものでございまして、職員等人件費ということで、退職手当負担金の負担率が増加をしております。それによりまして3863万5000円の増、また、退職見込み者の増に伴いまして、退職手当特別負担金が2126万2000円の増、子ども手当が新設されるということになりまして1505万円の増、逆に、人事院勧告に伴いまして、期末手当等の支給率を減じたことによりまして1376万6000円の減という内容でございます。

続きまして、③になります。財産管理費の1870万円の減の中で総務部に関係する部分もでございます。千代田庁舎の財産管理需要ということで889万9000円ほど減になっております。その内訳といたしましては、千代田庁舎の受水槽のポンプ交換が完了をいたしてございまして、その分としまして213万2000円の減、公用車の購入でございますが、新年度は購入がございません。ということで600万円の減。公用車借り上げ料の差金ということで61万4000円の減でございます。この差金につきましては、市長車の買いかえによりまして借り上げ料の減という内容でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 坂本裕司君。

○環境経済部長（坂本裕司君）

それでは、4点目の補正予算の中の繰越明許費の内容についてご説明申し上げます。

補正予算書44ページの第2表繰越明許費補正の2款総務費、1項総務管理費、公共施設整備事業、金額2億1742万5000円のうち、環境経済部にかかわる680万円で5,000円が含まれております。支出につきましては、51ページ、20目公共施設整備事業費のきめ細かな公共施設整備事業1億8995万5000円の内容の中に、農村環境改善センターの工事費と、さらには富士見塚古墳公園の修繕、雪入ふれあいの里の修繕等が入っております。修繕料1648万円のうち430万円の内容であります。雪入ふれあいの里公園のネイチャーセンターにあります3Dハイビジョンシアターが設置してあるわけですが、このプロジェクターが立体視できない状況にあります。このプロジェクターの修繕を行うという内容で238万5000円ほど入っております。さらに、同じネイチャーセンターの地上波デジタル放送が受信できるように整備する内容で30万円、さらには、富士見塚古墳公園の同じくデジタル放送が受信できるように整備する内容で10万円、さらに、農村環境改善センターの同じく地上波デジタル放送が受信できるように整備ということで30万円、さらに、農村環境改善センターの排水管修繕工事設計委託ということで12万円の委託料、51ページの下のほうにあります農村環境改善センター給水管改修工事ということで、工事費で238万5000円を見ている内容です。なお、この農村環境改善センターは建設後25年が経過し、給水管の老朽化が進んでいるということで、全面的な給水管の布設がえを行う内容でございます。

続きまして、22年度予算の中の農林水産業費の増減の内容でございますが、74ページ、6款農林水産業費、3目農業振興費の271万円の減につきましては、花き優良種苗導入資金貸付金、これまで、昨年度1500万円から1200万円に減額となっております。この内容につきましては、借り手の減ということでございます。

続きまして、77ページ、7目水田農業対策費の1327万円の減につきましては、国の助成体系が変わり、水田農業生産調整数量目標推進事業助成金を減額したためによるものでございます。

続きまして、同じく77ページの9目農地費の2089万円の減につきましては、県単土地改良事業で昨年実施しました大前地区のため池整備事業が21年度で完了となるため1200万円の減、さらには石岡台地土地改良区の負担金823万4000円の減によるものでございます。

続きまして、7款の商工費の減でございますが、最初に、80ページ、商工総務費の1737万8000円の増の内容でございますが、これにつきましては、ふれあいの里公園管理費2名分の人件費がふえた内容となっております。

続きまして、同じページの2目商工振興費の537万円の減の内容でございますが、この内容につきましては、中小企業対策事業で1210万円の減、商工振興事業費で1965万6000円の減、消費者支援事業で269万4000円の増、企業立地促進事業で2394万8000円の増の内容でございます。なお、それぞれの増減の内容としましては、中小企業対策事業費で資金あっ旋保証料補給金の減が主な内容で、これにつきましては、借り入れ時にこれまでは一括で補償料として払っていた内容が、償還期間に合わせて分割払いとなったために減となっております。

また、商工振興事業の1965万6000円の減の内容につきましては、商工祭が今年度は行われな

ということで285万円の減、さらには商工会館の修繕の補助金ということで、昨年予定しました300万円が本年度はないということで減になっております。さらに、がんばる商店街支援事業、プレミアム商品券の関係で1300万円の減の内容でございます。さらに、消費者支援事業の増の内容としましては、消費者支援センター関連の備品、さらに相談員の報酬の増の内容でございます。

企業立地促進事業の2394万8000円の増につきましては、企業立地促進に伴いますオートリブ関係の助成金、さらには利子補給金の内容となっております。

続きまして、81ページ、3目観光費の内容でございますが、観光PR推進事業で431万2000円の増、さらには、戸沢池公園管理事業で61万円の増、雪入ふれあいの里公園の1986万円の増、さらには、これまで観光費の中で支出していましたが、観光PR推進事業、歩崎公園管理運営事業、水族館管理運営事業、固定管理運営事業、民間園管理運営事業、合わせて2041万4000円の内容につきましては、新しく歩崎公園ビジターセンター費が設置されましたので、そちらへ移したという関係で差し引き400万4000円の増ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君

○土木部長（松澤徳三君）

ご質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、議案第18号、繰越明許費の理由についてご説明を申し上げます。

この繰り越しにつきましては、12月定例会におきまして、6号線新治橋の追加工事の補正をいただきました。そういうことから、追加工事による工期の延長が伴いましたので、上部工の工期の延長が必要となったために今回の繰越明許をお願いするところでございます。

なお、補正額の内訳でございますが、上部工の工事契約額、その差金が870万円ほど出ております。さらに、契約による前払い金が出ております。それらを差し引きますと6680万円が残額としてございます。それを合計したものの、7550万円を繰越明許で繰り越すものでございます。

次に、5点目の議案第22号、下水道事業特別会計の繰越明許費第2表の点についてご説明を申し上げます。

繰越明許費につきましては3640万9000円、これについては現在施工中でございます加茂地内の第3工区におきまして、事業の進捗を勘案し次年度へ繰り越しをお願いするものでございます。これにつきましては、現在推進工で工事を進めているところでございますが、その工事に使用されます部材が特殊なものであったということから部材の入荷がおくれ、それによって年度内の完成が難しいというところから判断をし、繰り越しをお願いしたものでございます。

次に、流域下水道事業の1460万7000円でございますが、これは湖北流域下水道整備事業の中で次年度へ繰り越される部分がございますので、その負担分を同様に次年度へ、繰越明許をお願いをするものでございます。

次に、歳出における1款の2項3目の霞ヶ浦湖北流域下水道建設負担金でございますが、県が行っております事業の中で変更がございました。それに伴いまして増額の負担が出てまいりました。その分の177万円の補正をお願いするものでございます。

次に、議案第24号の8款土木費についてでございますが、道路橋梁維持費の718万円の減という内容でございますが、21年度に大塚団地内の道路陥没による改修工事が実施をされております。それにつきましての物件の補償、あるいは家屋調査業務等の予算があったわけでございますが、それらが減となったために718万円の総額で減というようなことになったものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

続きまして、私のほうからは議案第24号 平成22年度一般会計予算中、歳入の部において個人市民税、さらに法人市民税についてであります。まず個人市民税の所得割につきましては、平成20年度決算額の21億4127万円に比べまして3億6127万円、16.87%の減、平成21年度当初予算額19億円に比べまして、先ほど質問でもありましたように1億2000万円、6.3%の減を見込んでおります。

次に、法人市民税の税割額についてであります。平成20年度決算額の4億1004万9000円に比べまして3億1004万9000円、75.61%、さらに平成21年度の当初予算額に比べますと、当初予算額1億1890万円に比べ1890万円、15.8%の減を見込んでおります。減額の主な要因は、いずれも一昨年9月のいわゆるリーマンショックに始まった急速な景気低迷の影響によるものと考えております。

次に、固定資産税についてであります。家屋につきましては平成21年中の新築家屋約200棟に係る増額を見込み、土地につきましては、時点修正による価格の下落分を見込んだものであります。

続きまして、歳出の部であります。2款総務費、2項徴税费、2目賦課費におきまして、21年度予算に比べ減額となった理由であります。償還金利子及び割引料におきまして、法人税の関係ですけれども、21年度中の予定申告に係る納付額が減少しておりますことから、歳出還付金額を縮小されるものと見込み、2900万円を減したことによるものであります。なお、委託料におきまして、新規に国税連携及び電子申告システム改修費550万円、3年に一度の不動産鑑定評価委託料1764万円などによりまして、目の合計額が21年度に比べ483万円ほど減になったものであります。

続きまして、3目徴收费であります。新規にコンビニ収納に伴う電算システム改修委託料559万円、それと茨城租税債権管理機構負担金が21年度に比べまして113万円の増額になり、目の合計額が21年度に比べまして726万円ほど増となったものであります。

以上であります。

○議長（桂木庸雄君）

議会事務局長 土渡良一君。

○議会事務局長（土渡良一君）

議会費についてご説明いたします。

当初予算書の27ページの中段になろうかと思いますが、市議会運営事業の増の主な要因でございますが、これにつきましては、市議会会議録作成業務委託206万6000円を新たに計上したこと

であります。本事業は、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、基本的には平成22年の定例会及び臨時会の本会議会議録のみを対象とし、反訳と印刷製本業務を委託するものであります。なお、同交付金の趣旨及び採択条件に沿って、委託業者において新たに失業者を雇用していただき、業務に当たらせるものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（桂木庸雄君）

消防長 岡崎 勉君。

○消防長（岡崎 勉君）

議案第24号 平成22年度かすみがうら市一般会計の歳出、9款消防費についてご説明申し上げます。

予算書の93ページになると思います。

説明の欄に書いてありますが、事業費目の02番の消防車両整備事業におきましては、昨年、21年度は消防団の小型ポンプ積載車567万円、それに対しまして、新年度22年度につきましては、西消防署に配置する予定の水槽つきポンプ自動車4998万円を計上いたしました。事業費目の05番の消防施設整備事業においては、昨年より194万8000円ほど減額になってはいますが、全体では4236万2000円の増額となったものであります。

よろしくお願ひします。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

お答えいたします。

議案第31号 市水道事業会計。まず最初の質問でございますが、県西広域水道用水料金が基本料金で100円値下げされたが、当市の影響額はどれぐらいかとお尋ねでございますが、この料金値下げに関しましては、昨年7月に構成13市町の首長連名にて値下げ要望を県庁に出向き、県知事並びに県企業局長に直接行いました。また、一方では、当市の議員さんも議員活動の一環として直接県に働きかけを行っていただいた結果が、この値下げにつながったものと感謝を申し上げる次第であります。

まず、今回の基本料金の値下げによる受水費の中の基本料金の年間軽減額につきましては、552万円ほどになります。また、経営における影響額につきましては、過日の予算内示会において概要をご説明申し上げましたが、改めてご説明申し上げますと、給水原価につきましては平成22年度見込みの年間総給水量から換算しますと、1.26円減少いたします。しかし、平成20年度決算ベースで見る供給単価は225.7円、給水原価、つまり仕入れ単価は245.8円となっており、20.1円の原価割れで供給を行っている状況であります。ただ、今回1.26円給水原価が下がることによりまして、逆ざやの解消にはまだ隔たりがございますが、給水収益の減少が見込まれる中での今回の基本料金の値下げは、若干ではございますが、経営の健全には寄与できるものと考えられます。

次に、今回の予算に反映されていないのかとの質問でございますが、このたびの基本料金改定の県企業局からの通知は、本年の2月17日付でございますが、時間的な余裕がなく、間に合いま

せんでしたので、基本料金を減額した予算にはなっておりません。また、今後の補正で料金改正を考えているかとお尋ねでございますが、ただいまもお答えした中でお示しましたように、今回の基本料金の値下げでは逆ざやの解消には隔たりがあること、さらには浄水場の修繕等、維持費の増が見込まれること、さらに給水収益が大幅に減少する見込みなどなど、厳しい状況が予測されます。このような状況を踏まえ、料金改正は難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

最後になりましたけれども、市長交際費関係につきましてお答えを申し上げます。

先ほど、桜川市の事例がございましたが、これらの内容につきましては以前から動きとして情報を得ていたこともございます。また、オンブズマン協会といいますか、組織で示している基準などを参考に、既に本市では、市内団体等における懇親会、あるいは職員の結婚式等には、私用車に対応をしている状況でございます。ただいまの年次的な支出状況等の説明もございました。20年度予算250万円に対して支出が140万5000円ほど、さらに、21年度230万円、20万円ほど切り込んでございます。そういう中で、現在までの支出状況では141万円ほどで、ほぼ20年度と同水準の支出状況になってございます。

こういう中で、22年度予算の計上に当たって切り込みをしなかったのかというようなご指摘かと思いますが、交際費、本来的な使い方として対外的な経費、渉外としての経費の使い方もございます。本市の地域振興、あるいはイメージアップ、そういうPR経費などにも積極的に使ったかどうかというような意見も踏まえ、いろんなご意見もございます。そういうものを踏まえ、22年度の予算計上につきましては前年同額で今回計上させていただいた内容でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

この、私の質問は期限はいつまででしたか、通告は。3月2日でしたか、提出期限は。いつでしたっけ。

〔「3日の5時」「2日の5時」と呼ぶ者あり〕

○6番（佐藤文雄君）

3日、2日。2日の5時でしょう。3日の5時は施政方針演説でしょう。だから2日なんですよ。

私はこういうふうに文書で出しているんですよ。そうしたら、説明を、もうわかりやすいためには一覧表をつくるの。そして、それに基づいて説明する、これが合理的なやり方なんですよ。突然出てきたやつは、それはしょうがないですよ。でも、今みたいに書きとめられないですよ。ですから、まず、第一に大事なものは、ルールどおりにちゃんと発言通告を出して、文章化されたものについては、基本的にわかりやすく表にする。そしてそれに基づいて説明をする。これが常

識だと、これが改善だと、これで議会での審議の中をもっと有効に活用できる。そして、これ皆さんに配付すれば、もっともっと有効でしょう。そういうところをやはり気をつけてもらいたい。ぜひ次からはそういうふうな形でやっていただきたいと。そうしないと書きとめられないです。

それで、再質問ですけれども、ビジターセンターについては4000万円ぐらいかけて改修したわけですが。ただ、この改修で、このビジターセンターの位置づけが非常にわかりにくいので、これの構想というのは年次計画というのがあるのかどうか、それについてお尋ねをいたします。

それから、平成22年度の下水道事業の繰越明許のところ、いわゆる加茂地区の推進工事、これが特殊な部品だったと。これ発注したのいつでしたか。特殊な部品だからといって、推進工法そのものが特殊なんです、開削ではないんですから。推進が、工事そのものが特殊なんです。それに基づいて受注をしているわけでしょう、落札しているわけでしょう。工期に間に合わせるのあたり前でしょう。どっちの責任なんですか。特殊な部品をつくったのはどっちの責任なんですか。請負業者ではないですか。部品が間に合わなかったら受注なんかできるわけじゃないではないですか。これを簡単に繰越明許するなんていうのは、これ愚の骨頂ですよ。おかしいでしょう。こんなの平気で繰り越しされたら、何でもそうになってしまうではないですか。特殊な部品だ、特殊な部品だ。これに対する答弁、きちっとしてください。

それから、交際費の問題なんですけれども、今いろんなこと言いましたけれども、やっぱり今どんどん下がっているんですよ、下げているんです。この流れをきちっと認識して、少しでも下げるといふ努力が必要です。例えば200万円にするとか。平成20年が250万円でしょう。230万円ではないですか。そうしたら、あと20万円か30万円下げれば200万円なんですよ。改善したというふうに見られるではないですか。どうなんですか、そこら辺。PRに使ったらいいのではないかとかなんとかと理由つけましたけれども。そこがやっぱり食い込んでいないということだと思うんです。それについてきちっと答弁してください。

それから、石岡斎場組合の合併特例債の問題です。組合が合併特例債使えるわけではないではないですか。私そんなこと言っていないです。通常は組合が起債をして、それを財源にして建設をする、そしてそれを分担金、負担金にするというのが通常のやり方です。一部事務組合である斎場組合の分担金に、負担金ですよ、合併特例債が充てられるかどうかということなんですよ。これ地方財政法によって、地方債の起債は県知事が同意することが必要です。これ同意されたのですか。同意をもう受けましたか。これは、情報によりますと、何かはっきり言わなかったというふうにしているんですけれども、これ同意をえたのかどうか。特にこれが問題なんですけれども、斎場は一部事務組合の財産でしょう。分割するわけにいきませんから。そうすると、おのおの市の財産にはならないのです。それでも合併特例債が使えるのかと。ここに大きな問題があるわけです。地方財政法の第5条の地方債の制限という項目があるんです。ここには地方公共団体の歳出は地方債以外の、以外ですよ。意外でしたね。歳入をもってその財源としなければならないと書いてあるんです。地方債は使うなということですよ、基本的には。ただ、次に掲げる場合においては、地方債をもってその財源とすることができるというふうにして、5つ挙げているんです。そのうちの2番目に、出資金及び貸付金とする場合というのがあるんです。いわゆる、出資金であればまだいいです。しかし、地方財政法の第5条では、今言ったように出資金に限られているわけでしょう。いわゆる負担金、これは分賦金です。これに充てられないというふうには

思います。これに対してきちっと答えてください。

それと、この中で広大な面積ですよ。6,400平米から5万8000ですから9倍、しかし、そのうちの大部分が緩衝緑地帯なんです。これ、今現況は敷地面積が約6,400、緩衝緑地帯と言われて、もう今緩衝になっていませんけれどもね、木がないんですから緩衝できないんです。見られない、見通しがよくなってしまって。そうすると、割合が34.1%なんです。ところが、予定地5万8000のうち、何と緩衝緑地帯が3万もあるんです。そして、51.5%です、半分以上です。比較すると、緩衝緑地帯が何と13倍にふえてしまっている。緩衝がどんどん多くなってしまった。見るのはみんな木だけ観賞なんてね。これでは不要地なんです、そんなのは。こういう広大な面積で不要地が半分以上です。本当に不要ではないですか。これは合併特例債の活用が許されるのかという問題です。これは、地方交付税交付金が不要地に充当することは行政の不作為に当たるといふふうに思いますが、この2点について答弁を求めます。

それから、中央県西広域用水で100円下げただけでは間に合わない、本当にそうですね。たかが1億円しか取り崩していないんです。7億円も財源があるんですよ、県西は。全部取り崩して値下げすればもっと違ったんですよ、実態は。ただ、本当にスズメの涙だったんです。ただ、県の中央広域用水の料金も県下一高いんです。でも、県全体では非常に改善されているんです、県の企業局の水道会計は。ですから、関係市町村と連携して、この県中央広域水道用水料金も値下げするように、ぜひ要望を関連の市町村と協力して、今回下げたのは13市町村で去年の7月に要望したからでしょう。こういうふうによれば、また値下げのことができると。それから、霞ヶ浦導入水事業も、いわゆる事業仕分けの対象になって、これは恐らく難しくなる。そうすると、負担金も戻ってくるんです。負担が楽になるんです。そうすると、ますます県の中央広域用水の料金の値下げが可能になる、こういうことが言われるんです。ですから、その点についてもぜひ考えてもらいたい。

それと、修繕費の関係で5000万円超えています、この5000万円の内訳について若干お聞きしたいと。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時11分

再 開 午後 3時37分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

何点かご質問をいただきました。

まず、第1点目につきましては歩崎公園ビジターセンターの関係でございます。ご案内のように、建設工事につきましては21年度をもって終了いたしまして、22年度からは市の公共施設の一

体的な管理、あるいは所管施設を活用したイベントの企画運営、あるいは情報発信、そういう機能を持つ施設として運営に入る形でございます。年次的な計画というようなご指摘もございますが、ただいま申し上げましたような市のほうの施設として運営をして、効果的に活用していきたいと、このように考えております。

それから、交際費の関係でございます。これにつきましても、先ほど考え方を申し上げましたけれども、これまでの実績、さらには効果的な活用、いろんな面から検討をいたしました。平成22年度につきましては前年同額で計上をさせていただきました。

さらに、石岡地方斎場建設に関しての合併特例債の取り扱いでございます。これにつきましては、以前にも申し上げた建物ですが、一部事務組合に対する負担金、これらの支出が可能かどうか、その辺を含めまして、以前、県、地方課、現在の市町村課と協議をいたしまして、基本的に承認をいただいた上で、前回、新市建設計画を見直した経過がございます。それらを踏まえまして、私ども平成22年度地方合併特例債というような形で位置付けでございますが、ほかの市町村自治体、さらに現在の進捗状況、さらにご指摘いただいた内容等を慎重に精査をして対応したいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木課長 松澤徳三君。

○土木課長（松澤徳三君）

先ほどの下水道工事に係る工事費についてご説明申し上げます

先ほど、ご質問がございましたが、発注の関係でございますが、21年の11月25日に仮契約を行いまして、工期が同26日から3月26日までという状況の中で発注をしてございます。122日間という工事の期間でございますけれども、当然のことながら、当初から工程会議、あるいは各担当と各課による協議等行いながら、現在進めている状況でございます。しかしながら、今後の進捗等を勘案しまして、26日の工期という状況ではございますが、それをさらに、確保せざるをえないという状況を判断しましてお願いをするものでございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

お答えいたします。

まず、最初の質問でございますが、県中央用水における料金値下げ要望についてはということでございますが、本年度の県中央の担当課長会議等がございまして、その中で値下げ関係につきまして私も発言いたしました。まだ構成事業所の足並みがそろっていないという状況でございます。しかし、今後更なる協議を行いまして、値下げの方向につなげたいというふうを考えております。

次に、修繕費で5000万円ということでございますが、予算の支出の中で原水及び浄水費の中の修繕費ということございまして、主なものでは、霞ヶ浦浄水場のナンバー8の配水ポンプの修繕、これが約1450万円、さらには、下稲吉第2浄水場の配水流量計、これの改修2600万円、ほかには、下稲吉第2浄水場テレメータ装置の改修1260万円、それらが主な内容でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

まず、最初に私が再質問したときに、これ参考資料を表にして、一覧表を提出して説明したらどうかと。3月2日5時までだったのを、私は3月2日の朝一番ですよ、出したのが。ですから、そういう資料もきちんとこういうときに提出してくださいよというふうに言いましたので、これについてまず確認してください。書きとめられませんでしたのでね。そういう資料一覧表、これについて確認してください。

それと、交際費については同じ答弁なんです。切り込むべきだと言ったんです。どんどん下がってきて、実際に実績もそうなっているわけですから、どんどん使えばいいんじゃないんです。どんどん使わないように縮減していくというのが今の時代の流れではないですかという形に対して答弁になっておりませんので、そこら辺をきちっと答弁してください。

それと、斎場組合の件なんですけれども、実際に合併特例債を使って、それが95%のうちの70%が償還されるということではないです。償還されるわけではないでしょう。ご存じでしょう、今言ったように、基準財政需要額に算定されるだけです。保証されているわけではないんです。ですから、今、国の交付税が、財源が少ないんで、臨時財政対策債というような形で借金として振りかえされている。今は、答弁でも明らかのように、交付税が減っているために、財政力の弱い自治体に多く臨時財政対策債が使えるようにしたと言っているんです。財政力が弱い自治体なんですよ、かすみがうら市は。そうでしょう。ですから、簡単に合併特例債なんかと言うのではないんです。それと、私が質問した中で、これが地方財政法第5条の地方債の制限の、いわゆる出資金及び貸付金に当たると。これ以外に、いわゆる負担金で使ってはだめなのではないかという質問に対して答えていない。それは使えるのかということなんです。ですから、今、皆さんのお手元に地方債の状況という一覧表が来ているでしょう。この中を見てください。臨時財政対策債の平成21年度の見込みが46億6200万円です。それが、平成22年度見込みでは545億2000万円です。そうですよね。臨時財政対策債がこんなにふえてしまっているわけでしょう。この分は利子分、利子つかないんですか。元金だけでいいんですか。それも含めて答えてくれますか。

それから、下水道の問題については質問に答えていないですよ。だって、特殊な部品だから、入らないから延ばしたんだと答弁したんでしょう。そうしたら、今度は工期が122日間で、工程会議をやっていろいろ進めてきたけれども、今後の進捗を見ると工期内におさまるのが難しいから延期した、こんな理由にならないですよ。よくそういう答弁できますね。これ、住民監査請求したっていいくらいですよ。どうですか。今の最初の答弁と違うでしょう。私は特殊な部品だといったって、ちゃんと設計に入っていてやっているわけでしょう、そうではないですか。ちゃんとできるということで受注したのではないですか。落札したのではないですか。なんで協議したら延期できるんですか。こんなことやって、工期なんかあつてなきがごとしじゃないですか。どうですか、これに対してきちんと答えてくださいよ、これ。産業建設委員会でもきちっともんでくださいよ。否決にするべきです、絶対。それに対してちゃんと答えてください。

それと、水道については、そういうふうにしてぜひ関係10市町村ですか、強力に値下げをする

ように、ぜひ働きかけてもらいたいですけれども、あとは、計器類関係は値段があって値段がないぐらいに高いんです。こちら辺は入札で購入するときに徹底して縮減できるように努力していただけませんかということです。

3回しか質問できないんですから、きちっとまじめに答えてください。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

先ほどの質問事項を整理した表をというようにございます。財務会計で、冒頭に申し上げましたように、整理した表を差し上げておりますけれども、それでは対応ができない部分もございますので、これらの整理の仕方につきまして検討をさせていただきたいと思っております。

それから、交際費関係につきまして再度のご質問でございます。考え方、先ほど申し上げましたけれども、全体のいろんな角度から、堅実な角度での支出基準を守って支出をしております。そういう中で、先ほど説明いたしました、支出実績になってございますので実績等踏まえまして、予算計上、今後につきましては検討していきたいと、このように考えております。

それから、合併特例債での内容で2点ほどあったかと思っております。先ほどふれた順の中で、具体的に反映されていないのではないかなというようにご指摘でございしますが、基本的に、先ほどお話がございましたように、基準財政需要額の中に必要経費、その必要経費だけ見ておりますので、私どもはこれが反映されているという形でございます。

それから、市債のほうの関係でございます。市債等の関係につきましては、合併市町の新市建設計画の事業におきましては、市債法の規定、新市建設計画に対しまして使い方の規定がございします。その規定で我々は支出根拠を考えていく内容でございします。

以上でございします。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ご質問にお答えを申し上げます。

先ほど申し上げました工期等の日程につきましては、最初のご質問にございましたので、改めて確認のためご説明を申し上げた次第でございします。確かに特殊な推進工事である中で、特殊な部材を使うことはもちろんのことでございます。そういったものが納入の遅れがあったということから、ご説明を申し上げましたが、現在も受注業者に再三のように工期内の完成という点を強く申し入れをしながら現場のほうを進めている状況でございします。しかしながら、先ほど申し上げましたように、工事状況、これまでの経過等を踏まえ、年度内等の完成が難しいという判断になったということをご説明申し上げたところでございします。そういうことから今回の繰越をお願いしたという状況でございしますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

お答えいたします。

修繕費の発注に当たりましてはですね、ただいまご指摘ありましたように、経費の削減に向け、内部で発注方法さらなる検討を重ねていきたいというふうに思います。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

その他の質疑はありませんか。

17番、圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

一番大事なことで、水がなくては生きていけないということで、水道に関連した質問をいたします。

議案第31号であります、一般財源からこれね、差額の他会計補助金9000万円、それから3000万円業務委託これ出しているんですけども、やはり業務委託、第一環境にしている、業務内容でできるものの前の川島水道部長にも言ったんですけども、分担制であることが明確にしないといつてね、業務委託の内容、第一環境の。給水停止に至るまでを、まずその業務委託でいけないのか。電算業務でやっていけないのか。そういうことでね、職員の人材確保も確かにいいんですけども、やっぱり職員の定数削減でやっぱり業務委託でできるものはすべて預けるといふことでまかせるのが、やっぱり人員削減がいいと思うんです。まずその点について、まずできるか、できないか。水道というのはもうかっているんですよ。水を売るんだから水商売といつてね。もうからないじゃない、もうかる。水を使わないからもうからない。要らない水があるからもうからない。これは佐藤さんが言うのはもっともでありますけれども、いらぬんですから。ただ、その点水道料金は私はね、払う人は一生になります。第2点、水道は上げないのか。

その2点、まずお答えください。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

お答えいたします。

まず、一般会計からの補助金9000万円のご質問でございますが、22年度の予算書の第10条、他会計からの補助金ということで、ここで説明をしております。営業助成補助金及び償還のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額ということで、平成22年度9000万円要求を予算計算上をしております。これにつきましてはですね、企業債償還と約3億円以上を22年度計上してございます。その中で、財政課協議の中で9000万円の補助が受けられたという状況でございます。ちなみに、平成19年でしたか、20年でしたか定かでないんですが、1億1000万円ほど補助をいただいていた経緯がございます。それから比較しますと2000万円ほど減額になったという状況でございます。

次にですね、業務委託の関係でございますが、現在の業務委託は平成19年度から21年度までの3年間で、本年度で今の業務委託が終了いたします。新たに22年度から5年間、業務委託を新たに予定でございます。その中で、ただいま圓城寺議員からご指摘ありましたように、業務委

託できる範囲、これを見直してございます。その中で、一部給水停止を業務委託にする予定でございませう。

次に、水道、赤字なのか、黒字なのかということでございませうが、平成20年度決算では剰余金が発生してございませうして、赤字ではございませうせん。

次に、料金の値下げ、改定の件でございませうが、一生上げないのかというご質問でございませうが、経営の内容を見定めた上での料金を設定するほかないというふうを考えてございませう。先ほど、佐藤議員にお答えしたように、22年度についての値下げ、難しいというご説明を申し上げました。値上げについても経営状況を見ながらの判断ということになろうかと思ひませう。

以上でございませう。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

水道料金が高い方というのにお勧めということで、やはり地下水でくみ上げれば本当においしい水が飲めますよということで、一般財源から9000万円出しているんですから、そのおいしいのを飲みます方には地下水を掘らせて補てん財源、還付金とか。一般財源出してるんだから私らのほうから出しているんだから、そのかわりに幾らか補助、援助ということはできないんですかということをお聞きします。おいしい水、安全な水、それで水道よりかおいしい水ということになった場合に、水道のほうは抜きたいからいかなものでしょうと。それだけおいしい水なら健康にもいいから、そちらに移ったらいいでしょととかという補てんする財源を出す努力というのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

確かに地下水、場所によりますけれども、おいしい水が出る場所もございませう。洪水のようなどころもございませうけれども、圓城寺議員さんのところは私もお茶をよばれましたが、おいしかったです、確かに。ただ、水道から脱会しまして井戸に切りかえるという方に対しての、ただいまお話あったような助成金というか還付金というか、これについては、水道事業会計を考えた場合には収益が減になるということでございませうので、そのような助成は難しいのかなと。できない公算が多いのかなというふうに考えているところもございませう。

以上でございませう。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

これは、今間に合わない書類でありますけれども、第一環境に渡しておくね。業務の内容、役員がある体力なのか。その中で何日就労をしているのか。業務内容の委託人員の日数ですね。それを詳細に、わけあって私知りたいんですが、それは書類を作成していただきたいと思ひんです。

それから、今、あと一つ聞きたいのだけれども、水道というのは、参考のために聞きますけれども、厚生省認定の水でありますか、ないですか。お聞きします。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

お答えいたします。

水道水の水質基準、要するに検査項目がございます。これにつきましては、水道法の中で検査を行って、適水というふうな判断をして給水をしているということでございます。水道法のたしか第4条の規定によるものというふうに解釈しております。

〔圓城寺議員「厚生省の認定する水はないでしょう。」と呼ぶ〕

○水道事務所長（仲川文男君）

厚生省認定ではなく、水道法に規定されて……はい、そうです。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

〔「終わり」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂木庸雄君）

以上で、各議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号ないし議案第32号までの32件について、各議案の審査をお手元に配付の議案配付表案のとおり、それぞれ各常任委員会に付託することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま付託いたしました案件については、万一付託違いがある場合には議長において処理することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 3 休会について

○議長（桂木庸雄君）

日程第3、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会の開催及び議事整理のため、あす3月6日から3月22日までの17日間を休会にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（桂木庸雄君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、3月23日午後2時から本会議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

この後、各委員会において会議を開く際には、総務委員会は会議室、文教厚生委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室でお願いいたしたいと思います。

本日はご苦労さまでした。

散 会 午後4時04分

平成22年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第5号

平成22年3月23日(火曜日)午後2時00分 開 議

出席議員

1番	古橋智樹君	11番	矢口龍人君
2番	小松崎誠君	12番	和田正美君
3番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
4番	古川誠一君	14番	矢口栄造君
5番	井坂悦司君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	16番	関利夫君
7番	中根光男君	17番	圓城寺正道君
8番	鈴木良道君	18番	栗山千勝君
9番	石井幸雄君	19番	山内庄兵衛君
10番	小座野定信君	20番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長	坂本裕司君
副市長	圓城寺和則君	土木部長	松澤徳三君
教育長	大竹三千代君	会計管理者	竹村篤君
市長公室長	塚野勇君	消防長	岡崎勉君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	菅谷憲一君	農業委員会事務局長	板橋信雄君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第5号

日程第1 議案第1号 かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定について

議案第2号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

- 議案第 3 号 かすみがうら市国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市地域活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市多目的会館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 18 号 平成 21 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 19 号 平成 21 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 20 号 平成 21 年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 21 号 平成 21 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 22 号 平成 21 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 23 号 平成 21 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 24 号 平成 22 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 25 号 平成 22 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算

- 議案第 26 号 平成 22 年度かすみがうら市老人保健特別会計予算
- 議案第 27 号 平成 22 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 28 号 平成 22 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 29 号 平成 22 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 22 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 22 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第 32 号 市道路線の認定について

- 日程第 2 平成 21 年請願第 1 号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願書
平成 21 年請願第 6 号 都市計画の見直しによる新しいまちづくりの請願について
請願第 1 号 核兵器の廃絶を求める請願書について
- 日程第 3 委員会発議第 1 号 「気候保護法（仮称）」の制定に関する意見書（案）
- 日程第 4 委員会発議第 2 号 核兵器の廃絶を求める意見書（案）
- 日程第 5 閉会中の継続審査について
- 日程第 6 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1 号 かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 かすみがうら市国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例及びかす

- みがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 かすみがうら市地域活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第17号 かすみがうら市多目的会館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第18号 平成21年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議案第21号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第23号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第24号 平成22年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第25号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第26号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計予算
- 議案第27号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第28号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第29号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第30号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第31号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第32号 市道路線の認定について
- 日程第 2 平成21年請願第1号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願書
平成21年請願第6号 都市計画の見直しによる新しいまちづくりの請願について
請願第 1号 核兵器の廃絶を求める請願書について
- 日程第 3 委員会発議第1号 「気候保護法（仮称）」の制定に関する意見書（案）
- 日程第 4 委員会発議第2号 核兵器の廃絶を求める意見書（案）
- 日程第 5 閉会中の継続審査について
- 日程第 6 閉会中の所管事務調査について

開 議 午後2時00分

○議長（桂木庸雄君）

皆さん、改めましてこんにちは。

ただいまの出席議員数は20名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議案第 1 号ないし議案第 3 2 号

○議長（桂木庸雄君）

日程第 1、議案第 1 号 かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定について、ないし議案第 32 号 市道路線の認定についてまでの 32 件を、かすみがうら市議会会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託しております。

これより、かすみがうら市議会会議規則第 39 条第 1 項の規定により、各常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 鈴木良道君。

[総務委員会委員長 鈴木良道君登壇]

○総務委員会委員長（鈴木良道君）

総務委員会委員長報告を申し上げます。

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第 39 条第 1 項の規定によりご報告をいたします。

本委員会は、平成 22 年 3 月 5 日に付託されました議案第 1 号ないし議案第 6 号、議案第 8 号、議案第 15 号、議案第 16 号、議案第 18 号、議案第 24 号について、3 月 5 日及び 3 月 8 日に会議を開催し、副市長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、全議案ともに全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、別紙委員会会議録のとおりでありますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上で、総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

18 番 栗山千勝君。

○18 番（栗山千勝君）

お伺いします。

委員長報告には詳細には書いていないんですが、霞ヶ浦庁舎解体事業の概要について、解体工事ですか、7400 万。この件については、全協で前に、7000 万が 5000 万になって、3500 万まで落っこってきたんだけど、今度上がってきたのは 5000 万。設計費が 400 万、跡地の整備工事が 2000 万とあるんですが、この 2000 万と設計費 400 万、いろいろ私なりに調べたら、どうもこれは解体が終わった後の公園にする経費というように聞いておるんですが、事実としたらば、どさくさに紛れて予算のこういうつくり方はいかかなものかと思う。

私のところにファクスが入ってきて、これを見ているんですが、どこから入ったんだかわからないんだけど、この件についてどんな審議をされたか。もしわからなかったら、執行部のほ

うでも結構ですから、ご答弁願えれば、よろしく。

○議長（桂木庸雄君）

委員長 鈴木良道君。

○総務委員会委員長（鈴木良道君）

それでは、栗山議員にお答えいたします。

ただいまの質問でございますが、この問題につきましては、各委員からもいろいろと質疑がございました。

なお、結果につきましては配付してありますので、会議録のとおりであります。

よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

会議録は見てわかっておるんですが、ただ、こういう予算の組み方、これを黙っていたんじゃ全くわからない。実際にこれ公園整備費として計上しているのであれば、財政のほうでどういうチェックをしたのか。会議録の中に、この2000万について議論した結果が載っていないんです。これは全くおかしな予算の組み方であって、公園整備なら公園整備費として上げてもいいんじゃないかと。どういう形でこういう予算を上げてきたのか、執行部のほうでできたらお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

総務委員長 鈴木良道君。

○総務委員会委員長（鈴木良道君）

それでは、お答えいたします。

配付しております会議録のとおりでございます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

会議録はわかるんですが、そうしたらば、会議をこの件については全く議論しなかったということになれば非常にこれは問題なんで、聞くところによると、詳細にその場でこういう回答ができなかった、答弁ができなかったということで、事後になってこういうものが出てきたということであればね、当然これは執行部で答弁するのが当たり前だと思うんです。委員長、いかがでしょうか。

○議長（桂木庸雄君）

総務委員長 鈴木良道君。

○総務委員会委員長（鈴木良道君）

それでは、ただいまの問題であります、執行部より答弁をお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

総務委員会の中では、先ほどありましたように、委員さんから霞ヶ浦庁舎の解体等のご質問がありまして、詳細についてお答えできなかった部分がございます、後からの資料で提出をさせていただいております。そのときにも申し上げましたが、霞ヶ浦庁舎の解体等につきましては、当時、見積もりにより金額的なものをお示しをしたという経過がございました。

今回につきましては、それらについて詳細に設計を再度お願いをいたしまして、それらにより、新たな設計額によりまして解体については進めたいというふうに考えております。

また、予算のとり方の中で、跡地の利用の関係でございますが、これらにつきましても、建設の準備の段階で、審議会等からのご意見等もございまして、将来的には公園ということで整備をしたいということでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

これは2000万について、今この予算が公園化ということは、一言も答弁していないんですよ。公園整備に対する予算だということが。だけれども、聞くところによると、これは公園整備だというんですよ。そこら辺のところをはっきりしてもらいたい。審議会でどうなろうと解体は解体、公園整備なら公園整備できちんとすれば、それはそれでいいんじゃないかと思うんです。これでは、我々議員が全くわからないわけです、はっきり。総務委員会でこれ追及しても答弁できなかった。だから私はここで聞いているんです。委員長に聞いても、これ始まる話じゃないんですよ。執行部が答弁できなかったことを、後から出てきた資料に基づいて私聞いているわけですから。これは2000万と400万、これは公園整備費の設計委託費400万あるいは2000万が公園整備なのか、そこをはっきりしてもらいたい。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えいたします。

霞ヶ浦庁舎の解体後の利用でございますが、これらについては、公園ということで整備を進めたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

次に、文教厚生委員会委員長 石井幸雄君。

[文教厚生委員会委員長 石井幸雄君登壇]

○文教厚生委員会委員長（石井幸雄君）

文教厚生委員会委員長報告。

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成22年3月5日に付託されました議案第9号、議案第10号、議案第14号、議案

第17号ないし議案第21号、議案第24号ないし議案第27号、議案第30号の13議案について、3月5日、8日の2日間、教育長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第9号、議案第14号、議案第17号、議案第18号、議案第19号ないし議案第21号、議案第26号の8議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決するものと決定し、また議案第10号、議案第24号、議案第25号、議案第27号、議案第30号の5議案につきましては、採決の結果、可決するものと決定いたしました。

また、委員会報告書作成後、誤字等を確認いたしましたので、議長に対し正誤表を提出し、議場に正誤表を配付しておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

なお、審査の経過並びに概要については、別紙委員会報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 中根光男君。

[産業建設委員会委員長 中根光男君登壇]

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

産業建設委員会委員長報告を行います。

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成22年3月5日に付託されました議案第7号、議案第11号ないし議案第13号、議案第18号、議案第22号ないし議案第24号、議案第28号、議案第29号、議案第31号、議案第32号について、3月5日及び8日並びに9日までの3日間、副市長及び各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。また、議案第32号にかかわる現地調査を行い、その後に議案の審査を行いました。

慎重な審査の結果、全議案とも全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

審査の経過並びに概要については、別紙委員会報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

議案第31号です。前からも言っているとおり、非常に一般財源から金額が出ているために、水道のほうも、佐藤さんから安くしろとかなんとかとされているんですけども、本当に一般財源から繰り出すお金が二通りにわたって、補助金として3000万、それから9000万と。その中で委

託料1900万ということで、下水道を含めたやつで700万近くのお金が出ていることで、事務的経費に非常にかかることが、どの点にどのぐらいかかったかわからないということが非常にありますので、前からも分担制ですね、委託料でなく分担制。職員のやる分担、それから委託をかけた分担、何時間労働ということが非常に載せられていない。わかりづらいということで、前からも言っているように書類が届かないということで、私からもそういうことで、今この書類がないために細かいことは私のほうは聞きませんが、そのことに対してどのようになっているかお答え願います。

○議長（桂木庸雄君）

産業建設委員長 中根光男君。

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

委員会の審査の経過並びに結果につきましては、配付してあります会議録のとおりでありますので、ご了承願いたいと思います。

なお、補足説明につきましては、執行部より説明を求めます。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

ただいまのご質問でございますが、改めまして文書をもってですね、ご提案させていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

予算審議なんですから、もっと慎重にやってもらわないといけない。職員も早く地元に帰りたいというわけで、本社に帰りたいという意向もあるようで、前は貝塚さんのころですね、職員が、やることないんだよ、お届けだけだよというようなことも答えたんです。そういうことでなく、委託は委託料でどのぐらいどのようにかかっているのかといつも聞いているわけですから、引き続きそういうことで、引き継ぎのそういう言葉がなかったから今わからないということなのか。それから、本当にこの点に対して審議をなされたのか。

あと一つ、この報告には載っていない、審議はない。あと一つ、建設課の予算を見ても、全然審議がなされていない。それも審議をしたのかしないのか。よろしく申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

産業建設委員長 中根光男君。

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

お答えいたします。

審議については、委員会報告書のとおりでございますので、ご了承を願いたいと思います。

なお、詳細につきましては書類の提出については、再度提出をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

委員会でのご質疑があったかどうかという件につきましては、質疑はございませんでした。
以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

産業建設委員長 中根光男君。

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

お答えします。

委員会の報告につきましては、審議内容については報告書の内容でございますので、ご了承を
いただきたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

審議はやっていないということで承っていいんでしょうか。

○議長（桂木庸雄君）

産業建設委員長 中根光男君。

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

そのとおりでございます。

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認め、以上で、各常任委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第1号 かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の
制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第1号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第2号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例
の制定についての討論を行います。

6番 佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第2号 かすみがうら市歩崎ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

設置目的に、市民及び本市を訪れる観光客に、「当市の歴史文化の紹介や地域資源情報、観光情報の発信と交流の場を提供し、市内各産業の振興に資する」としております。しかし、市民の何人かに聞いたところ、なぜ今、佐賀保育所を改造してまで歩崎に新しい施設が必要なのか、無駄な箱物ではないかという声が上がっております。職員の中からも、具体的な構想がなく意味不明だ、佐賀保育所を空き家にできない、とりあえず何かつくろうと考えたことと新庁舎が狭いので、観光課の職員をセンターに置こうというのが本音ではないかというような批判も聞かれております。

産業建設委員会の審議でも、ある委員からは、せっかく保育所の統廃合をしたり、民間委託をして行政をスリム化しようとしているところからすると、また施設を残して、そこに新たな事業を興すのは、逆に経費がかかる話ではないか、新設される霞ヶ浦庁舎を活用して観光物産センターにするなど、そういう発想をしなかったのか等々の意見も出されております。

私も既存の施設、例えば農村改善センターを活用すれば十分ではないかと考えます。必要性の乏しい新たな施設の設管条例制定には賛成することはできません。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

3番 加固豊治君。

〔3番 加固豊治君登壇〕

○3番（加固豊治君）

議案第2号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、この議案に、私は賛成の立場から討論いたします。

かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターにつきましては、昨年3月末で廃止された佐賀保育所の跡地を利用して、住民意向なども取り入れながら、資料館に隣接するという地の利を生かして、有効活用するという視点で進められた事業と認識しております。

ご案内のように、この地区は歩崎観音を初め、茨城百景の一つとして、かつてにぎわいを見せた名所であります。郷土資料館や水族館の開館当初は多くの観光客がありました。現状は帆引き船の運航などで一定の利用はあるものの、年々減少の傾向と思われまます。

観光客の立場で見れば、現状はゆっくり休息できる場がなく、また各施設の一体的な活用や連携も十分とは言えない状況と思われまます。

このような現状を踏まえ、今回、国の交付金等を活用して、歩崎公園ビジターセンターの整備が計画されたわけですが、市民活動の拠点として、また観光客をお迎えるイベント情報館として十分な活用を図り、地域振興に大きく貢献することを期待して、賛成討論といたします。

議員諸侯のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第2号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第3号 かすみがうら市国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第3号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第4号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第5号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第6号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第6号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第7号 かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第8号 かすみがうら市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第9号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第10号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

6番 佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第10号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論に参加します。

当市の国保税は、一昨年、後期高齢者医療制度の施行に伴う支援金分を、医療分とは別にそっくり上乗せしたため、年間1世帯平均4万円、23%を超える引き上げとなり、県下一高いものとなってしまいました。被保険者である市民も含め、引き下げを求める声上がり、引き下げを求

める請願が文教厚生委員会では採択されるという状況も生まれました。

引き下げを求める市民の声に対して、市長はこれまでかたくなに拒否してまいりましたが、今回医療分における所得割を0.2%、資産割を5%引き下げる改定案を提出いたしました。私は、このことは市民運動による一定の成果だと考えます。

市当局の引き下げについて、私は評価するものであります。しかし、余りにも引き下げ幅が少な過ぎます。近隣市町村で税率引き上げの動きがあると聞きますが、モデルケース、収入360万円、所得234万円、そして資産を5万円、世帯人数を2人ということで試算する限りでは、相変わらず一番高い状況であります。少なくとも税率为平成19年度時点まで戻すべきだと考えます。

応益割の法定減額の改正については国の施策によるものであります。低所得者対策として大いに評価できるものであります。

しかし一方、負担限度額、医療分と後期高齢者支援分が、現行の59万円から63万円に引き上げることにについては、政府は高額所得者に応分の負担を求めるといいますが、所得割率や応益割額が高過ぎるため、高額所得者とは到底言えない人、世帯まで限度額を支払っているのが現状であり、実質上は庶民増税、負担増であります。

こうした医療費削減路線の枠内での負担の押しつけ合いで、国保の財政窮迫は解決できません。国庫負担の抜本的増額による国保再建こそ、今求められていると考えます。

以上、私の討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第11号 かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第12号 かすみがうら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第13号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第14号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条

例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第15号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第16号 かすみがうら市地域活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第17号 かすみがうら市多目的会館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

本案は、かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第3条の規定に基づく、出席議員の3分の2以上の同意を必要とする特別議決議案であります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立3分の2以上であります。

よって、議案第17号については委員長の報告のとおり可決されました。

[「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時43分

再 開 午後 2時58分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次いで、議案第18号 平成21年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第19号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第20号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第21号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第22号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

6番 佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第22号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）に、反対の立場で討論をいたします。

3月5日の議案質疑において、第2表の繰越明許費の説明を求めたところ、土木部長は、特定環境保全公共下水道整備事業で推進工法によって工事を行っている場所、加茂地内の第3工区で、工事に使用される部材が特殊であったということから入荷がおくれ、それによって年度内完成が難しいと答弁をいたしました。

私は、推進工法自体が特殊な工法であり、発注された工期に基づいて施工するのは当然ではないか。特殊部材というが、この納期管理はどちらの責任なのか。部材の納入が間に合わなければ受注することはできません。このことでもって簡単に繰り越しを認めることは愚の骨頂であると土木部長の姿勢を批判いたしました。それ以上の納得できる答弁は得られませんでした。

そもそも加茂地内における特環公共下水道事業の必要性、緊急性が疑問視されているところですが、産業建設委員会においても、会議録を見る限り、かなりの審議がなされておりました。しかし、工期内完成ができなくなった責任が市側にあるのか、請負業者側にあるのか、明確になっておりません。

私は、このような責任の所在が不明確なまま繰越明許を認めることはできません。

以上、反対といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第23号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行

います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第24号 平成22年度かすみがうら市一般会計予算の討論を行います。

6番 佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第24号 平成22年度かすみがうら市一般会計予算に対して、反対の立場で討論をいたします。

今度の政府予算案は、昨年の総選挙で、国民が自公政権を退場させ、鳩山政権が発足したもとで初めて編成されたものでありました。それだけに、予算案をめぐっては、「政治を変えたい」と、そういう国民の願いに応え、旧来の政治をどう転換し、国民の暮らしと日本経済をどう立て直すか、これが鋭く問われていました。

しかし、予算案に象徴された新政権の姿勢には、国民が決別した旧来の政治に対する一定の総括はあっても、それを根本的に転換する意志は残念ながら見られませんでした。後期高齢者医療制度の廃止の先送り、労働者使い捨ての大穴があいた労働者派遣法の改定案、果てしなく迷走する沖縄米軍普天間基地問題等々、自公政権がもたらした国民の痛みをいやし、あすへの希望をもたらすためにどうしても避けて通ることのできない課題をめぐり、政府・与党は国民の期待に背を向け続けてきました。背を向けたのは、旧来の政治との違いをはっきりさせる試金石ともなるべき「政治とカネ」の問題をめぐっても同様でありました。民主党の政治姿勢が、ここにも象徴的にあらわれました。

日本共産党は3月2日の衆議院本会議で、今必要なことは、経済危機から国民の暮らしを守り、日本の経済を立て直すために、大企業の巨額の内部留保と利益を社会に還元させて、雇用、中小企業を守ること、自公政権が続けてきた社会保障削減路線による傷跡を是正するために、社会保障の拡充を図ること、軍事費と大企業、大資産家減税という2つの聖域にメスを入れて財源を確保し、庶民増税の不安を解消すること、この3つの転換が必要だと主張し、2010年度の政府案に反対の立場で討論をいたしました。

当かすみがうら市にとっても、市民の暮らしと雇用や農業を含めた営業を守る施策が求められ

ているのではないのでしょうか。来年度の予算は、それにこたえるものになっているのでしょうか。

市長は、施政方針演説で市民の融合や市民目線でのまちづくりの推進、行政改革や入札制度改革への取り組み、まちづくり計画においては5つの重点目標を掲げ、将来像の実現に向けた施策に取り組んできたと述べ、市民が夢と希望を持って学び、働き、そして長寿社会をだれもが健やかで生きがいを持って楽しめる人生の活躍の舞台づくりが、私の目指すまちづくりであり、ことはそのスタートの年にしたいと、決意を表明いたしました。

歳入における個人市民税は18億4000万円ですが、09年度対比で1億2000万円の減、08年度決算比では4億1000万円弱と、減の落ち込みは激しく、市税全体では48億4000万円弱、そして09年度比で2億円の減、08年度決算比では9億8000万円の減となっています。その分を地方交付税が09年度比2億6000万円と臨時財政対策債3億2000万円、合わせて5億8000万円の増でカバーしております。臨時財政対策債を含む地方債合計は19億9000万円弱で、09年度比4億1600万円の増の26.5%アップとなっております。

その結果、一般会計における2010年度末見込みの地方債の償還残高は約182億1000万円で、09年度見込み比で7億8000万円分が膨れ上がります。

一方、歳出では、民生費の子ども手当と教育費の志筑小学校建設の大幅増が目立ちますが、公債費の支出が09年度比で約1億円増となっております。合併特例債の償還が次第に市の財政を圧迫し始めていることを示しているのではないのでしょうか。

合併5年が経過いたしました。私が2月から3月にかけて行った市民アンケートでは、「公共料金などの負担が重くなった」、これが断トツの1番、54%。次に、「行政サービスが悪くなった」が38%で、「市になってよかった」と答えた人は、たったの2%でありました。市民の中には、いまだ合併してよかったと思っている方は、圧倒的に少ないということは確かであります。

坪井市長のもとで入札制度改革が行われ、条件つき一般競争入札が平成18年度途中から導入されました。これまで半ば公然と行われていた入札談合、千代田地区では鈴木前市長による官製談合、一方の霞ヶ浦地区では霞ヶ浦建設協会会長が主導する業界談合、これらの談合構造が次第に崩れてきました。このことは、談合情報の提供などもあわせて、私を含む6人の原告団が起こした入札談合損害賠償請求訴訟の影響もあって、これまで平均落札率が98%と高どまりになっていたのが、平成18年度では平均落札率が87.1%に、平成19年度では79.95%まで下がりました。

その結果、落札差額が18年度2億円、19年度4億円となりました。その後、市当局は20年度から最低制限価格を導入したことや、5000万円以下の公共事業については、市内に本店を置くものとしたこと、さらに、私たちの談合裁判が地裁で敗訴するなどの影響もあって、応札業者が極端な減少になったとともに、平均落札率は90.35%と上昇、平成21年度も現時点では93.66%までに至っております。

私は、公共事業ですから、安ければ安いほどよいという立場ではありませんが、たびたび寄せられる談合情報から推察するに、談合入札が復活してきているのではないかと思います。ここでも合併効果はあられせず、いまだに地域すみ分けの入札が行われているのが実態です。予定価格や指名業者の事前公表はやめることなどの入札の改革を行うとともに、建設業で働く労働者の賃金を確保する公契約条例の制定など、その実現を図るべきではないのでしょうか。

また、施政方針に対する質疑や一般質問でも提案をいたしました。中小業者の仕事起こしの

ための住宅リフォーム助成制度や小規模工事の契約希望者登録制度等が、少なくない自治体で取り組まれています。必要性や緊急性も乏しい大型公共事業、例えば加茂地区などで進められている特環公共下水道事業などがその典型ですが、このような大型な公共下水道事業を見直し、高度処理型合併槽事業を積極的に進めていくことや、生活に密着した道路改修工事などで、地元中小業者の仕事を確保する公共事業への転換を図ることも必要ではないでしょうか。

霞ヶ浦分庁舎建設なども無駄遣いの典型であります。加えて23億円もの事業費をかけ、石岡地方斎場の移転建設は無駄遣いであり、絶対に認めるわけにはいきません。アンケート結果でも、「現在地での建てかえ」の回答が43%を超え、「計画どおり推進」は11.6%でありました。また、このような一部事務組合の建設費に合併特例債を用いることはできないと考えるものであります。

私は、常に地方自治体の本来の役割は、住民の福祉と暮らしを守ることにあると強調しておりますが、来年度予算には、国保特別会計に一般会計から繰出金を1億3355万円増額をいたしました。ひとり暮らしの高齢者世帯への火災報知器設置助成やインフルエンザの予防接種助成を中学生まで拡充する。また、市民の窓口サービスの時間を、週1回ですが2時間延長することなど、一定の前進面が見られますが、全体としては不十分なものと言わざるを得ません。

特に子育て支援について見るべきものがありません。子育てには医療費の無料化が一番効果的だとして、年齢の拡充をこれまで一貫して求めてまいりましたが、県でも10月から小学3年生までの無料化が実現いたします。所得制限なしで小学校卒業まで医療費無料制度を拡充するには、当市では8810万円ほどの財源が必要としておりますが、無駄な大型公共事業をやめ、談合を許さない入札制度の改善で、財源は確保できると考えます。

新潟県の聖籠町では、子育て支援に力を入れ、07年4月から3歳児から5歳児までの通常保育、これは午前8時半から午後3時までであります。この保育料を無料にしたり、中学校卒業までの医療費を助成しております。ここの町長であります渡邊廣吉町長は、「福祉や教育は金があるからやるのではなく、金がなくてもやる気があればできます。いかに優先づけてやるかです。聖籠町での子育て支援は、周りからうらやまれ、人口もふえております。安心して子どもを産み育て、将来を担う子どもの施策が優先です」と語っております。隣の土浦市では、中学校卒業までの医療費無料化を実施しているわけですから、先進自治体にもっと積極的に見習うべきではないでしょうか。

教育行政については、子どもたちがいかに安心して学べる環境を整えるかが求められております。文教厚生委員会で、公設派遣村の教訓から、養育できない親から子どもたちを守り救い上げる、ワンストップサービス体制を市独自で立ち上げることを提案をいたしました。それには、予算の裏づけが必要です。今、そのことが緊急に求められていると考えます。

また、学校関係者から聞いたところですが、中学校の全教室に液晶カラーテレビ、46インチだそうではありますが、これを設置することになったが、全教室に設置するのはかすみがうら市だけだといいます。「設置するなら、せいぜい1フロアーに1台で十分だ」、「昔と違って、今はテレビでの授業は余り行われていない」と述べ、「大きな予算をかけるものについては、事前に現場の声を聞いてもらいたい」と語り、「何よりも学校の維持修繕に十分な予算をつけてもらいたい」と訴えておられました。

この中学校デジタルテレビ購入事業は、指名競争入札で中川商事が落札していますが、落札額

は685万円、予定価格が690万円で落札率99.2%でありました。そして、その他の6社は辞退していることもわかりました。まさに出来レースの感があります。このような必要性に乏しい備品を備えるのではなく、緊急に必要とされている維持修繕のほうに予算を振り向けるべきではないでしょうか。さらに、すべての小中学校への防犯カメラの設置を行うべきと考えます。

加えて、教育の無償化と言っても、経済的にかなり厳しい中で、父母負担が現実にあります。学用品とか修学旅行費や学級費ですが、文部科学省の調査でも、公立の小学校で年間5万6000円、中学校では13万8000円、当市の調査結果でも、小学校で平均7万8000円、中学校で平均12万4000円であります。義務教育費にかかる私費負担をできるだけ少なくするよう、市独自の支援策を講じるべきだと考えます。

また、福祉タクシーの利用料の問題についてですが、初乗り料金が上がった差額分については、プラスアルファして予算を計上するべきではなかったのではないのでしょうか。その財源は市長交際費を削減し、その分を充てることも考えられます。

市が雇用する職員の問題について、自治体労働者の調査によって、かすみがうら市は全体的に非正規の雇用の率は低いのですが、保育士と学童保育の指導員には専門性が求められているわけですから、きちっとした正規雇用とすることが必要だと思えます。

最後に、やまゆり館及び雪入ふれあいの里公園の指定管理者については、私は反対した立場であります。

以上のことをつけ加えて、一般会計予算に対する反対の討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

4番 古川誠一君。

〔4番 古川誠一君登壇〕

○4番（古川誠一君）

議案第24号 平成22年度かすみがうら市一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

政権交代後、初の国の予算案も間もなく成立の見通しとなっております。しかし、景気の先行きはデフレの懸念や厳しい雇用情勢など、明るい兆しが見られません。新卒の大学生、高校生の就職内定率も1割以上の人たちが、いまだ未定というような状況が報道されております。特に、地方経済の実態は深刻かつ不透明な状況にあります。

このような中、本市の新年度予算案には、地域の活性化に向けた農業分野や水産業分野への支援策の拡充や企業誘致による産業の振興策への支援、また雇用の促進により、地域の活力を高める努力がうかがえます。さらに、子ども手当を加えた社会保障の充実など、子育て支援や教育指導体制の強化、さらには国保会計の支援策など、細かい配慮の跡が見える予算であります。

一方、志筑小学校移転整備や五輪堂橋の改修を初め、平成21年度補正予算に盛り込まれた学校施設の耐震化などの公共事業の実施により、切れ目のない経済対策とともに、市民の安心・安全な暮らしを優先的に実現しようという意識が見られる予算であります。

歳入についても、国の臨時交付金などを効果的に活用しており、本市の合併5周年を迎えて、市民の期待にこたえる予算と判断し、本案に賛成するものであります。

特に私は本年5月に、待望久しかった霞ヶ浦庁舎がオープンします。これは、旧出島村、坂本村長のころからの懸案でありました霞ヶ浦大橋からの国道354号と神立より新生道路歩崎に至る交通の利便性のよいクロス地点を拠点として、地域を発展させようという構想、地域の市民交流の拠点として、活力あるまちづくりに大きく貢献できる記念すべき年であると期待しております。

そのようなことを踏まえ、私は新年度予算案に賛成するものであります。議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第25号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

6番 佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第25号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算に対する反対の討論を行います。

国保税の引き下げを求める市民の声が多くなっております。私が行ったアンケート調査結果でも、「引き下げるべきだ」と答えた人が63%おります。それに続いて、「低所得者への減免措置」が28%という結果でありました。

皆保険制度は国保の理念であります。国民健康保険法第1条には、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするとしてあり、社会保障の文言があるのは国民健康保険法だけであります。市民をも含め、議会も首長も、国保は社会保障であることの再認識を持つべきであります。条例の改正で税率が若干引き下がりましたが、所得300万円の4人家族で40万円を超える保険税、これが払える保険税の水準なのでしょうか。

国会においても、所得の1割を超える保険税について問われた鳩山首相も、「率直に申し上げて相当高い」と答弁しております。このような所得の1割を超える保険税負担は、すぐにでも解

消しなければならないと考えます。

国民健康保険税の引き下げについては、一般質問で何回も取り上げてまいりましたが、収納率のアップを図るには、保険税を下げる必要があると強調し、そのことによってペナルティーを受けないようにすることなど、具体的な提案もしてまいりました。その財源として、引き下げた議員報酬や市の職員の給与の引き下げ分を活用することなども取り上げ、支払いに困っている保険税を下げるという提案をしておりますが、やはり、私は基本的には、平成19年度の時点に戻すべきだと思います。

また、市当局は短期保険証を1カ月ごとにやったため、収納率が上がったと言いますが、1カ月の短期保険証でやりくりしている方にとっては、大変な状況であります。逆に全く払えない、本当に苦しくて払いたいのにならぬ、全国的な例では、これまで最終的に資格証明書を発行されて、病院にかかれなくて重症化して亡くなる方もいるということが報告されております。また、督促を何回もされて、払えなくて困って自殺に追い込まれたという人もおります。

そういう意味では、当市で保険証を300世帯分もとめ置いているというのは異常ではないでしょうか。被保険者一人一人の実情をよく把握して、保険証を交付すべきだと思います。また、短期保険証の発行については、被保険者との信頼関係をつくりながら、できる限り6カ月にしていたいただきたいということを要望して、私の反対討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

2番 小松崎 誠君。

〔2番 小松崎 誠君登壇〕

○2番（小松崎 誠君）

議案第25号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算について、私は賛成の立場で討論に参加いたします。

国保会計は、市民に対する医療保険給付を行うため、国庫負担等の公費と国保税を主な財源として、本来は独立採算で運営されるべき事業であります。しかし、国庫負担の減少などで、本市に限らず、多くの自治体で厳しい財政運営を強いられております。

22年度予算は、この点を踏まえた中で、歳入においては軽減幅の拡大や景気低迷の影響などから、保険税収入の減少を見込み、歳出においては、保険給付費全体の増額を5200万円余りとするなど、大変苦勞が見える予算編成がされております。また、制度的な歳入に加えて、一般会計から1億1000万円ほどの財政支援がなされるなど、市として責任を持って国保制度を支えていくという意識が認められるところであります。

厳しい経営状況が予想される中で、市民負担の軽減を図るべく、保険税率の引き下げ措置を行うなど、市長として被保険者の理解を得るための努力が示された予算となっており、評価すべきものであります。公平・公正な運営を行うため、被保険者の納税に対する意識をさらに高めるための努力も、引き続き積極的かつ強力に取り組むことを強く要望しまして、本案については賛成するものであります。

議員の皆様のご賛同をお願いして、私の賛成討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第26号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計予算の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第27号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

6番 佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第27号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算に反対する討論を行います。

来年度からの後期高齢者医療保険料、2年間の保険料については、県民の運動もあって、県の広域連合は基金を全部取り崩し、値上げをいたしませんでした。全国では、21都道府県で値上げになり、最高額の東京都と最低額の秋田県との差は2.3倍にもなります。したがって、茨城県で値上げを抑えたということは、県民運動の成果であると考えております。

しかし、そもそも一昨年6月に民主党を含む4野党、これが共同し、参議院で成立させた後期高齢者医療制度廃止法案は、もとの老人保健制度に戻す内容でありました。委員会審議の冒頭、法案提出の代表となった民主党議員は、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられる内容になっておりませんので、一刻も早く廃止をさせていただきたいと成立を求めたものであります。それが、政権につくと態度が後退し、老人保健制度に戻すだけでも2年かかるということがわかった。混乱を生じさせてはいけないなどと言い出し、廃止法案成立に反対した自民・公明の、いわゆる旧与党や厚労省が持ち出したのと同じ理屈で、廃止に待ったをかけ、先送りしてしまいました。

民主党政権は、後期高齢者医療制度の廃止論議の中で、国保の広域化の推進を前面に押し出し、市町村国保を寄せ集めて、都道府県単位の広域連合などに集約しようとしております。報道によれば、今度は65歳以上的人是べて国保へ国保へという構想を打ち出しました。それも別建てであります。年齢で差別するという保険制度が問題となっているのに、差別を一層拡大しようとするものではないでしょうか。このような制度は、1日でも早く廃止すべきだと考えます。そして、75歳以上は医療費を無料化にすべきであると考えます。

以上、私の討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第28号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算の討論を行います。

6番 佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第28号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算に、反対の立場で討論に参加

します。

特定環境保全公共下水道整備事業では、加茂地域の工事請負費 2 億1500万円が計上されております。前回は反対を表明いたしました。費用対効果を検証した結果、この事業が行われたものとは思えません。

3月3日、私の一般質問に答えて、土木部長は、平成16年に行った工業団地内企業アンケート調査なるものを持ち出し、この事業推進を正当化しようとしているようですが、アンケートはあくまで調査上の一つの資料であり、認可とは別物であります。本来なら、これら企業などからの合意を取りつけた上で、確実な加入を担保してから、事業を行うか否かを判断すべきであったものと考えます。

この事業は、前の霞ヶ浦建設業協会会長の肝いりで計画されたものだとの投書がありました。一般質問でも紹介をいたしました。その投書には、「平成18年ごろに区長より下水道の説明会があるので出てほしい、整備の同意書に名前を書いてほしいと言われたので、当時は書きました」、「18年以前は建設業協会の会長が力を持っていたため、前町長が言いなり状態で何でも指示に従っていました。人事権を持つ前町長が言いなりだったので、職員も同様に従っていました。そのような関係で仕事が欲しいため、談合により自分の見返りを求めるため、整備区域内の排水調査もせず、お粗末な説明会のみで下水道認可をとったものです」、「全く関係のない下水道審議委員が判断するのではなく、そこに住む下水道を使用するか否か、自分たちで判断することをすべきではないか」と書かれてありました。

ですから、この事業は、地域の環境改善から出発したものではなく、一部の業者のための公共事業優先政策が根っこにあったものと考えます。つけ加えれば、下水道を整備しているにもかかわらず加入が進まないのは、現状を無視した大型公共下水道工事を推進した結果ではないでしょうか。下水道事業で今すぐにでもやらなければならないことは、既に整備した区域内における加入の推進であると考えます。

以上、反対の討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第29号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第30号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計予算の討論を行います。

6番 佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第30号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

平成21年度の予算審議の際にも、保険料のアップの根拠になった保険給付費の大幅見積もりは、厚生労働省の指導によるものだということがわかりました。ですから、保険給付費は厚生労働省の指導がスライドしただけであって、実際には検証したものではないと考えます。

委員会の審議の中で、昨年4月から11月の8カ月の結果で来年度の給付費を試算したといいますが、現実的にはそういう数字にはなり得ないのではないかと考えます。やはり、一番問題なのは、平成20年度の実績等を踏まえれば、給付費の伸び率が平成20年度と比較して、平成22年度で20%アップになるということは到底考えられません。

その理由は、介護を受けたくても、1割の利用料が負担できなくて受けられないという人がふえているのが現実にあるからであります。ですから、この給付費の伸びというのは、現実的な数字ではないと私は思っております。

市民アンケートでも、高齢化社会に何を望むかという問いに、「介護保険料や利用料の引き下げ」を望む声が50%を超えております。いかに介護を受けやすくすることと、負担が余りにも大き過ぎる介護保険料は、今すぐにでも引き下げていかないと、介護保険制度そのものが破綻してしまうのではないのでしょうか。また、低所得者に対して、市独自の保険料や利用料を減

額、免除する制度を設けるべきだと考えます。

つけ加えるならば、介護労働者への直接支援、給料、報酬、賃金をアップすることも、今求められていると思います。介護労働者への労働条件と待遇改善は、本来国が責任を持つべきものがありますが、これについても、市独自の支援策を講ずることを要望いたしまして、討論いたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第31号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計予算の討論を行います。

6番 佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第31号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計予算に反対の立場で討論に参加いたします。

当市の水道事業会計は、年々改善されております。その一番大きい要因は、支払利息及び企業債取扱諸費の減少であります。給水原価に占める割合は、平成17年度では21.1%あったものが、平成20年度では16.6%と大幅に下がり、額では55.8円から40.7円と15.1円も下がっております。これは、減債積立金を用いた高金利分の企業債などの繰上償還に充てた結果であると思います。

来年度予算は利益を少なく見積もっておりますが、県西広域水道用水料金が基本料金で100円値下げされ、550万円の受水費が減額されることになっております。受水費を20年度の決算並みとすれば、2000万円を越す減額が予想され、相当な額の利益余剰金が出るものと考えます。さらに、平成21年度の市水道事業会計予定損益計算書では、当年度末処分利益余剰金が3821万1873円

となっております。

私は、これら予想される利益剰余金は、減債積立金にするのではなく、約30%の市民が10立方未満の使用者ですから、基本水量を10立方から5立方へ改め、その財源に充てるべきだと考えます。少なくとも、市民が使ってもいない水の分まで、料金は取るべきではありません。先日、夫に先立たれたひとり暮らしのご婦人から、年間の水道使用量のお知らせの資料を提供されました。切実な訴えを受けております。

仮に基本料金を5立方に引き下げる改定をした場合、年間5000万円ほどの減収になると試算されているとしていますが、その財源は十分捻出できるのではないのでしょうか。いずれにしても、市民に低廉な価格で水を供給する責務は市にあります。水道料金の引き下げを求める市民にこたえるよう要請して、私の討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

1番 古橋智樹君。

〔1番 古橋智樹君登壇〕

○1番（古橋智樹君）

議案第31号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。

水道事業については、環境を配慮した生活における節水の取り組みや民間事業における水道使用の合理化など、給水収益が大きく減少される見込みにおいて、経営の健全化を図るべく、これまでに企業債の繰上償還を積極的に実施してきた成果があり、お手元の資本的収支予算書のとおりであります。

また、県西広域水道用水の基本料金につきましても、県に対し、継続して値下げ要望を行い、このたびの値下げにつながったものと、まずは評価すべきであります。

水道施設は、行政が担う市民のライフラインであり、安全で安心な水道水を安定的に供給すべく、施設の修繕や維持管理に万全を期す必要があります。このようなことから、計画的な配水管工事を進めるとともに、将来の水需要や企業局の給水原価などの動向を見据えて、計画、さらには予想等に基づき、より健全な企業に留意していただくことを、賛成者として強く要請いたします。

改めて水道事業は市民生活に密接した事業であり、私は安定した市民生活の基盤を継続いただくという観点に立って、本予算に賛成するものであります。

議員諸侯のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第32号 市道路線の廃止についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第32号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時55分

再 開 午後 4時15分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案第32号の市道路線の廃止は、市道路線の認定に訂正いたします。

日程第 2 平成21年請願第1号、平成21年請願第6号並びに請願第1号

○議長（桂木庸雄君）

日程第2、平成21年請願第1号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願書、平成21年請願第6号 都市計画の見直しによる新しいまちづくりの請願について、請願第1号 核兵器の廃絶を求める請願書についての3件を、かすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、総務委員会並びに産業建設委員会にそれぞれ付託をしております。これより、かすみがうら市議会会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 鈴木良道君。

[総務委員会委員長 鈴木良道君登壇]

○総務委員会委員長（鈴木良道君）

総務委員会委員長報告を申し上げます。

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告をいたします。

本委員会は、ただいま議題となっております請願第1号 核兵器の廃絶を求める請願書について、3月5日及び8日に会議を開催し、請願紹介議員からの説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第1号につきましては、全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。

また、請願第1号については、全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法第109条第7項の規定により、委員会において議長あてに意見書案を提出することを決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、別紙委員会会議録のとおりでありますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 中根光男君。

[産業建設委員会委員長 中根光男君登壇]

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

産業建設委員会委員長報告を行います。

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

今委員会は、ただいま議題となっております平成21年からの継続審査である平成21年請願第1号、平成21年請願第6号について、閉会中の2月1日及び会期中の3月5日並びに3月8日、3月9日に委員会を開催し、請願紹介議員からの説明を求め、慎重に審査を行いました。

慎重な審査の結果、平成21年請願第1号は全会一致で採択すべきものと決定いたしました。また、平成21年請願第6号は全会一致で趣旨採択とすべきものと決定しました。

なお、平成21年請願第1号につきましては、全会一致の採択を受けましたので、地方自治法第109条第7項の規定により、委員会において議長あてに意見書案として提出することを決定いたしました。

審査の経過並びに概要については、別紙委員会報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、平成21年請願第1号「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願書の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより平成21年請願第1号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、平成21年請願第1号は委員長の報告のとおり採択されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、平成21年請願第6号「都市計画の見直しによる新しいまちづくりの請願」についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は趣旨採択でありますので、趣旨採択とすることに対する討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより平成21年請願第6号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、平成21年請願第6号は委員長の報告のとおり趣旨採択されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、請願第1号「核兵器の廃絶を求める請願書の討論」を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、請願第1号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第3 委員会発議第1号 「気候保護法（仮称）」の制定に関する意見書（案）

○議長（桂木庸雄君）

日程第3、委員会発議第1号 「気候保護法（仮称）」の制定に関する意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において審査が終了しております。したがって、会議規則第37条第2項及び第3項の規定により、提案説明並びに質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認めます。

委員会発議第1号についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、委員会発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4 委員会発議第2号 核兵器の廃絶を求める意見書（案）

○議長（桂木庸雄君）

日程第4、委員会発議第2号 核兵器の廃絶を求める意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において審査が終了しております。したがって、会議規則第37条第2項及び第3項の規定により、提案説明並びに質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

異議なしと認めます。

委員会発議第2号についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより、委員会発議第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

異議なしと認め、委員会発議第2号は原案のとおり可決いたしました。

日程第5 閉会中の継続審査について

○議長（桂木庸雄君）

日程第5、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

産業建設委員会委員長より、お手元に配付したとおり、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

産業建設委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第6 閉会中の所管事務調査について

○議長（桂木庸雄君）

日程第6、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（桂木庸雄君）

これにて、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これをもちまして平成22年かすみがうら市議会第1回定例会を閉会いたします。

会期22日間にわたる慎重なご審議、まことにご苦労さまでした。

午後4時27分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 桂 木 庸 雄

かすみがうら市議会議員 佐 藤 文 雄

かすみがうら市議会議員 中 根 光 男

かすみがうら市議会議員 鈴 木 良 道